平成28年矢巾町議会定例会3月会議目次

議第	ミ目 次	•••			1
	第	1	号	(2月24日)	
○諱	隻事日	程			3
O4	ミ日の	会議	に付	した事件 ······	4
	1席議	長員			4
O 2	(席議	員			4
О #	也方自	治法	第 1	2 1 条により出席した説明員	5
○職	銭務の	ため	に出	席した職員	5
○開	Ī.	議			7
○諱	隻事日	程の	報告		7
	皆般の	報告	·		7
○ £	会議鋦	署名	議員	の指名	7
○ £	:議期	間の	決定		7
○旅	直政力	針演	述並	びに教育行政方針演述	8
○諱	養案 第	\bar{i} 1 1	号	矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めるこ	
				とについて	: 5
○諱	養案 第	\bar{i} 1 2	号	職員の降給に関する条例の制定について	: 6
○諱	養案第	, 1 3	号	矢巾町行政不服審査会条例の制定について2	2 7
○諱	養案第	i 1 4	号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例につ	
				\r\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	8
○諱	養案 第	\bar{i} 1 5	号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施	
				行に伴う関係条例の整備に関する条例について2	9
○諱	養案第	£16	号	一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例につい	
				7	1
○諱	養案 第	\tilde{s} 1 7	号	矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について3	3
○諱	養案第	£ 1 8	号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条	
				例について	4

○議案第19号	矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について3	5
○議案第20号	矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条	
	例の一部を改正する条例について3	6
○議案第21号	矢巾町保健センター条例を廃止する条例について3	8
○議案第22号	あっせんの申立てに関し議決を求めることについて3	9
○議案第23号	町道路線の廃止に関し議決を求めることについて4	1
○議案第24号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて4	2
○議案第25号	字の区域変更について4	5
○議案第26号	矢幅駅前地区整備等業務に係る工事委託に関する契約の変更につ	
	NT4	8
○議案第27号	矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議決を	
	求めることについて4	9
○議案第28号	平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	
	について	6
○議案第29号	平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)に	
	ついて6	4
○答弁の保留につ	ついて7	1
○議案第30号	平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
	について	2
○議案第31号	平成28年度矢巾町一般会計予算について7	5
○議案第32号	平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について7	5
○議案第33号	平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について7	5
○議案第34号	平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について7	6
○議案第35号	平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算に	
	ついて	6
○議案第36号	平成28年度矢巾町水道事業会計予算について7	6
○議案第37号	平成28年度矢巾町下水道事業会計予算について7	6
○散 会		8

○議	事日	程	••••		• • • • • •			, 			•••••		••••	 		 •••	7	9
○本	日の	会議	に付	した	事件	· · · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •							 		 •••	7	9
〇出	席議	員	••••		• • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						•••••	 		 •••	7	9
〇欠	席議	員	••••		• • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						•••••	 		 •••	7	9
○地	方自	治法	第 1	2 1	条に	より	出席し	た説	明員		•••••		••••	 		 •••	7	9
○職	務の	ため	に出	席し	た職	員	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						••••	 		 •••	8	О
○開		議	••••		• • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •							 		 •••	8	1
○議	事日	程の	報告	•	• • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						••••	 		 •••	8	1
○請	願•	陳情	• • • •		• • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						••••	 		 •••	8	1
	2 8	請願	第 1	号	安全	保障	関連法	の廃	止をす		る請原	頁						
\bigcirc	般質	問					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •							 		 •••	8	1
	1	村	松	信	<u> </u>	議員	••••							 		 •••	8	1
	2	昆		秀	_	議員	••••							 		 •••	9	9
	3	赤	丸	秀	雄	議員	••••						••••	 		 1	1	5
	4	高	橋	安	子	議員	••••						••••	 		 1	3	0
	5	廣	田	清	実	議員	••••						•••••	 		 1	4	О
	6	齊	藤	正	範	議員	••••						••••	 		 1	5	6
○散		会	••••		• • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •							 		 1	7	6
	第	3	号	(3	月 8	日)												
○議	事日	程	••••					· • • • • • • •						 		 1	7	7
○本	日の	会議	に付	した	事件	· · · ·		· • • • • • • •					••••	 		 1	7	7
〇出	席議	員	••••					· • • • • • • •						 		 1	7	7
〇欠	席議	員	••••					· • • • • • • •						 		 1	7	7
○地	方自	治法	第 1	2 1	条に	より	出席し	た説	明員				••••	 	• • • • •	 1	7	7
○職	務の	ため	に出	席し	た職	員	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	, 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				••••	 	• • • • •	 1	7	8
○開		議	••••		• • • • • •			, 					•••••	 		 1	7	9
○議	事日	程の	報告		• • • • • •		•••••	, 					••••	 		 1	7	9
\bigcirc	般質	問	••••					· • • • • • • •						 		 1	7	9
	1	小	JII	文	子	議員	••••							 		 1	7	9

	2	Щ	﨑	道	夫	議員		1	9	3
	3	藤	原	由	巳	議員		2	0	9
	4	Ш	村	よし	一子	議員		2	3	2
	5	藤	原	梅	昭	議員		2	5	4
○散		会						2	7	3
	第	4	号	(3	3月2	2 目)				
○議	事日	程						2	7	5
○本	日の	会議	に付	した	事件	·····		2	7	6
〇出	席議	員						2	7	6
〇欠	席議	員						2	7	6
○地	方自	治法	第 1	2 1	条に	より出	は席した説明員	2	7	6
○職	務の	ため	に出	席し	た職			2	7	7
○開		議		••••				2	7	9
○議	事日	程の	報告					2	7	9
○請	願•	陳情	の審	查報	是告			2	7	9
	2 8	請願	第 1	号	安全	保障関]連法の廃止を求める請願			
					(総	務常任	· 委員長報告)			
○報	告第	2	号	その	他町	道南昌	山線道路災害復旧(25災560号)工事請負契			
				約页	変更	に関す	- る専決処分の報告について	2	8	0
○議	案第	3 1	号	平成	ž 2 8	年度矢	守巾町一般会計予算について	2	8	1
○議	案第	3 2	号	平成	ই 28	年度矢	こ中町国民健康保険事業特別会計予算について	2	8	1
○議	案第	3 3	号	平成	ž 2 8	年度矢	中町介護保険事業特別会計予算について	2	8	2
○議	案第	3 4	号	平成	ই 28	年度矢	市町後期高齢者医療特別会計予算について	2	8	2
○議	案第	3 5	号	平成	ž 2 8	年度矢	中町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算に			
				つレ	いて			2	8	2
○議	案第	3 6	号	平成	ž 2 8	年度矢	で中町水道事業会計予算について	2	8	2
○議	案第	3 7	号	平成	ž 2 8	年度矢	市町下水道事業会計予算について	2	8	2
○諮	問第	1	号	人格	雀擁護	委員の	推薦につき意見を求めることについて	2	9	1
○議	案第	3 8	号	特別	川職の	職員の	給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条			

		例について292
○議案第3	3 9 号	矢巾町役場庁舎冷房機器設置工事請負契約の締結について295
〇議案第4	4 0 号	平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第11号)について296
〇議案第4	4 1 号	平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予
		算(第4号)について296
○議案第4	4 2 号	平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について296
〇議案第4	4 3 号	平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について …296
○発議案第	第4号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
		する条例について303
○発議案第	第5号	矢巾町議会事務局処務規程の制定について305
○発議案第	第6号	安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について305
○発議案第	第7号	社会資本(上下水道)の老朽化対策の制度拡充を求める意見書の
		提出について307
○選挙第	1号	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について309
○閉 藹	義	
○署 名	<u> </u>	3 1 1

議 案 目 次

平成28年矢巾町議会定例会3月会議

- 1. 議案第11号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることにつ いて
- 2. 議案第12号 職員の降給に関する条例の制定について
- 3. 議案第13号 矢巾町行政不服審査会条例の制定について
- 4. 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 5. 議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例について
- 6. 議案第16号 一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 7. 議案第17号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 8. 議案第18号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 9. 議案第19号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 10. 議案第20号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 11. 議案第21号 矢巾町保健センター条例を廃止する条例について
- 12. 議案第22号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 13. 議案第23号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 14. 議案第24号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 15. 議案第25号 字の区域変更について
- 16. 議案第26号 矢幅駅前地区整備等業務に係る工事委託に関する契約の変更について
- 17. 議案第27号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議決を求めることについて
- 18. 議案第28号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 19. 議案第29号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 20. 議案第30号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につい

て

- 21. 議案第31号 平成28年度矢巾町一般会計予算について
- 22. 議案第32号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 23. 議案第33号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 24. 議案第34号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 25. 議案第35号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
- 26. 議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計予算について
- 27. 議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 28. 請願·陳情
 - 28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願
- 29. 請願・陳情の審査報告 28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願
- 30.報告第 2号 その他町道南昌山線道路災害復旧(25災560号)工事請負契約の変 更に関する専決処分の報告について
- 31. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 32. 議案第38号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 33. 議案第39号 矢巾町役場庁舎冷房機器設置工事請負契約の締結について
- 34. 議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第11号)について
- 35. 議案第41号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)について
- 36. 議案第42号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 37. 議案第43号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について
- 38.発議案第4号 議会の議員和酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 39. 発議案第5号 矢巾町議会事務局処務規程の制定について
- 40. 発議案第6号 安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について
- 41. 発議案第7号 社会資本(上下水道)の老朽化対策の制度拡充を求める意見書の提出に ついて
- 42. 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

平成28年矢巾町議会定例会3月会議議事日程(第1号)

平成28年2月24日(水)午前10時開議

議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第 4 議案第11号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 5 議案第12号 職員の降給に関する条例の制定について
- 第 6 議案第13号 矢巾町行政不服審査会条例の制定について
- 第 7 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 第 8 議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 9 議案第16号 一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第10 議案第17号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第18号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第19号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第20号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について
- 第14 議案第21号 矢巾町保健センター条例を廃止する条例について
- 第15 議案第22号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 第16 議案第23号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 第17 議案第24号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第18 議案第25号 字の区域変更について
- 第19 議案第26号 矢幅駅前地区整備等業務に係る工事委託に関する契約の変更について
- 第20 議案第27号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議決を求めることについて

- 第21 議案第28号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第22 議案第29号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第23 議案第30号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第24 議案第31号 平成28年度矢巾町一般会計予算について
- 第25 議案第32号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第26 議案第33号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第27 議案第34号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第28 議案第35号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
- 第29 議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第30 議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	赤	丸	秀	雄	議員	2番	水	本	淳	_	議員
3番	廣	田	清	実	議員	4番	高	橋	安	子	議員
5番	齊	藤	正	範	議員	6番	村	松	信	_	議員
7番	昆		秀	_	議員	8番	藤	原	梅	昭	議員
9番	Ш	村	農	夫	議員	10番	山	﨑	道	夫	議員
11番	髙	橋	七	郎	議員	12番	長名	川名	和	男	議員
13番	Ш	村	よし	ン子	議員	14番	小	Ш	文	子	議員
15番	藤	原	由	巳	議員	16番	藤	原	義	_	議員
17番	米	倉	清	志	議員	18番	廣	田	光	男	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君 町 長 伊 藤 君 副 清 喜 総務課長 本 良 君 君 山 司 企画財政課長 村 勝 弘 Ш 税務課長 生きがい推進 藤 健 君 池 紀 君 佐 菊 由 兼会計管理者 課 長 農林課長兼農業委員会事務局長 住民課長 髙 和代志 村 松 康 志 君 橋 君 道路都市課長 菅 原 弘 範 君 区画整理課長 藤 原 道 明 君 商工観光課長 仁 君 上下水道課長 吉 孝 君 浅 沼 田 教育委員長 松 尾 光 則 君 教 育 長 越 秀 敏 君 学 務 課 長 花 常 社会教育課長 立 喜 君 本 功 君 Ш 代表監査委員 吉 功 君 農業委員会長 髙 橋 幸 君 田 義

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊 池 清 美 君 係 長 藤 原 和 久 君 主 事 渡 部 亜由美 君

_	6	_	

午前10時00分 開議

○議長(廣田光男議員) ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成28年矢巾町議会定例会を再開します。

これより3月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長(廣田光男議員) 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長(廣田光男議員) 日程に入る前に諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願いたいと思います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。 高橋町長。

(町長 行政報告)

○議長(廣田光男議員) 以上をもって行政報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(廣田光男議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

15番 藤 原 由 巳 議員

16番 藤 原 義 一 議員

17番 米 倉 清 志 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長(廣田光男議員) 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の3月会議の会議期間は2月15日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から3月22日までの28日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、3月会議の期間は本日から3月22日までの28日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程案のとおりでありますので、 ご了承願います。

日程第3 施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長(廣田光男議員) 日程第3、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。初めに、平成28年度施政方針演述を行います。高橋町長。

(町長 髙橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 本日、ここに平成28年矢巾町議会定例会3月会議において、平成28年度における7会計予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、行政経営に対する私の所信と新年度の主な施策について概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年の4月に町長就任以来、町民の皆様の声や英知を結集し、弱い立場にある方々にも光を当てながら、しがらみのない町民本意の優しく元気のある「草の根型」のまちづくりを目指し、町勢発展のため最大限の努力を傾注し、誠心誠意取り組んでまいったところであります。

この間、議員各位をはじめ町民の皆様から多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに対し、心から感謝を申し上げる次第であります。

平成28年度は、東日本大震災から5年を迎える節目の年として、引き続き震災からの復旧・復興に全力で取り組むとともに、政府における地方経済の活性化の取り組みを着実に実行し、東北地域の持続的な発展、競争力の強化に向ける取り組みとして、東北経済産業局におきましては、「東日本大震災からの復旧・復興」、「地方創生」、「更なる競争力強化」、「エネルギー、環境リサイクル」の4つの重点分野について取り組んでいくこととしております。

町内の状況につきましては、まず本町の大規模プロジェクトであります矢幅駅周辺の土地 区画整理についてですが、矢幅駅西地区土地区画整理事業につきましては、平成16年から工 事を進めてまいりましたが、平成27年度ですべての工事が完了いたしました。

また、矢幅駅前地区につきましては、平成23年の工事着手後順調に整備が進んでおり、平成28年度に工事完了の予定となっております。

さらに、岩手医科大学の総合移転事業では、附属病院本体建設に先駆け、外部からのエネルギー供給が途絶した場合でも、自力で病院機能の維持が可能なリスク分散型のエネルギー供給システムを構築することを目的とした「エネルギーセンター」が、4月に完成予定となっており、着実に附属病院や医療関連施設の移転新築に向け事業が展開されております。また、隣接には県の療育センターや盛岡となん支援学校が移転新築されており、早期の完成が期待されておるところであります。

平成25年8月9日の大雨洪水に伴う復旧状況でありますが、町道南昌山線、水辺の里及びマレットゴルフ場を残し復旧工事が完了しておりますが、町道南昌山線につきましては4月の開通を目指し事業を行ってまいります。また、県事業であります一級河川岩崎川につきましては、一昨年から床上浸水対策特別緊急事業の採択を受け、芋沢側合流点から県道不動盛岡線までの区間について、順次、工事が進められており、現在復旧が残されております岩崎川橋につきましても6月の完成を目途に工事が進められているところであります。

スポーツ・文化面では、本町の将来を担う力が大いに活躍し、特にも矢巾中学校男子ハンドボール部が全国中学校体育大会において準優勝するなど、輝かしい成果を残した192人の児童、生徒に対して栄誉を讃えております。

新たな第一歩を踏み出す第7次矢巾町総合計画の初年度である平成28年度は、総合計画の基本理念である「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」の実現のため、新たに定住する人や各種機関や産業の進出を、本町のこれからの成長の糧としつつ、町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現を常に目指し、着実に行政運営を遂行してまいる所存であります。

続きまして、平成28年度における各会計の予算規模につきましてご説明を申し上げます。 一般会計は、92億7,910万円で前年度と比較し、約2.6%の増。

国民健康保険事業特別会計は、30億5,272万円で前年度対比約0.6%の増。

介護保険事業特別会計は、19億5,810万6,000円で前年度対比約5.0%の増。

後期高齢者医療特別会計は、1億7,102万7,000円で前年度対比約0.7%の減。

矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計は、6億9,125万5,000円で前年度対比約9.3%の減。 これによりまして一般会計及び特別会計の総予算額は151億5,220万8,000円で前年度対比 約1.8%の増となっております。

次に、企業会計の予算規模につきましてご説明を申し上げます。

水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が7億6,934万9,000円で前年度対比約11.2%の増、収益的支出と資本的支出の総額が11億8,867万7,000円で前年度対比約1.5%の増。下水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が20億5,013万5,000円で前年度対比約16.6%の減、収益的支出と資本的支出の総額が24億9,713万5,000円で前年度対比約3.5%の増。これによりまして企業会計全体では、収入総額が28億1,948万4,000円で前年度対比約10.5%の減、支出総額が37億7,419万9,000円で前年度対比約2.9%の増となっております。

ここで、本年4月1日からスタートいたします機構改革についてご説明を申し上げます。

民生部門におきましては、住民課と生きがい推進課を統合・分離し、社会福祉支援及び子ども子育て支援を充実させるため、新たに福祉・子ども課を設置いたします。産業部門におきましては、既存の第1次、第2次、第3次産業に加え、6次産業化など新たな取り組みによる各種産業分野が連携し振興施策を一体的に推進するため、農林課と商工観光課を統合し、産業振興課に、土木部門におきましては、矢幅駅前土地区画整理事業の業務が減少することから区画整理課を廃止し、道路都市課に統合いたします。総務部門におきましては、防災機能の充実のため防災安全室を総務課に、重要政策の迅速な推進のため政策推進室を企画財政課に新たに設置いたします。これらにより役場における町民の皆様の手続の際の利便性の向上を図るとともに、昨今の行政課題に合わせた施策に対応してまいります。

続きまして、平成28年度当初予算の概要について、第7次矢巾町総合計画の施策の大綱であります、まちの将来像の実現に向けた7つのまちづくりの方針に沿って、主要な事業に関し具体的な取り組みや直面する課題について、ご説明を申し上げます。

まず『健やかな生活を守るまちづくり』についてですが、健康づくりの推進につきましては、「健康やはば21 (第2次)計画」に基づき、「がん対策」を初め生活習慣病対策の各種の健康づくり施策を着実に推進してまいります。特にも、地方創生先行型事業の一つとして取り組んでおります「塩彩プロジェクト」において岩手県が脳血管疾患死亡率、いわゆる脳卒中死亡率の全国ワースト1になった脳血管疾患死亡率の脱却に向け、「頑張る減塩から気軽な減塩」をスローガンに開発した減塩食品の取り組みを農業振興や商工観光部門、地元の岩手医科大学や医師会関係者、教育研究機関をはじめ、各専門機関と連携しながら、新たな

展開も含み「日本一健康なまちやはば」を目指し、一層推進してまいります。

また、高齢者の健康づくりと介護予防の充実につきましては、「矢巾町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の中間年度となり、効果的、効率的に介護保険事業を実施していくとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、認知症対策や在宅医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

地域福祉の充実につきましては、矢巾町社会福祉協議会をはじめ各種団体、ボランティア グループ、地域住民との協働により地域福祉活動が展開されており、住民のボランティア活動への参加促進やNPO法人等との連携により、支援内容とマンパワーの確保に努めながら、 地域住民と協働による福祉活動を展開していくとともに、地域住民総参加型の支え合う地域 社会を目指した地域コミュニティを推進し、みんなで進める福祉の充実を図ってまいります。

また、自殺予防対策については、こころの健康づくりとして若年層の方向けの場を企画し、 教育及び商工関係者などとの連携した取組みを強化し、各種団体等を対象とした「ゲートキーパー」の養成と育成をより一層進め、町全体として、自殺予防に取り組む体制を構築するよう努めてまいります。

児童福祉の充実につきましては、次世代育成地域行動計画に基づき乳児家庭全戸訪問や育児サークル活動支援、各小学校区で行っております地域子育て支援拠点事業、子育て支援センターの事業を充実し、新たに矢巾町活動交流センター「やはぱーく」に子育て支援活動センターとして設置し、各種事業を継続実施し、保護者の育児不安を緩和するとともに、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を進めてまいります。また、児童家庭相談窓口のさらなる周知を図り、虐待予防、虐待の早期発見につなげるとともに、関係機関と連携を図り、地域全体で子育て家庭を支えていく取り組みを進めてまいります。

また、不妊治療の経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない高額な特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成する制度を平成26年度から新たに設けておりますが、平成28年度は費用助成の拡充を図り、町単独事業として実施している一般不妊治療費助成事業と併せて、不妊に悩む方々への支援を充実させてまいります。

子どもの医療費助成につきましては、県におきまして昨年8月診療分から小学生の入院医療費を対象に助成を拡大しておりますが、本町ではこれに先駆け、小学生の入院にかかる医療費助成を一足早く昨年4月診療分から町単独で実施したところであり、さらに昨年8月診療分から小学三年生までの児童にかかる外来分も町単独で助成しているところでありますが、

さらに新たな事業として助成の枠を拡大し、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

障害者及び障害児福祉の充実につきましては、障害者総合支援法施行から4年目を迎え、「矢巾町第4期障がい者プラン及び障がい福祉計画」の中間年度であることから、計画の基本的視点に基づき、障がい者の自立に向けた支援やサービスの充実に努めるとともに、本町の障がい者支援施策を計画的に推進してまいります。また、障がいをお持ちの方が、その有する能力や適性によって、安心し自立した社会生活が営めるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付と支援の更なる充実に努めるとともに、現在建設されております県の療育センターや盛岡となん支援学校との連携も図ってまいります。

次に、『時代を拓き次代につながるひとづくり』についてですが、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されたことから、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援につきまして、より質の向上を図るべく、これまで以上にきめ細やかに進めてまいりますとともに、保育料の軽減につきましても引き続き行ってまいります。

学校教育につきましては、昨年度から総合教育会議を開催し、教育行政の推進に取り組み、 2月の総合教育会議において、町政全体にかかる教育や人材育成を内容とした教育大綱を定めております。この教育大綱に規定しております目標達成のため、教育委員会と協議・調整を行い、本年4月に策定いたします「矢巾町教育振興基本計画」により、本町教育の方向性や今後重点的に取り組む施策を共有し、町と教育委員会の一層の連携強化を図ってまいります。

また、いじめによると考えられる中学生の自殺という重大事案が昨年発生しており、いじめの問題につきましては教育施策の中で様々な取組みを行うほか、町として「矢巾町いじめ防止条例」を策定し、町全体を挙げていじめの無い学校や社会を作り上げていくこととしております。

社会教育につきましては、引き続き町民の学習ニーズの把握に努めながら、多様な学習機会の拡充を図る必要があり、生涯を通じて学び続けることのできる環境の整備と学習機会の提供に努めてまいります。また、個人が学習した成果を社会の中で活かし、地域の抱える課題について理解を深め、より良い社会づくりにつなげていくことのできる仕組みづくりの充実に引き続き努力をしてまいります。

矢巾町活動交流センター内に新設されます図書センターにつきましては、図書やイベント のさらなる充実に努め、利用者の増加を図ってまいります。

いよいよ今年度本番を迎える第71回国民体育大会につきましては、デモンストレーション

スポーツとして10月2日に本町で開催するスポーツチャンバラ及びラジオ体操の更なる普及・推進を図り、大会運営に万全を期すとともに、花いっぱい運動等の県民運動への積極的な参加を促し、希望郷いわて国体・いわて大会の開催に向けた機運の醸成に努めてまいります。

文化財の保存と活用につきましては、町内文化財の情報を積極的に発信するなどして啓発活動に努め、文化財保護意識の高揚を図ってまいります。また、国指定の史跡徳丹城跡につきましても徳丹城春まつり等の開催を通して広く情報発信に努めるとともに、これまでの発掘調査成果の総括を図り、今後の整備等へ向けて、関係機関と調整を図りながら取り組んでまいります。

具体的な施策につきましては、後程、教育行政方針で詳しく述べられます。

国際交流の推進につきましては、昨年友好都市締結20周年を迎えたアメリカ、フリモント町との交流を推進するとともに、矢巾町国際交流協会の支援を行いながら、フリモント町と行っている相互の派遣事業の充実と町内在住の外国人との異文化交流により国際社会に通用する人材育成を図ってまいります。

次に、『利便性と発展性を高めるまちづくり』についてですが、土地利用につきましては、 国土利用計画など総合的土地利用を基本とし、自然的土地利用と都市的土地利用との調和が 重要な課題であることから、社会環境の変化に対応した土地利用の適切な誘導を図りながら、 魅力あるまちづくりを目指して計画的な土地利用を推進してまいります。

市街地整備の矢幅駅西地区土地区画整理事業につきましては、11月に換地処分を予定して おり、その事務を進めてまいります。

矢幅駅前地区につきましては、平成28年度の工事完了に向けて、今後、残りの家屋移転、造成工事、せせらぎ通り線等の整備を進めてまいります。また、4月に供用開始いたします活動交流センター「やはぱーく」を拠点として、各種イベントを開催し、中心市街地の活性化と賑わいの創出に努めてまいります。

広宮沢第二土地区画整理事業は、これまで留保地の売却、事業地内への企業誘致を行い雇用機会の創出を図ってまいりました。今後、矢幅駅西地区同様11月の換地処分に向け組合と 一体となって事務を進めてまいります。

幹線道路網の整備につきましては、国の交付金等を活用し、引き続き、アクセス道路の整備に向けた計画を推進してまいります。具体的に岩手医科大学に接する町道中央1号線につきましては、昨年度から測量調査設計を行っており、平成28年度は詳細設計に入り、平成31年5月の岩手医科大学附属病院の開院に合わせた拡幅計画を進めてまいります。また、県事業

であります国道 4 号と国道396号を結ぶ一般県道大ケ生徳田橋線の整備及び徳田橋の架け替えにつきましても、平成23年度に事業化がなされ、現在、用地補償を進めるとともに河川協議なども行われておりますが、早期完成に向け引き続き要望活動を展開してまいります。

また、高速道路利用者のほか、岩手医科大学附属病院への緊急アクセス性向上や物流の効率化及び企業誘致による地域産業の活性化を目的とした「矢巾スマートインターチェンジ」につきましては、昨年から用地のご協力をいただき、平成30年の供用開始を目指し、この春から本格的に工事に着手することとなっております。このことに併せ、周辺道路につきましても関係機関と連携し、早期の完成を目指し整備を進めてまいります。さらに、このスマートインターチェンジを有益な施設とするべく、周辺の土地利用規制につきまして、見直しを図るため関係機関と協議を続けてまいります。

地域に身近な町道整備につきましては、平成23年度から実施しております行政と地域が協働により行う「矢巾町協働の道づくり事業」を推進するほか、新しい道路整備のあり方、取り組み手法等を検討しながら進めてまいります。

次に、『快適性と安全性を高めるまちづくり』についてですが、空き家対策につきましては、危険なまま放置され問題を生じる可能性のある空き家が今後増加することも考えられるため、町におきまして迅速な空き家の撤去や周辺への被害防止等を実施する仕組みの検討を行ってまいります。さらに、矢巾町独自の地方創生事業の一つとして、新たに町内に定住を希望する方の経済的な負担を軽減するため住宅取得に係る利子補給制度を実施し、移住・定住化の促進に繋げてまいります。

上水道につきましては、基本である安全、安心、安定、持続を柱に、緊急対応能力の向上と重要度に応じた施設の耐震化及び老朽施設の更新に取り組み、水需要の動向を踏まえた長期展望に立ち、効果的かつ効率的な整備を進めてまいります。具体的には、継続して行っております既存施設の更新やライフラインのネットワーク化等のハード面の強化と併せ、地理情報システムによる危機管理体制の実践など、ソフト、ハード両面での機能強化を図ると共に、岩手医科大学附属病院の建設計画への対応も病院の詳細設計が定まり次第、事業の進捗状況に併せて速やかな対応を図ってまいります。

下水道につきまして公共下水道事業は、「矢巾町汚水処理施設整備計画」に沿った整備を継続して行い、広宮沢、高田、上赤林、煙山、南煙山、城内及び下北地区等の既存集落内の整備を引き続き実施し、着実に生活環境の改善を図ってまいります。

次に、農業集落排水事業につきましては、処理施設及び管路の機能診断及び機能強化事業

を継続して行い、継続的な施設の維持管理を図るとともに、排水設備の設置、接続促進に関する普及活動を維持管理組合と一体的に取り組んでまいります。また、計画区域外の地域につきましては、合併浄化槽設置補助事業を継続して行い、普及促進に努め、町内全域において公共水域の水質保全を図ってまいります。

コミュニティ活動の推進につきましては、矢巾町コミュニティ条例を基本とし、各コミュニティ組織が地域の実情に応じて策定いたしました「地域コミュニティ計画」に基づき、コミュニティ施設等の整備に対する助成を行うとともに、コミュニティ会長連絡協議会と連携を図り、地域リーダーの育成に努めるなど、行政とコミュニティ組織で役割分担を図り、協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

防災への取り組みにつきましては、常備消防の充実と消防団の活性化及び消防団員の確保 と機能別消防団員の増員により安全対策の充実に努め、さらなる防災体制の強化・充実を図 るため、事業者との協定を推進するとともに、共助組織としての自主防災組織を全ての自治 会で結成し、防災講習会、訓練の開催、非常時通信手段の整備をはじめとする連絡体制の強 化を行い、地域ぐるみの防災体制のと防災意識の高揚を図ってまいります。

また、犯罪の無い明るく住みよい地域社会の実現に向け、地域安全推進隊の活動を積極的に支援するとともに、紫波警察署や紫波地区安全推進協議会、防犯連絡委員や町内の小中学校など、世代や地域が一体となった防犯体制により、パトロールや意識啓蒙活動を通じて、防犯に対する意識を高め、安全・安心のまちづくりに取り組んでまいります。

交通安全につきましては、事故の無い明るいまちづくりを目指し、地域から要望された交通安全施設の設置・改善等を県公安委員会に対し継続的に要望を行っていくほか、飲酒運転の根絶をはじめとした町民の交通安全意識の高揚を図るため、広報活動等の地道な活動を続けるとともに、地域の交通安全協会・母の会の活動を支援・推進し、交通指導隊による街頭指導や園児・高齢者への交通安全教室等を、より積極的に展開してまいります。

次に、『人と産業の活力を高めるまちづくり』についてですが、農業基盤整備事業につきましては、多様化する農業情勢に適切に対応するため、さらなる農用地の活用や低コスト生産を含めた複合経営の確立を目指してまいります。これにより未だ小規模区画の地区におきまして、区画の大規模化及び汎用化やパイプライン化、さらには担い手への農地集積など総合的な整備を図るため、今後は新たな事業実施要望地区の意見集約や調査事務等を通じ、農地集積と農業経営の改善に向けた支援を行ってまいります。

また、経営規模の拡大や戦略作物の生産促進を図るため、引き続き農業耕作条件改善事業

等を活用し、園芸作物等との複合経営に取り組む地域を中心に暗渠排水設備の更新を図ってまいります。このほか、国が農業・農村政策として掲げる「農地中間管理事業」、「多面的機能支払交付金制度」、「中山間地域等直接支払交付金」等の各種制度の導入を通じて、農地利用の集積・集約化、意欲ある農業者への環境整備を含む支援と併せ、需要のある作目生産の振興等に向けた支援及び規模拡大を図ってまいります。

農業の振興につきましては、TPPをはじめ取り巻く現状は益々厳しいものがありますが、関係機関と情報を共有し連携を図りながら進めてまいります。また、本町農業の持続と特色ある発展を目指し、地域農業の担い手である集落営農組織が、計画的な農地利用として取り組んでいる小麦や大豆等の戦略作物を栽培管理する上で不可欠な播種機等の購入を支援する「やはば集落営農応援事業」、所得向上を目指して野菜栽培に取り組む集落営農組織への助成や組織の経理事務・生産の支援を行う「農業担い手支援事業」などに取り組んでまいります。また、農地の有効活用による小麦、大豆、加工用米及び飼料用米など戦略作物の生産、さらには短期間で収穫ができ、矢巾町産ブランド品として期待が高まるズッキーニの生産技術の向上に取り組みながら付加価値の高い産品の導入や複合経営の推進を図ることにより、消費者の目線に立った安全で安心な農産物の生産と、その情報の発信に努めるとともに、6次産業化の推進に向けた人材育成のための商品開発も含めた専門研修の開催並びに農商工連携による特産品メニューの開発、販売促進及び普及に向けた取り組みを引き続き推進してまいります。

そのほか、先に述べましたとおり農業を取り巻く環境が厳しい中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がありますことから、各集落において「人・農地プラン」を策定し、取り組んでいるところでありますが、町といたしましては、プラン実行に係る支援ともとより、その担い手となる中心経営体の育成や農地集積に向け、国、県及び岩手中央農業協同組合等の関係機関、団体と連携の上、引き続き支援してまいります。

商工業の振興につきましては、矢幅駅周辺及び岩手医科大学附属病院の開院に向けた振興策を重点施策と位置づけ、町商工会等関係機関と連携を図りつつ、中心市街地の活性化及び賑わいの創出に向けて、医療や介護、健康増進などのヘルスケアビジネス等新たな産業の創出や町内小売業者の活性化を支援するウェルネスタウン事業の取り組みを進めてまいります。また、昨年10月には策定いたしました「矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、

コンパクトな町域の中に国道4号や東北縦貫自動車道、JR東北本線などの交通基盤や上下

水道など恵まれたインフラや県庁所在地であり大消費地である盛岡市に隣接しているという 立地条件を活かした企業誘致や起業促進により、将来に向けて安定的な雇用の確保並びに地 域経済の活性化に取り組んでまいります。

商業施策につきましては、町商工会及び商業団体と連携し、地域の魅力を発信するため、 既存商店街振興会と矢幅駅商業地域に賑わいを創出する自発的なイベントや取り組みに対し て、継続して支援を行ってまいります。

矢巾町商工会が矢幅駅前に、屋台村に続く施設として整備を検討しております「矢幅駅前 地区新商業集積形成実現化事業」の調査・研究及び実施計画策定事業を支援し、活力と賑わ いのある商店街の形成に努めてまいります。

また、中小企業及び地場産業の振興に向け、町企業連絡会を通して、会員相互及び行政との情報交換により、企業の抱えている課題やニーズの把握に努めるとともに、立地企業、地元企業の間で農商工連携や異業種間交流を促進してまいります。

さらに、町内中小企業者の資金調達の円滑化と振興育成を図ることを目的に、中小企業振興資金融資制度及び小規模小口資金保証料補給制度により利子補給等を行い、町内中小企業の健全な経営を支援し雇用の安定を図ってまいります。

このほか、事業の立ち上げ、創業や事業拡大の考え方、プランなど起業のための入門講座 として実施する「起業家塾」やセミナー、もりおか起業ファンドを活用しながら創業する起 業家の育成を行い、ベンチャー企業による雇用の創出と地域経済活性化の推進に努めてまい ります。

次に、雇用対策につきましては、雇用のミスマッチ解消のため、職業選択に資する情報提供と体験の機会を提供を推進する企業を支援するとともに、若年層の就労支援として、引き 続き高校生を中心としたインターシップ支援事業に取り組んでまいります。

企業誘致の推進につきましては、矢巾スマートインターチェンジが新設されることによる 地理的優位性を活かし、新たな企業立地用地確保の検討を進めつつ、岩手県及び在京盛岡広 域産業人会等の関係機関と連携を図りながら首都圏との情報交流を通じた企業情報の収集に も努め、企業誘致活動に取り組んでまいります。

観光の推進につきましては、矢巾町観光協会との連携を図りながら、徳丹城跡地から岩手 医大、矢幅駅から矢巾温泉郷へつながる、東から西への観光導線を描くよう、地域資源の掘 り起こしを含め、矢巾町のシンボルでもあります南昌山をメインとした観光振興を進め、水 辺の里やマレットゴルフ場などについても順次整備してまいります。 特産品の開発につきましては、関係する農業団体、商工団体、観光団体との農商工連携を 基盤とし、矢巾町のこだわりを活かした特産品開発に取り組み、さらに販路拡大を目指して まいります。

いわて国体の開催年であることから、盛岡広域市町で構成される観光推進協議会へ積極的に参加し、本町の観光 P R を行い、誘客促進に努めてまいります。

次に、『豊かな生活環境を守るまちづくり』についてですが、循環型社会の形成につきましては、省資源、省エネルギー、ゼロエミッション、そして、リデュース、リユース、リサイクルの3R運動など、地域特性に合わせた循環型社会の形成に向けた取り組みを推進してまいります。

環境美化の推進につきましては、町内の環境美化に向けて地域住民や関係機関との連携により、さらなる活動の推進を図ってまいります。また、町内の清掃活動を継続しつつ、不法 投棄パトロールを強化することで、ごみの無い住み良い環境づくりに努めてまいります。

し尿処理施設整備につきましては、紫波、稗貫衛生処理組合が、平成31年3月を以て解散することから、今後は、紫波町とともに施設の整備に向け計画の策定等連携を深めてまいります。また、国、県が推進するごみ処理広域化に対する取り組みでは、引き続き県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において協議を進めてまいります。

次に、『安心と信頼が寄せられる行政運営』についてですが、住民協働のまちづくりにつきましては、町民の皆さまのニーズを踏まえた行政運営を行うため、町民と行政が一体となった企画立案による各種施策を推進してまいります。

適切な行財政運営の推進につきましては、町民の皆さまの信頼に応えるべく、新人事制度に対応した仕組みを構築し、職員の適切な人事管理と行政に求められる課題に柔軟に対応できる人材育成及び効率的な行政機構づくりに努めてまいります。

広域連携の推進につきましては、本年1月15日に盛岡市と締結をいたしました「連携中枢都市圏の形成に係る連携協約」により、さらなる盛岡広域圏における連携の強化を図り、経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連サービスの向上を図ってまいります。

平成28年度は、第7次矢巾町総合計画の初年度となりますことから「和といたわりと希望の町」の実現を目指し、「ひとを豊かに育み見守るまち」、「自然とひとが共生するまち」、「持続的な力を蓄え活力あるまち」、「みんなでつくる協働のまち」を本町の将来像とし、各種計画が確実に実行できるよう鋭意取り組んでまいります。

わたくしたちが先人から受け継いだ自然、歴史、文化など「ふるさとやはば」の良きところをこれからも守り、育て、矢巾の良さをさらに磨き、創意工夫を凝らし、元気で個性のある住みよいまちづくりを進めてまいる所存であります。

結びになりますが、今後におきましても職員とスクラムを組み地域課題の掘り起こしを行い、迅速に具体策を示すとともに、パブリックコメント、さらには出前型の「町長とまちづくりについて語る会」なども取り入れ、広くご意見をお聞きしながら町政を進めてまいりますので、議員をはじめ町民の皆さまのなお一層の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、平成28年度の施政方針といたします。

○議長(廣田光男議員) 町長の施政方針が終わりましたので、ここで暫時休憩に入りたいと 思います。

再開を11時15分とします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。

続いて、平成28年度教育行政方針演述を行います。

松尾光則教育委員長。

(教育委員長 松尾光則君 登壇)

○教育委員長(松尾光則君) 平成28年矢巾町議会定例会3月会議に当たりまして、平成28年 度の矢巾町教育行政方針についてご説明を申し上げます。

本町の教育行政推進につきましては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

さて、教育行政の推進におきましては、昨年4月1日に施行されました「地方教育行政の 組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、教育委員会の果たすべ き役割と責任を十分に自覚するとともに、新たに設置された「総合教育会議」においては、 町民の皆様の期待に応える教育行政を推進するため、町長と連携して真摯に取り組んでいる ところであります。本年2月の総合教育会議において矢巾町教育大綱を制定し、この大綱は 町政全体として教育や人材育成に取り組むための基本方針や施策の方向性を確認したもので あり、この大綱をもとに4月には、教育基本法にもとづく、教育の振興のための施策に関す る基本的な計画「矢巾町教育振興基本計画」を策定し具体的な施策を推進してまいります。 また、子ども並びに町民が心豊かに、夢と希望を持ち将来に向かって、生涯を通じ創造的に学び続けることができるような学校環境あるいは社会教育環境づくりや、学習環境の整備、そして生き生きとした活動や生きがいを見出せるような施策や事業を展開していくことが教育委員会の使命と認識しております。

しかしながら、教育の現場においては、昨年、いじめによると考えられる中学生の自殺という重大事案が発生いたしました。いじめの問題については、いかなる理由があろうとも「いじめは絶対に許されない。」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組み、特にも命の大切さと人を思いやる教育の充実を図っていかなければならないところであります。

これらのことを踏まえ、本町の教育におきましては、昨年12月に策定された第7次矢巾町総合計画基本構想に基づく、前期基本計画に規定された、7つのまちづくりの施策方針の一つである「時代を拓き次代につなげるひとづくり」の教育分野における方針実現のため、矢巾町の教育目標の実現に向けた学校教育及び社会教育の諸施策を推進してまいりたいと考えております。

特にも、将来を担う子どもたちが、お互いの尊厳を認め合い、自分や他人の命を大切にするとともに、将来への希望を大きくふくらませ、矢巾で育ったことに誇りを持ち、矢巾の良さを見失うことなく、協働の力で郷土の発展に尽くし、生涯にわたり心豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自分を 人を そしてふるさと矢巾を 愛し大切にする 人づくり」を基本目標に、教育の施策を推進してまいります。

はじめに、次世代を担う子どもの成長を促すうえで重要な、幼児教育・保育の支援と学校 教育の充実から申し上げます。

まず第一に、幼児教育・保育の支援についてであります。

幼児のすこやかな成長につながるよう、幼稚園・保育所等や小学校との連携に努めてまいります。また、保護者に対する経済的な支援として、私立幼稚園の保育料の負担軽減に引き続き取り組みます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備やその他の適切な方法によって、その振興に努めなければなりません。町では、現在、保護者に対する経済的な支援の充実に向けた取り組みとして、私立幼稚園の保育料の負担軽減となる就園奨励事業を行っており、今後も継続的に取り組んでまいります。

さらに、幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層強化し、児童生徒の学びの連続性を確

保することが重要となっています。それと併せ、一人ひとりの子どもの健やかな成長が実現され、生きる力の基礎を育成する家庭教育の充実を図ってまいります。

第二に、学校教育の充実についてであります。

児童生徒の教育にあたっては、人格や生命を尊重して行動できる児童生徒、進んで学習に 取り組む児童生徒、健やかな体をつくる児童生徒を育むため、知・徳・体のバランスを重視 した教育を推進します。

そして、学校は地域と連携・協力し、地域とともに児童生徒を育むため、家庭・地域と協働した学校経営を推進します。

また、校長のリーダーシップの下、全教職員が情報と目標を共有し、組織力により、よりよい学校運営を行います。

そして、いじめ問題の対応については、二度とこのような事案を起こさないように、いじめの早期発見・早期対応に努め、学校全体で情報の共有を行い、組織的な取組体制により実効性のある対応を行うとともに、教育活動全体を通じて児童生徒の豊かな心や道徳心、相手の立場に立って考える態度を育むよう努めます。

また、矢巾町いじめ防止条例については、現在も調査を継続している矢巾町いじめ問題対策委員会、いわゆる第三者調査委員会からの調査結果や同種の事態の発生防止に係るご提言をいただいた後に、児童生徒への説明と町民からの意見聴取を実施し、議会のご議決をいただき制定してまいります。

さらに、矢巾町いじめ問題対策連絡協議会においては、各小中学校、関係機関及び団体と連携を密にするとともに、新たに教育研究所において、いじめ問題にかかる教育相談員を配置し、学校、児童生徒、家庭からの相談を受けること、初動対処に当たること、関係機関と連携していじめ問題解消に向けた対応を行うことなど、いじめを決して許さない対応に取り組んでまいります。

教育環境の充実については、児童生徒一人一人に目が届く教育を実現し、心豊かに学べる 教育環境の充実に努めます。

近年、各小学校、中学校間で児童生徒数に偏りが生じてきていることから、適正な学校規模についての検討及び適切な学校環境の確保に向けた学区の見直しについて検討を行います。

しかしながら、学区が行政区を単位としていることから、行政区の動向を注視しながら町 民との協議に基づき検討してまいります。

また、児童生徒を支える教育環境の充実のために、家庭の経済状況にかかわらず誰もが充

実した教育を受けられるよう、要保護・準要保護世帯を対象とした就学援助の継続など、家 庭の教育費負担を軽減する施策を行います。

学校を支える教育環境の充実については、教職員の研修・研究事業や調査事業並びに広報 発行などを行ってまいります。

また、児童生徒一人一人の状況に応じた指導の充実を図るため、不登校による不安定な状況を示す児童生徒に対し、支援活動を行うとともに、特別な教育的ニーズのある児童生徒にては、自立と社会参加をめざし、適応支援員や特別支援教育支援員を配置するなど図ってまいります。

児童生徒の食育については、地域の食文化や産物について理解を深めるため、食育事業の 充実を図ってまいります。また、児童生徒の健やかな成長を願い、町内食材提供生産者との 連携を図りながら食材の地産地消を進め、町内農産物を積極的に使用し、安全で安心な給食 の提供を図ってまいります。

次に、社会教育の充実についてご説明いたします。

少子高齢化、人口減少、産業構造や雇用環境の変化など、社会状況や経済情勢が大きく変わる現代において、新しい時代に対応した社会教育の充実が求められております。

また、町民一人ひとりが高い志と意欲を持ち、自らの人生の充実や健康で生きがいのある 生活の創造、地域社会の維持や活性化を図るため、様々な課題や困難を克服する力を培うこ とが、より一層重要となることが考えられます。

このことから、生涯学習の理念を軸に、自ら知性と教養を磨き、時代の趨勢に即応する力を高め、創造性豊かな未来を担う人づくりを目指し、第6次矢巾町社会教育計画に則した中長期的な視野をもって各施策を推進してまいります。

第一に、青少年の健全育成についてであります。家庭教育・青少年教育において、日常生活の中で、人と人とのつながりが希薄化することによって、家庭や地域全体での教育力が低下し、ひいては子どもや青少年が社会性を育んでいくために必要な生活体験の機会が減少していることが大きな問題とされております。

このことから、幼児期から青少年期における心身の発達段階に応じた学習機会の提供や家庭・学校・地域・行政が連携して子どもたちを健やかに育む教育振興運動、子ども会や青少年団体など団体活動への支援などを通じて、社会全体の教育力を向上させるよう取り組んでまいります。

第二に、生涯学習の充実についてであります。生涯学習の取り組みにおいて、町民が生涯

にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活を創造していくことができるよう、各世代の課題やニーズに対応した各種事業の実施を通じて学習活動の支援や自主学習グループ等の支援を推進してまいります。

また、学んだ成果を発表したり、ボランティア活動などを通じて社会の中で活かし、地域で抱える課題について理解を深め、より良い社会づくりにつなげていくことができる仕組みづくりに引き続き努めるとともに、各種ボランティアの育成やまちづくり出前講座の利活用を促進し、さらには自治公民館等と連携した学習の成果が町の活性化にもつながるような、一人ひとりが学ぶことの喜びを実感できる事業の展開を推進してまいります。

町公民館事業については、住民が生涯自主的に学び自己を高め、健康で生きがいのある学習活動ができるよう、学習活動の支援や自主学習グループの育成・支援等に、より一層取り組んでまいります。

公民館図書室については、矢巾町活動交流センター内に移転し、蔵書スペースが広くなったことから、図書資料の更なる増冊と利用者の増加を図り、図書センター機能の充実に努めてまいります。また、指定管理者による運営については、モニタリングを行い、適正な運営をめざします。

町内の自治公民館については、町民の最も身近な学習活動の場として一層の活用と活性化が図られるよう、自治公民館長研修などを開催しながら積極的に支援を行ってまいります。 また、町内施設のネットワークを活かした移動公民館事業などを活用して、引き続き学習機会の拡充にも努めてまいります。

第三に、スポーツ・レクリエーション環境の充実についてであります。生涯スポーツの振興においては、「日本一健康な町やはば」の実現に向け、町民スポーツ大会や講師派遣等によりコミュニティを核としたスポーツ活動の推進に努めるとともに、各種サークル活動等を通して、町民が生涯にわたり、仲間と一緒に楽しみながら健康で活力ある生活を送ることが出来るスポーツ活動の機会提供に努めます。

また、青少年のスポーツ活動については、児童を対象に様々な種目を体験させるキッズスポーツセミナー等の各種教室を開催し、健やかな心身を養い、運動能力や競技力の向上を図るとともに、県による「いわてスーパーキッズ発掘育成事業」へのチャレンジを促進します。

次に、競技スポーツの推進については、競技力向上のため、町体育協会や各種目別協会と 連携しながら、各種大会の開催及び大会への選手派遣及び指導者の発掘育成に努めます。

本年開催の第71回国民体育大会については、デモンストレーションスポーツとして本町で

開催されるスポーツチャンバラ及びラジオ体操の大会運営に万全を期するとともに、更なる 普及・推進を図ります。なお、国体終了後も両種目は健康づくりの手段として継続するとと もに、スポーツチャンバラは愛好者を組織化し町体育協会へ加入できるよう支援してまいり ます。

また、町民に対し、花いっぱい運動等県民運動への積極的な参加を促し、希望郷いわて国体・いわて大会の開催に向けた機運の醸成に努めてまいります。

さらに、カヌー競技への支援を引き続き行うとともに、競技役員の養成に努め、開催に向け、支援体制の確立に努めます。

第四に、芸術・文化活動の推進についてであります。芸術や伝統文化は、私たちの日々の暮らしの中に彩りと潤いを与え、心豊かで住みよい地域社会を形成する上で欠かせないものであります。近年、音楽、演劇、舞踊や芸術などの様々な団体により主体的に行う活動が地域に根付きつつあることから、その育成・支援に努め、町内全体で芸術文化の振興が図られるよう継承活動等の取り組みを進めてまいります。

また、町公民館や文化会館の施設をより一層活用しながら、多くの町民が芸術文化活動に 参加し、優れた芸術文化作品を鑑賞できるよう、例えば音楽祭の開催など機会の拡充に努め てまいります。

第五に、文化財の保護と活用についてであります。文化財の保護と活用について、国指定 史跡徳丹城跡をはじめとする史跡や数多くの貴重な有形・無形文化財等の保護・活用を進め、 町民に対する啓発活動等を通じて文化財保護意識の高揚を図ってまいります。

特にも、郷土芸能については、後継者育成、調査、記録保存や地域振興を主眼とする事業 を推進し、保存団体や地域の活性化を図ってまいります。

史跡徳丹城跡については、これまでの発掘調査成果をまとめた総括報告書の刊行準備を行い、今後の史跡公園準備に向けた備えを行ってまいります。また、徳丹城春まつりや歴史民俗資料館の企画展示等の開催を通して、史跡の活用と町民に対する情報の発信を図ってまいります。

最後に、教育委員会所管の教育施設・設備の充実についてであります。学校施設は、徳田小学校が国指定史跡徳丹城跡内に立地しているため、今後、移転改築に取り組む必要があり、その他の学校については、校舎内外、体育館及びプール施設等の老朽化が見受けられることから、町において策定される公共施設等の管理計画に基づく大規模改修等、計画的な老朽化対策により進め、児童・生徒が安全に学べるよう環境の維持に努めてまいります。

また、学校給食共同調理場については、安心安全な給食提供のため、施設や機器、備品との補修・更新を計画的に行う必要があります。社会教育施設等についても、計画的な維持補修を行いながら活用を図っていくほか、指定管理施設については事業実施や施設の管理運営等について、引き続き指定管理者と協力しながら、教育環境の充実を図ってまいります。

以上、平成28年度における本町の教育行政方針の基本的な考え方を述べましたが、教育委員会として、施策の点検評価を行ってまいります。

さらに、町長と教育委員会の一層の連携強化を図りながら、これまでと同様に教育政策の 方向性を共有し、矢巾町の将来を担う大切な人づくりのために全力を尽くしてまいります。

今後とも、議員の皆様と町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長(廣田光男議員) 以上で教育行政方針演述を終わります。

日程第4 議案第11号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同 意を求めることについて

○議長(廣田光男議員) 日程第4、議案第11号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任 に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第11号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を 求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために市町村は固定資産評価審査委員会を設置しなければならないこととされております。固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人で任期は3年となっており、平成25年3月25日からご尽力をいただいておりました北邦男さんがこの3月24日で任期満了となりますことから、今回新たに矢巾町大字太田第15地割50番地2、秋篠孝一さんを固定資産評価審査委員会の委員に任命をいたしたいと存じます。

秋篠孝一さんは、昭和48年4月から矢巾町役場に奉職され、平成27年3月に企画財政課長で退職するまで42年間お勤めになり、税務課に10年間従事されるなど、税務業務経験も豊富

であること、また卓越した識見と職務にも忠実でありますことから、固定資産評価審査委員 会に選任するものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の 説明とさせていただきます。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決 に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第11号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを起立により採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第12号 職員の降給に関する条例の制定について

○議長(廣田光男議員) 日程第5、議案第12号 職員の降給に関する条例の制定についてを 議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第12号 職員の降給に関する条例の制定について提案理由の説明 を申し上げます。

このたびの条例は、平成26年5月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、人事評価制度の導入による人事管理の徹底を図るため、新たに制定するものであります。

主な内容でありますが、地方公務員法に定める降給を行う場合は、条例でその事由を定め

なければならないことから、人事評価の結果により勤務実績がよくない場合等に降給することができることとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第12号 職員の降給に関する条例の制定についてを起立により採 決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号 矢巾町行政不服審査会条例の制定について

○議長(廣田光男議員) 日程第6、議案第13号 矢巾町行政不服審査会条例の制定について を議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第13号 矢巾町行政不服審査会条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、平成26年6月13日に全部改正されました行政不服審査法が4月1日から施行されることに伴い、採決の客観性や公正性を高める観点から審査長

がしようとする採決の判断の妥当性を第三者機関へ諮問することが義務づけとなり、矢巾町 行政不服審査会を執行機関の附属機関として設置するため、必要な事項について定めるもの であります。

その内容といたしましては、第1条で設置について、第2条から第4条までは、審査会の 組織、委員、会長について規定し、第5条から第7条まで審査会の運営等に関し必要な事項 を規定しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせてい ただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第13号 矢巾町行政不服審査会条例の制定についてを起立により 採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関 する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第7、議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する 条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの整備条例につきましては、平成26年6月13日に全部改正されました行政不服審査法が4月1日から施行されることに伴い、条例に規定された不服審査制度の手続について法との整合性を図るため、所要の整備を行うものであります。

主な内容といたしましては、不服申し立て制度の審査請求への一元化に伴う用語等の改正 や法律番号変更に伴う改正、行政情報公開条例及び個人情報保護条例に限っては、改正法に おける審理員による審理を経て行政不服審査会に諮問する手続に関する規定を除外すること となっていることから関係条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせてい ただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する 条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正 する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 について

○議長(廣田光男議員) 日程第8、議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一

部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。 職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの整備条例は、平成26年5月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、改正が必要となる4つの条例に関し所要の改正をするものであります。

主な改正内容でありますが、これまで規則で定めていた級別の基準職務表を給与条例において規定する等の人事評価制度の導入による人事管理の徹底を図るための所要の整備となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号 一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正す る条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第9、議案第16号 一般職の職員の旅費に関する条例等の一部 を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第16号 一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、旅費の一部として支給される日当に関し所要の改正をする ものであります。

その改正内容でありますが、東京都及び政令指定都市では、物価等が他の地域よりも高いことから出張し、滞在したときに支給となる日当に加算額を付加して支給しておりますが、現在は物価の格差がほとんどなくなったことから、加算額に関する規定を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせてい ただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番(川村よし子議員) 2点についてお伺いします。

1点目は、労働組合とはどのような話し合いがされて、労働組合はどう意見をされたのかお伺いします。

2点目は、この2,000円がなくなって、どのくらいの経費が浮くのかお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまの2点のご質問につきましてお答え申し上げます。 まず1点目の労働組合との関係でございますけれども、旅費の規定、改正の部分につき ましては、特に労働組合とは行ってございません。例規審査委員会、改正する部分の中で

各所属課長出てございますこちらの中で周知も含めまして改正のほうを説明したというふ うな状況になってございます。

それから、2点目、この2,000円によりまして幾らほどの経費削減ということでございますけれども、こちらにつきましては、町長答弁のとおり東京、政令都市限定されてございますけれども、それぞれ行く回数等、こちらちょっと把握してございませんのであれですけれども、特に大きい削減、削減額の部分につきましては2,000円掛ける何回分ということになりますけれども、特に大きな削減額にはならないのかなというふうには捉えてございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 13番、川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 平成27年はわからないと思うのですけれども、平成26年度では どうだったのかお伺いします。削減額。それから、近郊の市町村はどうなっているのかお 伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の昨年度の状況については、後刻答弁させていただきたいと存じます。

それから、2点目、県内の市町村の動向、状況でございますけれども、矢巾町以外、このような規定、設けているところはございません。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第16号 一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

日程第10 議案第17号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例に ついて

○議長(廣田光男議員) 日程第10、議案第17号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する 条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第17号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について 提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、これまでの保育所、認定こども園のほかに家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を行う事業者についても町が保育の委託できるよう改正をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせてい ただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第17号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

日程第11 議案第18号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一 部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第11、議案第18号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第18号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、学校教育法等の一部を改正する法律が本年4月1日から施 行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

その改正内容でありますが、改正法において小中一貫教育を行う学校として義務教育学校 が定められたことから、小学校のほか義務教育学校の前期課程等の文言を加える整備を行う ものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせてい ただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

- ○13番(川村よし子議員) 今回は文言の改正ということですけれども、2点お伺いします。 まず1点目は、現在職員の中で育児休暇、育児時間をとっている職員数。それから、2 点目は、今の学校に通わせている親御さんの職員数はどのくらいいるのかお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問2点についてお答えいたします。

1点目の職員の状況でございますけれども、現在休暇、休業をとっている職員はおらないところでございます。

それから、2点目、学校へ行っている職員の把握ということで、こちらについては、行っているかどうかというのは、こちらのほうでは把握していないところでございます。 以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第18号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改 正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のために休憩に入ります。

休憩後の再開を1時とします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第12 議案第19号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例につ

いて

○議長(廣田光男議員) 日程第12、議案第19号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第19号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について提 案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、福島復興再生特別措置法の条項改正による条文の見直しに伴うものであり、その所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第19号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを 起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

○議長(廣田光男議員) 日程第13、議案第20号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

基準を定める条例の一部を改正する条例について

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第20号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、平成26年厚生労働省令第61号の家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準において、新たに保育所等における保育士配置要件の弾力化が盛り込まれたことから所要の改正を行うものであります。

その内容といたしましては、小規模保育事業所A型、B型及び保育所型事業所内保育事業所に勤務する准看護師も保育士とみなすことができること。また、当分の間、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所について、小学校教諭、幼稚園教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を一定の条件のもと、保育士とみなすことができるとするなど、保育士の配置要件について改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

- ○13番(川村よし子議員) 矢巾町内には無認可保育所が何カ所かありますけれども、この A型、C型になる保育所とはどういう、何カ所ぐらいあるのでしょうかお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

矢巾町には無認可保育園は4カ所ございますけれども、このA型とかB型、C型、いわゆる地域型保育事業と呼ばれるものなのですが、これに該当するものはございません。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第20号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号 矢巾町保健センター条例を廃止する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第14、議案第21号 矢巾町保健センター条例を廃止する条例に ついてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 髙橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第21号 矢巾町保健センター条例を廃止する条例について提案 理由の説明を申し上げます。

矢巾町保健センターは、昭和62年4月に町民の健康増進の拠点施設として建設され、保健事業を進めておりましたが、平成7年に整備した矢巾町保健福祉交流センター、いわゆるさわやかハウスに保健行政機能を徐々に移行し、平成28年4月からは機構改革により役場分庁舎的な活用となることから、矢巾町保健センター条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第21号 矢巾町保健センター条例を廃止する条例についてを起立 により採決します。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第22号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについ

7

○議長(廣田光男議員) 日程第15、議案第22号 あっせんの申立てに関し議決を求めること についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 髙橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第22号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて提案 理由の説明を申し上げます。

平成23年3月11日に発生しました東京電力福島原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について、東京電力株式会社に賠償請求を求めておりますが、支払いに応じないため、原子力損害賠償紛争解決センターへあっせんの申し立てを行うものであります。

本町では、福島原子力発電所事故による風評被害を払拭するために行った牧草地の放射線量低減対策事業に要した本町負担費用を東京電力株式会社に損害賠償額として7万7,333円を請求しておりますが、請求に応じないため、和解の仲介を行っている原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てをするものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑ございませんか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番(藤原梅昭議員) この相手方の支払いに応じないという状況のようですけれども、そ

の応じない理由というのは一体何でしょうか。

それから、あと当町では原木シイタケの問題があるわけですけれども、この辺の原木シイタケについての賠償、被害状況というのはクリアになっているのかどうか、その2点お伺い します。

- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問にお答えいたします。

私のほうからは1点目、お答え申し上げます。東京電力株式会社におきましては、今般の原子力損害、こちらの部分の賠償、それぞれ対応いただいているところでございますけれども、それぞれ東京電力、東電さんのそれぞれの基準を持っていまして、そこの部分、これに合致しない部分につきましては、支払いに応じないというのが状況でございまして、過去にはあっせんの取り下げをお願いした部分については、細かく言えば人件費部分とか、本当にこれどうなのと、例えばそういうまず一つの基準の中でこちらの支払いの請求には応じているという部分でございまして、そこの基準に従って東京電力では対応しているというふうな状況からこのような結果になっているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 髙橋農林課長。
- ○農林課長兼農業委員会事務局長(髙橋和代志君) 2点目のご質問にお答えいたします。

まず原木シイタケ等の関係の部分のそれに伴う賠償の状況でございますけれども、前にも藤原議員さんのほうからも何回かご質問あった経緯があるわけでございますが、それでまず支払いの形態の部分につきましては、盛岡地方の任意でやっている部分がまず一つありますし、あとは農協、全農系列の形の中でやっているその2種類の支払い方法があります。それで結論的な部分の中では、手続を踏んだ部分につきましては、賠償、その補償は受けているというふうに聞いております。しかしながら、今総務課長が話しましたように、基準の部分につきましても、やはり年数を経るとともに、当然ながらそういったふうな状況の部分につきまして大分落ちついてきただろうという、そういったふうなものもあって、基準もかなりシビアに精査しているということがございますので、その辺については、なかなか厳しくなってきているという内容は聞いております。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第22号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを起立 により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第23号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

○議長(廣田光男議員) 日程第16、議案第23号 町道路線の廃止に関し議決を求めることに ついてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、別紙は省略します。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第23号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の廃止は、主に県営経営体育成基盤整備事業徳田第2地区並びに下矢次地区に係る道路の組み替えでありまして、69路線、全長2万4,331.3メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

なお、廃止路線の場所については、図面を添付させていただいておりますので、ご覧をい ただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑ございませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第23号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを起立に より採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第24号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて

○議長(廣田光男議員) 日程第17、議案第24号 町道路線の認定に関し議決を求めることに ついてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、別紙は省略します。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第24号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の認定は、主に県営経営体育成基盤整備事業徳田第2地区並びに下矢次地区の道路の新設にかかわるものであり、54路線、全長1万8,896.4メートルを新たな町道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせて いただきます。

なお、認定路線の場所については、図面を添付させていただいておりますので、ご覧をい ただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

9番、川村農夫議員。

- ○9番(川村農夫議員) この町道に認定した場合の交付税算定額といいますか、それから農 道の場合の交付税算定額、基準額あると思いますが、その点についてお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

以前にもお聞きされたことがございますが、実際には1メートル何ぼという、その数字がなかなか出てこないといいますか、非常に長さ、面積、それにその都度の指数を掛けるような形になっておりますので、単純に1メートル伸びれば何ぼ、少なくなれば何ぼというふうな即の数字は出てこないような状態になっています。

それから、矢巾町の場合、農道も町道認定をされている状態ですので、矢巾町の農道という形のものが当町の場合は、特にないような形になっています。ですので、それぞれの田んぼの道路等もそれぞれの町道という形で認定をされているというような形になっております。以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 9番、川村農夫議員。
- ○9番(川村農夫議員) 矢巾町に多分、たしか農道に登録している、台帳に載せているのあるはずなのです、2路線か3路線。それでメーター21円とか、当時41円とか21円とかという算定額があったわけです。このことが要は資源保全事業にもいろいろかかわっていて、簡易的な舗装できないかとかという路線が農水省の補助金を投入することができないという問題にもなっているわけですけれども、やっぱりその算定基準がどっちが町として利益があるかといったのをどのように捉えているかももちろん町道のほうが高いとは思うのですけれども、その点についてお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 髙橋農林課長。
- ○農林課長兼農業委員会事務局長(髙橋和代志君) ただいまのご質問にお答えいたします。 今川村議員がおっしゃいましたとおり、こういう言い方もちょっと失言かもしれませんけれども、おっしゃるとおりの経費、トータル的に最小限の経費で環境をよくしようとする趣旨につきましては、私ども同じように考えておりました。そこで同様に、先ほど企画課長が答弁いたしましたように、個々の単価の部分、どっちが有利なのという話を、やりとりをした経緯あったのですけれども、先ほどの答弁のとおり、そこについては、数値的には出せないということがありました。そこで前にも今の趣旨のご質問につきましてお話あったのです

けれども、町といたしましても結論的には今の段階でやっぱり無理だと、二重交付という観点から無理だということは、これはもう結論が出ておりましたので、この分につきましては、ちょっと静観せざるを得ないだろうなと。特にもそれぞれ全国でこれを進めておりますから、そういったふうな世論と申しますか、現場のほうの運動的なものを声を出てきた時点でそういったふうなものを見ながら進めていければなというふうに考えているところです。そういう意味では、他力本願的なことあるかもしれませんが、今の段階ではちょっとそういうことしかないのかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に質疑ありませんか。 10番、山﨑道夫議員。
- ○10番(山﨑道夫議員) 今の話と関連しますが、54路線の中で舗装されているのがあるのか。 それから、今後の計画の中にそれが入っているのか、どこか入っているのか、その点をお聞 かせ願いたいと思います。
- ○議長(廣田光男議員) 菅原道路都市課長。
- ○道路都市課長(菅原弘範君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長の提案理由の説明を申し上げましたとおり、大半が徳田第2と下矢次の圃場整備の地区内の新しい道路の部分でございまして、舗装されているところにつきましては、それも含めて現在のところはありません。今後予定されているという部分についても、今のところは予定していないというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第24号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立に より採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第25号 字の区域変更について

○議長(廣田光男議員) 日程第18、議案第25号 字の区域変更についてを議題とします。 職員に議案を朗読させます。なお、変更調書は省略します。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第25号 字の区域変更について提案理由の説明を申し上げます。 平成15年から工事に着手してまいりました広宮沢第2地区土地区画整理事業及び平成18年 から工事に着手してまいりました矢幅駅西地区土地区画整理事業も終盤を迎え、現在換地処 分に向けて鋭意事務を進めておるところであります。

土地区画整理事業は、事業区域内の土地を成形し、新たに道路、公園、街区等を整備するため、従前の道路等で定めておりました字の区域が現況と整合しなくなることから、換地処分に合わせて新たに整備された道路等をもって字の区域を定めるもので地方自治法第260条第1項の規定に基づきご提案申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といた します。

なお、変更調書及び図面を添付させていただいておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑ございませんか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番(藤原梅昭議員) ちょっとわからないので、1つだけお聞きしますけれども、字というのは、そもそも必要なのかの確認なのですが、字がない地域というのもいろんな地域の住所を見ればあるわけですが、この住所を書くときにわざわざ字をつけなければいけないという、そういう煩わしさもあるのですけれども、これはどうしても必要なのかどうかちょっと確認をしたいです。

- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) それでは、私のほうからただいまのご質問にお答えいたします。 この字の住所の関係でございますけれども、この字、あくまでも法務局登記、地番、うちらでいえば、住所地そのまま使ってございまして、住居表示等のご要望も出たところでございますけれども、基本的に法務局登記地番、地上地番、これ使ってございますので、何々字という形の中で表示いただくことで進めているというよりも、そういうことで使用しているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。3番、廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) 行政区のところも考えると、新しい道路になって、こういうふうに 6地割、私のところもちょっと実はかかっているので言いにくいのですけれども、南矢幅と 新田、新田公民館はこうなると南矢幅の住所に入ってしまうわけですけれども、では6地割 は6地割でいいのですけれども、この行政区の割の新しい道路でできなかったのかお伺いい たします。
- ○議長(廣田光男議員) 藤原区画整理課長。
- ○区画整理課長(藤原道明君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回の字の変更につきましては、基本的に地形地物にそろえるということを主眼としてやってございます関係もありまして、今回の原案とさせていただいておりますが、そもそも行政区につきましては、従前からもいわゆる地割、地番とか字とかにかかわりなく行政区決まっておるところでございますので、今回の区画整理をきっかけに行政区の区域を見直すというのは、また別のお話として考えられはしますが、今回の字の変更につきましては、そういったことについては考えていない状態でのものでございます。

以上、お答えとします。

- ○議長(廣田光男議員) 3番、廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) その見方はわかるのですけれども、であれば新田公民館がもろに入っている部分なので、本来であれば、新しい道路はあるわけなのですけれども、6地割にするか5地割の分け方はあるのでしょうけれども、こっちも又兵工新田ですから新田とはちょっと違うわけですけれども、でも一応又兵工新田ということで自治会の名前とは違うのですけれども、ここをどうしても新田の方にも聞いたら、やっぱり南矢幅に編入するということ

が何か抵抗があるというのはちらっと聞いておりましたけれども、特に公民館が南矢幅 6 地割に編入されれば、ちょっと何か違和感があるような気がしますけれども、その辺はどうなのでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに今まで使いなじんだ部分というのは、これはもう愛着そのものでございまして、これは当然一方的な行政部分の中で変更ということは、これは当然できないわけでございますけれども、前に廣田議員さんからのご質問にもお答えしたとおり、エリアは別としまして住居表示、こちらと絡めた部分の中で何回も言うように地域住民の思い入れと、これが前提に立つものですので、ひとつそこはご理解をいただきながらこちらとしてもまず対応と申しますか、今後の進む形の中では対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

先ほど藤原梅昭議員のご質問でこの字というのは、ここに字区域及び名称変更調書が入っていますが、ここに市町村、それから大字、字と、こう入っておるのです。変更後。小字のことではなく、あくまでも地割、ここで言っている字は、そこの大字、小字の字でなく地割の字ということでここに表記をさせていただいていることをひとつご理解いただきたいと。

それから、今廣田清実議員のことについては、やはり今後その辺のところについては、これからしっかり配慮しながら対応してまいりたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第25号 字の区域変更についてを起立により採決します。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第26号 矢幅駅前地区整備等業務に係る工事委託に関する 契約の変更について

○議長(廣田光男議員) 日程第19、議案第26号 矢幅駅前地区整備等業務に係る工事委託に 関する契約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第26号 矢幅駅前地区整備等業務に係る工事委託に関する契約の 変更について提案理由の説明を申し上げます。

平成22年9月30日にご可決賜りました矢幅駅前地区整備等業務に係る工事委託については、同日矢幅駅前開発株式会社と契約締結し、その後調査設計や工事、移転補償等の業務を進め、 矢幅駅前地区の整備がこれまで進捗しているところであり、本年3月31日には委託契約の工期を迎える予定となっております。

委託業務につきましては、当初の契約を基本としておりますが、補償契約締結に至っていない移転対象物件1件1戸と、これに関連する造成及び延長177メートルの道路築造を契約の対象外とするほか、工事の現地精査、業務費の精算により契約の変更を要するところであります。

契約金額につきましては、施工箇所の減と、それに伴う調査設計費の減、人件費の上昇や資材の高騰による築造費の増、補償額の実績による減などで、この結果、契約金額84億957万2,667円から6億1,259万4,504円を減額し、77億9,697万8,163円となるものであります。これによりまして地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき矢幅駅前開発株式会社との変更契約の締結についてご提案を申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第26号 矢幅駅前地区整備等業務に係る工事委託に関する契約の変 更についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第27号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定 等に関し議決を求めることについて

○議長(廣田光男議員) 日程第20、議案第27号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者 の指定等に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第27号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町活動交流センターの管理について、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、矢幅駅前開発株式会社に行わせるべく地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、矢幅駅前開発株式会社を選定し、平成28年2月2日、同社から指

定管理者の申し込みの申請を受け、矢巾町公の施設の指定管理者選定委員会による審査により、事業計画及び収支計画が適正であり、特に経費の縮減に努めつつ、活動交流センターでの各種イベントの開催及び利用促進のために積極的な情報発信を行う計画を評価した上で施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれることから指定管理者として最適であると判断し、候補者として選定いたしたところであります。

なお、町といたしましては、効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者 に対し、積極的に指導してまいる所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑ございませんか。

5番、齊藤正範議員。

○5番(齊藤正範議員) 指定管理料の人員配置と勤務体制について表をいただいたわけなのですけれども、この中でちょっとお聞きしたいのですけれども、図書センターが雇用が6名で営業期間中2名から5名というのは、多分休みがある関係でこの体制となっていると思いますけれども、基本的に何名がいるのか、基本的な部分で結構ですので、知らせてもらいたいと思います。

それから、子育て活動センターのほうは、反対に雇用が11名で営業時間中は3名から11名という表記になっておりますけれども、ここには11名配置できる日が出てくるかどうかをちょっとお聞きしたいのと、もう一点、子育てセンターのパート2名、3時間パートのところなのですけれども、時間帯が9時から13時、4時間のうちに3時間労働ということで1時間休憩ととっているのですけれども、これって意味はどういう意味になのかちょっとお聞きしたいと思います。

あと終わりましたらもう一点だけ質問させてください。

- ○議長(廣田光男議員) 藤原区画整理課長。
- ○区画整理課長(藤原道明君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず図書につきましてですが、今回シフト表を入手しまして、その中で私どものほうで人数を割り出して今回お示しした形になってございます。まず図書に関しましては、基本的には、私どもの資料のとおり2名から5名ということで曜日によってちょっと違っておりますし、時間帯によって違うと。人数が多いときというのは、お昼の時間にかかるときに、どう

しても休憩をカバーするためのというふうなことで多くなっておりますし、少ない人数は夜の時間、夜の時間帯も書いておりますが、朝一とか、そういったところは2名というふうな形になっておるところでございます。

子育てのほうにつきましてですが、現在入手しておるシフト表によってこのような形になっているというのを確認した次第でございますが、こちらもこれはいわゆる何曜日に具体的に何人どういうふうに配置するかというところまでの資料ではなかったものですから、一般論としての人数であろうというふうに感じてございます。これが曜日で若干シフトが変わってくるものだと思われますが、現状でまだそこまでのシフト表をいただいていないという状況でございます。

以上、お答えいたします。

- ○議長(廣田光男議員) もう一点、はい、どうぞ。
- ○5番(齊藤正範議員) わかりました。正式に出ている分ではないという部分わかりましたけれども、もしかすれば短時間労働に長い休憩時間をとるという部分については、もしかすれば、ちょっと余りよくないことかもしれませんので、3時間働かせるのだったならば12時で終わらせたほうがいいような気がします。よくわかりませんので、そういうことです。

それから、もう一つでございます。やはぱーくの子育て世代活動センターをそれぞれ今まで行っておりました地域子育て支援拠点事業と子育て支援センター事業をこちらのほうで展開するということだと思うのですけれども、これにかかわる人員は、今ここに表示されているNPOさんだけの運営になるのか、それとも町のほうでもかかわるのかちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えいたします。

複合施設の子育て世代活動支援センターにつきましては、町はかかわることはございません。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に。9番、川村農夫議員。
- ○9番(川村農夫議員) お伺いします。矢幅駅前開発株式会社が指定管理者として受けると。 そして活動交流センターには、指定管理料の内訳ということで各実際に携わる団体あるいは 企業の何組かがあります。一般に建設業であれば下請けなのかなというふうなイメージと重

ねてしまいがちなので、その辺、わかりやすくこの場合は違うということであれば、お話し いただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 藤原区画整理課長。
- ○区画整理課長(藤原道明君) お答えします。

今回特別目的会社と指定管理の協定を締結するというふうな前提になってございますが、 今回一般的な指定管理等とは若干異なっておりまして、平成22年の基本協定に基づいて行う ということになってございますので、いわゆる契約上の関係としては、SPCからそれぞれ 構成会社であったところの第一商事なり、矢巾ゆりかごなりに委託契約という形式はとるこ とになると思っております。ただ、それがいわゆるSPCから下請契約として何か複数のと ころから値段を見ながらやるとかということではなく、それぞれ単独随契といいますか、そ ういった形になるというところでちょっと特殊なところかとは思いますが、いずれそういっ た内容でございます。

以上、お答えいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 9番、川村農夫議員。
- ○9番(川村農夫議員) そうした場合のこの料金の内訳のところにあるその価格というものが何によって算定されたのか、そこに競争とか何か入らなくていいのかという点についてお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 藤原区画整理課長。
- ○区画整理課長(藤原道明君) 競争原理というふうな部分でございますが、これまでも基本協定の中で進めてきました関係があります。そもそもがこちらの内容ですけれども、例えば町が発注者として費用を積算して、それに対して入札をして価格決定をするというふうな方式ではなく、あくまでそもそも業務内容も含めてSPCからの提案をうちが認めて決定するというふうな前提で進めてきた関係もありますので、ある意味、そこに一番最初の提案時には価格競争というふうな、他の競争相手の提案があれば、その時点ではあったという形にはなろうと思いますが、結果的にはこれは1社しかなくて、それでうちが109億円という全体事業費の中で提案にのっかるところはないですかというふうな応募をした結果出てきたということがあります。それで当時107億5,000万円という債務負担としてはその金額でしたが、提案金額は107億5,000万円に至らない部分でございましたけれども、そういった流れの中で進めてきてございます。さりとて既に6年ほど経過している状況の中でいかに指定管理料が適正さをもっているのかということにつきましては、あくまで見積もりとして出てきたものに

対して我々が内容を審査していくという方法に尽きるのかなと思っております。それで内容 のほうも約1年かけて審査してはまいりました。

あとなお、モニタリングが毎年2回ずつ行われるということをしております。そういう協 定に最初からなっておりますので、そういった流れの中で適正さが守られているかというこ とにつきまして、それからより効率的な運用がなされているのかということについて、その モニタリングでチェックをしていきながら進めていくということを考えてございます。

以上、お答えとします。

○議長(廣田光男議員) 他に質問ありますか。 13番、川村よし子議員。

○13番(川村よし子議員) 3点質問させていただきます。

まず第1点目は、目的会社、矢幅駅前開発株式会社が株を持っているというか、NIPP Oさんが80%で宮城建設さん、その他どのくらいなのか。それから、NPO、ゆりかごさんはゼロと聞いたのですけれども、その点を詳しくお知らせください。

それから、2点目は、3階の部分で子育て世帯活動支援センター運営がゆりかごさんがやるわけですけれども、その経費は、経費というか、子育てで預かった部分はどう、ゆりかごさんに入る部分なのでしょうかお伺いします。

それから、管理は矢巾町が管理者になるわけですけれども、もし事故があった場合には責任は町長がとるべきですよね、そういうところも少しお知らせください。

それから、3点目なのですけれども、1階から3階までの経費の町から指定管理料出ているのですけれども、利用料とかはどこにどう配分されるのかお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 藤原区画整理課長。
- ○区画整理課長(藤原道明君) ただいまの質問にお答えいたします。

済みません、1点目につきましては、後刻答弁させていただきたいと思います。ゆりかごがゼロなのは、今この場でお話はできるのですが、それ以外につきましては、後刻させていただきたいと思います。

2点目の子育て世帯活動支援センターのいわゆる預かりに関する住民の方がお支払いする 部分の収入につきましては、これは矢巾ゆりかごの収入とするという内容になってございま す。

それから、この館全体のいわゆる各部屋の使用料につきましても、SPCの収入というふうな形になってございます。SPCに対してそういった館の収入が入って、それである意味

指定管理料では賄いきれない部分をそこに充てていただいて活動していただくというか、管理していただくというふうな内容で考えてございます。

それから、責任云々につきましては、指定管理者の場合の一般的な責任論でございますので、指定管理者の業務の範疇であれば指定管理者の責任ということにはもちろんなりますが、 最終的な責任に矢巾町は関係ないということは一切ございませんで、必ず関与するというふうな形にはなります。

以上、お答えいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 13番、川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 追加して質問させていただきます。

このSPCがもし倒産した場合は、どこが運営することになるのか。

それから、2点目は、ここで働く、1階から3階まで働く方は、正職員、8時間労働されている方は、正職員なのでしょうかというところをお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 藤原区画整理課長。
- ○区画整理課長(藤原道明君) ただいまのご質問にお答えいたします。済みません、その前に後刻としておりました資本の出資割合でございますが、NIPPOが73%、宮城建設が15%、第一商事が10%、エイト技術が1%、久慈設計が1%、矢巾ゆりかごがゼロということで合計100となるものでございます。

なお、矢巾ゆりかごはゼロだということに関しましては、先般の全員協議会でもお話をさせていただきましたが、NPO法人の場合は、出資が認めらないということで出資がない、つまり資本投資に投入していないという状況でゼロだということでございます。

それから、倒産の件でございますが、特別目的会社としての矢幅駅前開発株式会社自体は、いわゆる構成会社とは基本的には、資本関係はありますけれども、独立した存在の法人だという扱いに当然なりますので、少なくとも基本協定において平成46年まではこの指定管理料がある意味収入になって、それで事業を展開していくというふうな扱いになっておりますので、SPC自体が倒産するということは基本的には考えていないところでございますが、構成会社がある意味倒産等で手を引かざるを得ないというふうになった場合ですけれども、これに関しましても残った、例えばある会社が倒産して続けられなくなったとなった場合でも金融機関も含め、そこを補償しながら別な会社を投入してということになると思いますけれども、金融機関も含めた全体としての補償をしながら進めるという基本協定になっておりますので、そういった考え方で進めていくものでございます。

もう一点が今現在SPCのほうから出てきている資料によりますと、8時間の者は基本的には正職員、短時間の者はパートというふうな対応というふうに資料はなっております。 以上、お答えいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に質疑ありますか。 10番、山﨑道夫議員。
- ○10番(山﨑道夫議員) 雇用が全体で24名ということで大変なやっぱり働く場になるわけですが、いわゆる正職員、パートも含めてそれぞれの第一商事なり、あるいは矢巾ゆりかごなりが求人をして、そこで雇用するという形に恐らくなるのではないかと思いますが、もう既にその辺はもう手はずを調えている可能性もありますけれども、実は今月の20日に町民と議会の懇談会をやったのですが、そのとき出席したある女性の、おばあちゃんでございましたが、孫が7人いるけれども、矢巾で働く場所がないと、山田町とか遠野に行って働いたりしていると。しかも木の伐採とか、やれる仕事を見つけてやっているというふうな話もあって、矢巾町で何とか雇用をしてもらえる会社をふやしてくれないかと、企業誘致も含めてそういう取り組みをしてほしいという切実な思いが述べられました。

そういうことを考えると、やっぱり町内から、確かにさまざまな業種がありますので、図書司もいるのかもしれませんが、この辺がこの中にはないのですが、栄養士さんとか保育士さんという限られた資格のある方たちも必要なわけですけれども、何とかその辺を町内から雇用できるような体制をやっぱりつくるべきではないか、そのための町で107億円も投資をしてつくった交流センターでございますので、その辺の具申といいますか、要請といいますか、そういうことができないのかどうか。そして雇用についてもしどのような手はずをとって募集するのか、求人するのか、わかっていれば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 基本的なことにかかわりますので、町長なり、副町長、お願いします。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤清喜君) ただいまのご質問にお答えいたします。

実は雇用でございますけれども、これにつきましては、既に額の指定管理に当たっての計画書を出していただく段階で私どものほうで町内の方を優先的に雇用することを条件にお話を進めております。そしてまた、そういう計画を出していただいております。

ただ、何分にも資格職につきましては、例えば図書司でありますとか、保育士、保健師、 含めてこの資格職は、なかなか難しいというようなところもございます。しかしながら、先 ほど申し上げましたように、そういったような方を優先的にということで、既に例えば第一商事の場合ですと、新聞の折り込みなども出して町内には募集をかけているようでございますので、それからゆりかごについてもそのようにそれぞれ募集をしているものというふうに聞いております。今後とも先ほど申し上げましたように、町内の方を優先的に事業計画に出されたようなことを守っていただくように私どものほうでも要請してまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第27号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し 議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- ○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。 よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(廣田光男議員) ここで暫時休憩に入ります。 再開を2時20分とします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第21 議案第28号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第2号)について

○議長(廣田光男議員) 日程第21、議案第28号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会 計補正予算(第2号)についてを議題とします。 職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第28号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な歳入といたしましては、9款繰入金の一般会計繰入金、11款諸収入を増額補正し、1款国民健康保険税、3款国庫支出金、4款県支出金、5款療養給付費交付金、6款前期高齢者交付金、7款共同事業交付金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、1款総務費、3款後期高齢者支援金、11款諸支出金を増額補正し、2款保険給付費、6款介護納付金、7款共同事業拠出金、8款保健事業費を減額補正することとし、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,354万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,471万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可 決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) 町長の命によりまして、議案第28号 平成27年度矢巾町国民健康 保険事業特別会計補正予算(第2号)の詳細についてご説明いたします。

款、項、目、補正額、節の順でご説明いたします。それでは、事項別明細書11ページをお 開き願います。

歳入でございます。 1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税△80万円、節に参りまして介護納付金分現年課税分同額、説明欄のとおりでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金△3,412万4,000円、節に参りまして同額ですが、一般被保険者の医療費が当初見込みより減となったための減額でございます。2目高額医療費共同事業負担金△61万9,000円、節に参りまして高額医療費共同事業負担金同額、説明欄のとおりでございます。3目特定健康診査等負担金△16万5,000円、節に参りまして現年度分同額、説明欄のとおりでございます。2項国庫補助金、2目災害臨時特例補助金1万8,000円、節に参りまして災害臨時特例補助金同額ですが、東日本大震災の原発事

故による被災者に対する国保税及び一部負担金の減免への補助で、対象者は1名ございました。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金△61万9,000円、節に参りまして高額医療費共同事業負担金同額、説明欄のとおりです。2 目特定健康診査等負担金△16万5,000円、節に参りまして現年度分同額、説明欄のとおりでございます。

ページをお返し願います。 5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金 $\triangle 1$, 956 万2, 000 円、節に参りまして現年度分 $\triangle 2$, 373 万2, 000 円、退職被保険者数が減ったこと及び医療費が見込みよりも少なかったことから支払基金からの交付金が減額となったものでございます。過年度分417 万円、これは前年度の精算金でございます。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金△13万2,000円、節に参りまして現年度分同額、説明欄のとおりでございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金106万9,000円、節に参りまして現年度分同額、説明欄のとおりでございます。2目保険財政共同安定化事業交付金△6,383万円、節に参りまして同額、説明欄のとおりでございますが、この2つの目は、交付金の額が確定したことによる補正でございます。

8款、1項財産運用収入、1目利子及び配当金2万8,000円、節に参りまして利子及び配当金同額、説明欄のとおりでございます。

9 款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金2,556万7,000円、節に参りまして 一般会計繰入金同額でございますが、平成27年度に保険者支援分、保険基盤安定繰入金の中 の保険者支援分につきまして、国の定める支援率が大幅に上昇したことによる増額でござい ます。

11款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金47万7,000円、節に参りまして 一般被保険者延滞金同額、説明欄のとおりでございます。

3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金839万3,000円、節に参りまして一般被保険者第三者納付金同額、説明欄のとおりでございます。3目一般被保険者返納金80万7,000円、節に参りまして一般被保険者返納金同額、説明欄のとおりでございます。4目退職被保険者等返納金9,000円、節に参りまして退職被保険者等返納金、これも同額、説明欄のとおりでございます。6目雑入10万円、節に参りまして雑入、これも同額、説明欄のとおりでございます。

続きまして、17ページをお開き願います。こちらは歳出でございます。1款総務費、1項 総務管理費、1目一般管理費3,000円、節に参りまして共済費同額、説明欄のとおりです。 2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費△2,000万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。 2 目退職被保険者等療養給付費△1,844万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金、これも同額、説明欄のとおりでございます。 3 目一般被保険者療養費△170万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございますが、この3つの目につきましては、当初の見込みに対し、一般被保険者、退職被保険者とも被保険者数の減少と医療費の支出が少なかったことによる減額でございます。 4 目退職被保険者等療養費、これは財源の更正でございます。

ページをお返し願います。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費△2,000万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございますが、これも当初見込みよりも高額療養費の支出が少なかったための減額でございます。2目退職被保険者等高額療養費、財源の更正でございます。3目一般被保険者高額介護合算療養費9万3,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。3項移送費、1目一般被保険者移送費1万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額ですが、一般被保険者の転院に伴う移送費で1件の給付がございました。

3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金48万8,000円、節に 参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金△27万3,000円、節に参りまして負担金、 補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金△247万7,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金△1,638万5,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりですが、この2つの目は拠出金の額が確定したことによる減額でございます。

8 款保健事業費、1 項保健事業費、2 目疾病予防費 \triangle 680万3,000円、節に参りまして共済費 \triangle 27万9,000円、賃金 \triangle 90万円、旅費 \triangle 10万3,000円、ページをお返し願います。役務費 \triangle 27万1,000円、委託料 \triangle 525万円、説明欄記載のとおりでございますが、主に特定健康診査委託料が見込みよりも少なかったことによる減額が大きいものでございます。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、財源の更正でございます。 11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金160万円、節に 参りまして償還金利子及び割引料同額ですが、数年度さかのぼった資格喪失の届け出がござ いまして、想定外の還付金が発生したことによる増額でございます。2目償還金33万6,000円、 節に参りまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄のとおりでございます。

以上で議案第28号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議ないようでございますので、一括して質疑を行います。質疑 ございませんか。

13番、川村よし子議員。

- ○13番(川村よし子議員) 1点お伺いします。ページ数で13ページ、一般会計繰入金2,556万7,000円のところで説明がありまして、平成27年度の国の被災者支援に対してのということでちょっと聞きそびれたので、もう一回ここのところを説明、ちょっと詳しく説明していただきたいと思います。
- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) 保険基盤安定繰入金、保険者支援金というものにつきましては、 国のほうで支援率というものを定めておりまして、昨年までは前年度の保険者の平均の保険 料掛ける7割軽減の方の人数掛ける12%、そしてあとは5割軽減の方に対しては、その保険 料掛ける人数掛ける6%というような算出の仕方をしておりました。12と6でございました。 それが27年度に入ってから7割軽減に関しましては、今言った算式でございますけれども、 12%が15%に、そして6%、5割軽減の6%が14%と非常に大きく伸びております。さらに 今までなかった2割軽減、これにつきましても対象となりまして13%の支援率ということで、 これらを掛けることによりまして大幅に増額になったものでございます。

以上、お答えとします。

- ○議長(廣田光男議員) 13番、川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) それと関連して歳出に入りまして、財源更正になっているのですけれども、基金積み立て、財政調整基金のところで3,640万円が計上されているのですけれども、それとは関係あるのでしょうか、お伺いします。

それで2点目なのですけれども、国保税は高いという町民が多くて、特にも支払いが困難、なかなか食べ物を制限して国保税を払っているとかということも聞きます。ですので、一般会計からの繰り入れをしてほしいという質問を何度かさせていただいたのですけれども、今回の国の政策で一般会計からの繰り入れができないならば、これを使って国保税を引き下げることができないのかどうかお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目は、財政調整基金の財源更正と先ほどの件との関連ということでよろしいですか。 ここは全く関係がありません。

2点目、国保税が非常に高いということでたびたび議会で先生からご指摘、ご要望等を承っておりますけれども、我々も一貫してお答えしてきましたとおり、やはり法定外の繰り入ればやらないということでずっと進めてまいってきておりますし、その繰り入れがなくてもまずは国保会計何とか維持できているものと考えておりますので、現在のところ一般会計から法定外の繰り入れをする考えはございません。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 13番、川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 今回の一般会計からの繰入金が多くなっていて、特にこの分を統計しますと、こっちのページ数で7ページを見ますと、繰入金の額が1億6,377万円になるのですけれども、これを活用できないのかどうかお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 川村よし子議員、この議論は予算質問の中ではできませんか。
- ○13番(川村よし子議員) できます。
- ○議長(廣田光男議員) それでは、このことについてはこれでとめさせていただきたいと思います。

他に質問ございませんか。

15番、藤原由巳議員。

○15番(藤原由巳議員) トータル的に今いろいろ説明いただきましたが、非常に国保の関係 者の健康状態がよろしくなったということで理解してよろしいのかがまず1点でございます。 それでそのことを絡めまして、ちょっと理解できない分がありましたので、質問させていただきます。11ページ、歳入でございますが、国庫支出金の療養給付費負担金が大幅に減、 これは一般被保険者分の減少だよと、こういうお話でございましたし、全てにおいて交付金

なり、さまざまな補助金なりが減額しておるということは、やっぱりそれだけ費用がかからなかったと。歳出のほうにいきましても、例えば保険給付費等におきましても、かなりの減額が見られておるということで、これはやはり今まで一生懸命取り組んできた成果というふうに理解してよろしいのか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えします。

1点目の我々の今までの取り組みが医療費の削減につながったかどうかということですが、はっきり言いまして、この事業をやったからどれだけ数字的に減ったかということに関しては、そういう数字はちょっと持ち合わせていないので、ここではお答えすることはできませんけれども、少なくとも被保険者数が減っているわけなのです。昨年度の決算でいきますと、保険給付費が18億3,033万円ほどだったのです。今回の補正で16億2,997万円まで減らしたいというふうに考えておりますけれども、主な原因につきましては、やはり被保険者の減かなというふうに考えているところでございます。そしてKGBデータということで国保連と連携していろいろな検診を受けた方とか、あとはレセプトのデータを集めてそして矢巾町は保険としてどういう傾向にあるかということを昨年とことし比較しているデータがあります。大体1人当たりの医療費、入院、外来含め足したものですけれども、2万7,000円台でほぼ変わらないということになってございますので、ということは、残念ながら一番最初のあれでは、特に軽減につながったということではないというふうに解釈してございます。

療養給付費に関しては、療養給付費は、退職被保険者に対して支払われるものでございますので、当然退職被保険者も31年に終わってしまいます。どんどん減っていきますから、それで減っていくものでございます。

以上、お答えとします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。 10番、山﨑道夫議員。
- ○10番(山﨑道夫議員) 20ページ、疾病予防費の中の特定健康審査保健指導事業費の減、500万円以上になっていますが、これ受診率が下がったのか、それとも先ほどと関連して保険者が減になって、それが影響しているのか、その辺、どのように解釈したらいいのでしょうか。
- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えします。

本当に大変申しわけないことなのですが、27年度の受診率の目標は62%だったのですけれ

ども、受診率は昨年度に比べておよそ3%ほど下がりそうな状況でございまして、結局受診 者が減ったということがこの減額の要因となっていると解釈しております。

以上、お答えとします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に。8番、藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) ちょっと気になるところ、13ページ、ここで延滞金、これが47万7,000円 ふえて247万7,000円ということになっていますけれども、この辺の延滞されている状況、これちょっと詳しいことお知らせしていただきたいことと、あと今の話に関連するのだと思うのですけれども、19ページのヘルスアップ事業、これも減になっているということで、今の話と関連するかどうかちょっとわからないですけれども、そこの2点、詳しく教えてください。
- ○議長(廣田光男議員) 佐藤税務課長兼会計管理者。
- ○税務課長兼会計管理者(佐藤健一君) ただいまのご質問にお答えいたします。

延滞金の状況ということでございましたけれども、平成24年度から26年度までの決算ベースでの延滞金の内容をご説明申し上げて答弁にかえさせていただきますけれども、平成24年度につきましては、延滞金が決算で603万1,000円、25年度が大体同じくらいですけれども、607万6,000円、26年度の決算で437万9,000円ということで、今年度47万7,000円増補正させていただきまして247万7,000円ということで例年よりは延滞金のほうが少なくなっておりますけれども、今回これは調定ベースということでこのような形で増補正させていただくものでございます。金額とすると減少傾向ということで納税意識の高まりから、こういったことで延滞金も減っているのかなというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 2点目のご質問にお答えいたします。

ヘルスアップ事業の減につきましてですが、このヘルスアップ事業は、特定保健指導を補 う形で矢巾町が独自に取り組んでいくものの国保の予算で行っているものですが、主な減の 理由は人件費の賃金のところです。臨時雇賃金ですが、有資格者、看護職を4月から雇いたいところではありましたが、平成27年度は産休入りする保健師、栄養士等がありましたので、十分に確保することが、なかなか応募がありませんで、年度途中からなったものに伴いました実績に応じた減でございますので、ご理解をお願いします。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第28号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第29号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予 算(第4号)について

○議長(廣田光男議員) 日程第22、議案第29号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補 正予算(第4号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第29号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款保険料、2款使用料及び手数料、4款支払基金交付金、5款 県支出金、6款財産収入、7款繰入金、9款諸収入に増額補正を行い、3款国庫支出金を減 額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、2款保険給付費、4款基金積立金に増額補正を行い、1款総務費、3款地域支援事業費を減額補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,417万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,559万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可 決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 町長の命によりまして議案第29号 平成27年度矢巾町介 護保険事業特別会計補正予算(第4号)の詳細を説明させていただきます。なお、説明に当 たりましては、前例同様といたします。

それでは、事項別明細書11ページをお開き願います。歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、 1 目第1号被保険者保険料2,248万9,000円、節に参りまして現年賦課分2,222万3,000円、滞納繰越分26万6,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料 2 万1,000円、節に参りまして督促手数料同額、説明欄記載のとおりでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金204万3,000円、節に参りまして介護給付費負担金同額、説明欄記載のとおりでございます。2項国庫補助金、1目調整交付金△2,395万9,000円、調整交付金、説明欄記載のとおりでございますが、普通調整交付金を5%に見積もりいたしたものに対しまして、このたび3.81%と決定通知がおりておりますので、それに伴う減額でございます。4目介護保険災害臨時特例補助金7万3,000円、介護保険災害臨時特例補助金同額でございますが、福島の原発避難地域からの方1名分の補助金でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額236万2,000円、 節に参りまして介護給付費交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。 2目地域支援事業交付金△14万6,000円、地域支援事業交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金444万円、節に参りまして介護給付費 負担金同額でございます。 2 項県補助金、1 目地域支援介護予防事業交付金△37万4,000円、 節に参りまして地域支援介護予防事業交付金同額でございます。 2 目地域支援包括的事業交 付金6万4,000円、節に参りまして地域支援包括的事業交付金同額でございます。3 目介護保 険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金26万円、節に参りまして介護保険サービス 利用者負担特例措置支援事業費補助金同額でございますが、これは被災者の方の減額分を対 応しているものでございまして、27年4月現在は5名でございましたが、27年12月は3名と なっております。3 項委託金、1 目総務費委託金△7,000円、総務費委託金同額、生活扶助に よる介護認定の調査委託料でございますが、実績がないことから減額しております。 6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金1万1,000円、節に参りまして利子及び配当金同額でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金75万8,000円、一般会計繰入金同額、 説明欄記載のとおりでございます。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金622万、 恐れ入ります、皆様のお手元には1,163万2,000円が、2月の中旬に決定通知が、調整交付金 の決定を受けまして、ここのところ減額をいたしまして、繰入金、基金の繰入金を622万 4,000円にしておりますので、その旨お知らせ申し上げます。

- ○議長(廣田光男議員) 議案のとおり読んでたの、今。議案は622万4,000円だよ。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) いいですね、済みません。
- ○議長(廣田光男議員) 自信持ってやってください。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 済みません。

介護給付費準備基金繰入金同額でございますが、これに622万4,000円を準備基金より繰り入れておりますので、基金のほうの残高は4,175万2,661円になっております。

9 款諸収入、1 項支援金、加算金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金3万9,000円、節に 参りまして第1号被保険者延滞金同額でございます。

17ページをお開き願います。歳出に参ります。 1 款総務費、 1 項総務管理費、 1 目一般管理費 △ 2 万7,000円、節に参りまして役務費同額でございます。コンピューターの高速回線切りかえによる減額でございます。 2 項徴収費、 1 目賦課徴収費、 これは財源更正でございます。 3 項介護認定審査会費、 1 目介護認定審査会費147万8,000円、節に参りまして備品購入費同額でございますが、介護認定審査会のパソコン 7 台の更新に際しまして、ペーパーレスで介護保険の開始時から試みてきましたが、完全のペーパーレスにはならずに、資料を紙と2種類用意することになりまして、平成27年度は審査委員の皆様と協議を重ねてきまして、ペーパーレスが不可能ということでしたので、紙媒体に切りかえて審査会を行って、紙媒体方式で審査会を行うということで備品の購入はいたしませんので、その分の減額でございます。 2 目認定調査等事務費 8 万7,000円、節に参りまして委託料同額でございます。

18ページに参ります。 4 項運営協議会費、1 目運営協議会費△ 6 万円、節に参りまして報 償費同額でございますが、地域包括支援センター等の運営協議会を今年度は1回、3 月の開 催を調整しておりますので、1 回分の減額予算の謝礼の減額でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費600万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。2目特例居宅介護サービス給付費△80万

円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。 3 目地域密着型介護サービス給付費△750万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。19ページにまいります。 4 目特例地域密着型介護サービス給付費△10万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。5 目施設介護サービス給付費1,700万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。6 目特例施設介護サービス給付費△200万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。8 目居宅介護住宅改修費30万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。9 目居宅介護サービス計画給付費580万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。20ページにまいります。10目特例居宅介護サービス計画給付費△4万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。20ページにまいります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費△430万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。2目特例介護予防サービス給付費△20万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。3目地域密着型介護予防サービス給付費40万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。4目特例地域密着型介護予防サービス給付費△4万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。5目介護予防福祉用具購入費△10万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。6目介護予防住宅改修費△140万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。7目介護予防サービス計画給付費30万円、補正予算3号の中でも180万円ほど増額いたしておりますが、さらなる今後2カ月の精査をいたしまして、30万円の補正をお願いします。負担金、補助及び交付金同額でございます。8目特例介護予防サービス計画給付費△4万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。

22ページ、3項その他諸費、1目審査支払手数料△8万円、委託料を同額減額しております。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費150万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。2目高額介護予防サービス費△20万円、負担金、補助及び交付金同額でございます。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費200万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。23ページ、2目特例特定入所者介護サービス費△7万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。3目特定入所者介護予防サービス費△18万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額。4目特例特定入

所者介護予防サービス費△3万円、負担金、特例補助及び交付金同額でございます。

3 款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防高齢者施策事業費 \triangle 52万円、節に参りまして需用費12万円、役務費10万円、委託料10万円、使用料及び賃借料20万円でございますが、介護予防、一般介護予防の事業の見直しを行いまして、通信費、基本チェックリスト、65歳以上の方に行っているチェックリスト等の郵送代がさわやかハウスのほうに直接届けていただける方が多かったこと等による減額及び簡易機能訓練委託料をプログラムの見直しに伴いまして、特に委託料の部分が認知症のほうのプログラム等を充実させたこと等によって委託料がかからなかったということでの減額。使用料及び賃借料は、参加していただける方に対しましてタクシーで送迎を行っておりますが、見込みよりもご家族の協力等が得られたことによる減額によるものでございます。

24ページに進みます。3項任意事業費、1目介護給付費等費用適正化事業費△6万4,000円、 需用費同額でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金1万2,000円、積立金同額でございますが、歳入歳出分を合わせまして基金の積み立ての残高は4,176万4,661円になる見込みでございます。

以上をもちまして議案第29号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号) の詳細説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

- ○7番(昆 秀一議員) 18ページから特例介護サービス、これ今まで全く使っていないわけですけれども、金額はそのとおりなのですけれども、この特例介護サービスとはいかなるものかということをご説明、お願いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

介護認定をする前にというか、認定に至らず緊急的な措置でどうしてもそういう介護のサービスを受けたいというふうなあたりの方の対応をいたす予算と捉えておりますが、今まで実績等がないことから、28年度予算につきましては、いろいろと見直しを図ってまいることにしておりまして、今回は実績がないという見込みのもとで減額させていただいております。以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) そのほか質疑ございますか。 13番、川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) ページ数で11ページ、滞納繰越分のところなのですけれども、滞納繰越分の増で26万6,000円ということなのですけれども、これ介護保険料は年金が1万5,000円以下は、自分で支払うことになっているのですけれども、あとは年金から天引きになるのですけれども、この繰り越し分というところをちょっと年金が少ない方が繰り越しになっているのかどうか。そしてその下の督促手数料、この2万1,000円のところなのですけれども、これ督促ですので、段階的にどこの段階、7段階あるのですけれども、どこの段階か調べていたらお教えください。
- ○議長(廣田光男議員) 佐藤税務課長兼会計管理者。
- ○税務課長兼会計管理者(佐藤健一君) ただいまの滞納繰越分の増と督促手数料の増に関する質問にお答えいたします。

滞納繰越増の分でございますが、先ほど川村議員さんのほうからありましたとおり一定の金額を超えてしまうと、要は年金額から差し引くことができない場合などは、特別徴収ではなくて普通徴収という形で納入をいただいているところでございますけれども、その方の人数が予定、当初予算よりも普通徴収に切りかわった方が多かったということで今回調定見合い分ということでこの滞納繰越分を増とさせていただいたものでございます。

あと督促手数料の増ということでございますけれども、階層別、1段階からあるわけでございますけれども、その階層部分のほうでは何段階の人が何人督促出ているかどうかという 状況については押さえておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 13番、川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 2点目のその督促手数料のところは、すぐはわからないものなのでしょうか。もしわかれば教えていただきたいのですけれども。
- ○議長(廣田光男議員) 佐藤税務課長兼会計管理者。

○税務課長兼会計管理者(佐藤健一君) ちょっとお調べしないとわからない状況です。督促 手数料は段階ごとに押さえて出しているものではなくて、いずれ金額、納期限過ぎている方 に対して出しているものでございますので、一人一人そういった段階ごとに押さえるという ことは現在ではしておらない状況ですので、もし必要であれば、後刻確認をしてご回答をさ せていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

- ○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。8番、藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) これはお願いなのですけれども、実は私もことしから介護保険の納めるほうの対象になりまして、それで通知来たのですけれども、その通知が、私は国保のようにもう天引きされるものだというふうに思っていたのですけれども、改めてその手続を金融機関に行ってやってくれと、そういうようなお知らせなのです。それで税務課さんの担当のほうにもお願いはしたのですけれども、どうも私だけではなく、別な方もそういうものだと思っていたら、手続しなければいけなかったということですので、この後介護保険もあれば、後期高齢者の医療費ということでそのたびに手続をしなければいけないということになるわけです。そういうことでもう通知だけでいいのではないかと、基本的には。そういうふうに天引きしますよと、天引きというか、振替処理しますよというだけで、それで不服があればというよりもだめな場合には連絡くださいと、それだけでかなり手続の煩雑さが改善できるのではないかというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。以上です。
- ○議長(廣田光男議員) 佐藤税務課長兼会計管理者。
- ○税務課長兼会計管理者(佐藤健一君) ただいまの藤原議員さんのお話でございますけれども、税目ごとにそれぞれ口座振替するもの、しないもの、それぞれ人によって異なってございます。皆さんが税金、口座振替ということであれば、そういうことを前提にしてやっているのであればいいのですけれども、例えば今回介護保険料の納税義務が発生したという場合、あらかじめ口座振替を申し込みする際に、全税目口座振替にお願いしますというようなことで了承いただいて金融機関に申し出ているのであれば、それは対象になるのですけれども、当初税目ごと、介護保険というところに丸は恐らくつけていない。それで今現在かかっている税目分しか恐らく対象にされたことで金融機関に申し込みはされていないと思うので、煩雑になることはもちろんそうなのでございますけれども、うちのほうでもその辺、今後議員

さんのお話がありましたとおり、そういった納税者にとっていい方向なことであれば、今後 口座振替の申し込みの方法についてちょっと検討をさせていただいて、納税者の方に優位な ような形で進めていけるような形で検討させていただくことで答弁にかえさせていただきま す。よろしくお願いいたします。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑を終わります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論を終わります。

採決に入ります。議案第29号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号) についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を3時30分とします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。

答弁の保留について

○議長(廣田光男議員) 先ほど議案第16号で一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の中で答弁を保留していた件につきまして総務課長より申し出がありますので、これを許します。

山本総務課長。

○総務課長(山本良司君) 議案第16号で川村よし子議員のご質問に答弁保留をしてございました平成26年度の日当2,000円加算の総額ということでこちらお答えいたします。

総額58万6,000円ということになってございます。 以上、お答えといたします。

日程第23 議案第30号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第2号)について

○議長(廣田光男議員) 日程第23、議案第30号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第2号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第30号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、3款繰入金の一般会計繰入金、5款諸収入の延滞金を増額補正し、 1款後期高齢者医療保険料を減額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、3款諸支出金の返還金を増額補正し、2款広域連合納付金 を減額補正することとし、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ201万4,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,235万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご 可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) 町長の命によりまして、議案第30号 平成27年度矢巾町後期高齢 者医療特別会計補正予算(第2号)の詳細についてご説明いたします。

説明は、前例と同様とさせていただきます。それでは、事項別明細書 9 ページをお開き願います。歳入でございます。 1 款後期高齢者医療保険料、 1 項後期高齢者医療保険料、 1 目後期高齢者医療保険料 \triangle 350万5,000円、節に参りまして現年賦課分 \triangle 361万3,000円、滞納繰越分10 万6,000円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

3 款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金148万2,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金9,000円、節に参りまして延滞金同額、説明欄記載のとおりでございます。

13ページをお開き願います。続きまして、歳出でございます。 2 款広域連合納付金、1項 広域連合納付金、1目広域連合納付金△202万3,000円、節に参りまして負担金、補助及び交 付金同額、説明欄のとおりでございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目返還金9,000円、節に参りまして償還金利 子及び割引料同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上で議案第30号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の詳細 説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ご ざいませんか。

5番、齊藤正範議員。

- ○5番(齊藤正範議員) 13ページ、支出なのですけれども、広域連合への納付金でありますけれども、保険基盤安定負担金が増になっているのですけれども、これというのは、補正の時点でしかわからない支出なのかどうかお伺いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) この金額につきましては、広域連合のほうから市町村のほうにこの金額であるということで示されるものでありまして、この時期でないとわからない金額でございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。8番、藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) さっきの国保の件でもお話しすればよかったのですけれども、ジェネリック医薬品の使用状況というか使用率、これはどれぐらいなのかちょっと確認したいのと、それからついでに話していきますと、ジェネリック医薬品のPRの仕方というのか、使

用率を上げるための手段として何かご検討されているのか、その2点、ちょっと確認したい と思います。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ジェネリック医薬品の使用率につきましては、後期につきまして は、ちょっと現在数値を持ち合わせておりませんので、後刻ご報告させて……

(何事か声あり)

○住民課長(村松康志君) 50%前後ということで、まず国保会計がまず50%前後でございますので、それに準じた数字であるというふうに考えております。

それから、そのジェネリックにつきましては、差額の通知を行っております。1万人、全県ですけれども、1万人の方に通知を出しておりまして、その中でも効果が見られると思われる方々、その方々に対して出しております。1度も通知が出されていない方に対してのみ出していますので、矢巾町ですと、大体100名前後ぐらいの数値となってございます。

以上、お答えとします。

- ○議長(廣田光男議員) 8番、藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) それで私もときどき医者にかかるのですけれども、黙っているとジェネリックでなく普通の医薬品が出てくるのです。ジェネリックにしてくださいというと、それに切りかわると思うのですけれども、それで多分、余り考えないでみんな出しているのではないかと。ということは、その逆で黙っていればジェネリックが出てくると、それが嫌な人は申し出るという形にしたほうが絶対伸びるのではないかと思って、ずっと私思っているのですけれども、ちょっと検討するという回答だけでいいですから、どうでしょうか。何か法律に触れることがあればあれですけれども。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

それでこれはなかなかお医者さんとの関係でございまして、市町村単独でそういうことはなかなか難しいと思うので、逆に今住民課長が答弁したように、例えば今国保も今度の後期高齢者もそうなのですが、もう少し私ども広報等を通じて、できればこの数値化とか見える化、具体化、これをもう少しやって、特にもジェネリックの関係については、これは大きいまず課題なわけでございまして、今このジェネリックと国保の関係では、年に3回この通知を出して普及促進を図っておるわけでございますが、いずれ先ほど川村よし子議員からも国民健康保険税のお話があったわけでございますが、このジェネリックをみんなで普及促進し

ていくことによって国保税とか何か、そして今保険給付費も減っている原因は加入率がどん どん減ってきていると。これはいろんな要因があると思うのです。例えば65歳までの定年延 長とか、いろいろあると思うのですが、いずれ私ども保険給付費の減のあれももう少し中身 を精査してやっていかなければならない。

それから、もう一つは、今国民健康保険が平成30年度から都道府県単位になるということで、これから都道府県が国保の運営の中心的な役割を果たしていくことになっていくわけで、今そういった過渡期にあるというか、だからこれからの財政運営は、都道府県が中心になってやっていくのですが、だからといって私どもこれからいろんな形でやはり個別の事業計画をしっかり立てながら取り組んでまいりたいというようなことで今の藤原梅昭議員のいわゆるジェネリックの普及促進とか、または川村よし子議員の国民健康保険税のあり方、こういうふうなものを総合的に勘案しながら前向きに検討してまいりたいと、こう思っておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第30号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第31号 平成28年度矢巾町一般会計予算について

日程第25 議案第32号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予 算について

日程第26 議案第33号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第27 議案第34号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算 について

日程第28 議案第35号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業 特別会計予算について

日程第29 議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第30 議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長(廣田光男議員) お諮りします。

日程第24、議案第31号 平成28年度矢巾町一般会計予算について、日程第25、議案第32号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第26、議案第33号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第27、議案第34号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第28、議案第35号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第29、議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第30、議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算について、この7議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第37号までは一括上程することに決定いたしました。なお、議案の朗読は省略をします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま上程されました7議案について提案理由の説明を申し上げます。議員各位のお手元にあります平成28年度当初予算に関する説明書をお開きになっていただきたいのですが、大丈夫ですか。平成28年度当初予算に関する説明書に基づいて説明をさせていただきますので、この平成28年度当初予算に関する説明書の2ページをお開きになっていただきますので、この平成28年度当初予算に関する説明書の2ページをお開きになっていただきたいと思います。ここの2ページに平成27、28年度会計別予算比較表がございますが、ここに上欄に会計、平成28年度当初予算額、次は飛ばさせていただいて対前年度増減額、増減率の順でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第31号、一般会計92億7,910万円、2億3,580万円、2.6%。

議案第32号、国民健康保険事業特別会計30億5,272万円、1,791万6,000円、0.6%。

議案第33号、介護保険事業特別会計19億5,810万6,000円、9,301万8,000円、5.0%。

議案第34号、後期高齢者医療特別会計1億7,102万7,000円、△116万8,000円、△0.7%。

議案第35号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計 6 億9,125万5,000円、△7,125万6,000円、 △9.3%。

合計に参りまして151億5,220万8,000円、2億7,431万円、1.8%。

次に、1枚ものをお開きになっていただきたいのですが、平成27年、28年度公営企業会計別予算比較表、1枚ものですが、ありますか。それでは、説明をさせていただきます。これも先ほど申し上げたとおりの上欄で説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案第36号、水道事業会計、収益的支出のところでございます5億3,776万円、615万4,000円、1.2%。資本的支出6億5,091万7,000円、1,143万6,000円、1.8%。

次に、議案第37号、下水道事業会計、公共下水道事業、収益的支出 6 億7,062万2,000円、3,036万5,000円、4.7%。資本的支出11億5,689万7,000円、△1,428万3,000円、△1.2%。農業集落排水事業、収益的支出 4 億2,501万6,000円、29万円、0.1%。資本的支出 3 億3,298万7,000円、7,201万5,000円、27.6%。

この事業会計、いわゆる企業会計の合計でございますが、37億7,419万9,000円、20億597万7,000円、2.9%。

一般会計、特別会計及び事業会計、いわゆる企業会計の総計でございますが、189億2,640万7,000円、対前年度の増減額では3億8,028万7,000円、2.1%の増でございます。

なお、後刻設置されます予算決算常任委員会において副町長、担当課長から詳細の説明を いたさせますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明と させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第31号から議案第37号までの7議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した各予算議案については、3月22日

午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、7議案につきましては、3月22日、午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長(廣田光男議員) 以上で本日の議事日程は全部終了したので、これにて散会します。 なお、3月7日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。大変ご 苦労さまでございました。

午後 3時56分 散会

平成28年矢巾町議会定例会3月会議議事日程(第2号)

平成28年3月7日(月)午前10時開議

議事日程(第1号)

第 1 請願・陳情

28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	赤	丸	秀	雄	議員		2番	水	本	淳	_	議員
3番	廣	田	清	実	議員		4番	高	橋	安	子	議員
5番	齊	藤	正	範	議員		6番	村	松	信		議員
7番	昆		秀	_	議員		8番	藤	原	梅	昭	議員
9番	Ш	村	農	夫	議員	1	0番	Щ	﨑	道	夫	議員
11番	髙	橋	七	郎	議員	1	2番	長名	11(4	和	男	議員
13番	Ш	村	よし	~子	議員	1	4番	小	Ш	文	子	議員
15番	藤	原	由	巳	議員	1	6番	藤	原	義	_	議員
17番	米	倉	清	志	議員	1	8番	廣	田	光	男	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋	昌 造	君	副 町 長	伊	藤	清	喜	君
総務課長	山本	良 司	君	企画財政課長	Ш	村	勝	弘	君
税 務 課 長	佐 藤	健一	君	生きがい推進	菊	池	由	紀	君
兼会計管理者	午 膝)	石	課長	米				

農林課長兼農業委員会事務局長 住 民 課 長 村 松 康 志 君 髙 橋 和代志 君 菅 原 弘 区画整理課長 明 道路都市課長 範 君 藤 原 道 君 商工観光課長 浅 沼 仁 君 上下水道課長 吉 田 孝 君 教育委員長 教 育 長 君 松 尾 光 則 君 越 秀 敏 学 務 課 長 花 常 社会教育課長 君 <u>\f</u> 喜 君 山 本 功 代表監査委員 吉 田 功 君 農業委員会長 髙 橋 君 義 幸

藤原和久君

職務のために出席した職員

 議会事務局長
 菊池清美君
 係長

 主
 事渡部 亜由美君

午前10時00分 開議

○議長(廣田光男議員) ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長(廣田光男議員) 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。 これより本日の日程に入ります。

日程第1 請願·陳情

28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願

○議長(廣田光男議員) 日程第1、請願・陳情を議題とします。

2月26日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願については、会議規則 第92条第1項の規定により総務常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 異議なしと認めます。

よって、28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願については、総務常任委員会に付託して審議することに決定いたしました。

日程第2 一般質問

○議長(廣田光男議員) 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

6番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

(6番 村松信一議員 登壇)

○6番(村松信一議員) 議席番号6番、矢巾明進会、村松信一でございます。町長の政策

についてお伺いをいたします。

第7次総合計画初年度に当たり、昨年の高橋町長就任時における施政方針演述において 平成28年度当初予算にどのように反映されたのか以下お伺いをいたします。

第7次総合計画最終年度であります平成35年の3万人の目標人口に対し、現在の少子化傾向の要因の1つであります晩婚化や未婚化をどのような施策により改善に努めるのか。 どのような取り組みをもって目標人口を達成するのか。少子化対策全般及び人口増加対策 について、また矢巾スマートインターチェンジ付近の土地利用計画をどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 6番、村松信一議員の町長の政策についてのご質問にお答えをいた します。

少子化傾向の要因であります晩婚化や未婚化をどのような施策で改善に努めるかについてですが、昨年7月に町内在住の18歳以上50歳未満の男女2,000人を対象に実施したアンケート調査によりますと、晩婚化の原因として結婚することに必要性を感じない、独身を楽しみたい、女性が社会的に自立できるようになったなどが理由として挙げられております。一方で若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるために特に重要と考えていることについては、子育てに係る経済的負担の軽減が最も多く、全体の64.5%となっております。また、結婚に関してどのような支援があればよいかでは、結婚後の住宅取得などの優遇制度が最も多く、全体の53%となっており、婚活イベントの出会いづくりも約30%となっておるところであります。このことから結婚に向けた出会いの場づくりとして矢巾町婚活推進ネットワーク会議主催による婚活イベントを平成25年からこれまで5回開催し、116人が参加しているところであり、今後も趣向を凝らしながら継続してまいります。ほかにもいきいき岩手結婚サポートセンターの運営を県及び県内の市町村と連携して支援しているところであり、2月末現在で町内の7名の方が会員登録しているところであり、今後も会員登録制によるお見合い事業の周知を図り、結婚を望む方の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、どのような取り組みをもって目標人口を達成するかについてでございますが、少子化対策については、子どもの医療費に対する助成を拡大することで子育てに係る負担軽減を図るほか、特定不妊治療費に対する助成の限度額を拡大し、不妊治療に係る負担軽減

を図りたいと考えております。また、乳児家庭の全戸訪問を引き続き実施し、子育て支援 に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、保護者の 育児不安を緩和させてまいるように努めてまいります。ほかにも地域での子育て支援拠点 事業を充実させ、地域の中で子どもを健やかに育成することなど、安心して子どもを産み、 育てられるよう取り組んでまいります。

また、人口増加対策においては、町内に働く場を創出するための取り組みのほか、新たな取り組みとして住宅取得資金の借り入れに係る利子補給制度を創設することで今後より 一層の移住、定住化を促進してまいりたいと考えております。

次に、矢巾スマートインターチェンジ付近の土地利用計画についてでございますが、矢巾スマートインターチェンジは、平成29年の供用開始を目指し、今後本格的に工事が行われることになっております。スマートインターチェンジ周辺については、市街化調整区域であることから、土地利用が規制されている地域となっておりますが、今後開院が予定されております岩手医科大学附属病院や岩手流通センターなどへの交通アクセスを生かした流通系、医療系業種の拠点整備や災害時の拠点施設を見据えた道の駅設置など、民間や岩手県産業技術大学校の生徒による卒業研究での提案もあることから、インターチェンジの優位性を踏まえた土地利用について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 村松信一議員。
- ○6番(村松信一議員) 私は、少子化対策は近々の課題と思っております。早目早目の手だてが必要と捉えておりますので、昨年少子化対策に対する質問時ご答弁いただいております関連の内容も含めまして再質問をさせていただきます。関連がありますので、まとめて4点を質問させていただきます。

矢巾町婚活推進ネットワーク会議でこれまで5回の116人について伺います。参加者のおおむねの年齢層と男女別の比率、そしてめでたく結婚までたどり着いた、結びついた方がいらっしゃるのか。

それから、今後めでたく結婚まで結びついた方へのご祝儀はどのように考えていらっしゃるのか伺います。

次に、子どもの医療費に対する助成の拡大の内容について及び不妊治療にかかわる新たな助成の限度額の拡大に感謝申し上げます。その具体的な拡大助成の内容につきましてお

伺いをいたします。

次に、地域での子育て支援拠点事業を充実させ、地域の中で子どもを健やかに育成する ことなど、安心して産み育てるように取り組むとあります。現在の事業のさらなる充実と どのような内容かお伺いをいたします。

次に、人口対策として町内に働く場を創設するほか、新たな取り組みとして住宅取得資金の借入にかかわる利子補給制度を創設するとありますが、現在の低金利の状況下において金利補給制度によりゼロ金利となることもあるのか。

以上、お伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) それでは、ただいま4点のうち1点目と4点目について私のほうからご答弁をさせていただきます。1点目の婚活ネットワーク会議、今まで5回を開催いたしておりまして、116人の参加を得ておりますが、年齢構成といたしますと、男性の方が平均しますと37.7歳、女性が35.1歳ということで30代後半の方々が参加をいただいているというような状況にございます。

それから、男女比ということでございますが、これにつきましては、6対4、男性が6 割、女性が4割、このような感じの構成比となっております。

それから、今まで結婚まで結びついた方というご質問でございますが、残念ながら今まで結婚まで結びついている方はございませんが、今情報によりますとおつき合いをなさっている方がいらっしゃるということですので、朗報を待つといいますか、見守っていきたいなと考えております。

それから、めでたく結婚までいった場合にご祝儀というお話でございますが、まだそこまでいっている方はございませんが、それぞれもしもそこまでめでたくゴールする方がいるのであれば、それぞれ今後考えていきたいなと、このように考えております。

それから、4点目の住宅取得資金の利子補給というご質問でございますが、いまのところ1%の利子補給をしていければなということに考えております。ですので、ただいま取得資金の金利、多分この前金融機関からお話を聞くと、金利が引き下げになって今1%未満のところもあるというようなお話を聞いております。しかし、上限を1%というふうな設定の仕方をしますと、町の利子補給によりまして金利がゼロというような状況も生じてくると、このように考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

2点目でございます。子どもの医療費の拡大、医療費に対する助成の拡大の内容についての内容でございますけれども、平成27年度は、新たに4月から小学校1年生から小学校3年生の外来についての医療費の助成を開始しました。そして平成28年度は、さらにそれを拡大いたしまして、小学校6年生までの外来について助成をしてまいりたいと考えているところでございます。

3点目でございます。地域における子育で支援事業の充実についてですけれども、まず乳児訪問、乳児家庭全戸訪問と養育支援、これがまず基本になると考えております。というのも、その家庭に行って、子ども、情報をきめ細やかに収集することができるので、これがまず一番の基本となると思いますので、昨年度に引き続き平成28年度はこれをさらに強化していきたいなというふうに考えてございます。

また、新たに矢巾ゆりかごが今回28年度から実施する事業といたしまして、ホームスタート事業というのがございまして、これは子育て世代へ寄り添うと、いろいろ不安とか、相談したいことがあった場合に、そこに行って支援を行う事業、これを新たに28年度行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 2点目の不妊治療の助成の拡大について、28年度の取り組みに向けて準備しているところは、26年度、27年度と特定不妊治療等の助成の限度額が10万円だったことを受けまして、大変このことは効果のある事業と認識しておりますので、限度額を引き上げまして15万円とする方向で予算を計上させていただいておりますので、そのことをお答えといたします。

よろしくお願いします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 6番、村松信一議員。
- ○6番(村松信一議員) ただいまの4点につきましては了解しました。さらに次の質問に 移ります。それでは、次の再質問に移ります。

子育でするならUターン、Iターン、Jターンしてでも矢巾町に来て子育でをしたい、 子育で世代に対し、子育で支援ガイドブックなどにまとめて情報支援策やホームページの 充実、更新についての取り組む強化を掲げられておりますが、新年度にはどのような措置をされたのか。また、今の各ターンの中に触れられておりますが、実は孫ターンというのが今注目されております。既に力を入れ始めた行政もございます。町が毎年秋に実施しておりますふるさと矢巾会を通じて、この孫ターン特典を準備して積極的に働きかけてはいかがでしょうか。その考えについてお伺いをいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えします。

1点目のガイドブック等、あとはホームページの充実、更新について新年度予算にどのように措置されたかというご質問でございますけれども、平成28年度はホームページを大幅に変更し、刷新するということになってございますので、それに乗っかって我々の情報提供もやっていきたいなということでございまして、住民課のほうではここは予算はとってございませんで、企画財政課さんのほうで予算計上しているものでございます。

また、子育て支援策のガイドブック等というものですけれども、これにつきましてもこのような支援が受けられるよということを特に大きな予算を計上することではなくて、既存の需用費等で手づくりで間に合わせて作成していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) それでは、私のほうからホームページの更新につきましては、平成27年度の予算でホームページの更新をしておりますので、4月1日からアップできるように今準備中ということでご理解を願いたいと思います。ですので、28年度でホームページの部分についての予算計上というものはしておりませんし、それから、使い勝手のいいようなホームページにしたいということで、それぞれ各担当課あるいは係のほうで随時新しい内容をアップできるような形にしたいということで今取り組んでいるところでございます。

それから、孫ターンの特典ということですが、それぞれ孫ターンにかかわらず I ターン、 Uターン、Jターン、それぞれ全ての部分にやはり矢巾町に来ていただきたいなというこ とで考えておりますので、孫ターンのUターンだけの特典というのは、今のところ考えて おりませんが、それぞれ今後まだまだそういうふうな状況に至っていないというのが矢巾 町の状況でございますので、それぞれ考えられるべきものは考えていきたいなとこのよう に考えております。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番(村松信一議員) それでは、3点目、質問させていただきます。

保育と雇用の両立ができる体制整備の取り組みについてお伺いいたします。女性が輝く町、家庭でも、地域社会でも、職場でも存分な力を発揮できる女性の活躍の場、保育と雇用が両立できるような体制整備に取り組んでまいりますとご答弁を頂戴しております。平成28年度の施策方針の中で保育と雇用の両立ができる整備体制の取り組みは何かお伺いいたします。

次に、地域少子化対策強化交付金の活用についてであります。この交付金事業が先駆的な取り組みという部分で検討、調査をしている段階であるとご答弁をいただいております。 喫緊に調査、前向きに検討するとありましたが、その結果、どのようになっているのかお 伺いをいたします。

次に、平成27年の今ごろに、2月、3月ごろに設置いたしました少子化対策等にかかわる委員会の設置から1年が経過しました。現在までの活動状況についてお伺いをいたします。

以上です。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) 保育と雇用の両立ができる体制整備の取り組みについてお答え申し上げます。

平成28年度改めて行うというようなことは現在のところ事業は考えていないところなのですけれども、女性が子育てのために仕事を諦めることがないよう生後2カ月から預かる産後休暇の措置とか、あとは7時から19時まで、これは保育園なのですけれども、こういった長時間にわたる取得が可能になってございます。また、保育料の軽減も引き続き行ってまいりたいと思っておりまして、これらを今後も継続させることによって保育と雇用の両立を何とか図っていければいいのかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) それでは、2点目の地域少子化対策強化交付金のご質問に

お答えをいたしますが、これの部分につきましては、結婚、妊娠、出産、育児と、それぞれ切れ目のないような行政をするような先駆的な対策事業等について交付するということになっておりまして、矢巾町の場合、まだ総合的にそこまで一概にやれる部分というのがまだ整っていないということで、そこの部分については申請をしていないところでございますが、それぞれ今点となっております婚活やら妊娠やら出産やら、子育てやらというような部分では当然実施をいたしておりますので、今後それらの部分で総合的な、いろいろ事業を見ておりますと、窓口事業とか、いろいろ先駆的なことをやっている、他県でもございますので、どのようにしてそれを一括して事業が展開できるかというのは、今それぞれ検討いたしているところでございますので、今後もう少し勉強させていただければなと、このように考えております。

それから、3点目の少子化対策の委員会ということですが、少子化対策、少子高齢化ということで委員会を設置しておりまして、それぞれ検討いたしておりますが、とりあえず28年度予算に計上いたしております今までの事業というのが、やはり医療費の拡大やら、それから不妊治療費の拡大やら、あるいはことしから、新年度から新たにやろうといたしております住宅取得資金の利子補給やら、そういうふうな部分をそれぞれ総合的に行いまして、少しでも少子化あるいは高齢化というよりも少子化対策につないでいければなということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

まず今ちょっと企画財政課長から答弁いたしました地域少子化対策強化交付金、このことについては、もうご存じのとおり国では、平成27年度の補正予算、そのときは10分の10の助成措置があったのですが、今度28年度の当初予算では2分の1の補助と、助成措置なのですが、県の情報をちょっと確認しましたところ、27年度の補正予算での10分の10については、岩手県は先駆的な取り組みがないということで対象がなかったということで、今度うちのほうといたしましては、28年度の当初予算、この取り組みについて、今どういう対象事業、どういうふうな内容なのかということは、まず結婚に対する取り組み、それから結婚、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり、機運の醸成と、こういうふうなものを対象にして助成するということでございますので、これは内部で検討させていただいて、28年度、もし先駆的な取り組みとしてぜひお願いをしてまいりたいなと

いうことでございます。そういったことで27年度の補正予算の対象事業はなかったけれど も、28年度で取り組みをさせていただくと。

それから、今雇用の問題については、これはもう当然ご指摘のとおりでございます。このワークライフバランスについては、私どももこれからしっかり取り組んでまいらなければならない大きな課題でございますので、今後このことについては、特にも町内にある企業の皆さん方には、そういったことも含めて周知をして、お互い連携を図りながらライフバランスの体制づくりを整備を進めてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 村松信一議員。
- ○6番(村松信一議員) 町独自の支援策として結婚、婚活のできる一連の結婚、子育て、 雇用の一つの輪になるような形をつくっていきたい。日本一子育ての町を目指すとご答弁 をいただいておりますが、実現には継続的な計画が必要になります。日本一の子育ての町 を目指すことにふさわしい28年度の予算措置はどのようになっているのか具体的な施策に ついてお伺いをいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

ただいまのご質問でございますが、健康も日本一と、子育でも日本一、これは一つの大きな目標でございますので、何か私はちょっとあまり大きな夢を語り過ぎるのかなと自制もしておるところでございますが、いずれしかしやるからには、そういった思いで取り組んでまいりたいということでございますし、それからいわゆるこれからの予算措置について、ちょっと子どもの医療費助成の問題も含めてそうなのですが、実は今度今月の末ごろになると思うのですが、特別地方交付税の措置がなされるわけですが、私ども、今そこのところに非常に関心を持っておるところでございまして、できればこの特交の交付税措置でまず私ども今後どのような形になるかまだ明らかなわけではないわけですが、国なり、県に今特交の措置をお願いしている状況なわけです。これを見きわめながらできれば28年度の皆さん方ともご相談をしながらタイミングを見計らって措置をしていきたいなと、こう考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 村松信一議員。
- ○6番(村松信一議員) それでは、次に移りますが、平成35年度の目標人口を3万人として少子高齢化の進む中、今後8年間で合計特殊出生率をどの程度まで高めて達成しようとしているのか、以下お伺いをいたします。

全国での統計の完結出生率ですが、これは比較的高く、ここ30年ほどでは2.2でありました。現在は1.96ぐらいであると言われております。本町は1.36と低い合計特殊出生率でありますが、完結出生率との関係を調べてみる必要があります。現在1人、2人のお子さんをお持ちの方のご夫婦に対して3人目以上に対する手厚い支援策による少子化対策も効果があると考えております。

それでは、質問でありますが、矢巾町における完結出生率は今いくらぐらいでしょうか。 それから、3人目以上に対する矢巾町だけの手厚い支援策を考えてみていただけません でしょうか。

以上、2点であります。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えします。

矢巾町における完結出生率はいくらですかということですが、残念ながら資料等、こちらでは把握しておりませんので、現状でお答えすることはちょっとできません。申しわけございません。

次の3人目以上に対する矢巾町だけの手厚い支援策を考えてみませんかということに関しましては、現在矢巾町は町独自の施策として義務教育までの間に3人目以降の児童がいた場合、保育園にいた場合、その保育料を半額とするのを町単でやってございます。ただ、国では、やっぱり少子化対策のために第3人目以降に対する手厚い支援策を今考えておりまして、矢巾町では義務教育までというような、そういった制約がありましたけれども、年齢には全く関係なく、例えば20歳のお兄さんがいた場合、中学校のお姉さんがいた場合、そして保育園のお子さん、3人目がいた場合、3人目の保育料を無料にするということを今検討している最中でございますので、ただこれには所得制限がありますので、ここら辺の動向を見ながら今後矢巾町で、矢巾町だけの何か、例えばの話ですが、所得制限を撤廃するなりなんなりというようなことができるのであれば、そこら辺を検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) ただいまの出生率の件でお話を申し上げますが、これにつきましては、多分国立社会保障人権問題研究所という、多分そこで出しているものだと思われますが、ちょっと見てみますと、今まで14回ぐらい調査しているようです。調査内容につきましては、それこそ夫婦の結婚過程とか、出生力とか、子どもの数とか、いろいろな部分で調査をしているようでありますが、ただこれは全県を一括して調査するというようなことではなく、何か聞いてみますと、47都道府県の中でも何件かピックアップして調査するということで、それぞれが全て持っているものというふうなことではないようでございます。

それから、それぞれそれでは各市町村でもそういう数字を持っているかというと、やはりたまたま各市町村の対象になるといいますか、そういう部分があるところにはその時の数値というのは持っているようですが、あいにく矢巾町ではそういうふうな対象になったことが今までちょっとないというようなのがちょっと見えてきておりますので、ですので、今数値的なものは持っておらないところでございますが、自力でその内容を精査しようと思えば、全くできなくないかはしれませんけれども、今のところそういうふうな県あるいは市町村で数字を持っていないというように考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 村松信一議員。
- ○6番(村松信一議員) それでは、再質問に移ります。人口増加対策として岩手医科大学 附属病院開院に伴う日々1万人とも言われております交流人口に対応したまちづくりの中で交通網の整備も重要となります。道路網、バス網、バス路線の整備なども喫緊の課題ではありますが、電車両車の大幅な増加も見込まれます。そこで時間帯における増便などを考えますときに、JRまたはIGR、いわて銀河鉄道に青山駅発矢幅駅ないし紫波中央駅 折り返しで電車の運行をしていただき、交流人口増加に対応した電車運行増強対策として今申し上げました紫波中央駅もしくは矢幅駅あるいは日詰駅、それから青山駅間の電車運行誘致計画などを検討してみてはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

村松信一議員のご質問のとおり、おっしゃるとおりなのでございます、これは。そこで私ども今IGRが今中央病院とか岩手医科大学に利用者に対してのタクシーとか何か使ったときの助成もしているというふうなこともお聞きしております。それでIGRの菊池社長とそのことについてはもう話し合いをして、いわゆるIGRのあれを矢幅駅まで延ばしてもらうと。まさにいう増強対策、そういうことを今水面下で話し合いをしております。これは、必ずやりますので、それでこれはいわゆるいろんな道路のアクセスとかあるわけですが、交通対策の一環として、特にも電車を利用される方々に対してのやはり利便性の向上を図っていかなければならないということで、これはまさにご指摘のとおりでございますので、いずれ岩手医科大学が開院されるまでにそういう体制整備は取り組んでまいりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありませんか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) それでは次に、第2問目の質問を許します。 村松信一議員。
- ○6番(村松信一議員) それでは、次の質問に移ります。

いわて国体の準備状況及び開催内容についてお伺いをいたします。本年10月1日から11日までの期間、第71回国民体育大会秋のいわて国体が正式競技34種目、公開競技4種目、デモストレーション競技29種目により県内各地で競技開催されますが、矢巾町は日本一健康な町宣言にふさわしい健康づくりに最適な国体のデモストレーションスポーツとしてスポーツチャンバラとラジオ体操の2種目を選びました。

2種目選定後、平成24年4月に国体準備室、平成25年4月に国体推進室を設け、現在3 名の人員により10月2日の開催に向けて準備中であります。ラジオ体操、スポーツチャン バラの準備状況及び実施計画についてお伺いをいたします。

○議長(廣田光男議員) 松尾教育委員長。

(教育委員長 松尾光則君 登壇)

○教育委員長(松尾光則君) いわて国体の準備状況及び開催内容についてのご質問にお答 えします。

ラジオ体操につきましては、平成28年10月2日日曜日、午前6時から矢巾町屋外運動場において特別巡回ラジオ体操会、みんなの体操会として開催いたします。参加者は2,000名

を目指し、町内中学校を登校日とし、全校生徒の参加を検討しております。当日は、NH Kによる全国ラジオ放送により、希望郷いわて国体の開催と矢巾町の元気を全国に発信するとともに、テレビでおなじみの先生による講習会を行います。

ラジオ体操の普及につきましては、各種スポーツ大会でのラジオ体操の実施や講習会を 行うとともに、出前講座を積極的に行い、正しいラジオ体操の普及に努めてまいります。

スポーツチャンバラにつきましては、ラジオ体操と同日の午前9時から矢巾町民総合体育館において参加選手約200名で開催いたします。応援体制につきましては、町内小学校を登校日とし、高学年がスポーツチャンバラの応援を検討しております。当日は、選手及び大会関係者に対し、矢巾町の特産品によるおもてなしコーナー及び特産品の販売を予定しております。選手、役員の確保につきましては、現在19名登録されているスポーツチャンバラサポーターの増員を図るとともに、講習会の開催や出前講座を実施し、さらなる選手の発掘とレベルアップに努めてまいります。

きぼう郷いわて国体の機運醸成につきましては、おもてなし花壇やクリーンアップ運動、 県民運動への積極的な参加を促すとともに、各種スポーツイベントや町内各種事業におい て矢巾町で開催されるラジオ体操とスポーツチャンバラについて広く周知してまいります。 以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 村松信一議員。
- ○6番(村松信一議員) 準備状況は十分わかりました。国体に向けまして何か矢巾ならではの工夫されたことって何かあるのでしょうか。あるいは今工夫していること、ありますでしょうか。
- ○議長(廣田光男議員) 山本社会教育課長。
- ○社会教育課長(山本 功君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

まずラジオ体操について工夫しておることということでございますが、基本デモストレーションスポーツとして行うラジオ体操は、現在も行っておりますが、夏休みの最終日曜日に全町民の方を対象にかっこうグラウンドで行っておりますああいった形のラジオ体操が基本かと思っております。ただ、矢巾町につきましては、それだけにとどまらずNHKのラジオ放送、全国放送でございますが、こういった放送をお願いをして当日対応していただけるということが一つの工夫していることと言えるかと思います。これにつきましては、基本10月という時期は、こういった全国巡回はない時期でございます。しかも10月1

日からのいわて国体にNHKのスタッフ、技術スタッフも含め全て出払ってしまって、矢巾町に来て全国放送をするスタッフが足りないという状況で、実は本当に来てくれるかどうか気をもんで、各方面のバックアップもお願いして、NHKさんのほうにお願いをした結果、先月正式に10月2日放送しますという通知をいただきました。そういったことでラジオ放送を通じて広く全国に矢巾を発信するというふうなところも工夫した点ということかなというふうに私どもは捉えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 村松信一議員。
- ○6番(村松信一議員) わかりました。例えば集合を考えている、各中学校、矢巾中学校、 北中学校に一時は一旦集まると思います。それから、小学生も各小学校に集まっていただい たら、そこから走ってここの場所まで来るとか、そういうスポーツイベントであります。ス ポーツイベントなわけでありますので、そういったスポーツイベントにふさわしい集合方法、 そういったことは何か検討はされていないのでしょうか。せっかく、ただここに集まるので はなくて、そういう形の考え方というのもあると思います。

それから、ラジオ体操ですけれども、せっかく集まるわけです。その後解散だと思います。 例えば町民運動会、できなければミニ町民運動会とか、何かスポーツのイベントをそこでそ の後開催したらいかがかと思うのです。まずそこをお伺いしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 山本社会教育課長。
- ○社会教育課長(山本 功君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず1点目ですが、集合方法に関してです。確かに議員ご提言の非常に興味があるところでございます。ただ、これにつきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたが、全国向けのラジオ放送があるということで、今のところ予定としましては、朝の5時半から受け付けをして、6時から開会行事、そして全国放送が通常6時半からということになります。こういったいわゆる放送事故を起こしてしまっては大変なことになりますので、やはり余裕を持って集まっていただきたいというのが私どもも、それからNHKさんも同じ考えかと思います。

ということで今のところは、しっかり放送時刻に間に合うように2,000人を目標とする皆様に集まっていただきたいということもありますので、そういう何か新しい工夫とか、そういったふうなところは改めて考えておらないところでございます。

次に、2点目の開催時のイベントについてですが、例えばせっかく集まったのだから、では町民運動会ということも確かにひとつ考えられるかとは思ってございます。これにつきましては、終了後、いわゆるラジオ放送で指導する方がいらっしゃるわけですが、そういった方に正しいラジオ体操についての指導する時間はお願いをしてございます。ということで集まった2,000人の方々には、そう長い時間ではございませんが、正しいラジオ体操についての指導する時間を設けるということは考えてございます。ただそのほかに運動会とかということになりますと、私どももこの後予定では午前9時からスポーツチャンバラも町民総合体育館で行うということもありますので、なかなか対応は難しいということもありますので、それ以外、ラジオ体操指導以外のイベントは考えておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 村松信一議員。
- ○6番(村松信一議員) わかりました。

それでは、スポーツチャンバラについてお伺いします。さらなる選手の発掘とレベルアップに努めてまいりますとご答弁いただきました。例えば今児童で国体に出場したいという子がおります、現実におります。それでいっそのこと各小学校、一般も含めてある一定の講習、練習後、トーナメント方式か何かで選手の選出方法をされて、今いる小学生、中学生がチャレンジしたいと、そういう子がおりますので、そういった要望をかなえられることはできますでしょうか。

以上であります。

- ○議長(廣田光男議員) 山本社会教育課長。
- ○社会教育課長(山本 功君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

矢巾町の子どもさん方で国体に出場したいというお子さんがいらっしゃるということで大 歓迎でございます。ぜひ一人でも多く参加していただきたいということでございます。

今議員、いわゆるトーナメント等によって選手を選出するのかということでございましたが、基本は先着200名の方を対象として参加していただけるということで、要は早い者勝ちということでございます、簡単に言いますと。実際当日は東北6県を対象にして選手の出場を募集いたします。今のところ6月1日から募集を開始したいと思っております。これ私、どなたでも先着、早い者勝ちで200人と申し上げましたが、確かにそれはそのとおりでございます。ただ、やはり全くやったことがない人が手を挙げて出るとなった場合に、当然これ

はスポーツ競技でございますので、やはりそれは無理でしてまず基本的な動作等をマスターしておれば、可能かということで、特にもこれは武道でございます。やはり礼に始まって礼に終わるというふうなところで非常に礼に厳しいスポーツでございまして、そういったところがまずわかっていないと次に進めないというところがございます。

そこで私どもとしましては、やはり子どもさん、あるいは一般の方含めまして講習会等を多く開催をして、この競技に親しんでいただきたいと。そして最低限のところをまずマスターしていただければ、そうしたらやはりせっかく矢巾でやるデモストレーションスポーツでございますので、子どもさん方の一生の思い出になると思います。私は国体に出たのだよと、これは生涯言えることですので、ぜひそういった方々に出ていただきたいという思いがありますので、頑張って養成する講座を開いてまいりますので、議員さんにおかれましてもお声をかけて、一人でも多くの方にそういう講習会に参加して、大会当日、本番にも出ていただくようにご指導、ご支援をお願いできればと思います。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) それでは次に、第3問目の質問を許します。 村松信一議員。
- ○6番(村松信一議員) それでは、3問目に移ります。

旧矢巾中学校跡地について質問させていただきます。旧矢巾中学校跡地の利活用について町民の皆様が大きな関心を抱いておりますが、町長は昨年12月会議の中で跡地利活用について本格的に検討するとし、その中で有識者等による旧矢巾中学校敷地利用計画検討委員会を設置することとし、広報等による募集によって委員会を設置するとしております。検討委員会の委員の構成はどのように考えているのか。応募者のみの構成かどうか。また、設置後どのような方法と手続により最終結果を出すのか。その期限はいつか。最終結果はどのような扱いになるのかお伺いをいたします。

また、民間業者からの提案並びに地域懇談会等での町民の皆様からの意見を踏まえて検討するとしております。それぞれの意見、提案が多く出されると予想されます。委員会での最終結果との整合性はどのようにとるのか町長の考えをお伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 旧矢巾中跡地についてのご質問にお答えをいたします。

検討委員会の委員は、応募者のみの構成かについてですが、委員の構成は、旧矢巾中学校 敷地利用計画検討委員会を設置し、各種団体からの役員推薦10名、一般住民の推薦4名、町 推薦1名、そしてこのたびの公募により募集を行いました5名の皆さんを合わせて20名となっております。

次に、設置後どのような方法と手続により最終結果を出すかについてですが、検討委員会につきましては、今後を見据え、どのような活用の仕方がいいのか、今までの地域懇談会、ワークショップ、まちづくり懇談会、中学生議会等でのご意見及び民間事業者からのご提案の内容、さらにはアンケート調査を行い、それらの内容を含め、委員それぞれのご意見をいただき、方向性を定めていただきたいと考えております。

次に、その期限はいつかについてですが、町の中心部に位置した実用性が高く、本町といたしましても重要な位置づけとしている土地の利用計画を検討していただくものでありますことから、委員の任期につきましては、1年と定めているものであります。

次に、最終結果はどのような取り扱いになるかについてですが、委員会の会議により議論をいただき、方向性を示されましたならば、その内容については、町議会の議員各位、そして町民の皆様からそれぞれ協議をいただくことになると思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、民間事業者、町民の皆さんからのそれぞれの意見、提案が多く出されることが予想されますが、委員会での最終結果との整合性はどのようにするかについてですが、それぞれいただいたご意見、ご提案につきまして、この検討委員会にご提示をさせていただきながら委員会としての方向性を示していただくことになると思います。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 村松信一議員。
- ○6番(村松信一議員) ありがとうございました。敷地利用計画検討委員会の20名によります1年後の委員会の会議による結論の方向性が示された後、町議会での協議や民間業者などからの提案なども含めて最終的な結論に行き着いて、町長が旧矢巾中学校跡地の計画内容につきまして町民の皆様に明言をするときはいつごろと考えていらっしゃいますでしょうか。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

ただいまのご質問にお答えする前に、先ほどのラジオ体操のことですが、これはもうスポ

一ツに限らず健康にもかかわることでございまして、実はこの間土曜日、5日なのですが、この矢巾町で初めて開催されました地域包括ケアセミナー、そのときにもラジオ体操をさせていただいて、そのラジオ体操をするときには、壇上に桃太郎旗とわたまろくんにもご登場いただきまして、そこでラジオ体操をさせていただいたと。何とも言われない雰囲気でございました。だからこれから会議を開催するときは、なるべくラジオ体操の町としてそういう健康づくりだけではなく、すべてのあれで、狭い場所とか何かであれば、これはあれなのですが、できればそういったラジオ体操を通しての健康づくりを町民の皆さんと一緒になって考えていきたいと。そして非常にこの間の5日のセミナーは、心が和んでいいご意見、ご提言もたくさん出されましたので、村松信一議員のラジオ体操、前向きに取り組んでまいりたいと、こう思いますので、ご理解をいただきます。

ただいまの矢巾中学校の跡地のことについては、結論から申し上げますと、できれば来年の3月を目途にこの方向性を示させていただきたい。ただ、これについては、もう検討委員会での議論とか、それからこの間も先月の中旬にはワークショップ、これは町が主催したのですが、運営については、NPO法人の矢巾協働センターがやられて、そこでもいろいろワークショップでも矢巾中学校の跡地について議論されたことでございますので、いずれこのことについては、前からもお話し申し上げているとおり、いつまでも先送りということはできないわけでございますので、ひとつ今私どものところとしては、そういう来年の3月を目途に。ただ、そのときにはいろいろなことも考えられますので、その目標に向かって進めさせていただくということだけはご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) 先ほど村松議員さんにお答えしました中で北川保育園の延長保育の時間が7時までということで申し上げておりましたけれども、8時まででございます。訂正しておわび申し上げますし、それから徳田保育園も8時まで受け入れを行っているところでございます。申しわけございませんでした。
- ○議長(廣田光男議員) 以上で6番、村松信一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時10分とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、7番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

(7番 昆 秀一議員 登壇)

○7番(昆 秀一議員) 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、インクルーシブ教育についてお伺いいたします。2014年、日本は障がい者権利条約の批准が国連により承認されました。それまでには、障がい者基本法の改正がありました。その中にインクルーシブ教育の概念が盛り込まれております。インクルーシブとは、排除しないことです。インクルーシブ教育とは、障がいの有無によらず誰もが地域の学校で学べる教育のことです。矢巾町には、特別支援学校が移転してくる予定ですし、岩手医大附属病院や岩手県立療育センターも移転してくるところから、この矢巾町が岩手県の障がい者の拠点となっていくことが考えられます。その準備として矢巾町民全体としての心のバリアフリーをしていく必要があります。心のバリアフリーは、一夜にしてできるものではありません。しっかりとした教育の上で成り立つものでございます。そこで障がい児への教育ばかりではなく、健常者との相互のかかわりから学ぶインクルーシブ教育が非常に大事になってくると思います。このインクルーシブ教育に対しての教育委員会としての認識と推進をどう考えているのかをお示しください。

また、総合教育会議としての町長の特別支援教育についての考えをお示しください。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 7番、昆秀一議員のインクルーシブ教育についてのご質問にお答え いたします。

2点目の総合教育会議としての町長の特別支援教育についての考えについてですが、2 月4日に開催されました総合教育会議において矢巾町教育大綱を策定したところであります。この中で7つの施策と主な取り組みについて取り上げておりますが、学校教育の充実の中では、特別支援教育支援員を継続して配置していくこととしております。特別支援教育支援員については、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難を改善、または克服するために適切 な教育を行うことを目的に配置をするものであります。

さらに特別支援教育は、障がいのある児童・生徒への教育のみならず障がいの有無や、 その他個々の違いを認識しつつ、さまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成 の基礎とも考えております。このように特別支援教育のあり方は重要であるとの認識を持 っており、今後開催される総合教育にてさらに協議を深めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 松尾教育委員長。

(教育委員長 松尾光則君 登壇)

○教育委員長(松尾光則君) 引き続き、7番、昆秀一議員のインクルーシブ教育について のご質問にお答えいたします。

1点目のインクルーシブ教育に対しての教育委員会としての認識と推進についてですが、インクルーシブ教育については、障がいのある児童・生徒を含む全ての児童・生徒に対して一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を通常の学級において行うものであり、特にも障がいのある児童・生徒は、健常者とのかかわりから学ぶことは大変重要なことであると捉えております。また、同じ場所、時間、内容を共有して、ともに学び合うだけではなく、お互いの理解や協力のもとで双方の目的やそれに見合った有効な場をつくっていくことが必要であると考えております。

現在本町では、県内の特別支援学校と町内小中学校の児童・生徒との交流籍事業を毎年 実施しており、学校の垣根を越えて地域の子どもたちとともに学び合う活動を行っており ます。また、町内小中学校の特別支援学級でも児童・生徒の発達段階を考慮した上で教育 課程の中に通常学級との交流事業を位置づけて活動を行っております。これらは特別支援 学級、普通教室のどちらの児童・生徒にも有意義であるとの観点から行われているもので あります。このように多様なニーズに対応するための環境づくりや、その意識の向上は、 特別支援教育の充実につながるものであり、児童・生徒の状況を細やかに把握し、その子 に合った支援を保護者や教職員間で考えながら関係機関とも連携し、本人、保護者が納得 のいく就学支援を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 昆秀一議員。
- ○7番(昆 秀一議員) まず議長、よりわかりやすい説明のためにパネルを用意している

のですけれども、これを利用して説明してもよろしいでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 許可します。
- ○7番(昆 秀一議員) ありがとうございます。

それでは、パネルを利用して再質問いたしたいと思いますので、議場においでの皆様、よろしくお願いいたします。これから私が述べることやパネルで示す絵は、あるブログに載っていたものです。インクルーシブ教育についてすごくわかりやすく説明されていて、大変共感したので、そのブログ主のご許可をいただきましたので、少し長くなりますけれども、ご紹介させていただきながら、その所管についてお伺いしたいと思います。

まずこのパネルを見てください。少年たちが野球場で試合を観戦している絵です。左のイコーリティは平等、対等、均等という意味です。そして右のジャスティスは、公平や正義という意味です。そして上のイコーリティ、ダズント、ミー、ジャスティスというのは、意訳すると、みんな同じだ、同じだけというのは、一見正しく見えるけれども、それは公平ではなく、それで満足できる人もいれば、不十分な人もいるという状態は、真の公平ではないという感じになります。左の絵は、日本のインクルーシブ教育を描いております。箱が3個、先生のクラス全体に対する労力と考えた場合、生徒一人一人に均一であることがよしとされているということをあらわしています。一番左の背の高い子に箱は要るでしょうか。背の高い子には、あったらラッキーかもしれません。でも、真ん中の子には箱が1つ、右の子には箱が2つなくては困る状態です。

では、右の絵を見てください。この絵は、必要な子に必要な支援が行き渡っているインクルーシブ教育をあらわしているように思います。必要な子に適切な配慮が行き渡ることで皆が同じように参加できます。アメリカの学校では、このスタイルです。なのでクラスの中に支援を必要とする子がいれば、その子に必要な支援が用意されます。でも、この絵のように箱が3つで足りない、すなわち担任先生だけでは支援が満足に行き渡らない状態もあり得ます。そういう場合は、アメリカの教育システムでは、その子に対してさらに必要な支援、別の箱を用意してくれるそうです。例えば教室の環境を調えたり、支援員さんをつけたりです。

では、もう一度左の絵を見てください。クラスに40人の生徒がいたとします。先生の労力が40個だったとします。この状態で先生の労力がクラスに均一に行き渡らせた場合、障がいのある子には、そのクラスで過ごすのは難しいかもしれません。でも、箱を必要としないお子さんの箱をそれを必要なほかの子に与えるとずるいという声が上がります。なの

で、学校は障がいのある子が普通のクラスに参加するために障がいのある子に一定の条件に達することを求めるわけです。ほかの子たちと同じように過ごせる責任を子どもに課したのです。でも、アメリカでインクルーシブ教育は、障がいのある子たちが普通クラスで過ごせる手だてを用意してくれます。障がいのある子が障がいのない子と同じ教室で同じように学ぶために学校側がその責任を担っているわけです。障がいのある子がそこにいて当たり前、だから必要な手だてを考えましょうという前提があるアメリカのインクルーシブ教育と違って、障がいのある子を特別に同じ教室で過ごせるようにするといったような考えが日本のインクルーシブ教育にあるように感じます。

障がいのある子たちを本来そこにいるべき子というふうに捉えていないのが根本的に違うのでしょう。日本の学校は、左の絵のようにえこひいきがないことを平等と考える人が多いようですが、アメリカの学校は右の絵のように誰もが同じように参加できることが公平だと考えます。こういうことを言うと、それは理想論だけど、予算がという意見を聞きます。でも、アメリカの教育はお世辞にも予算がたくさん割り当てられているとは言いがたい状況です。それでも特別支援教育は当たり前に存在します。それはアメリカの人たちが特別支援教育を公平のためには当たり前のことだと考えているからなのです。このように障がいのある子も同じ教室で学ぶのが当たり前といったことがもっと日本で当たり前の前提になれば、公平についての考え方も変わっていき、迷惑という考え方が変わって、障がいのある子もない子も必要な支援がその子に必要なとき、必要なだけ行き届くよといった教室の姿が見られるようになるかもしれません。それを私は真のインクルーシブ教育の姿だと思っています。いかがでしょう、今まで述べてきたことに関してご所感がありましたらお願いしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

大変パネルを見て、絵を通して訴えたい内容というのはよくわかりました。4月から障がい者の差別解消法というのがございまして、その中で差別ということにつきましては、差別的な取り扱いとともに、もう一つ大事なことで合理的な配慮の不提供、提供しないこと、つまり例えば字が読めない子がいたならば、ルビを振って、その子の特性に合った資料を出してやる、そういうことをしないことも差別であるというふうに言われております。だんだん議員ご指摘のとおり、日本もそういう意味では、障がいのある子に対する考え方というのは、

少しずつですけれども、変わってきているかなというふうに思います。

そこで学校教育におきまして、特別支援学級という学級がございまして、その中に財政している児童・生徒につきましてどのように考えるのかということがございますけれども、一つは、児童・生徒の特性を把握して、議員ご指摘のとおり特性に合った支援を行うというのが大原則であると思います。また、一方では、在籍している学級において、授業を半数以上受けるべきではないかという考えもあるのは、古い考えかもしれませんが、そういう考えもございます。

ただ、これから高等学校への進学等を考えてまいりますと、特別支援学級に在籍している児童・生徒にとっては、大変大きな壁が私はあるかと思います。そういうことを考えますと、議員ご指摘のとおり児童・生徒の特性をきちんと把握して、その特性に沿った支援を行うということが今後大事であるという私は認識を持っておりますし、今議員が提示したパネルからもそういうことを強く感じました。今後校長会議等におきまして、こういう点についてお互いに意見を述べ合いながら特別支援教育について、あるいはインクルーシブ教育について考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 昆秀一議員。
- ○7番(昆 秀一議員) 一般論はそういうことになりますけれども、現在町内の学校の特別 支援学級の生徒が普通学級でほかの生徒と一緒に学びたいと頑張っています。ですが、すん なりと学校側からオーケーが出ておりません。生徒は今中途半端な位置におり、大変不安な ときを過ごしております。なぜ生徒の希望どおりの場所でみんなと一緒に学べないのか私は 疑問に思います。例えばその生徒が暴れたりして授業を邪魔するのであれば、ちゅうちょす ることもあるかもわかりません。今その生徒たちは、お試しで普通学級に臨時に通級してお ります。ふだんは余り見せない頑張りで何とか一緒にみんなと授業を受けられるように集中して取り組んでおります。その頑張りを通級できるか判断する学校を管理職の方は、彼らの その通級している姿を見ることもなく判断しようとしていました。このことにまず私は憤り を感じます。そして当の支援学級の教師がいないところで管理職たちだけで出したその答え は、来年度に先送りにされてしまいました。このような事態を当の生徒たちはどう思っているのでしょうか。これが矢巾町内にある学校の実態であり、例えて言うなら石器時代の教員の意識改革の必要性を強く感じるものでございます。

しかもそのことに関して特別支援学級の先生から校長への申し送りに関して校長不在のために副校長に伝言するメモを渡したそうです。にもかかわらず伝わっていなかったということも聞いております。昨年のあの悲しいことが起こったにもかかわらずこの学校内での連絡網の不徹底は、教育現場としての再々確認をする必要があろうかと思います。まずはしっかりと現状を生徒自身に説明するべきだと思いますし、教育委員会としては、このことを把握していらっしゃるのかお伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町内の学校でそのように情報が伝わらなかったということがあったとするならば、大変申しわけない事態でありますので、これにつきましては、調査の上、こちらのほうで対応させていただきたいというふうに考えております。

先ほど私申し上げましたけれども、子どもの特性を把握して、その特性に合った支援を行うべきだと、つまりそれが大事だということを校長会議できちっと申し上げたいということを申し上げました。それは通級が必要、いや普通学級で一緒に勉強したいという児童・生徒あるいは保護者の意向、そしてそういう特性があるならば、私はそうすべきだというふうに考えております。

議員からご指摘いただきましたテストの通級というようなことも私は把握しております。 テストということで大変申しわけないのですけれども、私がこれまで経験してきた中では、 やはり通級しなければならない、したいという、そういう特性も持っているという児童・生 徒もたくさんおります。どちらかというと、小学校では通級が多いというふうに思っており ます。中学校におきましては、若干そういう点、矢巾町も含めまして足りないのではないか ということから、その特性を踏まえ、特性に合った支援ということは、通級も含めまして、 それから特にやはり進路のことを考えると、これは本当に避けて通れないことですので、そ の辺も校長に校長会議でよくこちらのほうからお話し申し上げて、中学校におきましても生 徒と保護者と、それから特別支援学級の担任、それから学校側がよく話し合いをして、子ど もたちの特性に合った指導ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 昆秀一議員。
- ○7番(昆 秀一議員) 次に、インクルーシブ教育において重要な役割を担う特別教育支援

員についてお伺いしたいと思うのですけれども、特別支援学級の生徒が普通クラスにて通級 指導を受ける場合、支援員をつけなければならないと聞いたのですけれども、そのようなこ とは法律などで決められているものなのでしょうか。また、特別支援学級数や生徒数に対す る教師、講師やさまざまサポーターや支援員の数は決められておるのでしょうか。そしてそ の決められた人数に対して来年度の町内の小中学校の特別支援学級の予定児童・生徒数と教 師との数はどのようになって、足りているのかどうなのかお伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

最初に、特別支援学級に在籍する児童・生徒が普通学級で授業を受ける際に、誰かがついていかなければならないという規定はあるのかどうなのかということについてですが、ございません。ただ、耳が聞こえないとか、あるいは若干理解が不足しているという方にはついていって、横でお話をしながら理解していただくということはあろうかと思いますが、必ずという規定はありません。

それから、特別支援学級につきましては、8人、9人になりますと2学級になるわけでございますけれども、現在中学校におきましては、日常生活の指導もきちっとしていく必要があるということから、そんなに多くの学校とは限りませんけれども、2つの学級を合わせて、2人の担任がございますので、その2人の目で見て指導していくという指導形態が一般に多くとられているのではないかなというふうに思います。

それから、最後に支援員の数等についてですけれども、8人、仮に8人いたならば、それぞれ1人ずつというのは、それが一番理想的なのでしょうけれども、先ほど申し上げましたとおり、特別支援学級の担当教員というのは、そういう形で人数から決められております。また、私ども町といたしまして、やはり特別支援に在籍する児童・生徒をどのように教育していくかということは大切なことでございますので、現在町内で5人の特別支援教育の支援員を配置しているところでございます。また、適応支援員、若干特別支援教育とは異なりますけれども、児童・生徒の適応の問題がたくさんございますので、これにつきましては、4人町内の小中学校に配置しているところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 昆秀一議員。
- ○7番(昆 秀一議員) 今の人数で足りているようならばよろしいのですけれども、何か支

接員をつけなければ通級にやらないというふうにお聞きしたところがあったのですけれども、人数がいれば、それだけ通級できるのかなと思ったのですけれども、例えば教師や支援員、2クラスあるといったのですけれども、2クラスのうち1クラスの担任が正式な教師というか、臨時みたいな形になっているとお聞きしたのですけれども、例えば担任であれば担任、しっかりと講師という立場ではなく教師としてふやしていっていただきたいと思うのですけれども、もしふやせるような財政の措置をとれればいいのですけれども、とれない場合でもやっぱり先ほど教育長が言われたような障がい者差別解消法の公的機関の義務である合理的配慮をしないこととして差別に当たるのですから、違法なものですから、そこをしっかりと解決するような予算措置をとっていただきたいと思うのですけれども、町長、いかがでしょう。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

いずれ今教育長が答弁したとおりでございますが、いずれ財政的な予算措置については、教育委員会とも連携しながら取り組んでまいりたいと。それで今このやりとりをお聞きしてちょっと感じたことは、やはりいじめを克服するためには、やはりインクルーシブが非常に重要だなということをさきのパネルでも通して、きょう強い思いを持ったところでございますし、それからもう4月1日から障がい者の差別解消法がスタートするわけで、特にも今議論になっている合理的配慮については、私ども行政の立場としてもしっかり取り組んでいかなければならないことでございますので、それできょうちょっと私詩人の金子みすべさんの一つちょっと思い出したのですが、あの人の「みんなちがって、みんないい」のだということを言っているのです。だから今昆秀一議員のご質問の内容をお聞きして、やはりこれからお互いの違いを相互理解できるような、やはり教育現場でなければならないし、私ども行政の分野としてもそういうことにはしっかり取り組んでいかなければならないというこういうふうなことでございますので、一つ一つ積み重ねながら取り組んでまいりたいと思いますし、さきの議会にも人権擁護委員が小中学校で人権問題でいろいろご指導もいただいているというようなことであらゆる分野にかかわっている方々のお力をお借りして進めてまいりたいと、こう思っておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 昆秀一議員。
- ○7番(昆 秀一議員) 先ほど適応支援員のお話ありましたけれども、先日いじめ特別委員

会において、教育長が各学校に適応支援員の配置を2名ずつふやしたいという意向をあらわされたようですけれども、私もこれはぜひ実現していただきたいと思っています。これはある特別支援の生徒が昨年のいじめ自殺の報道をニュースで目にするたびにほかの生徒にかかわるのが怖くなった、自分が知らない間にいじめられたり、いじめたり、いじめにかかわってしまうのではないかという心配をしてしまうようです。昨年のいじめ自殺の件でトラウマのように人生に影響を及ぼしてしまったようでございます。このことは少なからずほかの生徒にも言えることで、このような少しの変化を発見できるのは、すぐ近くにいる親や、例えば教師なのだと思います。

そこで適応支援員が少しでもその役に立つのではないか、そう思うわけでございます。いじめを発見するアンケートや相談体制も必要ではありますが、ぜひ児童・生徒のすぐそばにいて、その異変にすぐに気づける支援員の配置をすぐにしていただきたい。これは、特にも特別の支援の必要な常に適用に問題のある生徒の支援にもぜひ役立てられる意味からもお願いしたいところでございますけれども、いかがでございましょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり多くの目で児童・生徒を見るということは、非常に大切なことであろうかなという ふうに思います。ただ、私は2名を配置したほうがいいということではなくて、あれは教育 研究所に2名相談員をというようなお話を申し上げたところというふうに私は認識してお ります。いずれにいたしましても、そういう目がふえたほうがいいわけですけれども、最終 的にやはり学校にいる教員が自分の担当している、あるいは学級あるいは学年、あるいは部 活動等で児童・生徒に寄り添って目を配っていくということが最低の原則でございますので、 そういうことができるようこれからも努力を続けてまいりたいというふうに考えておりま す。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますね。昆秀一議員。
- ○7番(昆 秀一議員) 済みません、私の理解が違ったようで、結局町に相談員を新たに2 名配置するという方針ということだと思うのですけれども、それとはまた別だとは思うのですけれども、答弁にもありました連携に関して特別支援の場合は、相談員もしくはコーディネーターの役割がはっきりしていないような感じを受けます。そこでいじめ問題と同じよう

に特別支援の相談員もしっかりとした人員がおるのであれば、はっきりと保護者たちにもわかるようにしてもらいたいし、現場や管理職、教育委員会への橋渡し的役割を担ってもらいたいと思うのですけれども、そこの点はいかがでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

特別支援につきましては、特別支援教育の委員会がございまして、その中心の役割を担うのがコーディネーターという役割がかなり年数前に導入されております。そういう制度が周知できていないということは、これは教育委員会、学校でPR不足だと思いますので、そのコーディネーターを中心に特別支援を担当している者、それから学校のさまざまな部門を担当している者が情報交換しながらその子に合った支援計画、指導計画をつくるというふうになっておりますので、その辺につきまして学校、それから教育委員会等もさらに皆さんにわかりやすくこれから伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 昆秀一議員。
- ○7番(昆 秀一議員) よろしくお願いしたいと思います。

町長は、発達障がい者に対しての並々ならぬ熱意を持って支援について考えてきておられると感じておりました。町長としては、この特別支援教育についてはどういうところから興味を持たれたのでしょう。ですが、4月から始まる第7次総合計画や教育大綱案にもほとんど発達障がいに関しての文言が出てきておりませんでした。今後開催される総合教育会議において、町長としては発達障がい者への支援についてどう協議を深めていくおつもりなのかお伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

昆秀一議員もご存じのとおりこの総合教育会議というのは、まず私大きく分けて3つのことだと思うのです。まず一つは、いわゆる教育大綱の策定、それからもう一つは、教育のいわゆる条件整備など、重点的に講じなければならない施策と。例えばこれはもう教育委員会が今までは学力向上対策とか、いろいろそんなことに取り組んできたのですが、やはりそういったことと、そしてもう一つは、児童・生徒との昨年ああいう悲しい出来事もあったのですが、生命、身体のこういった起きたときの緊急の措置というか、そういった中で、それで私は特にも教育に関する諸課題の中で発達障がいのことは考えていかなければならないと、

こう思っております。

それでいつそういうことに関心を持ったかということでございますが、これは私は県議会でいるいろ議論している中で発達障がいのところには本当に光が当たらないというか、そういったことを非常に強く感じたわけでございまして、私のまずひとつ県議会の中でのライフワークというか、取り組まさせていただいたのです。

それで昆秀一議員さん、私何を言いたいかということは、生まれてから、そしていろいろ児童・生徒、そして就職、就労支援、いずれなくなるまで切れ目のない対応をしていかなければならないのです。だから私は、矢巾町に今度療育センターが来年、この10月できるわけですが、その療育センターの中に児童精神科というのがこれはもうそこのお医者さんがあるわけですが、これが県内で非常に医師不足であるということもお聞きしてあるわけです。だから私はみちのく療育園の先生方からも足を運んでいろいろお聞きもしております。だから私はこれからの発達障がいに対する教育だけではなく、これは生まれたときから亡くなるまでのやはり切れ目のない新体制をしっかり構築していきたい、こう考えておりますので、これは市町村だけでもできることではない、やはり県とも一体となって取り組んでいかなければならない大きな課題だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えとします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。昆秀一議員。
- ○7番(昆 秀一議員) ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。 先日町民劇場が田園ホールで上演されました。大変すばらしい公演でありました。町長も いらっしゃっておりましたけれども、ただその日に非常に残念に感じたことがありました。 というのは、その公演の当日は役場内の駐車場がいっぱいでした。障がい者用駐車場にも車 が駐車されておりました。はっきり確認はしておりませんけれども、障がい者用ステッカー が張られていないし、多分健常者の運転する車だと思うのですけれども、私は守衛さんに確 認してもらうように言い伝えて、その場を去ったのですが、このことで何か大変すばらしい 町民劇場を見た後に気分が悪くなってしまいました。翌日管財係にそのことを話して、障が い者駐車場の利用について注意してもらうように言いましたが、そのことを町長は聞いてお りますでしょうか。

ほかにもよくあることなのですけれども、そういう人は障がい者駐車場が健常者に占領されて障がい者が使えないということを想像ができないのだと思います。これは障がい者に対

しての理解がないところが問題なのだと思います。ですから、今後もっとインクルーシブ教育を推進して、この矢巾町を障がい者ばかりではなく誰もにやさしい町にしていかなければならないのだと思います。

最初に言ったように、矢巾町には特別支援学校、療育センター、医大附属病院が数年後にはやってきます。ハードはでき上がってきますが、ソフト、人の育成が追いついていないと感じます。ぜひ障がい者など、全ての人がこの町に訪れたときに気持ちよくなれるような人との触れ合い、誰かが困っているときには、何かお手伝いすることはありませんかと気軽に声をかけられる人のあふれる矢巾であってほしいと思いますけれども、以上、所感があれば、お伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

昆秀一議員のおっしゃるとおりでございまして、いずれこのことにつきましては、私も今ちょっと強く感じたのは、やはり行政の私ら職員がまず範を示さなければならないわけでございますので、それからいろいろ窓口とか、そういうところにもそういう方々がおいでになるわけですので、これから私ども職員の研修を通じてこれから4月1日から始まる障がい者差別解消法、これをしっかりみんなにわかっていただくような形で進めてまいるとともに、いずれ職員同士でも双方向でお互いに共通理解、共通認識をして、そしてやはり障がい者の方々にとっても住みよい、住みやすい町だと言われるようなこれから努力をしてまいります。そこだけはひとつ昆秀一議員にもご理解していただきたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長(廣田光男議員) よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) 次に、第2問目の質問を許します。
- ○7番(昆 秀一議員) 次に、ICT化の推進についてお伺いいたします。

ICTとは、インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーいわゆる情報通信技術のことですけれども、現在議会ではタブレット導入を進めようとして議論を重ねているところであります。以前庁舎内でのペーパーレス化を提言したことがありますし、町内高齢者へのタブレットの貸し出しを考えてはどうかといったこともあります。いずれにしろ、これからの世の中は、ICT化が避けては通れないものだと思います。今後は、町民への啓発のためにも議会も執行者側もともにICTの活用を率先して進めていく必要があろうか

と思います。そこで町としてのICT化推進の考えをお示しいただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) ICT化の推進についてのご質問にお答えをいたします。

本町といたしましては、情報発信の手段であります町ホームページにつきましてさらなる利用環境の向上を図るべく4月から新システムによる利用開始に向け、改修を進めておるところであります。タブレット議会につきましては、初期導入費用、毎年発生する維持費等の費用面と資料のペーパーレス化、事務処理の効率化、スピード化との効果面に加え、セキュリティー対策等の課題を検証しながら町議会との協議を進めてまいりたいと考えております。

行政のICT化は、町民の皆様の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化にも寄与するものでありますことから、行政情報の発信、町民の皆さんによる申請、届け出等、さまざまな場面におけるICT化の検討を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 昆秀一議員。
- ○7番(昆 秀一議員) これから新しい視点に立って物事を見ていかないと、ただ後退するだけで進歩していかないと思います。マイナンバー制の問題がありますけれども、国で決め、町でもその利用が進んでいると思います。せっかく莫大な費用をかけたものです。これをICT化のために利用しない手はありません。議会のタブレットは、そのICT化の一歩なのです。ぜひ町当局も一緒にこの矢巾をICTの利活用で情報化社会に適応した町にしていきたいと思います。ぜひ議会と同時に当局とも前向きに検討して協議してまいりたいと思いますので、町長からも力強い推進の言葉をいただきたいのですが、いかがでしょうか。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

このことについては、ただいまの答弁でもお答えしたとおり、いずれあらゆる確度から検討させていただきたいと。そして、タブレットの議会につきましては、何といっても私ども議会のご意向はしっかりと受けとめていかなければならないので、このことについて議会でそういう方向をお示しになられるのであれば、町当局としては、それに従って粛々と対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思いますし、またもう今国も電子政府といっておるくらい、またICT化も保健、医療、福祉の中では、も

うそういったあれがどんどん進んでおるわけでございますので、そういうことも参考にしながら、そして参酌しながら進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) それでは、第3問目の質問を許します。
- ○7番(昆 秀一議員) 次に、介護支援専門員の資質の向上についてお伺いいたします。

これからの超々高齢化社会で要介護者の過ごし方や介護予防がますます重要になってくることは言うまでもありません。安倍首相は、介護離職ゼロを掲げておりますけれども、介護職員に対しての待遇改善についての対策は、ほとんど考えているようには思われません。介護及び地域包括ケアの担い手の核となってくるのは、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーです。そのケアマネジャーの資質によって支援のよしあしが決まってきます。そこで個々のケアマネジャーの資質が大変重要になってくることから町としては、地域包括支援センターとの協働も必要ですけれども、今後どのようにケアマネジャーの資質向上に取り組んでいくおつもりなのか、その考えをお示しください。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 介護支援専門員の資質向上についてのご質問にお答えをいたします。 町としては、今後どのようにケアマネジャーの資質向上に取り組んでいくつもりなのかに ついてですが、本町では、地域包括支援センターが毎月開催をしております矢巾町ケアマネ サービス事業所及び地域密着型事業所の合同連絡会議において各事業所のケアマネジャー に対し、必要な情報提供ともに研修を行っております。また、地域包括支援センターの主任 ケアマネジャーを中心に困難事例に対しての相談支援を随時行っております。さらに紫波町 と合同で開催しております在宅医療介護連絡会や岩手県認知症疾患医療センターとの連携 事業の中でも町内の医療介護従事者を対象に研修を行っており、職種の異なる関係者が情報 を共有しながら介護支援専門員の資質向上の場となっております。

今後は、町内のケアマネジャーが自主的に組織を結成し、日ごろの疑問や事例について意見交換を行う場を設ける計画もあり、本町が計画する介護給付費適正化事業の取り組みとあわせてその支援を検討しておるところであります。

なお、岩手県では、今年度介護支援専門員地域動向型研修のモデル事業を県内3つの市で 実施しており、平成28年度以降は全市町村で実施する案が示されており、経験年数の浅いケ アマネジャーの育成をも積極的に取り組み、ケアマネジャーの資質向上に努めてまいります。 以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 昆秀一議員。
- ○7番(昆 秀一議員) このケアマネジャーに関しての課題には、ケアマネジャー1人当たりの担当件数が多過ぎることが挙げられます。ケアマネジャーは、その本業であるべき利用者との相談、面会時間以外にも幾多の事務作業が存在します。結果として利用者本人に接触する時間が削られるような本末転倒の事態が生じてしまいがちのようです。

それから、報酬の仕組みの不備もあります。ケアマネジャーを雇う事業者は、利用者が介 護保険サービスを利用することで初めて報酬がもらえます。つまりどれだけケアマネジャー が親身に相談に応じても介護サービスのお世話にならないケアプランを提案し、それが採用 された場合、ケアマネジャーの仕事と時間には報酬はつかず、事業者にとっては無駄な労力 になってしまう現状があります。結果的に事業者は、利用者の立場に立つことよりも介護サ ービスを利用することを優先に考えてしまうというまたまた本末転倒のことになってしま います。ケアマネがケアプランを作成し、1カ月分ずつまとめて利用者、家族に渡します。 事業者は、サービスを提供した後にその実績をケアマネに報告します。事業者には、ケアマ ネに報告したサービス分の費用しか支払われないことになっています。このようにケアマネ に利用したいサービスを伝えれば、要介護度の範囲内で利用者の望むサービスは提供され、 事業者が勝手なサービス報酬を取ることは難しい仕組みとなっております。ところが、ケア マネによって力量に大きな差があるのが実態です。残念ながらケアマネに対する報酬は、医 師や看護士に比べ、大変低いです。独立して事業を行うのが困難な面があります。ほとんど が施設やほかの介護サービス事業を行っている事業所に雇われていて、その事業者のサービ スを優先した介護計画になってしまいます。答弁の困難事例の検討や他職種との連携も大変 大事なのですけれども、それよりもむしろケアマネジャーの中立性や利用者のQOLの維持 向上の視点は、どう保っていくのかが問題なのだと思うのですけれども、その点、町として はどう捉えているのかお伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) ただいまのご質問にお答えいたします。

介護支援専門員になるためには、本当に難しい、合格率が15%から20%と言われるくらいのハードルの高いものを超えて取得し、さらに研修を積んでなっていただいているわけでございますが、今昆議員さんからご指摘のとおり報酬の複雑さとか、抱えている件数の多さ等

からさまざまな問題、課題、そして利用者さまの立場に立ったケアプラン等の問題も出ております。そのケアマネジャーの仕事をする上での中立性、そして利用者のQOLにつきましてまことにそのとおりだと思いますので、矢巾町といたしましても、このケアマネジャー、介護支援専門員のまず実態を明らかにしながら、抱えている問題を受けとめ、そしてケアプランの適正化にも着手しまして、もう少し踏み入った支援というものを行政としても果たしていく仕組みをつくりたいと思いますので、今回の質問に対しまして、28年度にその仕組みづくりにつきましても実施していきたいと予定しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 昆秀一議員。
- ○7番(昆 秀一議員) 先日5日、地域包括ケアセミナーが行われ、大変すばらしい講演をお聞きしたのですけれども、認知症の方たちがともに自分らしく暮らしていくための支援とまちづくりには、地域の方たちの理解が必要です。ケアマネジャーが作成するケアプランは、本来であれば、この地域の方たちとのかかわりをもっともっと盛り込むべきなのだと思います。しかし、現状としてはケアプランには介護保険サービスや家族の協力しか載せられていないのがほとんどだと思います。結果、介護給付費の増や家族の負担が増加することになるのだと思います。そこで鍵になってくるのがケアマネジャーだと思います。地域包括支援センターの職員の方も頑張っておられますけれども、地域の理解を進める工夫をケアマネジャー自身も率先して行うことが必要だと思います。町としてインフォーマルな社会的資源の掘り起こしと地域の理解の推進へのケアマネジャーとの協力体制を整えていただきたいと思いますけれども、最後にご所感があれば、お伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

今ケアマネジャーのことでは、いろいろ昆秀一議員からもご指摘があったのですが、これは体制的にも、また人員的にも課題が多いということは理解をしております。それで先ほどのご指摘にもございますように、地域ケア会議、基本的にはいろいろと至難、困難事例を中心にしたいま地域ケア会議を開催しておるわけですが、やはりこれをやっぱり地域ケア会議のこれを充実を図って、ケアマネジャーを支援していくこと、いわゆる地域ケア会議の周知と明確な位置づけ、これをやっていくことがやはり大事だと思うのです。だから私ども今後ケアマネジャーの資質の向上のためには、まず地域ケア会議、これを充実してまいりたいと、

そのことによって今お話しあったやはり何といっても、介護支援専門員からは地域の課題なども抽出していただきながら今後そのような抽出をしていただいたのをどのような形で、また見える化をしていくかと、そのことがケアマネジャーの支出向上にもつながると、こう考えておりますので、いずれもう少し体制的に、人員的に中身を精査しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) これで7番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入りたいと思います。

再開を1時といたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続きまして再開をいたします。

次の一般質問、1番、赤丸秀雄議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

(1番 赤丸秀雄議員 登壇)

○1番(赤丸秀雄議員) 議席番号1番、一心会所属、赤丸秀雄。1つ目の一般質問をさせていただきます。

ふるさと納税の取り組み強化についてご質問します。このところ新聞等でふるさと納税が話題となっております。当町でも取り組みを行っているところでありますが、納税いただける件数、額とも少ない状況であります。他自治体では、いただいた納税を子育て支援、インフラ整備など、幅広く活用して、行政の充実を図っているようでありますが、矢巾町でもこの制度を積極的に活用して、安全、安心な住みよいまちづくりをますます強化すべきと私は考えます。そこで以下について伺います。

1点目、当町は、寄附金の使途を限定した項目にしておりますが、どうして限定しているのか伺います。

2点目、ふるさと納税がふえた自治体を新聞などメディアで紹介、話題となっていますが、当町でも取り組み強化を行う考えはあるか伺います。

3点目、納税をふやす取り組み例として、返礼品の充実とホームページによるPRなどが挙げられます。ホームページ充実の外部委託は、実質経費がかからないので、委託などを考慮した取り組みを強化すべきと考えるが、このことについて伺います。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 1番、赤丸秀雄議員のふるさと納税の取り組み強化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の寄附金の使途をどうして限定しているかについてですが、ふるさと納税の理念については、税制を通じて地方を応援したいという思いを仕組みにした制度であり、矢巾町においても、これまで活力あるまちづくりに関する事業を推進することを目的に子どもの教育と福祉の充実、自然環境の保全及び美化に関する事業に賛同していただける方に納税をお願いしてまいりました。しかし、いろいろな思いを持って地方に貢献したい方々もふえていることから、より多くの方々に矢巾町を応援していただけるよう使途、この使い道の範囲を拡大してまいります。

2点目の当町でも取り組み強化を行う考えはあるかについてですが、昨年10月から返礼品を充実させ、直接ふるさと矢巾会や矢巾町企業連絡会に周知を行っており、新しいパンフレットも町ホームページに掲載するなど、取り組みを強化してまいりました。今後も4月に予定しております町ホームページのリニューアルに合わせ、掲載内容を充実させるとともに、外部委託により町の魅力を発信する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

3点目の委託などを考慮した取り組み強化を行うべきではないかについてでございますが、町の魅力を効果的に情報発信することが町の産業振興につながる重要な手段であることから、2点目でもお答えいたしましたとおりホームページのリニューアルに合わせた掲載内容の充実と外部委託などにより町の魅力の発信に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 赤丸秀雄議員。
- ○1番(赤丸秀雄議員) 答弁ありがとうございました。何点か質問させていただきます。 ふるさと納税は、平成20年に制度化されています。7年経過しつつある現在は、導入当 時の理念も運用の仕方も変わってきていますので、答弁にありますようより多くの方々に 矢巾町を応援していただくよう納税使途の範囲拡大をぜひお願いします。

再質問の1点目であります。物事に取り組む上では、目標とか施策方針などを立てると 思いますが、ふるさと納税額を当町ではいくらの目標値に設定しているのでしょうか、伺 います。1点ずつ伺います。

- ○議長(廣田光男議員) 浅沼商工観光課長。
- ○商工観光課長(浅沼 仁君) それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

当町の目標額、設定ということでございますけれども、28年度の目標ということでお話ししたいと思いますが、議員の皆さんもホームページ等でご覧になっていると思いますので、過去の例をちょっとだけ申し上げますと、平成20年から24年まではまず5件とか3件とかいった形で額も数万円から数十万円程度というような実績になっております。25年から26年は、件数は、やはり2件、3件でございますが、高額の寄附がございまして、100万円を超えたところでございます。そして、昨年、27年でございますが、こちらのほう初めて200万円を超えまして230万円程度の寄附をいただいているところでございます。件数につきましても、昨年は14件というような結果になっております。ただ、25年、26年、27年、こちらのほうもやはり高額の納税といいますか、寄附がございましたので、それを除きますと、やはり1件、1件はかなりまだ少ないというふうな状況でございます。

こういった点を踏まえまして28年の目標ということで、これから予算のほうは審議いただきますけれども、歳入といたしましては、一応全国的な期待値というのが1件当たり1万2,000円といったようなことも言われております。そういったことから考えまして、一応件数は100件、それで120万円という歳入の予算を計上しております。この金額については、少ないというようなこともお思いになるかもしれませんけれども、やはり歳入というのは、かたいところを見積もらなければいけないということもございますので、これについては、この期待を裏切るような増額の補正をできるような取り組みを行ってまいりたいと思います。その取り組みといたしましては、いずれ先ほども答弁いたしましたとおり返礼品を充実させるということでございますし、ホームページのリニューアルに合わせた返礼品のパンフレット、それから委託、そういったものを考えております。

過去の、去年の例を見ますと、10月からは月6件程度ふえておりますので、やはりこういったものが効果をあらわすというふうに考えておりますので、こういったところにますます力を入れていきたいと思います。そういったことから考えますと、今のところは100件を目標にしたいと、額はなるべく裏切りたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) ほかに質問。

赤丸秀雄議員。

○1番(赤丸秀雄議員) ありがとうございました。この額は十分であるとは言えない額であると思いますので、今後の積極的取り組みに期待いたします。

2点目の質問であります。昨年10月に返礼品を充実させたとおっしゃっていましたが、他自治体と比較してまだ種類が少ないと思います。寄附する方は、地域貢献と返礼品、そしてご自身の住民税を減税できることで話題となるくらい27年度にふるさと納税額が伸びている要因と思われます。たしかに理想は町内の特産物で対応できればよいわけですが、お客様ニーズが多様化している現在では、地元産にこだわらず、例えば矢巾町流通センターにある岩手県産株式会社とか、海産物は親交のある普代村の協力を得るとか、それから温泉旅行であれば、盛岡広域8市町と連携して対象品をふやすとか、扱う品の工夫を考えるべきと思いますが、このことについて伺います。

- ○議長(廣田光男議員) 浅沼商工観光課長。
- ○商工観光課長(浅沼 仁君) それでは、2点目の返礼品の品数といいますか、内容についてお答えをいたします。

確かに今まで矢巾町では返礼品、27年の途中までは米であるとか、ゆくたかりであるとか、 さんさジュース、さんさそば、さんさジュースのセットとか、そういった3品目の形になっ ておりました。昨年の10月からそれらを米であるとか、リンゴであるとか、餅であるとか、 肉であるとか、そのほかにもいろいろお菓子とか、漬物ですとか、そういったものにふやし てまいりました。今もそういったものは随時どういったものがあるか探している状況でもご ざいます。他の町村との連携といったようなことも実際には考えております。まだ実現はし ておりませんが、やはり普代村、交流がございますので、普代村の海産物と農産物をセット にして返礼にするとか、そういったことも考えておりますし、旅行券といいますか、温泉と いうことで矢巾町にも温泉がございますので、そういったものも取り入れていきたいという ふうに考えております。

我々がなかなか地元のものを考えるというのも難しいわけで、実際にはほかの市町村の寄 附をするという方が、やはり矢巾にはこんなものもあるのだというのが我々の気付かないも のもあると思いますので、そういったものは委託業者さんと連携しながら考えていきたいと いうふうに思っております。

ただ、この返礼品につきましては、いずれにしましてもあまりにも加熱し過ぎないような 形で取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、いずれ返礼品の内容につきまして は、他自治体の例も見ながらなるべくふやして、少しでも多くの方に応援していただけるように頑張ってまいりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 課長、県産品の話。
- ○商工観光課長(浅沼 仁君) 県産品については、まずは町内のもの、それから普代村、そういったものを探した後に、県産品関係にもできればそういったものも取り組んでまいりたいと思います。まずは、やはり地元のもの、農業者なり、生産者、商業者、こういった方々が矢巾のふるさと納税も結構な額になってきた、私たちがつくったものを取り上げてほしいといったような形で生産者のモチベーションが上がるような形になっていけばいいなというふうに思っておりますので、まずは町内のものを優先したいというふうに考えております。以上、お答えといたします。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

今いろいろとお話があったわけでございますが、赤丸議員、一つだけこの盛岡広域8市町村連携、これはライバルなのです。それで正直に申し上げますが、今これから私どもふるさと納税の受け入れ方法もいろいろあるのですが、今他市町村とあれしてクレジットカードでのあれができないとか、それからいろんな問題が今あるわけです。それから、できれば県あたりがもう取り組んでおるのですが、特典カードとかポイントカード、こういうふうなものも視野に入れながら、いずれ返礼品だけではなく、受け入れ方法とか、それから今言った特典カードみたいなものとか、そして今やはり私どもがいわゆる地域貢献、社会貢献いたしたい方には、やはり矢巾のものも、地場産品もそうなのですが、今私ども塩彩プロジェクトで取り組んでいるわけです。健康をキーワードにした健康食品、これもひとつふるさと納税の目玉にしたいなと、こう思っております。だからそのときに岩手県産とか何かの皆さん方のお力もお借りしなければならない。それから、被災地との、もう間もなく5年目を迎えるわけですが、そういった沿岸被災地とのきずな、特にも私どもがふるさと交流をさせていただいている普代村をはじめ沿岸の被災地とは連携をとりながら私ども矢巾町にいわゆる納税していただける方々の選択肢をふやす努力をしてまいりたいと。

だからこれは私だけの力ではなく、民間活力も活用していきたいなと、こう思っておりますので、いずれ120人掛ける1万円の120万円ではやったってあれなのです。これ大きくやっていきますから、そのためにも議員さん方からもひとつ声かけ、ふるさと矢巾会とか、また

は企業の方々にも、私らも一生懸命やりますので、議員各位にもひとつご協力をいただきた いなと、こう思っております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 赤丸秀雄議員。
- ○1番(赤丸秀雄議員) 確かに先ほどの金額聞いたときには、1桁違うのではないかと、も しくは2桁も違うのではないかという気持ちにはなりました。いずれにせよぜひ前向きに早 急に対応をお願いしたいと思います。

3点目であります。ふるさと納税することにより、寄附した方の住民税が減額となり、当 町の税収が入るより減ることも想定する必要がありますが、27年度のふるさと納税の状況確 定はいつごろになるでしょうか伺います。

また、税収になる要因として、ここにパンフレットありますが、昨年度から導入になった ふるさと納税ワンストップ特例の申請書の送付を希望しますというところにチェック入れ て措置がされれば、この辺の影響が大きいと思われているでしょうか、この2点についてよ ろしくお願いします。

- ○議長(廣田光男議員) 佐藤税務課長兼会計管理者。
- ○税務課長兼会計管理者(佐藤健一君) ただいま平成27年のふるさと納税の状況確定はいつごろかというご質問でございます。平成27年中にふるさと納税した分につきましては、今現在わかっておるだけでワンストップ特例の対象者の人数がわかってございます。これが2月末現在で48名の納税者の方がワンストップ特例を使って納税をしたと、寄附をしたといった形になってございます。これを平成27年度の住民税、こちらの対象人数と比較しますと、平成27年度で控除を受けた方が46名、平成27年度分の所得については平成28年度の課税になりますので、今のところで言えば2名多いのですが、ワンストップ特例を使用しないで申告されている方もいらっしゃると思いますので、若干ふえるというふうに見込んでございます。確定時期につきましては、やはり平成28年度課税時期の5月、6月以降であればある程度確定するのかなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

ワンストップ特例の関係については、今後いずれ私どもいろんな媒体や、それから機会を うまく利活用いたしまして、いずれこのことについては、寄附、ふるさと納税をされる方々 の手間をというか、そういうふうなものが軽減できるようにこれからも手続、そういったできるような体制整備は、また一番大事なのは周知なので、この周知にも取り組んでまいりますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 佐藤税務課長兼会計管理者。
- ○税務課長兼会計管理者(佐藤健一君) お答えいたします。

ただいま過去の状況でございますけれども、要は矢巾に入ってくる寄附金額よりも控除が多くて、逆に出るほうが多いのではないかというような内容かと思いますけれども、今までのここ3年くらいの実績で申し上げますと、平成26年分に関しましては87万円ほど寄附のほうが上回っていると。その翌年につきましては、直近のものでございますけれども50万円ほど控除される額よりも寄附金額のほうが多いといった状況になってございます。今後もその状況が続くかというふうに推測してございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に質問。 赤丸秀雄議員。
- ○1番(赤丸秀雄議員) 会計管理者から回答ありましたが、私のお話ししたいのは、当町に 寄附のある額、それは当然こちらに入ってくる分、矢巾町の方がこのシステムを使って他の 市町村に寄附した場合、その分が矢巾町の住民税が減額になります。その部分を心配しているというか、気にかかっているので、28年のいつごろにわかるのか、もしくはうちでは120万円の目標額に対して町から町民の方がよそに寄附したのが1,200万円だったと、仮に。10倍でありましたと、そうした場合、もらった額が120万円であれば、逆に減収になるのではないですかということが多くの方、そういうことを知っているのかどうかも含めて教えていただきたいなと思っております。
- ○議長(廣田光男議員) 佐藤税務課長兼会計管理者。
- ○税務課長兼会計管理者(佐藤健一君) 実額でご説明申し上げますけれども、先ほどワンストップ特例対象者、平成27年分48名いたということだったのですけれども、寄附金額の総額は198万1,000円、実際矢巾町に入ってきている金額につきましては、平成27年分で先ほど浅沼商工観光課長からお話がありましたとおり233万5,000円、差し引きで寄附金額のほうが上回っていると。逆にワンストップ特例を使った方々含めまして寄附金額につきましては、全額控除対象額となるわけではございませんので、その見合いで平成27年度につきましては、210万円の寄附金額に対して70万円ほどの控除額ですので、丸々控除されるわけではござい

ませんで、その分町のほうが今のところは有利に働いているといった状況でございます。 以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に。赤丸秀雄議員。
- ○1番(赤丸秀雄議員) ありがとうございました。

では、この項では最後の質問になるかと思います。ふるさと納税をふやす施策としておもてなしと気遣いの心であると私は感じています。例えば50万円以上寄附いただいたお客さまには、直接お礼、もしくは旅行であれば、町の幹部の方がお出迎えして、目的地まで案内し、町政などのお話をするとか、おもてなしの心が必要かと思います。また、1万円以上のお客さまには、職員直筆のお礼状を出すとか、心を全面に出す取り組みも積極的取り組みであると思いますが、そのことについてはいかがでしょうか、お伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

ただいま赤丸議員のおっしゃるとおりでございまして、まずそういった気遣いとか、おもてなしの心、やはりそこが一番大事なところでございまして、だから私も今そこのところは、まず何かあれしたら必ず礼状を出すという、これは基本中の基本でございますので、これいちいち指示されなければやらないというのが今までの体質だったわけでございますが、いずれこのふるさと納税に限らず、全ての面において、そういう形、そしてそういうことが相手の方に伝わるような思いを伝わるようなあれにしっかり取り組んでまいりますので、そこはひとつ今後とも私ども取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 他に質問。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) それでは次に、第2問目の質問を許します。
- ○1番(赤丸秀雄議員) 2問目の質問をします。地域おこし協力隊創設の考えについてお伺いします。

先日湖南市の視察研修において地域おこし協力隊の活動を学んできました。若い人たち5 人の生き生きした行動をじかに聞くことができ、矢巾町でも国の進めるこの制度を利用すれば、町に活気が出て、若年層の定着が図られると期待します。そこで以下について伺います。

1点目、当町に地域おこし協力隊を創設して、ますます元気な町にするために必要と考えるが、このことについての考えを伺います。

2点目、この制度は1人につき最大3年間の期限つきであるが、若者の活動によるイベントの盛り上げや住民の若者と年配者との交流の場の橋渡しなど町を活発にする取り組みを行っていました。当町も新興住宅地が多くなり、住民間の交流促進には大変よい施策と考えますが、このことについて伺います。

3点目、Uターン、Iターン、Jターンの希望者や起業家希望者には3年間の最低補償があり、国の援助のもと若い人を呼び込む事例として大いに期待できると思いますが、このことについて伺います。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 地域おこし協力隊を創設の考えについてのご質問にお答えいたします。

1点目の当町に地域おこし協力隊を創設して、ますます元気な町にすることについての考えについてですが、地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持、強化を図ることを目的に地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等、それぞれの課題に応じて才能や能力を有するものを三大都市圏から迎え入れ、課題解決を図ることは、極めて有効な取り組みであると認識しております。本町では、矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に係る事業への従事を第一に取り組んでまいります。

2点目の当該制度は、住民間の交流促進には大変よい施策と考えるがについてですが、地域おこし協力隊の活動内容には、住民の生活支援などの地域協力活動も含まれておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

3点目の当該制度は、U、I、Jターン希望者や起業家希望者など、若い人を呼び込む事例として大いに期待できると思うがについてですが、地域おこし協力隊は、1年から3年の活動期間終了後にその地域への定住、定着を図ることも目的であり、全国的な実績を見ますと、任期終了後の約6割が同じ地域に定住していることから、当該制度の活用に当たっては、地域おこし協力隊としての活動内容を精査するとともに、任期終了後の定住化を図るための支援もあわせて取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 赤丸秀雄議員。
- ○1番(赤丸秀雄議員) 答弁ありがとうございました。再質問の最初に、1点目の答弁にありました本町では矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にかかわる事業への従事を 第一に取り組むということでありましたが、具体的にはどのようなことがあるのかお知らせ

願いたいと思います。まず1点からお願いします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

地方版総合戦略を昨年打ち立てたわけですが、その中でどのようなものにということでございますが、今それこそまちおこし協力隊、この方にどのようなことをしていただくかというものを今検討いたしております。やはり目的がなければ、ただ募集要項をつくってもなかなか難しいなということがありますので、それを含めた考え方に今立っております。それから、居住する場所というのを確保というのも当然必要なわけですので、空き家対策等にもつながるものとは思いますが、その辺のところを精査しながら住む場所、やっていただく内容、それからそれぞれの交通機関等の内容等をお知らせしながら募集していければいいのかなということで考えておりますので、具体的にこれこれというのはまだ定まっていない状況でありますので、その辺を絞り込みながらやっていきたいなと、このように考えております。以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 赤丸秀雄議員。
- ○1番(赤丸秀雄議員) 答弁ありがとうございました。今のお話の中では、目的とか何をやっていただくか、それから移住問題とか、いろいろな課題も整理した上でということでありました。ぜひこれ国の施策でありますので、申請等の手続を考えれば、来年度以降やるのであれば、半年、8カ月程度で方向性を決めなければならないことを想定されます。ですので、その辺も加味しながら、ぜひ今川村課長がおっしゃったような形の部分をぜひ図っていただきたいと考えております。

なお、先日の紫波町の施政方針では、新聞に載っているところでは、2019年に紫波町では 目標2人を置いて取り組むような内容でありました。ぜひ矢巾町もそういう形で考えていた だけないかと思います。

また、先ほど町長答弁の中に過疎化とかというお話が出ておりました。私も今回視察研修に伺う前までは、この地域おこし協力隊については、ほとんど知らなくて、私も過疎地域の活性化を図る手段の一つの施策だという考えでおりました。今回行った湖南市は、京都から40分、県庁所在地の大津から30分という距離のベッドタウンでありました。規模は、町制合併で5万5,000人ぐらいの人口なそうですが、矢巾町のように、やっぱり住民と、振興地域でありますので、そちらの住民と、また若い方、年配者との交流のところに活性を求めてい

るというお話もありまして、あそこは常に5、6人の人員を確保しながら進めている状況でした。そういったところもありましたので、私もこれから勉強しつつ行いますが、ぜひ当局側でも、先ほどの課長の答弁にありましたように、目的を明確にしながら課題、問題を整理しながら、ぜひ半年程度考えていただきたいなと思いますが、この件についてもう一度答弁お願いします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

今企画財政課長が控え目な答弁をいたしたわけでございますが、いずれ皆さんにもご説明申し上げているとおりウエルネスタウン構想、これの事業とあわせて、できればウエルネスタウン事業での就労先を何としても確保いたしたいなということで今その状況を見きわめながら、できれば私どものほうの考えとしては、8月か9月ごろまでのそういう方向づけをして、できれば年度内にそういった地域おこし協力隊の導入ができるような体制整備をしていきたいと、こう思っておりますので、いずれウエルネスタウン構想、このことについてまずしっかり計画をつくって、それからそういったことの取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 赤丸秀雄議員。
- ○1番(赤丸秀雄議員) 先ほど一緒にご質問すればよかったのですが、1点質問させてください。

現在町内の農地耕作地で空きがあると聞いております。ただ私、農業をやっておりませんので、詳しくは存じませんが、そういう耕作放棄地等への活用という部分は考えられる状況なのでしょうか、その辺もしわかる範囲であれば、お答え願いたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 髙橋農林課長。
- ○農林課長兼農業委員会事務局長(髙橋和代志君) ただいまの耕作放棄地等を活用した活性 化の話なわけでございますが、結論的にはそういったふうな利用の部分につきまして大いに あるかと思っております。特にも前段の話の部分の中でも空き家対策等の話もあったわけで ございまして、総合的な部分を検証しながら、そういったふうなことも視野に入れることが 可能かというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) それでは次に、第3問目の質問を許します。
- ○1番(赤丸秀雄議員) 3問目の質問をさせていただきます。子育て世代への抜本的な支援 についてお伺いします。

現在全国的に人口減少が問題となっておりますが、当町では岩手医大の転入等にかかわる 事業で人口増加が想定されています。しかし、当町の住宅環境など、若い世代の定住化には 厳しいものがあると感じています。12月議会の一般質問で私が住宅用地確保を質問しました。 現在の状況下では、人口増加の大半が50歳代以上となることも想定され、20年後の矢巾町は 大変な高齢化自治体となることも危惧されます。そこで以下について伺います。

1点目、人口減少対策には、20代から40歳前後の若年層世代の定住が不可欠と思われるが、 抜本的な支援を行い、魅力ある矢巾町をPRする考えについて伺いたい。

2点目、当町は、人口増加が想定されるが、住居用土地と住居確保に2,500万円以上かかる 現状と近年の経済状況を踏まえれば、転入者は50歳代以上の世帯が多くなると思われます。 町では、プロジェクトチーム設置などにより積極的に若年層の転入を受け入れる取り組みを 行う考えがあるか伺います。

以上、よろしくお願いします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 子育て世代の抜本的支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の若年層世代の定住への抜本的な支援についてですが、本町においても今後若年層の減少が急激に進むと予想されており、若年層の定住促進は重要な課題だと認識しております。このことから昨年10月に策定しました矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき雇用創出と移住促進に積極的に取り組むこととしており、雇用創出につきましては、昨年7月に町内在住の15歳以上18歳未満の全員を対象に実施したアンケート調査では、町内に就職する条件として町内に働く場がふえること、魅力ある企業がふえることが挙げられておりますことから、町内に働く場を創出するための取り組みを推進してまいります。

ほかにも若者が生き生きと働けるまちづくりをテーマに2月末に行った第2回まちづくり ワークショップでの学生を含む若者のインターンシップの活用による適正の見きわめなど の提言も参考に就業支援にも取り組んでまいります。

また、移住促進につきましては、平成26年に実施した住民アンケート調査において、今後 も定住したい理由に挙げられた自然環境のよさと買い物の便利さを本町の強みとして若年 層向けにホームページでのPRを図るほか、矢巾町の魅力と移住支援の制度を盛り込んだパンフレットを作成し、さまざまな機会を通じて情報発信を行うとともに、あわせて大都市圏向けの移住促進イベントにも積極的に参加するなど、なお一層のPRに努めてまいりたいと考えております。

2点目の町では、プロジェクトチーム設置などにより積極的に若年層の転入者を受け入れる取り組みを行う考えがあるかについてですが、若年層にとって魅力的な支援であります子どもの医療費助成の対象年齢引き上げや不妊治療助成の限度額拡大に加えて、定住希望者向けの住宅取得支援策として住宅新築や空き家購入のリフォームに対する利子補給事業に取り組む予定であります。その中でも若年層の転入を促す手段として、新婚及び子育て世代、3世代同居の住宅取得の際に利子補給期間延長の優遇措置を検討しており、実現すれば全国にもあまり例のない特徴的な制度となり、若年層の移住、定住の一層の促進につながるよう取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 赤丸秀雄議員。
- ○1番(赤丸秀雄議員) 答弁ありがとうございました。

その中で住宅取得の際に、利子補給の優遇措置を検討しており、実現すれば全国にもあまり例のない特徴的制度になるとおっしゃっていました。子育て世代の抜本的支援としてぜひこの実現に向けて取り組みをお願いいたしたいと思います。

次に、私からの質問ですが、2つの例を紹介した後に質問させていただきます。まず人口減少対策に現在全国的に出生率を1.8以上に目標を掲げ、子育て世代の支援に取り組んでいるところであります。先日NHKのテレビ放映で岡山県奈義町の取り組みを紹介していました。奈義町は、岡山県の山間地の小さな町でありますが、ここでは10年前から子育て支援を強化したことにより、現在出生率は2.81まで改善されたそうです。また、外国の例では、フランスの国が手厚い施策で1.66の出生率があったものを2.0まで回復しているそうです。この2つの例には抜本的支援がありますが、支援する時期、タイミングが重要であることを話されていました。そこで質問ですが、矢巾町に若年層を呼び込む施策として、他市町にない抜本的施策を先ほどの施策とあわせ実施する考えがあるか再度伺います。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

若年層の移住を図るために抜本的な対策ということでございますが、今いろいろきょうの一般質問でも出ておりましたとおり、医療費の助成やら、あるいは不妊治療費の助成やら、あるいは今もやっております保育園の園児の減額やら、そして唯一今回の目玉と言われておりますのが、先ほどから町長が答弁していますとおり、住宅リフォームあるいは新築等々の利子補給というのが、やはり目玉というふうに考えております。これにつきましては、まだ細部金融機関と協議中ではございますが、ある程度の複数年の利子補給を今計画をいたしております。最長で7年最短で3年ぐらいというふうな見込み方をしておりますが、今のようにゼロ金利というふうなお話をしておりますが、その内容によっては、金額的にいけばひょっとすれば、利子を支払わなくてもお金を借りられるというふうな機関が出てくる可能性があるというふうに見込んでおります。ぜひともこの部分につきましては、細部を詰めながら28年度の目玉事業、結局は第7次の総合計画の目玉事業として実施していきたいなと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。 赤丸秀雄議員。
- ○1番(赤丸秀雄議員) 答弁ありがとうございました。

抜本的なところという部分では、確かに今の答弁の中に不妊治療とか医療費とか保育園の部分とか、どこでもやっているような部分を矢巾町では強化してやっていただいて、私自身もありがたいなと思っております。ただ、午前中の村松議員がお話しされた第3子が産まれた場合とかの部分でちょっと私なりの考えとご質問させていただきます。私、新しいまちづくり調査特別委員会の提案に、第3子が産まれた世帯に18歳まで毎月5万円の支援の案を出しました。矢巾町で第3子を育てれば1,000万円支援しますと、大々的なキャッチフレーズをアピールすることです。そうすれば、矢巾町にも若い人たちが来てくれるのではないかと思います。実際には18年間支援しますと、1,080万円になりますが、そういったところです。そうしましたら、同じことを考えている方がおりまして、加藤一億総活躍担当相と対談した長瀬幸夫さんが教育新聞で第3子以降の育児に1,000万円前渡しすれば、早い時期に人口増加に転じることを話しています。それがこの記事になりまして、1月25日付の日本教育新聞であります。さすがに前金の手渡しはできないにせよ、抜本的施策は私は必要と考えますが、いかがなものか伺います。

なお、この18歳まで、例えば第3子が産まれた世帯に5万円なり3万円支給するとすれば、

5万円の場合ですが、18年後に最大で概算額ではありますが、この施策に約1億円の支出増になるかと思われます。確かに1億円は税収がある程度安定している矢巾町においても相当な額にはなりますが、これぐらいの抜本施策を打てば、またタイミングが大事ですけれども、調えれば、人口減少に抜本的に歯どめがかかるのではないかと私は考えますが、この辺についてご答弁をお願いします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

赤丸議員、おっしゃるとおりかもしれませんが、なかなか今の財政では厳しいです。それで今Aターンというのがあるのだそうです。何なのかなと聞いたら、オールターンのオールをとってAターンと言っているのだそうですが、どこの地域からでも矢巾町に来たいというようなAターン構想を考えた場合には、今赤丸秀雄議員がお話しされた、これはまさにいい構想だなと、プロジェクトだなと思って今お聞きしておりましたが、いずれ私も堅実性を大事にしていきたいと。まず一つ一つ積み重ねていきたいということで、まず先ほども答弁させていただいた住宅ローン、またリフォームローンの住宅取得の資金利子補給制度、これをまずしっかり定着をさせていただきたい。それから、今矢巾町では、空き家が100戸近くあるのですが、空き家バンクのこれをしっかり、制度を確立して、空き家にもぜひ入っていただくような形づくりをしていくとか、できれば思い切った政策も大事なのですが、今私どもが抱えている課題を解決しながら人口をふやしていくことも一つの施策の一つではないかなと、こう思っておりますので、今の5万円、ましてや前倒しで1,000万円の金を出すというのは、ここではお約束ができませんので、一つ一つのプロジェクトを大事にしながら取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。
- ○1番(赤丸秀雄議員) ありません。ありがとうございました。
- ○議長(廣田光男議員) 以上で1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を午後2時とします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、4番、高橋安子議員。

第1問目の質問を許します。

(4番 高橋安子議員 登壇)

○4番(高橋安子議員) 議席番号4番、町民の会、高橋安子です。高齢者介護事業の取り 組みについてお伺いいたします。

高齢化が進展する中、本町では、矢巾町健康長寿のまちづくりプランの高齢者福祉計画を策定し、全国でもトップクラスの取り組みを実施しております。中でも平成25年1月から増加する認知症の取り組みとして、矢巾町地域包括支援センターが中心になり、自治体はもとより地域住民や介護施設、医療機関、消防、警察などとネットワークを形成しての優しさ羽ばたく認知症ネットワークを形成し、住民者による啓発活動や高橋町長も入隊された犬の散歩をしながら地域の見守りをするわんわんパトロール隊による活動など、積極的な取り組みが評価され、本年2月27日、東京サンケイプラザホールで認知症の私と輝く大賞を受賞し、実践事例発表をされたとのことです。今後もなお一層の取り組みを期待しております。特に認知症の増加が予想される団塊の世代が75歳を迎える平成37年に向け、さらなる対策が急務でもあります。そこで次の5点についてお伺いいたします。

1つ目は、平成28年度から職員を増員して認知症初期集中支援チーム事業を具体化するとのことでしたが、現在の進捗状況をお示しいただきたいと思います。

2点目、高齢者のひとり暮らしや老老介護が増加しておりますが、本町の実態はいかがでしょうか、お伺いいたします。

3点目、介護をしている家族等の中には、介護鬱になる人が4人に1人いるとも言われておりますが、本町では把握しているのでしょうか。

4点目、全国的に看護師や介護職員が不足しており、特にも介護福祉士を養成する専門 学校には入学希望者が4割を切ったということを聞いております。また、本県のある地域 では、介護施設を開設する計画を立て募集したところ、1件も応募がなかったとのことも 聞いております。本町の介護施設では職員不足がないのでしょうか。

5点目は、4月にオープンする複合施設やはぱーく内には、子ども一時預かり事業が実施されます。高齢者についても自宅で介護している方の中には、施設入所待機中や介護保険適用外の方でも一人家に置くことが困難な家庭も多くあります。できれば子ども一時預かり所と同様、介護者本人の受診やお見舞い、冠婚葬祭、買い物等の間、気軽に預けられる場所が必要と考えますが、いかがでしょうか。また、今後このような考えがありますの

でしょうかお伺いいたします。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 4番、高橋安子議員の高齢者介護事業の取り組みについてのご質問に お答えいたします。

1点目の平成28年度から職員を増員し、認知症初期集中支援チーム事業を具体化することであったが、現在どのようになっているかについてですが、認知症初期集中支援チームは、認知症の専門研修を受けたサポート医師、認知症地域推進員となる介護職や保健師職との有資格者の確保が必要となり、各市町村への設置は、平成30年度までに求められています。本町においては、第6期介護保険計画の地域支援事業として実施していくこととしており、認知症総合施策事業を先駆的に取り組んできた実績から現在同事業で委託しております法人のサポート医や認知症地域支援推進員の協力を得て平成28年度中にスタートできるように調整してまいります。

2点目の老老介護の当町の実態についてですが、実態は把握できかねておりますが、65歳以上の高齢者の割合が平成27年10月現在24%を超えている現状もあり、約4人に1人が高齢者となり、介護者の高齢化が進んでおります。今後施設等の協力をいただきながらできるだけ早い時期に実態の把握に努めてまいります。

3点目の介護鬱の本町の状況及び対応についてでございますが、詳細な実態は不明でありますが、今後介護が必要な方への支援とあわせて介護者の健康状態を把握しながら鬱症状の早期発見とケアにも対処してまいります。

4点目の当町の施設では、介護職員不足はないかについてですが、この問題は社会的に大きく取り上げられ、全国的にも対策が急務となっております。本町には、介護老人福祉施設が2カ所、介護老人保健施設が3カ所あり、それぞれの職員が日々入所者のケアに努めているところであります。町内の介護保険施設から職員不足についてはお聞きしており、入所者の介護職員数は決して十分ではないと考えております。国が今後導入を計画しております介護ロボット促進事業の導入なども含め、今後も介護職員不足に対応してまいりたいと考えております。

最後の5点目の高齢者の一時預かり事業の考えについてですが、現在は介護保険制度上で 要介護認定者に対しましては、介護保険を利用するデイサービスやショートステイがありま す。また、介護認定がない方につきましも、その支援が緊急的に必要と認められた場合には、 サービス利用ができる制度があります。今後もさらに高齢者を支える地域づくりのため、在 宅医療介護も含めた地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 高橋安子議員。
- ○4番(高橋安子議員) 本町においては、他市町村よりも福祉施設が充実していると思われますが、これからますます高齢化が進み、核家族化も加速する中、高齢者のみが残され、老夫婦がお互いに介護を余儀なくされる状況は避けられないと思います。その中で施設が多いといっても、介護職員不足が深刻な状況にありますととともに高齢化がますます進み、現在の施設には限りがあると思われます。町長の答弁には、介護ロボット促進事業の導入も含めて対応していくとのことでしたが、まだ時間がかかると思われます。先日土曜日の日でしたが、実施されました矢巾町地域包括ケアセミナーに参加させていただきました。65歳以上の15%、予備軍も含めると30%近い人が認知症を発症する可能性があり、住みなれた地域での対応が最もよいとのお話でした。地域で対応する場合に、少しでも自信を持って見守りできるような町独自の資格講習会を実施して、町長が認めた者に認定証を発行できるような矢巾町の独自のシステムをつくってはいかがかと思いますが、そのような考えはないのでしょうかお伺いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

セミナーの会場でも介護の力をつけていくことの大切さを意見をいただいたことがありましたが、自信を持って介護をしていく、あるいは少しでもそのような秘訣、こつを持っていくことで大分介護をしている心構えとか力がつくものでございますので、それはとても大事なことだと思います。現在行っている介護教室は対象者、家族向けの対象者でございますので、これから地域包括ケアシステムを整えていく上では、やっぱり総合的に住民が一人でも多くそのような介護力をつけていくことが大事だと思いますので、全国で先駆的な取り組みがあることからも学びながら矢巾町でもぜひそのような仕組みづくりについては、検討していく大事な要素を教えていただいているなと思いますので、預からせていただいて検討してまいりたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

今できれば認知症サポーター事業があるのです。まずこれで認知症というのはどういうあれなのかということで、例えばいつかの日も高橋安子議員も永田先生のお話をお聞きしたと思うのですが、15%。そして今私ども65歳以上が6,000人ちょっと超えると、15%であれば900人の方がまず認知症ということで、これが将来もう30%か何かになっていくと、だからこの間私びっくりしたのは、認知症の人をうまく使えということなのです。これには参ったのです。だから認知症とともに地域で生活ができる体制、そういうふうなものをやはり構築していかなければならない。それはまさに地域包括ケアシステムの構築と、いわゆる安心ネットの構築です。だから私はできれば、もう議員さん方もお受けになっているかと思いますが、認知症のサポーター事業のサポーターにまずなっていただきたい。それから、先ほど生きがい推進課長が答弁したようにさらにグレードアップをしていきたいと、こう考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 高橋安子議員。
- ○4番(高橋安子議員) ありがとうございます。何か65歳以上の認知症がふえていくという ことだったのですけれども、永田先生のお話には、20代、30代、40代の方も認知症になって いる可能性がある。10年も15年もたってからそれがだんだんひどくなっていくというお話も ありました。もう本当にびっくりした次第です。

次に、高齢者の一時預かりについてお伺いしたいのですが、高齢者の一時預かり事業についてですが、介護認定がない方でも緊急的に認められた場合に、デイサービスやショートステイのサービスが受けられるとのことでしたが、手続に時間を要することはないのでしょうか。

ある方のお話では、ふだん自宅で介護しているのですが、ちょっとした用事の際に面倒な手続なしで1時間ぐらい見てくれるところがあればとのことを言っておられました。全国的に見て、軽い認知症の方の見守りや話し相手などを有料で支援している取り組みをしているところもあります。今後当町に医大病院が開院すると、通院やお見舞いなどで時間を使いたい方もあると思います。ぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 高齢者の方を緊急的にお預かりする制度につきましては、 確かに命を、体を預かることでございますので、受け入れる施設を探すというか、手続する ことには、1日、2日かかります。それは今まで東日本大震災の地震で住んでいるアパート

が住めなくなった方を対象に、あるいはひとり暮らしの高齢者の方が火災で自宅が焼けたというか、燃えて住むことができなくなったときとか、町としてそのように緊急的な対応をさせていただいた経緯はございます。そして今高橋議員さんからいただいた質問の中でおうちに一人で置けないということがあれば、介護の、やっぱり介護保険の適用がされている状況かなと思います。介護保険の適用の中では、ケアマネジャー中心に、やはり日ごろのデイサービス以外にもそのような利用が促させるようには相談に乗るようにはお願いしておりますし、さらにデイサービスを使っていてもショートステイというふうな仕組みはあります。ただ、岩手医科大学病院が来ることによって受診に伴うものとかの一時預かりにつきましては、まだやっぱり安心して預かるためには、かなりの整備が必要だと思いますので、なかなか即答できかねますが、そういうふうな困っていることがあるということをどれくらいいらっしゃるのか、どれくらい必要なのかということも含めて、ニーズも含めて検討していかなければならないかなと思いますので、まず現状把握から始めたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。 高橋安子議員。
- ○4番(高橋安子議員) ありがとうございます。実は、私に相談した方もデイサービスを利用していらっしゃいます。ただ、デイサービスは1週間に2回ないし3回ぐらいということなのです。それでちょっとした買い物に行くときに、ちょっと車の中に置いていても心配なのだそうです。それで有料でもいいから、ちょっとした見守り、話し相手になってくれる人が欲しいなということでご相談がありましたので、ぜひ検討していただきたいと思います。それで一時預かりについては、町で運営するということではなく、例えば矢幅駅東口の通りに商業施設ができます。また、4月には複合施設もオープンします。空き部屋というか、使える部屋が1つでもあれば、そこにちょっとの間、例えばヘルパーさんでなくても話好きな人、1時間ぐらい相手をしてくれる担当がいて、それで対応できればいいのかなという考えもありまして、今質問させていただきました。それで駅前のほうにできた商業施設で預かるということは、売り上げの向上にもつながるわけです。町だけではなくてそういうことを商工会等と連携しながらやっていただければなと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

今商工会を含めた、やはり協会型の軽度も含めた協会方々の見守りというのは、やはり大

事だと思うのです。そこで今お話しあったように商工会も、また今は農協なんかも今そういった地域貢献でそういう事業に取り組むということで厚生事業に、そこでネットワーク化にして、これは町社協とかシルバー人材センターとか、老人クラブとか、今あとは商工会、農協とか、そういうところと一体となってネットワークをつくってこれから前向きに検討してまいりたいと思いますので、きょうは町社協の常務理事、副町長でございますので、このことはちゃんと意を体してやると思いますので、いずれネットワーク化をして見守りの対策を講じてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 伊藤副町長。
- ○副町長(伊藤清喜君) 指名でございますので、お答えいたします。

いずれにいたしましても、今お話しされている一時預かりにつきましては、やはり預からなければならないという方でございますので、当然にして見守りが必要だということでございますので、町社協の常務理事の立場で申し上げますが、今後やはり今お話しされているように1時間あるいは短時間でも、ちょっとでも話し相手、あるいは特定のところにいる方を見てお話し合いでしたりすると、そういったような形であれば、町社協といたしましても今後の協議のテーマに入れてまいりたいというふうに考えております。

そうした中で、先ほど町長の話からも出ましたけれども、例えばシルバー人材センターの 高齢者の方々のそういうことで得意な方もたくさん登録されておりますので、そういう方々 を活用するなり、町社協独自だけでなくても、いろいろシステムは町社協のほうで承っても、 そういったようなやり方は工夫すればあろうかと思いますので、今後の検討課題とさせてい ただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 高橋安子議員。
- ○4番(高橋安子議員) ぜひよろしくお願いいたします。

伊藤副町長が今答弁してくださいましたので、もう一つお願いしたいのは、先ほど町長さんがおっしゃいましたように、認知症でもできることがたくさんあるのだそうです。力仕事とか、本当に若いときからやってきたことは、十分まだまだできる要素があるそうですので、そういうことも含めて社協さんのほうでこれから検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで最後の質問になりますけれども、地域に根ざした介護予防事業の一環としておでん

せ広場を実施しておりますが、現在の状況はいかがでしょうか。

それともう一つ、わたまるメールの登録者数は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。去年わたまるメールを利用したシルバーケアSOSネットワークというので今こういう服装をした人が行方不明になっていますけれども、近くで見かけたら連絡くださいというような入ってきました。このSOSネットワークの効果についてもお伺いしたいと思いますが。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) おでんせ広場の細かい人数等は持ち合わせておりませんが、今地域包括ケアシステムを整備していく上で介護予防事業としてかなり力を貸していただいております。要介護認定になる前の方が通っておりますので、いこいの場でもございますが、出かけてきていただいて憩いの場、そして入浴の場等にもなっておりますが、体操等を行いながら介護予防事業、そして介護認定が非該当になった方々の受け入れ等につきましてもお願いして、そのままおうちにいることなく受け入れていただくよう1月以降そのような話し合いも進めておりまして、受け入れていただくと、介護予防の役割を果たしていただくということを担っていただいています。さらに、今後は29年度から始まる介護予防事業に大事な位置づけになっていきますので、28年度さらに協議してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ○議長(廣田光男議員) 伊藤副町長。
- ○副町長(伊藤清喜君) ただいまの生きがい推進課長の答弁に対して私のほうからもおでんせハウスの業務を委託しております社会福祉協議会の立場から数値についてちょっとお話し申し上げたいと思いますが、現在各公民館で行われておりますおでんせ広場、これとおでんせハウスで行われております交互に利用しているわけですけれども、現在おでんせハウスのほうは、1日、毎日5人から10人ぐらいの利用なそうでございます。これは当初は相当20人ぐらい毎日あったようでございますけれども、大分利用者が減っておると。それから、各公民館で交代でやっております会場につきましても3人から5人ぐらいが標準的な利用人数だというようなことで非常に参加者と申しますか、利用者が非常に減っているというような状況でございます。これらにつきましてもどんなやり方が、もっと皆さんが利用していただけるようなことがあるかというようなことで現在社会福祉協議会の中でも町の生きがい推進課のほうと協議しなければならないわけでございますけれども、そのところ、やり方が最も効率的、なおかつ皆さんに利用していただけるかというところを今盛んと協議中でございますので、理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問、わたまるメールの関係でございますけれども、件数でございます。今現在約9,500人でございますが、これは随時登録等々できますけれども、先般も消防防災関係の会議等ございましたけれども、基本的に緊急メールという形の中で使わせていただいてございます。あとは登録の方法等については、周知、徹底すればいいわけでございますけれども、それにも努めてまいりますけれども、今現在は消防関係、防災関係の部分について周知しているというふうな状況でございますので、今後副町長等申し上げましたとおり、安否確認を含めました、これは緊急でございますので、ここら辺についてもより充実させてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) 次に、第2問目の質問を許します。
- ○4番(高橋安子議員) 次に、児童虐待防止の取り組みについてお伺いいたします。ことしに入って全国で3歳の女児や男児が親からのしつけと称する暴力で命を落としました。また、5歳の男児が父親に殴られ、裸で近所に助けを求めるというニュースもありました。本県におきましても昨年10月、沿岸で酒に酔った父親が息子の顔や腰などを殴ったとして逮捕されており、児童虐待は最悪のペースで急増しているという記事が昨年11月7日の岩手日報に掲載されました。両親の離婚率も増加する中、貧困世帯等の増加でストレスのはけ口が子どもに向けられるなどの要因が見られるとのことです。そこで次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、本町において児童虐待の実態を把握しているのでしょうか。また、把握した場合、どのような対応をしているのでしょうかお伺いいたします。

2点目は、児童虐待の発見、防止対策はどのようにしているのでしょうかお伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 児童虐待防止の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町における児童虐待の把握状況ですが、平成25年度は14件、平成26年度は7件、 平成27年度は、これまで9件となっております。その対応についてですが、児童虐待の通報 等を受け、受理した場合は、事実確認や情報の収集を行い、関係機関等による受理会議を開催し、問題点の整理等を行っております。また、児童相談所運営指針に基づき、市町村においても48時間以内に子どもを直接目視することで安全確認を行い、緊急を要する場合は、児童相談所へ一時保護要請を行っております。

2点目の本町における児童虐待防止対策についてですが、矢巾町要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報共有を行い、連携を図りながら当該家庭に対する支援を行っております。また、乳児家庭全戸訪問事業や地域子育て支援拠点事業を実施し、育児に対する不安解消により虐待防止につながるよう努めております。その他にも児童家庭相談窓口の周知や11月の児童虐待防止推進月間には、医療機関や教育機関、児童福祉機関等へのチラシやポスターを配布するとともに広報紙に掲載すると地域住民へ児童虐待防止の啓発を行っているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。 高橋安子議員。
- ○4番(高橋安子議員) 本町における児童虐待のご答弁をいただきまして、件数が多いことに驚いています。児童虐待の要因としては、いろいろあると思いますが、主なものとしてはどのようなものがあるのでしょうか。年齢はどのようになっているのでしょうか。また、小学校であれば、不登校とも関係が出てくるのでしょうかお伺いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えいたします。

児童虐待のケースなのですけれども、まず主なものとしましては、ネグレクト、身体的な虐待、心理的な虐待、性的な虐待と、この4つに分かれているわけなのですけれども、当町で多いのは、心理的虐待がここ3年間多いような傾向になってございます。大体対象になっているのは、未就学児あるいは小学校に通っている児童さんが多いというような状況でございます。

それでも町長答弁でもございましたとおり、要保護児童対策地域協議会におきまして年に 4回関係機関、児相及び県、そして警察も入れて、そして各小学校、保育園入れて、そして 情報の共有を図りながらどのような対応をしていったらいいのかということを個別に話し 合いをいたしまして、そしてそれぞれ学校から、小学生であれば学校からのアプローチ、保 育園児であれば、保育園からのアプローチというような形でやっているような状況でござい ます。ですが、特に明らかにあざがあったりとか、あとは家に帰りたくないとか、そういうような重要な事案につきましては、これは児相のほうに一時保護ということでお願いをしているところでございまして、平成25年度、26年度は、それぞれ2件児相のほうに保護していただいております。今年度は現在のところございません。学校との関係を密にしておりましたので、我々もその会議には出席するわけなのですが、不登校というのは、特にあまり因果関係はないような状況でございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 立花学務課長。
- ○学務課長(立花常喜君) それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

虐待と不登校は関係があるのかということでございましたけれども、先ほど住民課長、少し回答はいたしましたが、現在のところ虐待による不登校ということはありません。ただ、学校のほうといたしましても、先ほど住民課のほうからご説明いたしましたが、要保護児童の対策、地域協議会、こちらのほうに学校、そして教育委員会も構成員として入っておりますので、虐待児童につきましては、日々見守りをしているという状況でございます。

以上、お答えとします。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) この虐待の関係の生きがい推進課のほうのかかわりの中で赤ちゃんというか乳児の全戸訪問を子育て支援センターと行っておりますが、やっぱり虐待したくてするわけではないと思いますので、命を育てる育児方法がわからない、そして核家族化の進行等によりますストレス、自分で見ることの大変さとか、さまざまなことがあると思います。それでお母さんの苦しさを把握するために赤ちゃん訪問をしたときには、必ずスクリーニング、鬱のスクリーニングを行いますので、あるいは赤ちゃんに対する気持ちの状況を把握するアンケート等もあわせまして、その点数が高い方に関しましては、生きがい推進課の職員、そして子育て支援センター、必要に応じて保育園関係、児童相談所関係の皆様と協議しながら対策を練っている状況でございますが、赤ちゃんを育てるお母さんたちの気持ちを必ず確認をするスクリーニングテストは行って、虐待の早期発見のリスクの把握には努めておるところでございます。
- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) 申しわけございませんでした。毎年構成はちょっと違うのですが、 平成27年度の最新の状況でご説明したいと思います。人数は虐待を受けている方は2月23日

時点で9名ということで、うち小学生が5名で未就学児が4名ということで年齢については ちょっとここのデータ、今持ち合わせておりませんので、以上、お答えとします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に質問ありますか。 高橋安子議員。
- ○4番(高橋安子議員) ありがとうございます。何しろ子どもというのは、いくら虐待されても、親に対して親は絶対のものだというふうに感じているようです。周りの大人がやっぱり気をつけていかなければいけないのではないかなと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日の岩手日報の声の欄に17歳の高校生が児童虐待のことを投稿しておりました。人は生まれは選べない、奇跡で母親、父親のもとに生まれてくるのだ、そんな小さな奇跡の命を大事にしていきたいというようなことを載せておりました。いじめのもちろんそうですが、児童虐待も決してあってはならないことだと思います。特に乳幼児の健診に来なかった場合、家庭訪問を行うということでしたが、1回、2回訪問しても、保護者に会えない場合もあると思います。そうした場合に、また会うのを拒否された場合とか、何度訪問しても会えない場合は、どのようにしているのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 乳幼児健診等で受診者の方々に対しましては、次回必ず、次回の健診に来ていただくような日程調整や連絡をしておりますが、必ず会うということは、本当に大事なことだと思います。ただ、夜に帰宅する保護者の皆様に会うということも難しさもありますので、そのお子さんがどこにいるかというか、保育園等に入っていることであれば、そこで安否というか健康状況を確認させていただいたりしますし、予防接種の受け方がどのようになっているかという視点からも、とてもこれは大事なことを教えていただいていますので、予防接種が受けられているかどうか、タイムリーに必要なものが受けられているかどうかというところも虐待防止の視点として大事にしているところでございますので、そのことも説明させていただきます。
- ○議長(廣田光男議員) 再質問ほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(廣田光男議員) それでは、以上で4番、高橋安子議員の質問を終わります。 次に、3番、廣田清実議員。

第1問目の質問を許します。

(3番 廣田清実議員 登壇)

○3番(廣田清実議員) 3番、町民の会、廣田清実でございます。矢巾も2万7,000人で足踏みをしておりますけれども、やっぱりイメージとして安全な町という矢巾町のイメージがあれば、そういう部分でふえてくるのではないかなと思って安全なまちづくりについてお伺いいたします。

東西の歩行者等の交通について、現在矢巾町では、南北における道路には歩行者を含めある程度充実しています。また、東西の交通につきましても、自動車等は整備されていると思われますが、交通弱者と言われる歩行者、自転車、押し車等、JR東北線を横断する関係道路については、歩車分離の整備について遅れ、安全とは言えない状況となっております。将来に向けての整備の考えがあるかお伺いします。

あわせて駅周辺の開発が完成間近となり、特に交通量の多い上杉踏切と南矢幅踏切の安全対策が必要と思われますが、考えをお伺いします。

2点目に明るく安全な町の構築について、治安維持に欠かすことができないということで街路灯と防犯灯になるわけですが、これらは各自治会の要望等により設置され、今後の設置については、LED化になります。現在本町においてもまだまだ足りないと思われますが、自治体要望の防犯灯以外に街路灯の設置の計画があるのか。また、現在設置されている防犯灯についてもLED化を行うべきだと思いますが、町当局の考えをお伺いします。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 3番、廣田清実議員の安全なまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の東北本線を横断する東西道路の歩行者等の交通についてですが、現在東北本線を踏切で直接横断する道路は、町内に5カ所あり、いずれも町道で歩道スペースも有しない踏切で、このうち通学路等で歩行者の利用が多い踏切は、北から上杉踏切、南矢幅踏切、白沢踏切となっております。この3カ所の踏切については、昨年9月に秋の交通安全運動の一環として紫波警察署、交通安全協会、地元自治会、該当する小中学校の関係者により、交通量が多く、歩行者、自転車乗用中の事故を防止する観点から踏切の合同点検を実施しており、各関係団体からは、交通量に対して歩行者、自転車の安全が確保されていないとのことから、歩車道の分離や踏切の改修要望などのご意見をいただいたところであります。

国土交通省の重点政策においても交通量が多い踏切や狭隘な踏切などについては、歩道

拡幅を推進する施策の一つとして位置づけられておりまして、矢巾町においても町内の踏切について昨年度策定いたしました矢巾町通学路交通安全プログラムの要対策箇所へ位置づけるとともに、現在国やJRなど関係機関と整備に向けた協議を行っているところであります。

なお、町内の踏切における整備の優先順位については、交通量や歩行者、自転車の通行 量、通学路の状況などを踏まえ、関係機関と協議を重ね、検討することとしております。

2点目の明るく安全な町の構築についてですが、まず街路灯の設置計画については、矢 巾町交通安全対策協議会において要望をいただいております箇所や通学路等を中心に社会 資本整備総合交付金を活用し、年間10基程度設置を行っているところであり、今後も同様 に設置を推進してまいりたいと考えております。

また、現在設置されております防犯灯についてもLED化を行うべきだと思うが、町当局の考えはについてですが、防犯灯を設置しております各自治会からの要望に応え、平成25年度から既存防犯灯のLED化に対する補助を実施しており、平成28年2月末時点で全体の約11.3%に当たる152基がLED化され、自治会の電気料及び維持管理に係る負担軽減に寄与されており、今後も継続して支援することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) 確かに10月27日実施されていると聞いております。その中でもその3カ所、多いところの3カ所は、270台から350台、その時間は6時50分から8時30分の間でそのくらいの交通量があると。そして白沢踏切以外の上杉踏切と南矢幅の踏切に対しては、歩行者、自転車もすごく多いということで本当に安全なのかなという部分。それから、その時間帯というのは、学生、それから若い人たちが多いのです。私もわかるのですけれども、それ以外の時間帯の交通量調査をしたことがあるのか、まずそれをちょっとお伺いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 菅原道路都市課長。
- ○道路都市課長(菅原弘範君) ただいまのご質問にお答えをいたします。
 - 一応踏切の安全運行ということで国土交通省のほうでそういった施設の調査ということでカルテというものを3カ所出しております。それでそのカルテの中では、大体交通量、上杉が一番多くて、自動車と、それから歩行者合わせて約1万6,000、自動車が1万3,000の

歩行者が3,000ということで一応数字的には出してございますし、それから南矢幅のほうにつきましては、自動車は約1,300台ほど、そして歩行者が1,280人ほどということで出ております。

それから、白沢のほうにつきましては、自動車が約500台、それから歩行者が約390名ということで、先ほど言いましたように上杉踏切が一番往来が多いのかなということで認識はいたしております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) その時間帯の調査によると南矢幅が多い感じになっておりますけれども、その資料の精査する部分、それから調査した時期が違うというのもあるかもしれませんけれども、そういう部分で私は、私は車で通るのですけれども、本当に危ないなと、もしも転んだりしたらどうするのかなという、確かに車いすの人落ちた人を見ておりますけれども、やっぱり危険だと思うのですけれども、町のほうの認識は、交通量は多いという認識はしていると思いますけれども、危険だという認識はあるのかお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 菅原道路都市課長。
- ○道路都市課長(菅原弘範君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど言いました交通量、ちょっと訂正をお願いします。ちょっと数字、上杉踏切を間違っておりました。自動車のほうですけれども、先ほど1万3,000台と言いましたけれども、 ちょっと数字が一けた違っていまして3,300台ということでご訂正をお願いしたいと思います。

それで町としましても幅員……

(「人は」の声あり)

○道路都市課長(菅原弘範君) 人はそのままで結構でございます。

それであそこの場所につきましては、いずれの踏切も幅員が約7メートルほどということで前後の道路に比べれば、歩道等も設置されておりませんので、やっぱり狭隘であるというのは事実でございます。よって、車の往来が激しいところにつきましては、実際車を通って、両側から車が通った場合、やっぱり歩行者というのは危険だなということで町としては認識しているところでございます。

- ○議長(廣田光男議員) 廣田清実議員。
- 〇3番(廣田清実議員) これは通学路の安全確保に関する踏切の合同点検ということでちょっと資料をいただいておりまして、JRと協議をしているという話でなかなか進まない、私を含め過去にも議員さんが何回も何回もやっているというのが事実だというのをわかっております。その中で本当にいつなのかなという部分でちょっと踏切の拡幅の可能性及び対応というのがありまして、何か32年までは手をつけられないというような回答をいただいているようなのですけれども、そのことについていろんな部分でJRと32年以降でなければできないという部分の話し合いはいつごろして、これは何年前の話だと思うのですけれども、それはこれからもJRと話し合いをするかお伺いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 菅原道路都市課長。
- ○道路都市課長(菅原弘範君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど言いましたカルテにつきましては、一応今後公表するかどうかということで、そのために地元のJRと協議してくださいということで、今回につきましては先月の2月24日の日にJRさんとは協議してございます。その中で、いわゆる拡幅する場合は、早くても32年以降ではないとちょっと手をつけられないと。といいますのは、ご承知のとおり大震災で沿岸のほうを中心に復旧しなければならないということから32年以降ではないとちょっと難しいですよと。ただし、もし仮に32年から施行するとなりますと、少なくともJRさんとの協議とか設計とかを含めれば、やっぱり来年あたりからやっていかなければ32年には間に合わないということもございますので、いずれ先ほど話しましたように、32年というのは、目安でございますので、できるだけ町とすれば、もう少し早目にできるような形の中で今後とも協議を進めながら進めていければなと考えております。

ちなみにあそこの上杉踏切につきましては、基本的には4線入っていますので、約20メートルございますので、工事費につきましては、恐らく2億円以上かかるのではないかと見越しておりますが、先ほど言いました交付金を活用しても半分はいずれ地元負担という形になりますので、一気に3路線全部というのは、なかなか町の財政から見ると厳しいものがございますので、いずれどの路線からするかという部分については、まだ現在決めておりませんが、今後検討させていただきたいなと考えております。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問、廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) その答弁書の中によれば、JRさんも32年、あまりうるさく言う

と、踏切の統廃合もやるよというようなおどかしも入っておりましたけれども、実はそういう部分で今の部分でその5カ所はやっぱり必要な踏切であります。そういう部分でご存じだと思われますが、平成13年10月に国土交通省から出ております踏切に関する指針というのが出ております。それについて、これどういうわけか東北のほうとか、関東のほうでやった事業はないのですけれども、関西のほうは近畿地区の部分、JR西日本だったからやったかわかりませんけれども、結構やっているのです。そういう部分で指針が出ているのですけれども、危険な場所に関しては、できれば両方に歩道があるところから順番にやりなさいというのがあるのです。そしてまた、歩道がなくても歩道の計画があるところは優先しますよという部分が出ておるのです、その指針の中では。ということは、今上杉踏切は歩道あります。ただ南矢幅のほうは片側とか歩道ないので、確かに町の財政を見ると、いますぐにできるわけではないし、でも計画はあるということを示したほうが私は、その優先順位としてはあると思います。

そしてまた、2016年1月16日の新聞で踏切1,000カ所を改修、促進というのが出ておりました。それは、今国会において踏切道路改良促進法というのを今回やるよと。2020年までに1,000カ所改修するよと。これに関しては、JRさんとかいろんなところをやって、なかなか進まないと。だけれども、国が率先して指定した部分に関しては、国が補助金や利子補給をしてやっていくという部分が出ておりました。これは国のほうに認めてもらわなければならないのですけれども、これを知って、国のほうのどういうふうな基準で認めるかも、やっぱりそういう部分でやれる部分、前の部分の平成13年の部分は、東北では受けたところがないということは、きっと手を挙げなかったと思うのです。でも、矢巾の場合は、やっぱりこれから交通量もふえるし、まだまだふえると思います。自動車で歩く人はいいのですけれども、やっぱりこれからふえますから、自転車で歩く人。そういう部分でやっぱり矢巾町でもその対応をこれからしていただきたいと思うのですけれども、どう考えますか。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

ただいま廣田清実議員からご指摘いただいた内容は、もちろん精査をさせていただいて、 そしてこれはもう私も危険だというのは、上杉踏切も南矢幅踏切もわかっておるわけでご ざいますので、特にも岩手医大が31年5月に開院するということになれば、もう今までの 交通量とまた違う形になるわけでございますので、このことについては、私ども県道整備 を通じて国にも、そして県の河川国道事務所にも働きかけをして、一つ一つ積み重ねながら前に進めていきたいということで、これは一気にできるか、できないかは別にして、いずれそういった形で取り組まさせていただいておりますし、地元からの要望であることも私どもも認識しておりますので、そのことについてはしっかり検討してまいります。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) 本当にそういう部分で、たまたま私そこが地元なのですけれども、でも役場に来るのに、ショッピングセンターに行くにも、弱者は高架橋を通る、下を通るということはできないので、これはやっぱり生活弱者としての重要な道路となりますので、矢巾町の安全な町という部分の観点からすると、やっぱり必要だと思いますし、そのことに関してはもう一つ。

実は、南矢幅自治会のほうから合同点検に対する意見書というのが出ていると思うのですけれども、5項目ほど。これに対して何か回答がないという部分があったみたいなので、これをどのように扱っているか1つだけお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 菅原道路都市課長。
- ○道路都市課長(菅原弘範君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員さんおっしゃるとおり上杉踏切、そして南矢幅踏切、白沢踏切の3カ所につきましては、昨年地元さんの方々から来ていただいて、いろいろ意見をいただきました。その中で何かご意見があればということで先ほど町長答弁でお話ししたとおり、いずれ踏切の改修とか、あるいは歩車を分離するような何か仕組みをというような意見は頂戴しておりましたが、確かに回答をいただいた方に対する集計的なものについては、確かに私も出していないという認識をしておりますので、いずれこれについては、今後もプログラムの関係、毎年やらせていただきますので、そういった部分については、ちょっと遅くはなりますけれども、そういったものはお知らせしながら、そういった意見が出ていますよという部分については、地元の皆さんにもお知らせをしながら、いずれみんなで早く危険な場所の改修をできるように町としても頑張っていきたいと思いますので、議員さんのほうもよろしくご協力をいただければと考えております。

- ○議長(廣田光男議員) 課長、何で回答はできないの。
- ○道路都市課長(菅原弘範君) いずれ集計の関係で、まだ実は来ていないところもあって、

ちょっと待っていた部分もありますので、それで若干おくれているのは事実でございます ので、いずれまとめてお知らせはしたいということで考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問はありますか。 廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) そういう回答書はやっぱり皆さんが気にしていることですから、 であれば、自治会を預かる長としては、やっぱりそういう部分で自分たちも答えなければ ならないということもありますので、ぜひ出していただきたいなと思います。

続きまして、LED化の問題なのですけれども、確かにLED化していただいて、なかなか年間10基というのは大変な数だと思います。ただ、防犯灯についても補助金を出しているという話で回答をいただきましたけれども、これ申請はいつからいつの間の申請で行っているのでしょうか、ちょっと確認お願いします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) それでは、防犯灯のLED化の申請ということでございますが、毎年新年度予算作成する前に、各コミュニティ会長さん、結局自治会長さんを通じて来年度の事業をどのようなものを計画しておりますかというものをそれぞれの各自治会からいただいておりまして、それを新年度予算に反映するというような感じでということになりますと、大体10月から11月ごろにはこちらのほうに提出をしていただくというような感じでただいまとり行っている状況でございます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) 防犯灯の新しく設置という部分では、その期間ではいいのです。 実はもう防犯灯が蛍光灯であって、器具は壊れて使えない状態になっている。だけれども、 その後には、何か自分たちでつけなければならないという事実があるのです。その場合は、 その年度の初めのところだけ補助金があるのですけれども、全額負担でLEDにしている とかという部分、ましてその器具がもうないとかと言われるところもあるみたいです。そ ういう今蛍光灯でやっている部分の安定器がもうないとか、そういう部分で途中で故障し た部分は自治会が全額負担で行っているというのが事実なのですけれども、半分とは言い ませんけれども、やっぱり気持ち的には、壊れたものに対して何ぼか補助をしていただき

たいなという部分もあります。

それから、やっぱり蛍光灯の防犯灯はすぐ切れるのです。すると、高いところにあると、 高所作業車をお願いして、蛍光灯1,000円なのですけれども、交換料が3万円かかったとい う話もあるので、やっぱりこれは蛍光灯からLED化にして、その交換する作業、これ自 治会でやっぱり負担しているものですから、そういう部分も軽減していただく。あと気持 ち的には、途中で防犯灯が壊れたという部分に関しても、その年度初めの場合は、半分、 半分の負担です。そういう部分ではなくていくらかでも負担して、そういう事業を行って いけるのかお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

基本的になぜ前年度に調査をしていただくかというのは、やはりそこの自治体での事業計画もあるという観点の上で、結局は、全額補助というのは、今議員おっしゃるとおりしておりませんし、なかなか難しい部分がありますので、それぞれの自治会の会計上、やはり来年度はどういうふうな事業計画をするか、例えば防犯灯を10基買いますよと、そういうふうな部分もありまして、前年度中に集計をしていただいている状況がございます。ただ、新年度予算に入りましても、それぞれのコミュニティ、自治会で計画をしていたものがしなくなったというか、できなくなったとか、いろいろありますので、その都度、その都度相談していただければ、できるだけ対応ができるのかなと思いますので、その分はご了承願いたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 川村課長、実態の認識については、それでいいのですね。廣田議員の言うとおりですか、実態は。違うのならば違うと答えたほうがいい。川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) それでは、その予算内にできない部分、それは多分こちらのほうでも対応ができない部分で取り急ぎしなければならない部分というのは、多分ないとは言わないです。町内に防犯灯約1,400から1,500ぐらいありますので、それが正常にすべてずっと動いているというのは、なかなか難しい、途中でそういう部分があるかもしれません。ただ、できるだけ防犯灯、今2分の1という補助、大体が防犯灯を1基変えるのに最高で8万円ぐらいかかると言われておりますので、そういうふうな部分から2分の1補助をやっておるわけですが、今後につきましては、やはり防犯灯をLED化することに

よりまして、電気料が3分の1ぐらいに軽減されるという、そのようなこともありますし、 それから当然安全で明るいまちづくりという部分から追っていきますと、やはりこれから LED化の推進というのは必要だと思われます。そこの部分では今後現在ある防犯灯の交 換に関しての、やはりちょっとうちらのほうで検討いたしておりますが、できるだけ早急 に変えられるような状態がつくれればなということで対応をしてまいりたいと思っており ます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) ちょっと質問の内容が理解されていない部分もありますけれども、 私が言うのは、年度初めの2分の1の補助は続けていただきたいと。それ以外の途中で壊 れた部分に関してのところにも5分の1でもいいから補助を出してやる事業をつくってい ただきたい、その考えはないのかという部分です。
- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

2分の1、5分の1というよりも、できれば2分の1状況でいきたいなと思っております。ですので、その都度、その都度、うちらのほうでも早急に対応できる予算、計上できるかというのはまたあれですが、そのような対応で進めていきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

実は、このことについては、この間開催された行政区長会議でもお願いしたのですが、 今度4月6日に新しい行政区長さん方の会議を予定しておるのです。そのときに再度防犯 灯の実態調査、そしてその調査に基づいて、今廣田議員からご指摘のあることも含めて内 部で検討してまいりたいということで後からやることに対しては、4分の1とか、5分の 1、そういうことでなく、等しく対応させていただきたいと思っておりますので、まず実 態調査をやらせていただいて、それから取り組みを考えていきたいと思っておりますので、 ご理解いただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ないです」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 一般質問の途中でございますけれども、ここで暫時休憩をとりた いと思います。

再開を3時20分といたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。 次に、第2問目の質問を許します。廣田清実議員。

○3番(廣田清実議員) 地域別の人口減少の対策についてお伺いいたします。

本町における住民居住地においては、かつては町単位の小学校配置関係でバランスがとれておりました。しかしながら、近年の開発において地域の人口の状況が違うのが現状です。今後は、地域別に人口減少対策を行っていく必要があると思いますが、町当局の考えがあるかお伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 地域別の人口減少対策についてのご質問にお答えをいたします。

今後は、地域別に人口減少対策を行っていく必要があると思うが、町当局の考えについてですが、本町は、かつて旧村単位の小学校付近を中心に集落が形成されておりましたが、近年は矢幅駅周辺や国道4号沿線の市街化区域内を中心に宅地開発が進み、人口が増加する一方で、市街化調整区域内の他の地域においては、土地利用規制により人口減少が進んでいることも事実であります。このことから第7次矢巾町総合計画前期基本計画におきまして、煙山、不動地区の農業集落的土地利用ゾーンへの定住化と地域活性化に努めることとしており、対策の一つとして市街化調整区域内における既存農家住宅等の増改築に係る土地利用規制の緩和に向けて関係機関と検討を重ねており、非農家世帯であっても居住が可能となるように取り組んでおるところであります。また、町内に働く場を創出するための取り組みや住宅取得資金の借り入れに係る利子補給制度の創設による移住、定住化の促進とあわせ人口減少対策に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。

廣田清実議員。

- ○3番(廣田清実議員) まさしく7次総において対策の一つが挙げられたわけなのですけれども、矢巾町においても逆に言えば、自治会が消滅するという可能性のあるくらい減少している地域もあると思うのです。可能性があるよりも、もう現実となっている場合に関して、確かに利子補給、それは矢巾町に住みたい人が人口をふやすためでしょうけれども、矢巾町の小さい地域でいながらも自治会が消滅するくらいだんだん減ってきていると、小学生がいなくなっているというのは私も聞きます。私たちはそういう部分で、うちらのところは、逆に言えば住みづらいなと思うくらいなのですけれども、やっぱり今やるのは、先ほど話したのですけれども、先ほど大きく話が出たのですけれども、やっぱり人口がふえている地域以外のところに大きな何か施策をしなければ、やっぱりそういう自治会が消滅するという部分も考えれば、それ以外の消滅する可能性のあるところを把握して、その把握ができているのかまずお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

それぞれ行政区ごとに消滅するような状態のところがあるか把握しているかということでございますが、それぞれ基本的には、毎月住民基本台帳という数字が出てきておりますので、そういう部分では、それぞれの自治会の増減率あるいはそういう部分での、あるいは世代別での人口の構想といいますか、そういう部分では把握をしているところでございますが、それぞれ地域懇談会あるいはまちづくり懇談会等々におじゃましても、やはり子どもさんたちが少なくなってきている。特に小学校の子どもさんたちが少なくなってきているというのは、それぞれお話を聞かせていただいております。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますね。廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) その部分、正直言って把握という部分に関しては、ちょっと小学生がいないとかという、私も聞いたところによると3人しかいないとかという地域があるということは、可能性結構大ではないでしょうか。ですから、子どもがいないということは、そこのこれから将来を考えたときに、やっぱり厳しいと思いますし、さっき第3子は1,000万円かけろという話ではないのですけれども、その地域に住宅を建てる人であれば、大きく、私は小さいのですけれども、100万円ぐらい出して、そこには補助するとかという部分で、その地域を盛り上げるという施策をしていかないと、やっぱりなかなか難しいと

思うのです。確かに矢巾全体ではふえているのですけれども、ふえている地域とバランスが本当に悪くなっていると思います。その対策として夢であれば、補助金の1回でその補助金を100万円とかという部分でやるとかという部分で、やっぱりその地域を守っていかなければ、矢巾町全体が発展しないと思いますので、そういう考えはあるかお伺いをします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えをいたします。

まずやはり今いろいろ私どもがこういった人口減少対策の中で、やはり今後考えていかなければならない大きな柱は、やっぱり土地利用規制の見直し、土地利用計画、やはりこのことに、そこのところをしっかり見直しをしなければ根本的な解決ができないということで、今度ご存じのとおり国土利用計画の、今県が取り組んでいるのですが、今度は市町村計画にも入ってくるわけですので、その辺のところの上位計画をしっかり受けとめながら土地利用のあり方、これが一つ。

それから、先ほどもお答えを申し上げたのですが、やはり各、いわゆる自治会には、空き家とか、そういうところもただ放置しておるのではないバンク制度を創設して、そういったところにも形をつくっておあげするとか、そういったことの積み重ねをひとつやっていきたいと。それから、きょうは赤丸秀雄議員からも1,000万円のお話、または今100万円のお話も出たのですが、なかなか今財政厳しい中で、はいと、こう返事をするような状況ではないので、まず土地利用規制の見直し、ここに重点的に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) 次に、第3問目の質問を許します。
- ○3番(廣田清実議員) まず国体に向けての本町の対応についてということで、秋の国体に向けて盛岡周辺や開催する地域では、おもてなしの心を高め、駅周辺や沿線の美化対策の準備を進められていると聞いています。本町においても旧農免道、現在の県道に設置してある花壇を所轄する関係機関との協議とあわせ、町と各自治体、各団体と取り組む必要があると思いますが、町当局の考えがあるかお伺いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 国体に向けての本町の対応についてのご質問にお答えをいたします。 現在の県道に設置している花壇を所管する関係機関との協議とあわせ、町と各自治体、

各種団体と取り組む必要があると思うが、町当局の考えはあるかについてですが、平成27年 12月会議において、4番、高橋安子議員のご質問にお答えいたしましたとおり、矢幅駅西 口花壇をはじめ、ラジオ体操及びスポーツチャンバラの会場となるかっこうグラウンドや 町民総合体育館におきまして、花いっぱい運動に取り組むことで全国各地から訪れる選手、 役員の歓迎と大震災からの復旧、復興に対するご支援の感謝の気持ちを表したいと考えて おります。

また、ご指摘の県道不動盛岡線の花壇活用につきましては、いわて国体での花いっぱい運動に選定された13種類の花については、比較的管理は容易であることから、沿道の自治会等に対し、取り組みを協議した上で実施を希望する自治会が、また団体があった場合は、道路管理者である県と事前に調整を図るとともに、町といたしましても花の苗の配布などに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。 廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) 全くそのとおりだと思います。ちょっとでもひっかかるところがあるので、ちょっと。確かに私もよく通るのですけれども、年に2回ほど県道の草刈りをしています。もう雑草です。それを今度やっぱり盛岡から北上とか移動する場合、この道路も結構使われると思いますし、矢巾町を通るわけですから、うちの安子議員さんも話している中で取り組みを協議した上で実施するという、希望する団体があった場合というのがちょっとひっかかるのです。やっぱりこれは国体を盛り上げる、チャンバラを盛り上げる、それからラジオ体操を盛り上げるという観点からすれば、確かに整備されたところであれば、整備された体育館とか、その他にやるのは簡単でしょうけれども、これは町長のこの前の答弁でありましたけれども、花いっぱい運動をするのだと。やっぱりいつか何かの機会で、この機会であそこをみんなでやらなければならない。それをやることによってこれから継続できるのではないかなと思いますけれども、町が主体としてやる希望があるのかお伺いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

このことについては、やりますので、それでやらなければならないのです。これは、い わゆる課長会議とか何かでも話はしておるのですが、いずれどうも前向きな答弁にならな いで、きょうも私ちょっとまいっていたのですが、これはもうやらなければならない。ということは、花いっぱい運動とか何とか、やはり町を花できれいにする運動というのは、誰も反対する人がないわけでございますので、そういったことで町民の皆さん方にも働きかけをして、前向きに取り組んでまいりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長(廣田光男議員) 以外にありませんね。

(「はい」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) それでは次に、第4問目の質問を許します。
- ○3番(廣田清実議員) まさかこういう展開になるとは思いませんでした。本当にありが とうございます。私たちもぜひ協力したいと思いますので、よろしくお願いします。

これもちょっと関連があるのですけれども、パストラルバーデンの現状についてということで本町の観光の目玉の一つに入浴施設のパストラルバーデンがありましたが、民間に譲渡され、昨年以来休館となっています。現在施設利用についての協議はなされているのかお伺いします。

なお、あわせて譲渡等における内容と残額の回収状況もお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) パストラルバーデンの現状についてのご質問にお答えをいたします。 パストラルバーデンは、平成27年3月末をもって閉館となっており、本町では売却など による営業再開をお願いしているところであります。株式会社飛鳥商事の担当者とは定期 的に連絡をとり合っており、何件かの引き合いもあるとの情報を得ておりますが、売買契 約までに至っていないところであるということを伺っております。引き続き営業再開のお 願いと情報収集を行い、新たな情報が入り次第、議会等へのお知らせもしてまいりたいと 考えております。

次に、譲渡の内容ですが、土地が入浴施設を中心に18筆、1万7,429.26平方メートル、建物が倉庫を含め2棟、ほかに施設内の物品一式となっており、平成20年3月21日に財産の処分に関しご可決を賜ったところであります。償還残額については、平成20年度から平成30年9月30日までの期間で各年度、9月末と3月末の年2回で20回払いの償還となっており、元金と利息を含めた1億6,624万1,830円の償還額に対し、現在残額は4,987万3,782円で残り6回の償還契約となっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。

廣田清実議員。

- ○3番(廣田清実議員) なかなかやっぱり閉館したまま開館できないということで、できれば開館してほしい、国体までにもしてほしいという部分がありますけれども、実は沿線にパストラルバーデンの案内表示板があるわけなのですけれども、その中でまだ現在もそのままの表示になっている箇所は何カ所ぐらいあるか、ちょっとお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 浅沼商工観光課長。
- ○商工観光課長(浅沼 仁君) それでは、案内看板の設置状況についてお答えいたします。 町で設置している案内看板、18カ所ございます。ただ、その中でも経年劣化で色が剥が れているとか、実際にはもう見えないといったような小さい看板もございます。いずれ18カ 所が設置されている状況でございます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) 見えないところもあるということは、まだ見えるところもあるということで、やはりその部分に関しては、休館しているわけですから、何らかの措置をしなければならないと思います。そうすることによってやっぱり、隣のプールなんかのほうにも、あれっやっていないのとかと来た人が結構いるとか、キャンプ場に来た人もお風呂に入りたくて来たのだけれども、お風呂ないのだねって。いや、上にありますよという話はしたみたいですけれども、今後ない、休館、さっきの答弁で休館は当分の間あるだろうという見込みなので、それの看板を、であれば直す計画があるのかお伺いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 浅沼商工観光課長。
- ○商工観光課長(浅沼 仁君) ただいまの看板の今後の撤去なり、直すなりといったよう な見通しはということでございますけれども、答弁のほうにもありましたとおり、今まで 再三にわたりまして何とか開館をしていただきたいということで再開していただきたいと いうことでお願いをしてきています。また、飛鳥商事で直接できない場合は、いずれ売却 などによって何としても温泉施設としての再開をお願いしたいということで定期的に連絡 はとっておりますし、中には、やはり温泉として活用したいというような業者さんもある ように聞いております。ただ、なかなか実際には実現はしていないという状況でもございますので、こちらにつきましては、間もなく1年も経過することでございますし、いつまでもこのままということではなかなかどうかと思いますので、いずれ飛鳥商事の担当者と

も話し合いを続けながら、場合によっては休館中であるとか、場合によっては今後の展開を見ながらになりますけれども、将来的には、例えば観光看板なりに転用するとかといったようなことも考えていきたいというふうに考えております。

ただ、今のところは、それをどうするということは、申しわけございませんが、計画は ございません。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。廣田清実議員。
- ○3番(廣田清実議員) やはりいろいろな部分で厳しい状況だという部分も私も理解しておりますし、できれば簡易な方法でもいいからやっていただきたいという部分で、ちょっと最後になりますけれども、今までちゃんと償還されているということなのですけれども、何かそういうあまり飛鳥商事さんのほうの経済状況はいい話は聞きませんけれども、最後にですけれども、これが間違いなく今も入っているということでよろしいのでしょうか。それが最後。
- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問にお答えいたします。

償還の状況については、町長答弁申し上げたとおりでございまして、残額、残りの回数等そのとおりでございます。こちらについては、一番直近で今度今月3月末ということで入る予定でございますけれども、今のところ計画に対して未納、滞っているという部分についてはございません。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 以上で3番、廣田清実議員の質問を終わります。

次に、5番、齊藤正範議員。

第1問目の質問を許します。

(5番 齊藤正範議員 登壇)

○5番(齊藤正範議員) 議席番号5番、矢巾明進会、齊藤正範でございます。1問目の質問をさせていただきます。

第7次矢巾町総合計画における前期計画の初年度であります平成28年度の事業の具体的

取り組みについてお伺いいたします。

1点目、町として重要な事業でもある防災やまちづくりの対応として防災安全室と政策 推進室を室として位置づけ、設置するが期待できる効果は何かお伺いいたします。

2点目、やはぱーくに子育て活動センターを新たに設置するが、子育て支援充実のつながりや住民への周知及び利用者数の見込みはどのようになっているのかお伺いいたします。

3点目、空き家対策として撤去や周辺への被害防止等の仕組みの検討と施政方針演述ではおっしゃっておりましたけれども、空き家対策については、この検討の段階で28年度はとまるのかどうかお伺いしたいと思います。

4点目、農業の6次産業化を推進として人材や研修を受けているが、統合して新しく設置した産業振興課の農林と商工が連携した施策はこの件についてあるのかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 5番、齊藤正範議員の28年度事業の具体的な取り組みについてのご 質問にお答えをいたします。

1点目の防災安全室と政策推進室を室として設置するが、期待できる効果は何かについてですが、総務課防災安全室については、本町における平成25年8月の大雨災害での経験を踏まえ、災害発生時の現場指揮能力の充実や災害対策の強化のため、室とするものであり、企画財政課政策推進室については、重要な政策の企画立案や全庁にまたがる施策の調整を行う場合に、企画部門と事業実施部門の職員を併任することによって迅速な対応を図る室とするものであります。

2点目のやはぱーくに子育て活動センターを新たに設置するが、子育て支援充実とのつながりや住民への周知及び利用者数の見込みについてですが、子育て世代活動支援センターでは、現在町の地域子育て支援拠点事業を行っております子育て世代の交流事業、育児相談サポート事業のほか、一時預かり事業などを町の中で新たに行うことで子育て世代の社会活動などをサポートし、さらなる子育て支援の充実につながるものと考えております。

周知方法につきましては、広報紙、町ホームページ、チラシなど、子育て世代の方々に 最も効率のよい周知の仕方を考えながら行ってまいります。利用者数の見込みについては、 新たにできる施設であり、予測できない部分もありますが、類似施設の盛岡市にあるアイ ーナで行っております子育てサポートセンター、紫波町の子育て応援センターしわっせと 同様に本施設も矢幅駅前という立地条件のよさを生かし、きめ細やかに事業を行うことに より、多くの子育て世代が利用できるように努力をしてまいります。

3点目の空き家対策は、撤去や周辺への被害防止等の仕組み、検討のステージまでなのかについてですが、第7次矢巾町総合計画前期基本計画において活用が見込まれる空き家については、所有者の意向を踏まえ、今後予定しております空き家バンクへ登録し、移住や定住を希望する方へ情報提供することとしております。あわせて空き家購入後のリフォームに対する利子補給事業にも取り組むことで空き家対策と人口減少対策につなげてまいります。

また、活用が極めて困難な倒壊などの危険性のある空き家対策として、空き家等対策の 推進に関する特別措置法に基づき撤去などの勧告や命令が可能となるよう国の基本指針に 則した対応に努めてまいります。

4点目の新しく設置した産業振興課の農林と商工が連携した施策はあるかについてですが、産業部門において既存の第1次、第2次、第3次産業に加え、6次産業化など新たな取り組みによる農、商、工、地域及び行政の各種分野が機動的に連携した振興施策を一体的に推進することを目的として農林課と商工観光課を統合した産業振興課を新設することにいたしました。当町においても、地方創生に向けた6次産業化の取り組みとして研修やワークショップを開催するほか、農産物の販売や加工品の開発等に関する個別相談に応じ、各種展示会、相談会、販売会に参加することで農、商、工連携による6次産業化の推進に取り組んでまいります。

また、南昌自然公園や矢巾温泉郷等の観光資源を生かし、自然体験や農業体験といった 参加型のグリーンツーリズムにより、これまで農業者や地域の皆様方が気付かなかった地 域の資源の発掘と矢巾町の魅力の発信に取り組んでまいります。

加えて、既に農林課と商工観光課との統合を踏まえた連携施策として平成27年度から平成29年度までの3カ年計画で特産品開発事業として矢巾おでん、そして創作プロジェクトの取り組みを実施しております。地元のおいしい農産物を使って、子どもからお年寄りまで親しまれるおでんを創作し、農、商、工連携による特産品開発を通じた勢いのある元気な町の発信、町産農産物の普及、PRを行ってまいります。また、平成27年度から取り組んでおります矢巾町塩彩プロジェクトにおける減塩加工食品の開発及び販路拡大を通じまして、地元産の農産物等の積極的な活用を推進しながら脳卒中死亡率ワースト1からの脱

却及び町民の健康増進、そして日本一健康な町を目指す矢巾町ならではのナトカリ健康食品として発信をしてまいります。

今後の展開として友好交流を行っております普代村との交流を通じた特産品交流なども 視野に入れながらおでんを通じて矢巾町の魅力の発信に努めてまいります。

いずれの取り組みにおきましても行政主導の施策に偏ることなく、産業振興推進が町民の皆さん方、お一人お一人の自信につながり、地域に誇りを持てるような多様な主体が積極的に参加することにより町の活性化を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) ありがとうございました。私が今ある係を室に格上げ、そしてまた新たに推進の室をつくるということは、高橋町長が第7次総合計画の初年度として迎えた意気込みなのかなというように判断してお聞きしたわけなのですけれども、いただいた回答は、今の体制でも防災に関してはできている体制で何も変わらないのかなというような回答、答弁をいただいたわけなのですけれども、ちょっとつけ加えてお聞きいたします。

第7次総合計画では、災害情報を住民に伝達する仕組みが少ないことや自治公民館など への情報伝達手段の構築などを課題としておりますが、これらについてどのように取り組 みを考えているのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

まず今齊藤正範議員のご指摘のとおりでございますが、まず防災安全室については、やはり町民の皆さんの生命、安全を預かるということが一番大事なわけでございまして、それで今回特にも答弁でちょっと舌足らずな面もあったのですが、初動対応、これを迅速に的確に行うと、このことによっての危機管理上、極めて重要な対策を講じてまいらなければならないということで、いわゆる防災安全室をお願いしたところでございますので、もう初動の対応が一番の喫緊の課題であるということを認識したところでお願いをするところでございます。よろしくお願いをいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますね。 齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) 続きまして、自主防災組織の充実と防災意識の高揚についても7

次総合計画の中では、重点課題としてうたっております。担当する課の努力で自主防災組織の結成もかなり割合が高くなっておりますけれども、組織を立ち上げたからそれでいいという話にはならないのではないかなと。何回もお話ししておりますけれども、日ごろの訓練や、そういう意識づけも非常に大切ではないかなというように私は思っているわけでございます。設立後の防災組織への支援体制はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問にお答えいたします。

この自主防災組織の今後のこちらの支援を含めまして対応活動の内容でございますけれども、こちらにつきましては、自主防災、今現在41行政区のうち36行政区が設立してございます。活動につきましては、当然災害時における各自治組織の中での対応を構築しているもの、それに伴う訓練、こちらにつきましては、出前講座等々を通じて、こちら防災交通係及び分署、専門のほうにいきまして、それぞれ訓練というのか、研修というのか、ちょっとあれずれば講習といえばあれですけれども、そういう訓練をまず続けさせてやっていただいてございます。

また、この物資面の部分、ただ組織しろ、この計画をつくれといっても、やっぱりなかなか物資、いざとなったときの物資関係、こちらについてもいろいろな形の中で補助事業使ったりしまして、蓄えなり、そこら辺も含めて対応しているというふうな状況でございまして、自主防災組織ですので、それぞれ地域での活動に頼るところが大きいわけでございますけれども、何らかの形含めまして今後も町のほうでも支援してまいりたいというふうな取り組みで進めたいというふうに考えております。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) 防災組織への支援については、ぜひお答えいただいたような支援をいただき、組織の活動の後押しをしていただきたいというように思っております。 2つの室を設置したわけなのですけれども、ただ役割と責任だけが重くなって評価、開花の部分がないとなれば、そこに従事する職員の方の意識アップもできないと思いますけれども、その辺については、現行と、その担当なされた方は、それなりの処遇がされるのかどうかひとつお聞きしたいと思いますし、政策推進室は、答弁をいただいた限りでは、そこに専属職員がいないのかなというような思いもしておりますので、その辺につきましても教え

てもらいたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えをいたします。

私のほうからは、基本的な考え方についてお答えをさせていただきますが、まず第7次の矢巾町の総合計画、これを着実に推進してまいるということが今度の政策推進室の大きな役割でございます。そして特にも政策立案機能、この機能を高めるために、何としてもやっぱり一元化、それから強化をしていかなければならないということで、そこで推進室を設置をさせていただくと。それから、あとは先ほども併任の形をとるということでお答えをしたわけですが、今後ますます重要性が高まる各課へのいわゆる後方支援機能、これも充実していきたいということの政策推進室の組織のあり方として私ども取り組んでまいりたいと、こう考えておりますので、まず一番あれなのは、第7次の矢巾町総合計画、これを着実に推進していくのが大きな柱でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

あとは総務課長のほうから答弁させますので。

- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) それでは、ただいまのご質問でございますけれども、まず職員 の意識づけでございますけれども、こちらについては、職員一丸となって今回の機構改革 に取り組んできてまいりました。内容については、業務の見直しを含め、それぞれちょっと時間は要しましたけれども、夏場からそれぞれ業務等を含めまして全職員取り組んだと いうことで意識づけ、やらなければならない内容については、これは十分理解された中で 進んできたというふうに捉えてございます。

それから、2点目の政策推進室の関係でございますけれども、こちらは町長答弁申し上げましたとおり、いわゆる企画政策推進、大きい施策につきまして取り組むという形になるわけですけれども、具体的にご質問ありました内容でございますけれども、まず企画財政課のほうに推進室ということで室を置くわけでございますけれども、こちらについては、今回企画財政課の課長補佐は、各係の業務を兼務してございませんので、まず独立してまずひとつございます。当然補佐は設置するわけですけれども、政策推進室につきましては、課長補佐をトップにしまして、現在設置してございますまちづくり推進係、こちらが企画係というふうな係名、名称変更を企画係という形で変更をするわけでございますけれども、ここの係を、これは常駐でそこの任命なわけでございますけれども、今のまちづくり推進

係でございますけれども、こちらを中心に企画係を中心にしまして、他課の職員、こちらを事業内容、いわゆる施策案件によりまして任用、併任いたします。これにつきましては、内容によりまして、例えば技師が必要なのか、専門職が必要なのか、いろんな形で案件がちょっと出てくると思いますけれども、そこら辺に合致しました他課からの職員、こちらを併任発令いたしまして、重要な施策に対応する課内室を新たに設けるということで常駐的なもののご質問ございましたけれども、企画係、こちら当然常駐してございますけれども、あとは併任発令をいたします職員につきましては、逐次、それぞれ案件によりまして対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。 齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) 仕組みについては、わかりました。ただ、やはりせっかく設置した 係でありますので、やっぱり4月から100%とは言いませんですけれども、その機能が発揮 できればいいなということで私も期待しておるわけなのですけれども、今現在医大病院が開 設するに当たって、医大の準備室との協議の場がつくられているのかどうか。そういう場の 設定についてもここの政策推進室がかかわって設置していくのかどうかについてお聞きい たしたいと思います。
- ○議長(廣田光男議員) 伊藤副町長。
- ○副町長(伊藤清喜君) ただいまのご質問にお答えいたします。

現在医大のほうのいろいろな事業についての打ち合わせの土俵があるのかというお話でございますけれども、これはこれまでも企画財政課のほうを通じまして、今区画整理のほうの関係もございますものですから、区画整理課長を中心に今そういう準備、そちらのほうと打ち合わせをする機会、組織を持っております。

それから、今後は今度は企画財政課のほうで、今先ほど申し上げましたような政策推進室の中でそういったことも大きな、先ほど町長答弁にありましたように7次総合計画の中の大きな部分の方向性を議論する、そこの室ということにしてまいりたいと。

なおかつこれまでですと、一つのテーマが出ますと、各関係課からそれぞれ担当の出ていただいて、例えばプロジェクトチームでありますとか、あるいは関係課会議とか、そういったような形で進めてきたわけですけれども、今度は例えば今度の土地利用の問題などもございますけれども、そういうところは、今道路都市課になっております土地利用担当、この職

員も一緒にそこのスタッフとして入っていただくと。そして責任を持って一つの業務として 入っていただくと。そこで方向性、実際の実務、いざ例えば県との手続とか何かをするとい うことになると、当然道路都市課のほうが担当するわけでございますけれども、それに至る 方向性をそこの中で一緒に職員として進めるという今度の形のものでございますので、議員 さんのご期待に沿えるように私どももただ新しい取り組みでございますので、最初は多少時 間がかかるかもしれませんけれども、できるだけ私どもとすれば4月1日から順調にスター トできるように進めてまいりたいと、このように思っています。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) ありがとうございました。

続きまして、やはぱーくの子育で活動支援センターの件についてお聞きしたいと思いますけれども、支援センターの運営については、町では直接かかわりを持たないということで聞いておりますが、現在行っている事業の移管がありますが、その事業がさらに充実されたという検証はどのような観点から検証していくのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えいたします。

子育て世代交流センターにつきまして、そこに限らず複合施設全体についてですけれども、 それにつきましては、年に2回モニタリングを行いまして、こちらの要求水準に対してどの 程度の成果が出ているかということでチェックをしてまいりたいと思っておりまして、その 結果を踏まえて、改善していただくべきところは改善していただくというような形で指導と いうような形で今後かかわっていきたいなというふうに考えております。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。 齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) この事業は、指定管理によって行われるわけなのでございますけれ ども、指定管理の意味合いは、一つはコスト削減も重要な面となっておりますし、またその 業務が、事業がさらに活性化されるということも重要な点となっておりますけれども、どう も今やはぱーくの指定管理のシステムは、その事業を熱心にやろうとやるまいと、それは評 価されないような感じに受け取れるわけであります。一つとしては、利用者の見込みについ

て予測できない部分があるのでという答弁がありますけれども、普通事業を行うという部分については、利用者数が収入に当たるかどうかは別としましても、そういう目標があって事業展開するのであって、初めから費用をいただけてそこで事業を行うという分については、そこの事業を展開する組織の活性化ができないのではないかなというように私は思うわけでございます。先日大館のドーム見学をしてまいったわけなのですけれども、大館のドームの運営も指定管理で行われていたわけなのでありますけれども、そこの指定管理料という部分については、7割程度が指定管理料で、あとの3割程度は、そこの組織がいろいろ頑張って収入を得た中で行うというような、それですごく事業展開もいろいろ工夫した中で行われているというように視察してまいったわけなのですけれども、この辺の取り組みについて、やはぱーく、特にも子育て支援センターの部分が少しちょっと心配な面があるわけなのですけれども、教えてもらえればというように思います。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えします。

子育て世代交流センターの収入につきましては、一時預かり、これに関しまして、これに ついては、指定管理者にそのまま入ってくるものになります。あとは指定管理料ということ で、先ほど見込み、利用見込みがはっきりわからないのにというようなお話もありました。 私も今回の答弁で数字も書こうかなとはちょっとは思ったのですけれども、ちょっと濁して しまいましたが、情報としてまずお伝えしておきたいのは、近隣のしわっせ、ここはもう月 曜日から火曜日までやっているところなのですけれども、また指定管理も我々よりも短い時 間でやっているところです。大体月延べ1,000人ぐらいの利用があるそうでございます。ま た、一時預かりにつきましては50人ほどあるということでございますので、矢巾に関しまし ては、しかも1,000人のうち4割ぐらいは町外の方の利用があるというようなお話もござい ました。ちょっとつかみ切れない部分もありますけれども、矢巾につきましても、未就学児 が対象になりますけれども、大体対象者数が1,300人程度になりますので、1,000人前後の利 用者の見込みは立てたいなというか、あればいいなというふうには思っておりますし、一時 預かりにつきましては、紫波に比べて定員が多いものですから、しかも土日もやるものです ので、紫波よりは多いかなということで60人プラスアルファぐらいは想定しているところで す、実際のところ。あとは済みません、答弁書ではそこはちょっとまだはっきりしないとこ ろだったので、このような表現にさせていただきました。

- ○議長(廣田光男議員) 藤原区画整理課長。
- ○区画整理課長(藤原道明君) 指定管理者の収入と指定管理者のモチベーションといいますか、そういった部分のお話でございますが、指定管理の申請のほう受けておりますけれども、その申請のほうに記載されておりますのは、こちらからの指定管理料だけでは、やはり賄い切れない部分があるというふうな収支構造になっておりまして、1階の地域交流センターの部分等につきましては、300万円ほどの収入を自分たちで何とかして全体をペイさせるというふうな計画となっております。図書に関しては、特に収入の伝がないので、図書はいわゆる歳出のみとはなりますけれども、全体としてはそういった考え方で制度が決まっているというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) 確かに今まで取り組んでいない事業で、なかなかいろんな部分をはかるのは非常に難しいとは思いますけれども、町としても子育て支援のさらなる充実ということを子育て活動支援センターに求めているわけでありますので、高いレベルの部分を要求していったほうがいいと思います。本当に年2回のモニタリングで満足するものかどうか。先ほど言った大館のドームの指定管理者は、毎月アンケート用紙を置いた中でアンケートはいただいていると。それから、町民、利用者の方々の意見として強化月間として必ずアンケートを記載してもらう等の活動をやった中でいかに事業展開するべきかという部分等の努力をなされているようでありますので、60人程度が多いかどうかという部分は、ちょっと何とも言えないのですけれども、町民とすれば、ここの活動センターの費用として3,000万円程度費用支出をするわけなのですけれども、果たしてそれはでは60人に対してどうなのか。この費用をもっと違うほうに使ったらもっといい子育て支援ができるのではないか思われる節もあるものですから、そういう部分をしっかり答えられるように、これは前から決まっている事業であるのでという説明は何回も聞いてはいるのでありますけれども、その辺、しっかり対応していただきたいなというように考えておりますけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えをさせていただきます。

今度福祉子ども課に、子ども支援係ということで私どももこれから子ども、子育て、この ことについては、しっかり取り組んでいかなければならないということで、今矢巾町には子 育て支援センターがあるわけですし、今度はやはぱーくに子育て世代活動支援センターということで、まずこれはお互い居城連携しながら取り組んでいかなければならないということで、あとはやはり一番大事なのは、今度の子育て世代活動支援センターのことをやはり広く周知をしていかなければならないということで、だからこの辺のところ、私も先ほど答弁させていただいたのですが、この周知の方法についていろんなところにしっかりやっていくということと、それからこれはもう先ほども広報紙なり、町のホームページとか、いろんなところ、あとはできれば地元には、小児科医とかいろいろあるわけですので、そういったところとも連携をとりながら取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、そして特にも赤ちゃんが産まれたとかのときに情報をきちっと提供するとか、あとは企業にもこういったことがあるということを機会あるごとに周知をしてまいりたいと。

まず一番最初は、知ってもらうことだと、この活動、交流支援センターの内容を、そしてから取り組んでまいりたいと思っておりますので、そこのところは一つ一つやはり積み重ねながら取り組んでまいりたいということで本当に子育て支援としてよかったなと言われるような取り組みをしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) 町長から町のほうでも連携して同時に推進していくというお話を聞いたものですから、安心しましたけれども、当初は子育て活動センターは、独自の活動をしていって、あまり関知しないのかなというように思っておりましたので、ぜひ町のほうでも関与した中で連携して、いい支援を行ってもらいたいと思います。

続きまして、産業振興課の部分についてお聞きしたいと思います。この課は、親しみのあった農林課と商工観光課を統合して、新しく設置した課でありますから、連携した取り組みを大いに私は期待するところであります。特にも6次産業化については、町内の農産物を加工し、販売、農家収入アップの切り札として早くから注目されている事業であります。現在もいろいろな事業を実施しておりますが、農家の大半は、生産は得意であっても加工、販売は苦手な方が多いのではないのかなというように感じております。せっかく統合して、それぞれの強みを生かした新しい課でありますので、その効果を生かし、町が率先して加工品を創作、販売先の確保を行い、農家は農産物を供給するという、この体制についても考えてもらえないのかどうかお伺いしたいと思います。

町長は、常々矢巾町は、兼業農家も考えていい地域ではないのかというお話等もされてい

るわけなのですけれども、その方々も農業に少しでも従事した中で農業を支えていく面から しても、こういう取り組みは、非常に効果が出てくるのではないかなというように思ってお りますけれども、考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 髙橋農林課長。
- ○農林課長兼農業委員会事務局長(髙橋和代志君) お答えいたします。

今齊藤議員がおっしゃいました町のほうでと申しますか、一つの集合体の形の中で加工場の整備、そしてまたそれに材料を供給するという、そういったふうなシステムは、非常に有効的で理想とするものであると認識しております。ただ、今進めている段階の中では、要は、このくらい世の中の部分で多種多様な嗜好の部分がある場合に、本当に好まれるもの、その部分に関しては、どちらもマーケットイン方式の形の中で消費者の部分からそれを認知されるという部分は、つくる側も勉強しなければならないわけですし、双方向になるのは、もういまさら言うまでもございません。

そういう観点からした場合に、今現在その部分を模索しながら進めている部分はございます。特にも具体的に動いている部分につきましては組織として国の補助を導入した中で2組織で加工施設を持ちながら今展開しているわけでございます。そういったふうな部分を見ながら実際に近場に事例があります。そして、それぞれ個人的にやっているところもあります。前段言いましたような基本を見据えながら、まずはそこをきちんとなりわいとしてなるようなものをきちんと認識できるような形はとっていきながら、将来的には現場の声なり、そういったふうなのを見ながら皆さんの声の機運を高めた形の中でやるかとなれば、そういったふうなこともあろうかと思っております。まずは、今いろいろ取り組んでいる部分をしっかり基盤をつくっていきながら行ければなというふうに考えているところでございます。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問はありますか。 齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) 課長のおっしゃるとおりではありますけれども、町民が長く親しんだ農林課、そして商工観光課という課を統合したという部分については、町民もいろんな考えがあります。いろいろな話の中で私は、そういう相乗効果が絶対出てくるはずだということで説明はしておりますので、ぜひやっぱり双方の特色を生かした部分、今までと違った農家を手助けする施策という部分でそういう切り口の考えをしてもらいたいなということで、当然みそ加工とか、いろんな塩彩プロジェクトとか、いろんな部分取り組んではまいります

けれども、それは一部の能力のある農家の人たちが取り組まれている部分ではないのかなと。 一般的な普通の町民の農家である方々については、なかなかなじめないというような点もあ ると思いまして、ちょっとお話ししたわけなのですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 髙橋農林課長。
- ○農林課長兼農業委員会事務局長(髙橋和代志君) お答えいたします。

議員さんのおっしゃる部分につきましても思いはあるわけでございますが、しかしながら 実態の部分の中では、今、今度は集落のほうを見ました場合に、今30集落、今まで営農組合 あったわけでございますが、今8集落が法人化しました。要は、前にも話させていただきま したが、法人化が目的ではございませんで、それをいかにしてその部分を進めていくかとい うことになるわけでございまして、今いろんな農業政策の分につきましても水稲の部分の云 々につきましては、それぞれ状況については、ご案内かと思いますけれども、いずれ差別化 をしながら、ものをどうやって売るかという部分につきましても、今の法人のほうにも課せ られている課題なわけでございまして、そうなりますと、今1、2、3の産業の一つのくく りの形の中で、やはり最終的には、ものを販売すると、いいものを。安全、安心なものを提 供すると、そういったふうなことにつきましては、基本中の基本なわけでございますので、 今度は町内の商店あるいは工業をやっている方の部分と連携的なものも発生してくるだろ うと。例えば何か工場でつくっているものは、それはプロなわけですけれども、そのほかに 会社員の方、あるいはそのほかに農産物の部分の付加価値を高めた形、そういったふうな連 携もあるだろうと認識しております。そしてまた、いろんな資金の関係でも今まで農協に行 っても、ちょっと言葉まずいかもしれませんが、一般の金融機関の部分も、そういうふうな 部分とも連携をしながら使い勝手のよい形の中、そしてそういったふうな連携のもとに、今 まで以上に身近に販売ルートなりもできるのかなと。当然それは農家の方の技術を生かした 形の中で信頼関係で成り立っているのかなと思っておりました。そのようにつくっていかな ければならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) それでは次に、第2問目の質問を許します。
- ○5番(齊藤正範議員) それでは、学校教育について質問させてもらいます。

教育委員会の制度が大きく変わったことを受けて、学校教育全般についてお伺いいたしま

す。

1点目、新しく設置された総合教育会議が開催されておりますが、成果と課題は何であるかお伺いします。

2点目、昨年7月にいじめと思われる中学生の自殺した問題を受けて、その当時と変わったいじめ防止対策は何かしているのかどうかお伺いいたします。

3点目、28年度事業に盛り込んだ教育相談員の具体的活動及び各学校の先生や児童・生徒 とのかかわりなどについて、どのように考えているのかお聞きいたします。

4点目、昨年は教育行政方針の演述にはなかったが、今年度は学区の見直し検討が方針に述べられていますが、その理由と進め方をお伺いします。

以上です。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 学校教育についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の新しく設置された総合教育会議の成果と課題は何かについてでございますが、総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことから、新たに設置が義務づけられたものであり、本町においては、平成27年6月25日に第1回会議を開催し、その後本年2月4日までに4回の会議を開催しております。

総合教育会議の成果としては、矢巾町教育大綱を策定することができましたし、何よりも7月5日に発生した町内中学生のいじめによると見られる自殺事案に当たっては、翌日7月6日に早朝に第2回会議を招集して、事後の対応について意見交換をし、町として迅速な対応をなされたと考えております。

課題につきましては、総合教育会議の初年度ということで特に課題というべきことは出て おらず、現時点では教育委員の方々の考えやご意見を直にお聞きする場が設けられており、 良好な意見交換がなされていると感じておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 松尾教育委員長。

(教育委員長 松尾光則君 登壇)

○教育委員長(松尾光則君) 引き続き学校教育についてのご質問にお答えいたします。

2点目の昨年7月にいじめと思われる中学生の自殺した問題を受けて、当時と変わったい じめ防止対策はあるかについてですが、今回の事案を教訓に教育委員会では、町校長会とも 協議し、いじめはどこにでも起こり得るものである。その後の対応が大切であるとの認識に立ち、これまでひやかし、からかい、けんか、トラブルといった事案で捉えていたものであっても、相手から心理的、物理的な攻撃を受けた児童・生徒が精神的な苦痛を受けたものはすべていじめであると捉え、早期の対応が行われるよう意思統一し、毎月いじめ件数と解消件数も報告をいただいております。

また、学校内、教師間での情報の共有がなされていなかったという教訓をもとに、新たに生徒指導個別カードを作成し、児童・生徒個々のトラブルや気になったこと、指導したこと等の内容を担任がカードに記述することにより、可視化を図り、職員間で共有し、組織的な取り組み、いじめの早期発見、早期解決に活用しております。

なお、この生徒指導個別カードは、進級の際や小学校から中学校に進学する際にも引き継 ぐこととしているものであります。

3点目の28年度事業に盛り込んだ教育相談員の具体的活動及び各学校の先生や児童生徒とのかかわりなど、どのように考えているかについてですが、昨年7月の重大事案の発生を受けて、いじめ事案に係る相談窓口の設置と迅速に対応できる人材の配置のため、平成28年度当初予算に教育相談員2名を増員すべき予算を計上し、提案させていただいております。この教育相談員については、いじめを受けた、いじめを目撃した児童・生徒が担任や学校へ相談しづらい場合に、かわって相談を受け、それに迅速に対応して、児童・生徒、学校や家庭ともかかわりながらいじめ事案を早期に解決できるよう増員を計画しているものであります。

また、教育相談員は、いじめに対応した教師の相談や学校のいじめ対策の指導も担当していただく考えであります。

なお、いじめ事案の対応がない場合には、町内小中学校の不登校事案への対応も担当いた だく考えであります。

4点目の昨年は教育行政方針の記述になかったが、今年度は学区の見直し検討の方針が述べられているが、理由と進め方についてですが、現在の学区は、行政区をもとにしていることに鑑み、相当の年数にわたる教育と仮に決定した場合にあっても、経過措置として一定の年数が必要となることが予想されます。このため、第7次総合計画の初年度となる平成28年度の教育行政方針において学区の見直しに着手していかなければならない旨を述べたものであります。

今後の進め方については、文部科学省の方針においても学区等の調査については、住民合

意に十分配慮することとのこともあり、具体的にはいつごろからということは、現時点では 未定であります。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) 答弁のありました第2回の総合教育会議の開催は、事件発生の翌日に開催し、意見交換がされたということは、新しい制度の成果であると県内外の関係者から高く評価されております。しかし、この制度改革のきっかけとなった事件が発生した大津市では、月2回ほどの頻度で会議が開催されており、中学生から直接いじめ問題についての実態や実感を聞いたり、法律が規定する構成員以外にもさまざまな立場の人を加えた拡大総合教育会議を開催しております。

また、京都市では、PTA関係者と学校と社会のつながりの意見交換などを行い、まちづくりの仕組みに位置づけておりますが、当町においては、法律で規定する構成員以外の意見はどのようなところで入手し、反映していくのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

総合教育会議につきましては、法律でメンバーが規定されております。また、当町におきましてもさまざまな事情によりましては、専門家を呼んで、あるいは関係の方々を呼んでご意見を聞くということもきちっと要綱の中には述べているところでございます。今回4回という開催回数でございますけれども、さまざまな事案があったことから、なかなか内容的に、例えば教育予算について、教育委員と町長が意見を交換するとか、そういうふうな機会もなかなか設けられなかったことありますので、多々不足な点はあろうかと思いますので、来年度に向けて改めて内容を検討し、首長部局の総務課とも話し合ってまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。 齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) いじめに関しての捉え方と情報共有につきましては、関係する方々においては、さらに感度を上げて対応していただまようお願いしたいと思います。答弁にもあるとおり、いじめはどこでも起こり得るとされておりますが、いじめを行ったとする児童

- ・生徒への指導は、それではどのように行うのか考えがあればお聞きしたいと思います。 また、指導を行っても改善される様子が見られない場合の対応策は考えているのかどうか お聞きしたいと思います。
- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

いじめ等でさまざま関係する児童・生徒が出てくるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり暴力を振るったからそれはいじめであって、陰っこで言っている悪口はいじめではないのかという見方ではなくて、そういうことを受けた児童・生徒がどのように感じたかということが一番のいじめのポイントであるということを逆に見ますと、加害と言われる児童・生徒に悪いことだということをこちらから一方的に伝えるのではなくて、心の中から私たちがそういうことをしてしまった、あるいはそういうことをこれから気をつけなければならないということを指導していかなければならないということで非常に難しい指導になろうかというふうに思います。

当該中学校におきましては、私どものほうからも県教委のほうに要請いたしまして、授業を持たない教員をつくろうということで11月1日から講師を派遣いただきまして、その講師の方に授業を肩がわりしていただいて、授業を持たない教員をつくって、さまざまな関係する生徒と関係していくというような取り組みをしているところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) 教育長の答弁のとおり、非常にいじめた方の児童・生徒の指導も困難な点が数多くはあると思いますけれども、教育者でありますので、当然そのことは十分もう承知かと思いますけれども、厳しく指導するとともに、厳しい指導だけでなく、温かい心を持った指導もあわせて行ってもらいたいというように思います。

教育相談員の配置費用を予算化した決断については、非常に敬意を表するところであります。2名の相談員の方の勤務体制はどのように計画しているのかどうか。また、この相談員は、教育経験者以外の方の採用も考えているのかどうか。そして、これは継続した取り組みとしようとしているのかどうかお聞きしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 立花学務課長。
- ○学務課長(立花常喜君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

来年度当初予算のほうに教育相談員2名の増員ということでご提案をさせていただいておりますけれども、答弁の中にもありましたが、これらの方々については、学校等に直接言えないといったような、そういった事案等を肩がわりして相談を受けて、いじめ等の対応に当たるという人材でございますけれども、この方々につきましては、現在2名ということで考えておりまして、時間的にはフルタイムではございません。一応短時間というような形の中での勤務になることになりますけれども、今人選というか、最終的な人選に入っておりますけれども、お一人については教員経験者と、もう一人については、PTA等のかかわってきた方というようなことで相談受けやすい、そういった、できれば女性とか、そういった人選をしていきたいというふうに思っております。教育委員会のほうに相談窓口を電話等を設けまして、お一人はそちらのほうに対応してもらって、できればもう一方については、学校のほう、直接に回って児童・生徒、それから教諭、あと家庭、そういったところを迅速に足を運んでいただくと。それで直接にお話を聞いていただきながら解決に向けて取り組んでいただくと、そういうような配置をしたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ここで暫時休憩に入ります。

4時55分再開といたします。

午後 4時44分 休憩

午後 4時55分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。

○議長(廣田光男議員) 皆さんにお諮りします。

時間延長の可能性がある場合、ここで皆様方にあらかじめ申し上げます。

時間がもうじき5時になりますが、終わりそうにありませんので、会議規則第9条第1項の規定により会議時間は5時までとなっておりますけれども、同条2項の規定により延長することとされておりますので、あらかじめ延長することを宣言しておきます。

○議長(廣田光男議員) 次に、第3問目の質問を許します。

○5番(齊藤正範議員) 史跡の整備についてお伺いいたします。

今から約1250年前の奈良時代中ごろに大津市の瀬田につくられた史跡近江国府跡地を先日 視察してまいりました。歴史公園の保存活用については、徳丹城史跡についても非常に苦慮 しているわけでありますけれども、そこの史跡についても、なかなか認知度がされておらず、 案内看板も少なく、公園で親子のグループがいたわけなのですけれども、その公園の内容を お伺いしたところ、全くわからないというような回答であり、非常に苦労しているのではな いかというように感じております。

史跡徳丹城の保存整備においても歴史公園的な整備を行うというような方針もありますが、 当初は、今年度と来年度、28年度をかけてその資料整備を行い、その後に整備、東側の整備 にとりかかっていくというお話を受けていたわけなのですけれども、当地区の住民としては、 整備がなかなか進まないという感じを持っているわけでありまして、整備方法については、 そんな立派に整備しなくても住民が憩える公園的整備をして早急に整備してほしいという 声がありますが、これについて考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 松尾教育委員長。
- ○教育委員長(松尾光則君) 史跡整備についてのご質問にお答えいたします。

史跡徳丹城の保存整備は、要望が多い公園的整備を考えるべきではないかについてですが、 議員ご提言のとおり、本町の貴重な文化遺産である当地に公園整備を行うことは、かねてか ら重要であると認識しております。公園整備の方法につきましては、徳丹城の地にある公園 である特性を生かすため、歴史公園としての位置づけを行うことが必要であると考えており、 公園を訪れた方々に対して徳丹城の情報発信並びに文化財保護の啓発を行ってまいりたい と考えております。

公園整備につきましては、これまでの発掘調査成果をまとめた総括報告書の刊行について 文化庁並びに県教育委員会、史跡徳丹城跡調査指導委員会と協議並びにご指導を賜り、刊行 年度を平成30年度とすることで計画の見直しを行ったところであり、第7次総合計画におい て平成31年度を目途に第2次史跡整備基本設計をもとにした実施設計に着手してまいりた いと考えております。

具体的には、地元はもとより町民の憩いの場として歴史的景観と緑化環境に配慮した散策路や植栽、休息場所を設けることにより、町民が親しみを持つことができる公園を整備してまいりたいと考えております。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) 調査の資料の取りまとめが2年間延びて31年までかかるというご答弁でありましたけれども、近くに住んでいる住民とすれば、4年間整備が行われなかったという捉え方もできるわけでありまして、国指定されてから50年近くたつ公園整備が中断されていいのかという気持ちは非常に多く持っているところであります。しかるに担当職員が少なく対応し切れないという点も理解はするわけでありますけれども、地域の懇談会等で徳丹城跡地に水たまりができて、蚊の発生などがある場所の埋め立てをしてほしいとかという、そういう要望についての事業は行うのかどうかお聞きしたいと思います。
- ○議長(廣田光男議員) 山本社会教育課長。
- ○社会教育課長(山本 功君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいまのご指摘の件、これまでもそういった経緯があったというふうに認識しておりまして、その都度ということで大変恐縮ですが、そういう状況が発生した都度対応をさせていただいておりますので、今後ともそういった形で対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) 大きな予算を使った整備でなくても、小さな予算でできる事業、例 えば植栽ができるかどうかはわかりませんですけれども、そういう部分を30年まで行ってい くという考えはないのかどうかお聞きしたいと思います。
- ○議長(廣田光男議員) 山本社会教育課長。
- ○社会教育課長(山本 功君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに31年度をめどにということで実施設計に着手してまいりたいというふうにご答弁をいたしました。ただ、やはり私ども担当といたしましても地元の皆様の気持ちは十分わかっておるつもりでございます。そこで極力可能な限り31年度というものを何とか前倒しをしていけないものかなというふうに考えております。

具体的には、実は徳丹城跡整備活用指導委員会というものがございまして、こちらのほうには地元の代表の方も入って具体的な計画を協議、検討する場でございますが、この会議活用、委員会活用のための予算を新年度要求をさせていただいております。ということでまず

計画づくりに向けて来年度から入っていきたいというふうに考えてございます。その結果、 具体的に、では何年度に実施計画をでかして、いつから工事に入るみたいなところというの は、まだこの場では申し上げかねますが、私どもの担当の気持ちとしては、31年度めどとい うことではありますが、極力早目に対応してまいりたいという気持ちは持ってございます。 以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 以上で5番、齊藤正範議員の質問を終わります。

○議長(廣田光男議員) 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。 大変ご苦労さまでございました。

午後 5時04分 散会

平成28年矢巾町議会定例会3月会議議事日程(第3号)

平成28年3月8日(火)午前10時開議

議事日程(第3号)

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	赤	丸	秀	雄	議員		2番	水	本	淳	_	議員
3番	廣	田	清	実	議員		4番	高	橋	安	子	議員
5番	齊	藤	正	範	議員		6番	村	松	信	_	議員
8番	藤	原	梅	昭	議員		9番	Ш	村	農	夫	議員
10番	Щ	﨑	道	夫	議員	1	1番	髙	橋	七	郎	議員
12番	長名	111	和	男	議員	1	3番	Ш	村	よし	ノ子	議員
14番	小	Ш	文	子	議員	1	5番	藤	原	由	巳	議員
16番	藤	原	義	_	議員	1	7番	米	倉	清	志	議員
18番	廣	田	光	男	議員							

欠席議員(1名)

7番 昆 秀一議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町	長	高	橋	昌	造	君	副 町 長	伊	藤	清	喜	君
総 務	課 長	山	本	良	可	君	企画財政課長	Ш	村	勝	弘	君
税 務	課 長	佐	藤	健		君	生きがい推進	菊	池	由	紀	君
兼会計管理者		任.	除	建		白	課長	利	₹ Lin	Ш	水山	石

農林課長 兼農業委員会 事務局長 髙 住 民 課 長 村 松 康 志 君 橋 和代志 君 道路都市課長 菅 原 弘 範 君 区画整理課長 原 道 明 君 藤 商工観光課長 浅 沼 仁 君 上下水道課長 吉 孝 君 田 教育委員長 教 育 長 松 尾 光 則 君 越 秀 敏 君 学 務 課 長 花 常 君 社会教育課長 君 <u>\f</u> 喜 Щ 本 功 代表監査委員 農業委員会長 吉 田 功 君 髙 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊 池 清 美 君 係 長 藤 原 和 久 君 主 事 渡 部 亜由美 君 _____

午前10時00分 開議

○議長(廣田光男議員) ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、7番、昆秀一議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長(廣田光男議員) 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。 これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(廣田光男議員) 日程第1、昨日に引き続き本日も一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

14番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番(小川文子議員) 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

それでは、第1間の質問を行います。第1間は、病児保育についてでございます。働く女性が安心して働けるように保育環境を整えることは、子育て支援の根幹です。本町では、入所できない待機児童はいない現状でありますが、また休日保育、延長保育もあって、大変助かっている状況ではあります。その中にあって残念なことは、病児保育がないことでございます。子どもが病気になっても仕事を休めない母親にとって精神的には大きな負担です。また、私が相談を受けた方はシングルマザーでございまして、車を保有しておりませんでした。子どもが病気になって保育所に預けられない状況になって、慌ててホームページでいろいろ調べた結果、町内には病児保育がないということがわかって、盛岡市には幸い4カ所あるということがわかって、一番近場の川久保病院の小児科に併設している病児保育に預けることができたというお話でした。そしてその病児保育では、朝一番に小児科の先生が見てくださって、夜6時まで預かることができて、一日2,000円の料金がかかったということでございました。料金そのものは安かったのだけれども、送り迎えのための

タクシー代が大変な大きな負担になったということをお話をなさっていました。このような状況を聞くにつけて働くお母さんにとって病児を抱えるということは大変な苦労であるということを私も再認識をしたところでございます。以上のことから伺っていきます。

- 1番、病児保育の考え方を伺います。
- 2番、車を持たない方へタクシー券の支援はできないかについて伺います。
- 3番、こずかた保育園に町内園児のための病児保育ができないか伺います。
- 4番、町内小児科医との連携はどのようになっているのか、その状況についてお伺いを いたします。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

- ○町長(高橋昌造君) 14番、小川文子議員の病児保育についてのご質問にお答えを申し上げます。
 - 1点目の病児保育の考え方についてですが、現在は本町の児童において保護者が他に頼れる身内がいないような場合には、盛岡市の施設を利用している例もありますが、今後の核家族化、就労形態の多様化により児童と、その家族の環境が変化していることから、本町においても取り組む必要性があると考えております。
 - 2点目の車を持たない方へのタクシー券の支援はできないかについてですが、1点目で お答え申し上げたとおり、病児保育の必要性があると考えておるところでございまして、 来年度から就学時前児童を対象とした病児保育等に関するアンケート調査を行い、その内 容を精査してタクシー券の必要性についても検討してまいります。
 - 3点目のこずかた保育園に町内園児のための病児保育ができないかについてですが、こずかた保育園は、医療福祉複合施設に創設されており、病児保育事業の実施要件としては適していると思いますので、今後病児保育事業を委託できないか交渉してまいりたいと考えております。
 - 4点目の町内小児科医との連携の状況についてですが、各保育園では、内科、歯科検診のためにそれぞれ医師と委託契約を行っておりますが、小児科医につきましては、家庭ごとに都合のよい小児科医を受診しているのが現状であります。したがって、各保育園と町内小児科医とは今のところは、特に連携しておらない状況ではありますが、今後各保育園に対し、ご指導、ご助言をいただける関係を構築してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 小川文子議員。
- ○14番(小川文子議員) こずかた保育園が開所した当時は、小児科医の先生もいらっしゃってこずかた保育園に入所している園児に限りでございましたけれども、病児保育ができるということで大きな期待がございました。その後小児科の先生が不在となり、病児保育がまずできなくなって今に至っているわけでございます。また、町内の方からは、こずかた保育園に通う保育児だけではなく、町内全体の病児を対象とした病児保育ができないのかという声もその当時からございました。今の現状では、こずかた保育園は体制としては、病児保育の部屋もあり、保育所も運営しておられますので、一番対象としては考えやすいのでございますが、なかなか今小児科医が実際には赴任することが難しい状況の中で一つはこずかた保育園が今後小児科医を呼んでいらっしゃることが近々可能なのかどうかという、その情報についてと。

もう一つは、町内にはみちのく療育園がございます。こちらには小児科医が3人常駐をしていらっしゃいます。もともと重度心身障がい者のための施設でございまして、一般の病気について預かっているわけではないわけでございますけれども、町内にいらっしゃる小児科医としては規模が大きく、また町外、盛岡市に行くよりも町内にあるほうが交通の便も大変よろしいということも考えられますので、このこずかた保育園の今後の動向とみちのく療育園についての考えについてもお伺いをしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えいたします。

こずかた保育園の併設している医療機関でございますけれども、小児科医が今後来るという情報は、今のところ得ていないところでございます。それから、みちのく療育園、確かに3人の小児科医の方がいらっしゃいます。ただ、病児保育をするとなると、隔絶されたスペースが必要になりますので、そういった問題をクリアしていかなければならないという問題が今後生じてきます。できないことはないかもしれませんけれども、向こうの姿勢にもよりますけれども、我々としては訴えかけていきたいなとは思っておりますが、それに対する投資も当然みちのく療育園は必要となると思いますので、そこら辺も踏まえながら協議を重ねてまいりたいなというふうに思ってございます。

以上、お答えとします。

○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。

小川文子議員。

- ○14番(小川文子議員) このように病児保育は喫緊の課題ではございますけれども、ひとっには小児科医がいないという現実、そしてもう一つには、それなりの体制を整えなければならないという経済的なお金がかかるという問題がございます。やはり町として病児保育を早期に立ち上げていくためには、例えばこずかた保育園が小児科医をなかなか見つけることができない場合に、町として助成を出すとか、あるいはみちのく療育園が本当は体の弱い重症児ですので、病気の子を預かると、感染の機会がふえるということがあって、本来であれば、お願いできる場所ではないわけですけれども、それでも受けていただけるという可能性があるのであれば、その施設のための助成を町としてしっかりと考えることが重要かと思いますけれども、この点についてのお考えをお聞かせください。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

ただいま住民課長からもお答えしたとおりでございまして、こずかた保育園は、ケアセンター南昌内にこずかた保育園はご存じのとおり経営は敬愛会と、それからこずかた診療所は、医療法人社団帰厚堂ということで、そういったこともありますし、みちのく療育園は新生会ということで、それぞれ社会福祉法人なり、医療法人との今後また交渉を重ねてまいりたいと思っておりますし、それから今岩手医科大学の前に産婦人科医が今度矢巾町においでになっていただくということで、その隣接に小児科医のお話もあったのですが、今のところなかなか難しい状況にあるということもお聞きしておりますので、私どもとしては産婦人科医とあわせて小児科医の町としてお迎えをできるような体制をとりながら、その中では病児保育のことも考慮してまいりたいというお話もお聞きしておりましたので、ここのところは今後粘り強く交渉して取り組んでまいりたいと。いずれ病児保育については、今の時期であればインフルエンザとか、いろいろあるわけでございますので、やはり今後の先ほど小川文子議員からもお話ございました子育て支援の根幹をなす大事なところでございますので、今後私ども町としてしっかり取り組んでまいるように検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) ただいま町長から答弁申し上げたとおりですが、みちのく療育園の現状を少しお伝えしたいと思います。 3人の小児科医師はおりますが、24時間365日、重度の方を診ているという特殊な事情もありますので、こちらのほうでも町の事

業の中でも健診事業、そして障がい者の方のいろいろな支援等の会議等にも先生方に出ていただくに当たりまして、さまざまな時間の工夫とかしながらお願いしている経緯がありまして、大変小児科医が厳しい状況があるということを理解しております。それでいろんな案内ものにも一般的にみちのく療育園の案内は大々的にはできない事情がありまして、受け入れ、一般の患者さまを受け入れるのに、やっぱり制限しなければならないところもありまして、一つ一つ協議しながら対応している状況がありますことを加えてお伝え申し上げます。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 小川文子議員。
- ○14番(小川文子議員) ことしの4月からは、福祉・子ども課が創設されるわけでございます。町内には病児保育がないということをご存じない方もいらっしゃるし、本当に病気になってから慌ててどうしようというふうに考える方もいらっしゃいます。また、昨今の社会情勢によりまして核家族化、そしてシングルマザーがふえているのも現実でございます。父子家庭の場合もございますけれども、そういう状況の中で子ども課として、その対応をどのように周知といいますか、情報をお伝えしようとしているのかについてお伺いをいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

機構改革によりまして4月から福祉子ども課ということで設置いたすわけでございますけれども、まず機構改革をするに当たってのまず福祉・子ども課の設置の考え方というかなるわけでございますけれども、今まで住民課と生きがい推進課という形で福祉部門、こちらを中心にまず分けた形ではないのですけれども、それぞれの部署で対応してまいりました。そこの部分で小川議員お話のとおり相談事項も、子どもに限ってではないのですけれども、そういうふうな福祉関係含めまして相談事項、まず両方にわたって当然あるわけでございました。医療関係含めまして、保育料含めまして、そこの部分は当然ありました。まず生活困窮の部分、こちらもありました。ここがまず分かれていたという言い方は、ちょっとあれですけれども、一つの動線ではなかったというのをまずうちら町としてまず見まして、ここの部分の対応につきまして一本化、子どもに限った子ども課、福祉当然あるわけでございますけれども、そちらの部分、まず充実なり、いわゆる効率的に住民そういう対象の方に対しての対応について一本の窓口でスムーズに効率化、進めるという観点か

ら今回の部分、機構改革進めるわけでございますので、今後4月1日以降の効果含めまして、まず待ったなしの部分でこの福祉というのはあるわけでございますので、そこら辺については、今言ったように2課合併になるわけでございますけれども、それぞれ協議、打ち合わせ進めながら行っておりますので、ひとつそういう形の中で子どもに特化するわけでございませんけれども、福祉、住民、こちらの部分の対応については進めさせていただきたいなというふうな考えでおります。また、対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) 次に、第2問目の質問を許します。
- ○14番(小川文子議員) それでは、2問目に移らせていただきます。2問目は、水道利用 金及び下水道料金の値上げ案についてでございます。
 - 1月4日に水道料金が6%、下水道料金15%の値上げ案が示されました。料金の値上げは、家庭や企業に大きな影響を及ぼします。その点からいくつか質問をしてまいります。
 - 1番、本町水道の有収率は92%、県下1位でありますが、目標値はどこに設定しているのか。
 - 2番、平成35年には老朽管が52キロメートル、全体の13%となりますが、長寿命化計画は策定されていますか。
 - 3番、老朽管1キロメートルを改修するのに要する費用はいくらでございますか。
 - 4番、鉛管はどのくらい残っているのか。
 - 5番、平成31年には医大病院開院で1日1,000立方メートル、1,000トンの水利用が見込まれておりますけれども、1人当たり250リットル/日、1日250リットルを利用すると一般家庭では言われておりますが、そういうふうに計算いたしますと、その1,000立方メートルは4,000人分となる計算ができますけれども、これをどういうふうに評価するのか伺います。
 - 6番目は、下水管の長寿命化計画野策定に当たり、交付金の割合はどの程度と見積もっているのか。
 - 7番、下水管1キロメートルの改修に要する経費はいくらになるのか。
 - 8番、一般会計からの基準外繰り入れを大きく減額した理由についてお伺いをいたしま

す。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 水道料金及び下水道料金の値上げ案についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の有収率の目標値についてでございますが、厚生労働省が示している基準でありますが、95%を目標として取り組んでおります。

2点目の長寿命化計画は策定されているかについてですが、現在進めておりますアセットマネジメントに基づき策定した水道施設整備計画により、長寿命化の事業を展開しておるところであります。

3点目の老朽管、1キロメートルを改修する経費は幾らかについてですが、気象条件によって異なりますが、舗装された道路に埋設された口径100ミリメートルの場合、約5,000万円程度になります。

4点目の鉛管、この鉛管はどのくらい残っているかについてですが、現在64世帯の給水管に鉛管が残っており、それらについては、早期に更新したいと考えております。

5点目の岩手医大病院開院で1日1,000立方メートルの水利用が見込まれているが、1人当たり1日250リットルとすると、4,000人分となることの評価についてですが、個人での使用であれば、毎月ほぼ一定量を使用する傾向にありますが、事業活動に使用される水量は飲用だけではなく、いわゆる飲み水だけではなく、空調や雑用として使用されるものが多く、諸条件によって大きく変化することから、単純に給水人口に換算できるものではないと考えております。

6点目の下水管の長寿命化計画の策定に当たり、交付金の割合はどの程度見積もっているかについてですが、防災、安全、社会資本整備交付金事業の導入により、平成28年度から事業の実施を予定しております。事業費の内訳といたしましては、下水道管の管路補修工事が921メートル及びマンホールのふたの交換、296枚を計画しており、総事業費は約2億2,000万円であり、そのうち交付金は2分の1の1億1,000万円を見込んでおるところであります。

7点目の下水管1キロメートル当たりの改修に要する経費はいくらかについてですが、 この浸入水の量等により、工法選定により差異は生じますが、長寿命化計画では1キロメートル当たり約1億4,000万円程度となります。

8点目の一般会計からの基準外繰り入れを大きく減額する理由についてでございますが、

一般財源配分、他の行政分野の行政水準バランスの観点から、当初予算の段階では繰り入れが減額となっているものであります。今後も独立採算制の徹底と経営、経済性の追求とコストダウンや料金改定等により努力してまいりますが、基準外繰り入れについては、事業費抑制を図りながら事業の進捗状況に応じ協議を進めてまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。 小川文子議員。
- ○14番(小川文子議員) 何点かありますが、1間ずつお答えをいただきたいと思います。 まず第1間は、全国的にも人口減少、そして税収減ということで水道、下水道のインフラ施設が老朽化していて、将来これが大きな社会問題であろうということで政府も国を挙げて各公共施設のいわゆる老朽化の調査を3年間かけてやったところでございます。 本町もそれに伴って下水管、そして水道管の老朽化及び公共建物の調査を行ったところであるかと思いますが、下水管については、老朽化の計画に基づいて、28年3月にその結果が出るということで、それに基づいて施設改修をまず始めるということでございますが、水道管については、アセットマネジメントというのは、リスクとか、今後維持していくにはどうしたらいいかとか、そういう総合的なマネジメントでございますが、その老朽化に関する国の調査というものは水道管に及んだものでしょうか、このことについてお伺いをいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 吉田上下水道課長。
- ○上下水道課長(吉田 孝君) ただいまのご質問にお答えいたします。

水道管の老朽化につきましては、国のほうでもかなり前からというか、水道管につきましては、今まで開発あるいは施設の整備ということでどんどん進んできて、人口が増加するのに伴いまして拡張、拡張ということでなってきておりますが、国のほうでも人口減少が見えてきた段階で老朽化対策ということに取り組むようになってきております。それに伴いまして、各自治体で老朽化、長寿命計画あるいは施設整備計画というのを策定して、それを水道ビジョンという形にしながら進めるようにという指導が出ております。それに伴いまして矢巾町については、アセットマネジメントに基づきまして長寿命化計画、つまり水道施設整備計画を策定したところでございます。それぞれの策定につきましては、施設の一つ一つの施設につきまして施設設備を精査、検証しながら優先順位をつけながらやっております。この施設については、早急に改修しなければならないもの、これについて

は補修しながらもう少し使っていけるもの、あるいはこれはもう待ったなしと、壊れてしまえばおしまいになるというものにつきましては、もう異常が起こる前に耐用年数で取りかえてしまうというような形で一つ一つについて検証しながら、それをまとめて施設整備計画を策定しております。それに基づきまして水道のほうも老朽管更新ということをしております。矢巾町につきましては、昭和40年代から50年代にかけて拡張事業が非常に進んだわけでございまして、一気に水道管の布設ということで進んでおりまして、この管につきましてこれから耐用年数が過ぎるということで一気に耐用年数を過ぎる管が出てまいりますので、それを一気に修繕というか、更新するわけにもいきませんので、その中でもこれが壊れれば大変だというビニル管を優先しながら更新していく計画を立てております。そういう計画の中で進めておりまして、全部更新するのに1%やれば100年かかるわけでございますけれども、100年もかかると、ちょっと何が起こるかわからないということになりますので、できるだけ70年サイクルでできるような形で計画を立てておりまして、とりあえずこの10年間について危険性のあるビニル管について取り組もうということで計画を立てております。

下水管のほうの国の調査につきましては、今下水管のほうでは、国のほうでは今早く下水道を整備しろということであと10年かけてとにかく下水を完成しなさいというのが国のほうの指導になっておりまして、どこの市町村でも今一生懸命やっているわけでございます。その中でも早くやっているところについては、もう壊れてきたり、不明水が入ってきているところがございますので、そちらにつきましては、長寿命計画を立ててやることによって、その分には補助金というか、行っていますよということでやっておりますので、早い段階で進めて、耐用年数がきそうだというか、壊れているところについては、長寿命計画を立てておりますが、そのほかのところについては、今は下水管を建設していく段階の状態で今頑張っているところが現状でございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。 小川文子議員。
- ○14番 (小川文子議員) 今度の問題も人口減ということが大きな原因となっているわけですが、本町の場合は、幸いにも平成35年の段階で人口が2万4,000人ということで大変緩やかな減少でございます。そしてまた本町では、1人当たりの水道の使用量がふえているために、その水道料金もいわゆる収入が微増している状況にございます。そして平成31年か

らは医大が来て、1日1,000立方メートルを超えるということで計画の中でも平成27年度では1日1万トンの状況が平成35年には1万1,674トンになるというような試算も出ておりますので、人口は減るけれども、給水量は微増から医大が来ると急激に上がって、さらにそれを微増していくというような推計が出ておりますけれども、これについて大変私はほかの市町村にはない有利な点であるとは考えますけれども、これについての考えを伺います。

- ○議長(廣田光男議員) 吉田上下水道課長。
- ○上下水道課長(吉田 孝君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

医大の病院が来たときには1日1,000トンを使うということが水量がふえるということでございますが、確かに水量はふえますが、医大さんに係る分につきましては、あくまでも医大が来ることによりまして施設の整備もかかりますし、医大で1,000トン使うということでよそへの水圧低下等々の影響があるので、それに伴う整備ということもかかります。そのほかに医大さんが来た時点では、人口というか水量はふえますが、その後人口減少あるいは節水ということもございまして、また水量は減っていくほうに向かうと見込んでおります。そのために単純に医大が来て水量がふえるからというふうな形にはなりませんし、それ以上に整備にもお金がかかりますし、医大という岩手県の中枢の施設が来ますので、そちらに対して安定供給できなくなるということは矢巾町にとって非常に不名誉なことになりますので、そういうことのないような形で水道事業を経営をしていかなければならないと考えておりますので、それと伴いまして住民の方々にもそういう断水とか、赤水とかないような形で進めていきたいと思っておりますので、と考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問。
 - 小川文子議員。
- ○14番(小川文子議員) 矢巾町の水道事業は、大変優秀であると私は思います。全国では、いわゆる無効水が20%、30%あります。県内でも、岩手県でも大体20%台のところが平均でございますが、本町は無効水が8%で有収率がしたがって92%、県下1位、そして全国のトップレベルの段階にあります。これは大変優秀な成績であるということで水道事業に携わっている皆さんの努力のたまものだと、それは大変感謝を申し上げるところでございます。
 - 一方で医大が来るという好条件がございます。確かに施設整備は行っていかなければな

りませんが、施設整備にかかわる経費は、いわゆるもうけから出すわけではなく、新たな借金をして起債を図っていく、新たな利潤を生み出すためのものでございますので、水道法でそういうふうに決まっているとお伺いをしておりますが、直接ですから、医大の設備をすることが住民の値上げの原因にはならないということで理解をしておるところでございます。

こういう中で大変矢巾町は優秀であると、そしてほかではもう漏水がどんどん起きているのに、確かに矢巾町でも漏水がないわけではないけれども、非常に優秀な状況であると。そして好条件もあるということで私は評価をしておりまして、むしろ町外に対してこれだけ優秀な矢巾町の水道なので、ぜひ矢巾に来てほしいと。企業に対しても今の料金は決して、盛岡市あるいは雫石町とかに比べると確かに高いですけれども、県平均からいくと上下水道は中くらいのところにあるわけでございますので、決して高いわけではなく、ぜひ矢巾に来てほしいというふうに胸を張って言える状況にあるのではないかと思うので、今の段階で水道料金あるいは下水道料金を値上げすることが非常に人を呼び込むあるいは企業を呼び込む上でむしろマイナスになるのではないかということを考えるわけでございます。この点についてお伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

小川文子議員も存じのとおり水道の場合は、安全、安心、そして安定して供給することが求められるわけでございます。今東日本大震災から5年たとうとしておるのですが、その際にも矢巾町の水道施設は、おかげさまでまず順調に稼働することができたと。やはりこれも常日ごろのそういった対策を講じてきた、そして強靱化とか、それから耐震化、こういったことに取り組んできた結果だと思っておるところでございまして、やはり今後私どもとすれば、先送りをすることではなく、長寿命化計画の中で老朽管を一つ一つ更新して、先ほど申し上げた、やはり安全な水、そして安心な水、安定した供給ができる体制整備をぜひさせていただきたいということで、私どもとすれば、小川文子議員と全く同じでございまして、使用料を上げるというのは断腸の思いでございまして、だからこれからも議員各位はもちろん町民の皆さん方にもしっかり私どもも説明責任を果たしながらご理解をいただきながら取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。

小川文子議員。

- ○14番(小川文子議員) 私も全く同感でございます。壊れてから直すのではなく、想定しながら直していくと、それは大変理想でありますし、今の矢巾町にはそれができるだけの体力があるというふうには思います。しかし、一方、今自治体が選ばれる時代になっています。今回は水道料金、下水道料金の値上げとともに受益者負担金がやはり大きく、水道管を布設するときのためのお金ですけれども、20立方メートルが5万円のところが10万円になり、25立方が10万が25万になり、それから30平米が、16万が39万になるということで、この受益者負担は新しく家を建てる人が一度に払うお金でございますが、これが大変大きくなっております。私、事業等組合の議員をしていたころに、福島県の今は災害を受けておりましたが、三春町に視察に行ったところ、三春町ではこの受益者負担金が周辺に比べて大変高かったということで建設業者が三春町への建築を勧めなかったと、周辺のへりにいっぱい家をつくったという情報を得ました。今の状況でやりますと、中小企業あるいは20リットルは普通一般家庭でございますけれども、が、町内に来づらい、いわゆる都南あたりでとまっていくということになりかねないのではないかと考えるわけでございます。これについての意見をお伺いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 吉田上下水道課長。
- ○上下水道課長(吉田 孝君) ただいまのご質問にお答えいたします。

受益者負担金につきましての改定のことでございますが、受益者負担金につきましては、取り出ししている管の口径によりまして負担金の額を決めているわけでございまして、今までにつきましては、管の口径が、口径によって水の流れる量、流量比というのがございまして、流量比に関係なく13がこのくらいだから20はこのくらいにしていこうというような考え方での負担金の額にしておりましたが、他の市町村もそうでございますけれども、理論流量比というのがございまして、13ミリを1とした場合に、20ミリでは3.1倍の水が流れますよと、25ミリでは5.6倍の水が流れますよという流量比がございまして、その流量比に沿っていただけるものではないかと、負担金で負担をしていただくと、水をそのくらい使えるという利点がございますので、そういう流量比でいただく、負担をしていただくというか、賦課するものであるというようなことになっておりまして、そちらのほうで今度改めてそういう流量比でやるということにしておりまして、ただ一気に単純にそれをやるとものすごい額になるので、そこは若干その指数につきましては、勘案するところもございますが、そういう考え方で13ミリが今5万円になっておりますので、そこから換算して

出した数値でございまして、他の市町村というか、盛岡市、紫波町と比べましても、若干高くなる、盛岡市につきましては20ミリについては、矢巾町よりも高くなっておりますので、その辺については考慮しながら他と合わせるような形で設定したところでございます。 以上、お答えいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 課長、論点が合っていない。聞いていることはそうではないのです。へりにとどまるのではないかと聞いているから、そこを。人が。
- ○上下水道課長(吉田 孝君) 人口がこちらのほうにこれでなかなか来づらいのではないかというお話でございますが、この点につきましては、そのとき1回限りのことでもございますし、こういう理論というのがございますということでご説明しながら理解していただきながらそのほかのサービスの点でも矢巾町にはこういうことがございますということをお話しながら今度の住宅を建てる方あるいは会社等が来た場合には、そういう話をしながら理解していただけるように説明しながらやっていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。 小川文子議員。
- ○14番(小川文子議員) 最後になりますけれども、平川食品の下水の問題が一応最終決着を得たということで全員協議会で説明がございましたけれども、今回町民の方の中からは、平川食品の負のつけが町民にくるのではないかというような危惧もございますことから、今回のこの議会の中で平川食品の状況がどういうふうに決着したのかについてまずお知らせをお願いしたいと思います。
- ○議長(廣田光男議員) 吉田上下水道課長。
- ○上下水道課長(吉田 孝君) それでは、ただいまの平川食品に関する処理をどうしたか ということにつきましてご説明をいたします。2月15日に議会のほうの全員協議会のとこ ろでご説明をしておりますが、それをもう一度ご説明したいと思います。

結論的に言いますと、平成27年4月1日に破産管財人のほうから破産事件に係る配当が 実施されまして、27年7月31日に盛岡地方裁判所から担保不動産競売事件に係る配当が実 施されました。それに基づきまして矢巾町に対しましては、財団債権といたしまして350万 4,354円のみの配当がありました。この配当をもって終結ということになっておりますので、 そのことにつきまして報告をしております。

それで債権の内容につきましてですが、総額で債権の総額が3億2,869万597円ございま

して、こちらのほうから返済済みというか、収納した金額が6,525万3,654円ということになっておりまして、未収金が残りの2億6,343万6,943円ということになっておりますが、これにつきまして不納欠損処理をするということにしております。住民に対してのしわ寄せがあるかどうかにつきましてでございますが、こちらのほうにつきましては、現在そのようなしわ寄せというのは、若干感覚的にあるとは思いますが、ほとんどが過料というか、そういうものになっておりまして、それほどの負担は、しわ寄せ等、気持ち的なものはあると思いますが、平川食品自体が無財産で倒産もしているということでございますので、何とか理解をしていただきたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 小川文子議員。
- ○14番(小川文子議員) 2億6,000万円が過料であるということですが、もう半分は過料であるけれども、半分は下水道料金の未納であると理解しておりますが、その点についての考えを伺います。
- ○議長(廣田光男議員) 吉田上下水道課長。
- ○上下水道課長(吉田 孝君) 確かに下水道料金の未納ということではございますが、その点につきましては、確かにうちらのほうの体制としても発見できなかったということもございまして、大変申しわけないことだと感じておりますが、これにつきましては、何とも収納することが不可能な状況になっておりますので、ご理解していただくしかないなと考えております。大変、これからはこういうことのないように、そういう地下水等を使っている事業所につきましても管理監督をしていきたいなと思っていますので、どうぞご理解のほうをよろしくお願いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) 先ほどの人口対策等、そういった関係で町長、所見ございません か。高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

ただいま小川文子議員からいろいろ上下水道の使用料または平川食品の問題も含めているいろあったわけでございますが、いずれこの水道、下水道の施設の老朽化もそうなのですが、こういったことを含めて、いずれ私ども今後とも経営の健全性、それから効率性を

図りながらやはり実際利用されている皆様方にご負担をかけることのないようなしっかり した取り組みをしていきたいと。

今特にもワークショップで私ども水道では、特にフューチャーデザインといって、将来世代の方々にやはり余り負担をかけることのないような取り組みが、これがまずいわゆる全国的に非常に珍しい取り組みだということで評価をいただいておるところでございますが、いずれ現役世代も将来世代も、いずれそういったことをきちっとお互いに認識し合いながらこれからのあり方ということについて取り組んでまいりたいし、またこれまでの取り組み、それから今後の取り組み、ご指摘いただいたことをしっかり取り組んで意を体してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

ここで議事進行上、時間配分がございますので、休憩に入らせていただきたいと思います。 再開を11時とします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、10番、山﨑道夫議員。

第1問目の質問を許します。

(10番 山﨑道夫議員 登壇)

○10番(山﨑道夫議員) 議席番号10番、一心会、山﨑道夫でございます。 2 点について質問をし、それぞれ教育委員長、町長のご所見をお伺いいたします。

まず第1問目でございますが、いじめ防止に向けた取り組みについてお聞きをいたします。2011年に大津市の中学2年生がいじめを苦にして自殺をした事件以降、全国的に悲惨な事件がたびたび繰り返されてきましたが、本県でも一昨年滝沢市で、そして昨年7月には本町で同様の事件が起き、全町民に大変なショックをもたらしました。

いじめを根絶し、大切な子どもたちの命を守りたいとの思いから2013年2月にいじめ防止基本条例を制定した滋賀県の大津市にことしの1月、会派合同による視察研修を行ってまいりました。研修を通して多くのことを学んできましたが、いじめを克服し、根絶するには、町、教育委員会、学校、保護者、児童・生徒、地域社会、町民、事業者、教員以外の専門スタッフ等が連携して、迅速かつ適切に対応する体制づくりを行うことが求められ

ていると強く感じてきました。そうした観点から以下についてご所見をお伺いをいたします。

1点目でございます。第三者委員会の報告書の中の提言や問題点などの指摘等について 公表すべきと思いますが、その考えについてお伺いをいたします。

2点目でございます。いじめ防止基本条例制定は、専門的知見からのアドバイスや支援 が必要と思いますが、そうした考えはあるのか。また、条例制定に向けたスケジュールを 示されたいと思います。

3点目でございます。4月から教育相談員2名を配置する予定としておりますが、教育機関以外に矢巾の子どもを守る委員会を常設の第三者機関として設置し、多方面から見守る体制をとるべきと思いますが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

4点目でございます。大津市は、各小中学校に担任を持たないいじめ担当教員を配置し、 校内外の見回りや情報収集などに取り組む体制をとっておりました。また、その先生をカ バーする講師を市独自で55校に配置し、経費は約2億円とのことでございましたが、この 点について本町も見習うべきではないかという考えで質問いたしましたので、この点のご 所見もお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長(廣田光男議員) 松尾教育委員長。

(教育委員長 松尾光則君 登壇)

○教育委員長(松尾光則君) 10番、山﨑道夫議員のいじめ防止に向けた取り組みについて のご質問にお答えいたします。

1点目の第三者委員会の報告書の中の提言や問題点などの指摘について公表すべきと思うが、その考え方についてですが、今後第三者調査委員会から提出を受ける最終的な調査報告書につきましては、公表することとしておりますので、第三者調査委員会にお願いをしております。学校や教育委員会の事後の対応の検証やいじめ防止に関する提言につきましても公表してまいります。

なお、個人のプライバシーに関する部分につきましては、除外することになります。

2点目のいじめ防止条例制定は、専門的知見からのアドバイスや支援が必要と思うが、 そうした考えはあるのかについてですが、第三者調査委員会の委員構成が法律の専門家で ある弁護士と児童・生徒等の専門精神科医や岩手医科大学の精神科医、学識経験者として 大学の専門分野の委員、そして調査補助員として弁護士3名で委員会が構成されておりま すので、このような各専門分野で構成されている第三者調査委員会から調査報告書提出時期に合わせて町いじめ防止条例制定案の内容に係るご提言、ご指導をいただき、制定してまいりたいと存じます。

また、条例制定に向けたスケジュールについては、第三者調査委員会の調査が現在進行中であり、最終的な調査報告書がまとまる時期が未定となっておりますことから、第三者調査委員会の推移を見守りながら条例制定に向けて取り組んでまいります。

3点目の教育機関以外に矢巾の子どもを守る委員会を常設後、第三者機関として設置すべきと思うがどうかについてですが、現在本町においては、矢巾町いじめ問題対策連絡協議会が設置されており、町内小中学校、子育て支援センター、町PTA連合会、人権擁護委員、民生児童委員協議会、紫波警察署、町青少年健全育成町民会議、そして県スクールカウンセラーなどにより協議会が構成され、いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関することや学校等の取り組みについての協議、情報交換等に関することなど協議いただいているところであり、教育機関以外の団体からも幅広くご意見をいただいているところであります。したがいまして、今後は町いじめ問題対策連絡協議会の構成団体と連携を密に図り、幅広い立場で見守り体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

4点目の大津市は、各小学校に担任を持たないいじめ担当教員を配置し、校内外の見守りや情報収集などに取り組む体制をつくっていることについてですが、本町への導入については、町内小中学校6校にいじめ担当教員を町費で配置することは、非常に難しいと考えております。このため平成28年度から新たにいじめ問題相談員2名を配置し、町内各小中学校におけるいじめの個別相談や初期対応、保護者からの相談、教師からの相談や助言など、町教育委員会との双方向のつながりを保持し、速やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 山﨑道夫議員。
- ○10番(山﨑道夫議員) 何点か再質問がございますが、1つずつ質問をしていきたいと思います。

まず1点目でございますが、第三者委員会の提言と問題点の指摘などの調査報告書の公表について、これについては調査報告書が提出された段階で個人のプライバシー以外は全て公表するということでご答弁をいただきましたが、この問題点というのは、恐らくかな

りの中身で調査報告書の中に出されるのではないかというふうに思うわけですが、特に教育委員会の提言とか、学校への提言、それから教員への提言、危機対応、将来の提言、こういったことが恐らく出されてくるだろうというふうに思います。それから、問題点の指摘については、学校のいじめの問題点、さらには学校の対応、あるいは教育委員会の事後の対応等、いろいろな観点から指摘がされると思いますが、これは確認でございますが、そういったことについて、全て公表するという捉え方でよろしいのでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 立花学務課長。
- ○学務課長(立花常喜君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

第三者調査委員会のほうには、今ご指摘のありましたような内容につきましてもご検討いただいて提言をしていただくということにしております。したがいまして、そういった内容につきましても調査報告書の中に記載されてくるということになりますので、その内容については、公表する考えであります。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 山﨑道夫議員。
- ○10番(山﨑道夫議員) 今の分については理解をいたしました。

それから、2点目でございますが、いじめ防止条例の制定についてでありますが、いじめ防止の取り組みは、町当局、そして議会、教育委員会、学校、保護者、地域社会あるいはさまざまな事業をやっている関連業者といいますか、学校に関連する業者も含めて関係機関が連携をして子どもとともに取り組んでいくことが求められていると思います。

したがって、条例制定に当たっては、単に施策の基本方針を掲げただけの理念条例ではなく、いじめ防止という政策課題に対して一つには当事者である子どもを含めた全ての関係者の責務や役割を行動規範として規定することが大切だと思います。

つまり理念型の条例では、実効性が乏しいと思われることから、町の責務、学校の責務、 家庭の責務、いわゆる保護者の責務を明記をし、あわせて子どもの役割も明記すべきと思 います。

つまり子どもを含めた全町民に対してわかりやすく、しかも愛情ある条例の制定が必要だと思いますが、2月22日に概要説明を受けた本町のいじめ防止条例制定案には、その点をかなり踏まえたものが説明をされましたが、その分については、きちっと私が今言った部分を踏まえて条例を制定するものというふうに理解はしておりますけれども、その点に

ついてのご所見を教育長からお願いをしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員からご指摘のとおり全ての方々についてのどういう役割を担っていくべきかということについては、この条例で規定する必要があると私は思っております。ただし、形といたしまして、公的な機関あるいはいじめ等に直接かかわっている教職員とか、そういう個人になりますけれども、そういう学校、教育委員会、教職員の責務と申しますか、役割をもう少しきちんと規定した責務という形になろうかと思いますが、保護者あるいは地元の地域の方々とか、あるいは全て見ましょうということで町にあるいろいろな商店の方々とか、そういうような方々の見守りというようなことを考えますと、それは責務というよりも、このような役割を担っていただきたいというような、そういう書き方になろうとは思いますが、考え方としては、全ての町民が児童・生徒のいじめをなくするために見守りあるいはいろんな声かけをしていきましょうという意味からの役割、責務を規定したいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問はありますね。 山崎道夫議員。
- ○10番(山﨑道夫議員) ぜひそういう観点から責務、そして役割についてしっかりと条例 の中に明記をしていただきたいというふうに思います。そして実効性のある条例をぜひつくっていただきまして、それをしっかりと全町民がこの条例に従っていじめのないまちづくりをともどもにやる体制をとっていただくようにお願いをしたいというふうに思います。それでは、次の質問に入らせていただきますが、大津市に行って、大津市の取り組みの細やかなといいますか、非常に子どもはもちろんでございますが、保護者、そして地域の皆さんの役割、学校関係者、教員も含めての学校関係者、そして教育委員会、そして大津市の場合は市でございましたが、本町は町になるのですが、その全体がいじめを許さない風土と文化をつくるために一生懸命になって市を挙げて取り組んでいるということがひしひしと伝わってくる研修でございました。

若干ご紹介をいたしますと、まず1つには、いじめ防止対策月間というのを制定をしているわけでございますが、いじめ防止啓発月間ということでございましたが、それは6月と10月でございました。小学校が37校ありましたし、中学校が18ありました。大変大きな

市でございますので、合わせて55校、小中学校の児童・生徒が3万人いる大変大きな市でございますが、6月には道徳教育、子どもたちが詩をつくる、あるいは各種子どもたちが集会で事例発表をする。それから、昼休みには、ミニ映像を放映する。それから、自分の思いなどを葉っぱに形どった紙に書いて、それぞれの学校が工夫を凝らして子どもたちの目に常に目につくように掲示するなどの取り組みをしていました。それから、10月には子どもフォーラムで学校ごとの発表、司会も子どもたちがやっておりましたし、それからスマホを使わない日を決めるなど、さまざまな行動宣言を行っているということが紹介をされました。来年からはでございますが、いわゆる今年度、新年度からは、それぞれの地域の人にも参加してもらい、ゲストティーチャー、これはスポーツ選手などのアスリートや、それから地域や地方や中央で活躍をしている地元出身のミュージシャンなどを呼んで、経験談や意見交換をやるというふうなこともことしの計画の中には入っていると。

それから、同じく10月でございますが、悩みや思いを、あるいは考えていることなどを 手紙にして出す取り組みを行っていると。それは、料金は別納で無料で大津っ子手紙相談 という取り組みでございました。26年度は、延べ745回の手紙による相談対応があったそう でございます。

それから、学期ごとに1回手づくり連絡帳で専門医に相談できる取り組みも行っておりました。

さらには、いじめ相談カードの、あるいは教育相談カードというのをつくって、それぞれ子どもたちに配布をしておりました。1学期目の配布物が多いということで5月の連休明けに配布しているそうですが、カードを細長くして筆箱に常に入られるように、入れておけるようにしていると。それでいつでもいろんなことがあったら書き込めるようにしているという取り組みがされておりましたし、このカードについては、定規としても使えるような、非常に工夫したものであるというふうなことでご紹介がありました。それでいじめ相談教育カードを配布したことによって子どもからの相談が倍増したそうでございます。子どもか233回、これは平成26年だそうですが、それから保護者が298回、先生、行政担当の方からは204回、市民からは10回、そのたびに弁護士、臨床心理士、ソーシャルワーカーなどで組織している第三者機関で対応しているということが紹介されました。

いずれワークショップなどもかなりやられておりまして、子どもたちが本当に真剣に自 分たちのいわゆる仲間といいますか、同じ年代の子どもによっていじめが起きて、その結 果、ああいう悲惨なことが起きたということで非常に反省をして、今後の取り組みをしっ かりやって、やっぱり安心して勉学に励める、そういう体制をつくろうというのが学校は もちろんですけれども、地域、あるいは市もでしたけれども、本当に事細やかに取り組ま れているということが紹介されましたので、やっぱりさっき私が言いましたが、いじめを 許さない風土と文化づくりをいかにやるかということが非常に大切だろうというふうに思 います。

そこでお伺いしますが、常設の第三者機関で臨床心理士、これは元大学教授だそうでございますが、それから学識経験者、教育学、心理学を担当した方なそうですが、それから弁護士からなる5人で組織して、これは任期2年ということでしたが、きのうも齊藤議員から若干紹介ありましたが、毎週1回いじめから守る委員会を開催をして、そして市長部局に設置をしているいじめ対策室に寄せられたいじめ相談等について相談調査専門委員と協議をして、そして検討を行いながら調査や審査、関係者間の調整、調査結果を市長への報告などを行うと、それが任務だそうですが、それが平成26年度の活動実績が先ほど言った第三者機関で設置されている見守り委員会が46回開催をされ、それから学校等の訪問活動が7回、関係者との意見交換が18回、大変大きな取り組みをしているということでございました。そこまでやらなければ、やっぱり大きな市でございますので、取り組みがしっかりと隅々まで行き届かないということもあるだろうというふうに思いますが、こうした取り組みが日常的にもう市を挙げてやられていると。

この辺を考えれば、私はやっぱりいじめ相談員が2名配置されるということで、これは 非常に大きく評価をするわけでございますが、常にすぐ対応できる、学校の先生はもちろ んそういう体制をとってもらうのは当然でございますが、やっぱり第三者委員会がしっか りとそういう状況を外から見ていくと、点検をしていくという、そういう体制もやっぱり 必要ではないかというふうに思っているわけです。

大津市の場合は2億円もかけてそういう体制を組んでいるのですが、これはまた今の話とは別で、2億円の予算を組んでいるのは、学校にいわゆる担任を持たない先生を置いて、その人のかわりに、これは市の単費でやっているようですが、2億円を使って55人の講師を配置をして、そしてその先生方のいわゆる補助といいますか、それをしっかりやっているというふうなことが取り組みとして聞いてまいりました。

私は、したがって、きのうたしか教育長が県の教育委員会と相談をして、2名だったか、 後で答弁いただければいいのですが、いわゆる講師の派遣をしているというふうな答弁が あったと思いますが、どこの学校に配置をし、どういうふうな中身でその先生方がいわゆ る担当されているのか。そして、任期は何年なのか。それから、それはもちろん県費だと思いますけれども、今後の見通し、ずっと続けていくのか、そういった点についてもお聞きをしたいと思います。さっき言ったいわゆる第三者機関の設置と、それからさまざまな細かい取り組みに対するご所見、それから今の講師の配置についての3つについてご答弁をお願いしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず第1点目に、議員からご紹介いただきました大津市のさまざまな取り組みにつきまして、大変このようにきめ細かに、そして丁寧に対応されているということについて勉強させられる点が多いかなというふうに思います。特にも教員だけでは困るという意見もあるのですけれども、教員も大変、その勤務の半分以上は授業ということになっているわけで、第一の教師の仕事は、私は授業であるというふうに考えていますので、周辺のいろいろな生徒指導も、こういう事案が起きれば、非常に大切なわけですけれども、そういう中で専門家を配置するということは、非常に必要なことではないかなというふうに、それも勉強させられたところでございます。

大津市のようにすべてを網羅することはできないかもしれませんけれども、今ご紹介いただきましたこと、メモしましたので、なるほどなと。それから、そんなにお金をかけないでできるところもたくさんありますので、我々の意識の問題もありますので、そういうのは大いに参考にさせて、これから取り組ませていただきたいですし、第三者調査委員会ですべて情報公開いたしますが、公開した後に教育委員会として、学校としてどう取り組んで、それを受けてどう取り組むかというのが大きな問題になろうかと思いますので、それまでもいろいろ取り組むわけですが、第三者調査委員会のご指摘を受けても、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の第三者の見守り機関の設置ということについてでございますが、矢巾町におけるいじめ問題対策委員会のような第三者機関を常設したのは、県内では、岩手県教育委員会、北上市教育委員会の2つがございます。一番最初私も申し上げましたが、専門家の目ということは、私は必要であるというふうに考えております。そこで常設ということが本当にできるかどうかという問題あるわけですけれども、それにかわる方策として、私どももいじめ等起きた場合の初期対応として週に1度はカウンセラーが大きな学校には行っておりますので、そのカウンセラーが来たときに、いじめの問題の委員会を開く

ように指導しているところでございます。専門家の目が入るということで教職員ではなかなか気づかない点もあろうかというふうに思いますので、そういうことで対応させていただきたいなというふうに考えております。

さまざまな機関をつくって専門家が入ることは大変必要だし、教職員の目だけではいけないということわかるのですけれども、最終的に学校が変わらなければ、周りでいくら指摘しても、学校が動かない、あるいは教育委員会が動かない、これを端的に言った言葉が実効性がないということだと思いますので、教育委員会、学校がきちんと動けるようにしてまいりたいというのが基本だと思いますので、そこをきちんとやってまいりたいというふうに考えております。

3点目の担任を持たないということですけれども、これはきのうお話し申し上げたとおり、事案が起きた当該中学校におきまして、11月1日からことしの3月末まで配置をいただきまして、その間1人の教職員を授業から外して当事案に関係した関係生徒あるいはご家庭との連絡に専念していただく、あるいは指導等について専念していただくという意味で県教委とお話し合いをして要請しながら配置いただいたものであります。

学校には、大規模校でありますと、担任を持たない教職員というのが配置されておりまして、その中にはさまざまな生徒指導関係の問題を担当いたします生徒指導主事というのがおりますので、この担任を持たない、この先生を中心にして、いじめあるいは不登校等を含めた生徒指導について中心になって取り組んでいただいているというのが現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。

山﨑道夫議員。

○10番(山崎道夫議員) 町内における各小中学校、小学校 4 校、中学校 2 校なわけですが、 あのいじめ以降、いろいろな取り組みをされてきただろうというふうに思いますが、新聞 報道でも何点か報道されておりますけれども、特に昨年の12月 4 日の報道では、矢巾北中 学校で生徒さんたちが自主的に集会を開催をし、いじめを絶対なくするための取り組みを しようと。そのための合い言葉をつくろうということで全校生徒に呼びかけて、各学年、 各学級ごとにさまざまアンケートなどをとってその検討をして、そしていじめのない、あ るいはいじめを出さない学校づくりのために合い言葉がつくられたと。そのこと、その中 身は、「ありがとうで広がる笑顔と思いやり」という言葉といいますか、合い言葉でござ いました。人間関係を大事にして思いやりを育むことでいじめのない学校につなげたいというのがその思いのもとにあるわけですが、これに対して校長先生は、合い言葉をつくって終わりではなく、それに込められた思いを持ち続け、生徒一人一人が行動に移してほしいと期待しており、考えて行動できる子どもたちになると信じているというふうに述べられております。

それから、ことしの2月15日には、煙山小学校において、いじめをなくするために親、教師ができることをテーマにした子育てワークショップが開かれたということが報道されました。さらにその後、2月25日の報道で煙山小学校の児童会が取り組んだいじめゼロ運動で友だちのいいところや親切を受けたことをカードにつづる取り組みを進めていると。そうした取り組みに対して小さな親切運動県本部から小さな親切運動実行賞が贈られたということも報道されました。

こうした取り組みの積み重ねがいじめをなくする、いわゆる文化や風土づくりにつながるだろうというふうに思いますが、今後小中学生を交えていじめ防止のためのワークショップの開催などの取り組みを進めて、いじめられたとき誰かに相談する子どもをふやす、さらにはいじめを見たときに行動する子どもをふやす、このことを目指して、いわゆる煙山小学校あるいは北中の取り組みを参考にして今後いろいろな工夫したそういった取り組みを町としても、あるいは教育委員会としても考えるべきというふうに思いますが、その点についてのご所見をお伺いをいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年のあのような重大事案が起きて、今考えていることは、まず町内の小中学校が普通の学校生活を送れること、それが1点目。それから、昨年起きたことは決して忘れてはならない。これが2点目でございます。相反するようでありますけれども、このことをきちんと各学校あるいは教育委員会で踏まえて、さまざまな取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

例えば矢巾北中で議員さんからご紹介がありましたことは、決して忘れないけれども、 ふだんの合い言葉4つに5つ目を加えるということは、非常に前向きな学校生活を送る上 で大切なことだなというふうに思っております。

また、煙山小学校の事例もご紹介いただきましたが、小学校においては、他の児童のよ さを認めるという活動は、ほかでも行われていることでございまして、そういうことは、 やはりお互いの違いを認め、よさを認めることにつながりますので、いじめについては、大変効果のあることではないかなというふうに思われます。さまざまな取り組みがあるわけですけれども、例えば矢巾北中学校さんでは、精神科医を招いて教員が研修を受けましたけれども、さらに学年ごとに研修を受けようということになっておりますが、もう少し時間を置いてからのほうがいいのではないかということで、ちょっと今時間を置いて、来年度当初に行う予定になっておりますけれども、それぞれの学校でそれぞれの実態を踏まえまして、さらにいじめ等をなくする、あるいは相手を思いやる、相手の立場に立ってものを考える、そういうふうな教育ができるよう、普通の教育課程のほかに外部から講師を招いたり、あるいは児童・生徒同士で話し合う。そういうような研修というか、そういう話し合いの場をこれからも多く持ってまいりたいというふうに考えております。

また、校長会議等でもそういう点について今後話し合いを深めてまいりたいというふう に考えております。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) それでは次に、第2問目の質問を許します。
- ○10番(山﨑道夫議員) それでは、第2問の質問をさせていただきます。幸福度向上への 各種取り組みについてお伺いをいたします。

地域の豊かさを図る幸福度指標に取り組む自治体がふえてきておりますが、本県の達増 知事も導入を表明しております。取り組みを進めている自治体に共通するのは、幸せはお 金だけでははかれないといった尺度であり、経済的な指標だけでは把握できない生活の質 や環境保全、伝統文化など、都会にないローカルな幸せがその尺度になっていると思われ ます。いよいよ2016年度は、第7次総合計画がスタートするわけでありますが、上記を踏 まえて以下見解をお伺いをいたします。

1点目でございます。町政運営において町民の幸福度向上を掲げ、意識調査を行い、それを参考にして第7次総の実行計画策定に生かしていくべきと思いますが、その見解をお伺いいたします。

2点目でございます。幸福度の尺度の一つに将来に不安がない、または経済的な安定などが挙げられておりますが、働く場の確保が重要な施策の一つとなっていると考えます。 昨年12月に本町と都内企業が協定を結び、健康をテーマにしたまちづくりや産業進出を進 めるための人脈や人員の面で支援すると約束したと報道されましたが、ウエルネスタウン 構想の実現やヘルスアケアビジネス創出の見通しを示されたいと思います。

3点目でございます。町長の施政方針にある町内での定住希望者に住宅取得の利子補給制度を整え、移住と定住化の促進につなげるとの施策は評価いたしますが、若い人たちが矢巾に住宅を建てて定住を決断するには、ちょっとインパクトの弱い支援と言わざるを得ないと思っております。

この際、消費税プラスアルファぐらいの思い切った住宅建設支援金制度創設を検討して はどうでしょうか。

以上、ご所見をお伺いをいたしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 幸福度向上への各種取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目の町政運営において、町民の幸福度向上を掲げ、意識調査を行い、それを参考にして第7次矢巾町総合計画の実施計画策定に生かしていくべきと思うが、その見解についてですが、第7次矢巾町総合計画の策定に当たりましては、各種まちづくりの施策に対する住民の評価や意向を的確に把握するための有効な手段として住民アンケート調査を実施し、その中で満足度での評価をあわせて実施したところであります。全体の計画期間は、これまでの10年から8年に、前期基本計画及び後期基本計画の期間をそれぞれ5年から4年に期間を短縮して実施することとしており、前期基本計画の策定に当たりましては、住民アンケート調査の結果と総合開発委員会での検討結果とあわせ、議員各位からのご提言も踏まえ策定したところであり、これらの内容を踏まえ、前期実施計画野策定を進めているところでありますが、今後内容につきましては、機会を捉えお示ししたいと考えているところであります。ご指摘の意識調査における幸福度指標につきましては、後期基本計画策定前に予定しております住民アンケート調査におき、検討してまいりたいと考えております。

2点目のウエルネスタウン構想の実現やヘルスケアビジネスの創出の見通しについてですが、町では昨年12月9日にパシフィックコンサルタント株式会社と健康をテーマとしたまちづくりを官民連携で推進し、特色ある地方創生を目指すこととして、健康に資するまちづくり支援協定を締結いたしました。この協定により健康増進に関する事業計画や町の総合戦略に基づく地方創生プログラムについて助言を受けながら医療、福祉、介護を基盤とした快適な居住環境の整備や健康づくり事業を通して健康な町民がふえ、魅力を備えた

まちづくりを目指し、地域活性化を図るウエルネスタウン構想の事業計画案を本年度中にまとめ、平成28年度以降国による地方創生関連の交付金も活用しながら取り組みを進めてまいります。

また、ヘルスケアビジネスの創出につきましては、岩手医科大学及び附属病院のもたらす経済効果を最大限活用するため、第7次矢巾町総合計画において岩手医科大学周辺地域をヘルスケアゾーンとして位置づけていることから、当該地域を中心とした土地、建物の調査や既存事業の調査、セミナーの開催等により、医療や介護、健康管理など食、農、人、医療、福祉の活性化につながるヘルスケアビジネス創出の可能性を官民連携により検討し、雇用創出による魅力あるまちづくりを目指してまいります。

3点目の思い切った住宅建設支援金制度の創設を検討してはどうかについてですが、昨年7月に町内在住の18歳以上50歳未満の男女2,000人を対象に実施したアンケートにおいて、全体の53%が結婚に関する支援として、結婚後の住宅取得に関する優遇制度を望んでいることから、人口増加に向けた新たな取り組みとして住宅取得資金の借り入れに係る利子補給制度を創設することとしております。

なお、利子補給制度に係る利子補給額にあっては、利子補給に係る上限額や利子補給期間を複数年とすることも含め検討し、制定してまいりたいと考えております。

また、新婚及び子育て世代、3世代同居の住宅取得にあっては、利子補給期間を延長するなどの優遇措置を講じることで若年層の移住、定住の一層の促進につながるよう取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。
 - 山﨑道夫議員。
- ○10番(山﨑道夫議員) 3点ほどございますが、1点ずつお伺いをいたします。

昨年12月の定例議会において、第7次矢巾町総合計画の前期基本計画については、議会の議決を経て策定となりましたが、これに関しては、私ども新しいまちづくり調査研究特別委員会が政策提言した115項目について、ほとんどが組み込まれた点は大変大きく評価しているところでございます。今定例会議においては、平成28年度の当初予算案を審議する大変重要な会議でございます。前期実施計画が示されていない中での審査でございます。しかも幸福度向上への各種事業についての取り組みは、予算とリンクをしていかなければならないわけでございますが、この実施計画が出されていない中での予算の審査というの

は、大変難しいものだというふうに考えておりますが、この実施計画と予算案との整合性をどのように判断すればいいのか、大変難しい局面に立たされているわけですが、その点についての見解を示していただきたいと思います。

それから、前期実施計画の策定はいつごろできて、それを議会にいつころ示す考えなの かお伺いをします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

実施計画都予算案の整合性はということでございますが、それぞれ基本計画を作成した中で、28年度にどういうふうな事業をどのような目標を持ってやるのかというのが実施計画になっていくわけですが、それにつきましては、今度の予算の特別委員会等々の中で、これがそれこそ基本計画の中の実施計画で、それこそこれが指標ですよと、そういうふうな部分を明示していきたいなと思っております。

それから、28年度で全ての実施計画が済むということには、なかなか難しいなということで考えておりますので、それらの全体につきましては、新年度ということになりますが、新年度の早々の中でその部分をあらわしていきたいなということでそれぞれ考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 山﨑道夫議員。
- ○10番(山﨑道夫議員) 2点目でございますが、東京都内の建設コンサルタント会社と健康に資するまちづくり支援協定を結んだということが岩手日報紙上で報道されましたが、このことについては、健康をテーマとしたまちづくりを官民連携で推進をし、特色ある地方創生を目指すということでございますので、かなり中身の濃い、しかも特色のある事業が計画として出てくるだろうと思いますけれども、この会社の主な事業というのは、どういう事業をやっている会社なのか。

それから、本町との結びつきの経緯というのは、どのようなものがあるのか。さらには、 さまざまな助言をこの会社からいただいております。ウエルネスタウン構想あるいはヘル スケアビジネスの創出の計画が練られるわけでございますが、この会社の今日までそうい った関連した事業に取り組んできた実績がどの程度あるのかわかりませんが、そういった 参考まででございますが、ご紹介いただければいいと思っておりますので、よろしくお願 いします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

今度締結いたしましたパシフィックコンサルタント、名前のとおりコンサルタント事業、それこそいろいろな計画を立てて助言をするというような内容の会社でございますが、この会社につきましては、国のほうのそれこそ地方創生会議にそれぞれ出席をいたしまして、それぞれいろいろご助言等をいただいているような企業でございまして、それが矢巾町で岩手医科大学が来るということで、それに基づいた健康ビジネスというのが一つのキーワードとして矢巾町では必要ではないかというふうなご助言をいただきまして、これが新たな移住、定住あるいは新たな企業にも結びつくのではないかというようなさまざまな面からご助言をいただくこととしております。

それで町長答弁にもありましたが、それの基本となる計画につきましては、今年度中に 計画書を作成していただきまして、それに基づいて来年度るる実施をしていくというよう な状況になってございます。

それで実績ということでございますが、同じように矢巾町に岩手医科大学が来るわけですが、奈良のほうでもそのような医大のある町のそれこそ助言等を実施いたしておりますので、そういうふうなところともさらに提携をしながら新たなそれこそ健康ビジネスあるいは健康に資するまちづくりにつなげていければいいのかなと、このように考えております。

それぞれこれにつきましては、当然ながら岩手医科大学さんとの協力も必要となります ので、今後岩手医科大学のほうにも内容をご紹介あるいはご説明しながらるる協力をいた だくような経過をたどっていきたいなと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 山﨑道夫議員。
- ○10番(山﨑道夫議員) 最後の質問をさせていただきます。

今後大きく発展をさせていかなけばならない本町において、人口増加に向けた新たな取り組みとして住宅取得資金の借り入れに係る利子補給制度の創設を考えているとの答弁がきのうから繰り返しありましたが、現在国が進めているゼロ金利政策の中における利子補給は、非常にインパクトが薄いのではないかというふうに懸念をせざるを得ません。でき

るだけ若い人たちに矢巾町に移り住んでもらって、家を建ててもらい、そして子どもを育ててもらって、住民税や固定資産税をしっかりと納めてもらうと、そういった状況をつくっていかなければならないこの状況にあって、もっとやっぱり思い切ったインパクトのある支援策をやるべきではないかというふうに思っています。例えば消費税にプラスアルファ分をつけて、そうした大変英断を下した支援策などが考えられてもいいのではないかというふうに思うわけでありますけれども、住宅取得には最低でも3,000万円ぐらいの資金は最低でも必要なわけでございますので、そういった意味では、厳しい財政状況に置かれているというのは、十分承知をしておりますけれども、これからやっぱり着実に、そして大きく発展していかなければならない本町においては、そういう若い人たちに定住をしてもらうと。あるいは移住をしてもらうと。そのためのやっぱり魅力ある施策が必要ではないかというふうに思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

実は計画を策定した段階でまさか日銀の黒田総裁がマイナス金利を出されるのかということで、本当は私どもは非常にインパクトの大きい、もうこれ以上のものはないと副町長以下、ひそかに積み上げてきた計画だったのでございます。そこでいまひとついろいろなご提言があったわけですが、一つだけ今ちょっと私ども検討していかなければならないのは、個人の財産形成にかかわるところまで踏み込むことは、なかなか難しいと思うのです。だから今言ったいわゆるローンとか税の負担の中でどういう形で進めていけばいいのかということを再考しながら検討していきたいと、こう思っておりますので、山﨑道夫議員がおっしゃるとおり、今ここに来てちょっとがっくりきているというか、そういう状況ですが、もう一度思い起こして前向きに検討してまいりたいと、こう思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 山﨑道夫議員。
- ○10番(山﨑道夫議員) インパクトの薄いということで私も何回も言ったのですが、タイミングが悪かったというのは、まさにそのとおりだというふうに思いますが、かなり知恵を出して考えられた施策だということはわかりました。しかしながら、今全国的には、若い人たちの働く状況、いわゆる2,000万人を超える人たちが労働者の約40%と言われていますが、非正規労働者です。その方たちの約半分は年収200万円以下というふうにまで言われている状況もあります。そういう人たちが矢巾町に移り住むというのは、かなり厳しい状

況にはなると思いますが、特に盛岡周辺で兼業をやっている方たち、あるいは盛岡で家を 建てたいというふうに思っている方たちも若い人たちの中にはいると思いますが、そうい った人たちにぜひ呼び水になるような支援制度、例えば固定資産税、町長も言いましたが、 固定資産税の減免なども考えていく必要があるのではないかというふうに思いますが、最 後その点についてもう一回お願いしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

今国で所得が300万円未満のあれにいろんな形できのうも村松信一議員からも質問があったのですが、やはり重点化対策でそういった方々にも支援する国の制度があるのです。だから今私どもが住宅取得をするときと、そういった国の制度を組み合わせてやることができないのか、ちょっと今そこのところ工夫をしてまいりたいと、こう思っております。だから国なり県の、いわゆるいろんな事務事業を洗い出しして、そしてそれをうまくドッキングさせて利活用できるような制度、仕組みを考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 以上で10番、山﨑道夫議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩に入ります。

再開を午後1時とします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、15番、藤原由巳議員。

第1問目の質問を許します。

(15番 藤原由巳議員 登壇)

○15番(藤原由巳議員) 議席番号15番、やまゆり会の藤原由巳でございます。今回は、1年ぶりに質問の機会をいただきました。そして高橋町長に対しては初めての質問の機会もいただきました。そういったことから非常に緊張しておりますので、ひとつどうぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

また、今回の質問に際しましては、やまゆり会の会派の中で協議した部分も入ってございますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

最初は、この3月会議冒頭での高橋町長の平成28年度における施政方針演述に関しまして、以下の5点についてお伺いをいたします。

まず1点目でございますが、今回の施政方針が第7次矢巾町総合計画に沿って述べられておりましたが、この中で最も基本と思われる人口指標につきまして具体策が示されないと思われることから、昨年の国勢調査の速報結果を踏まえ、この5年間の世帯数及び人口の動向実態を小学校学区単位別に示していただくとともに、人口減少が進む周辺農業地帯の振興策とあわせ8年後の人口目標3万人への年次的具体策をお伺いいたします。

2点目は、土地利用規制の見直しを図るとありますが、スマートインター付近での県営によるストックマネジメント事業煙山第三地区工事構想の具体的な内容はどうなのかとあわせ、本町の最重要施策と思われるウエルネスタウン構想にかかわる主となる地区をどう想定し、その土地利用規制対策は、どう考えているのかをお伺いをいたします。

3点目の産業振興についてでございますが、本町の基幹産業は農業とは今回は述べられませんでしたが、機構改革による産業振興課の最大使命と思われる農業振興策での農産物生産から加工、販売までの道筋と6次産業化への具体策をお伺いいたします。また、課題山積の観光対策の中で昨年矢巾観光開発株式会社の社長が民間人となりましたが、筆頭株主としての町長の観光振興施策についてもお伺いをいたします。

4点目は、徳田橋のかけかえ工事を要望していくとありますが、町民の長年の熱心な運動を受け、既に工事は着工しておりますが、現在の進捗状況と観光見込みの変更はないかについてお伺いいたします。

5点目、最後でございますが、出前型の町長と語る会の取り組みとありますが、その実施に当たっては、町民からの要望によるものなのか。または、町長からの日程決めによるものなのか、今後ともますます多忙になられる町長の日程を確保するにはどうなのでしょうか。一昨年までの方法も一考すべきと思いますが、どうでしょうかお伺いをいたします。以上でございます。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 髙橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 15番、藤原由巳議員の施政方針演述についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の第7次矢巾町総合計画の最も基本となる人口について、この5年間の世帯数、 人口の動態を小学校区単位に示すとともに、周辺農業地帯の振興策とあわせ8年後の目標 3万人への年次的具体策についてですが、平成27年実施の国勢調査の県速報値によりますと、前回と比較して人口は478人増の2万7,683人、世帯数は978世帯増の9,834世帯となっております。大字単位における数値の公表は、平成29年9月以降と見込まれておりますことから、現時点では小学校区単位別にお示しができない状況でありますが、住民基本台帳をもとに算出した5年前との比較によりますと、徳田小学校区は、人口が228人の減、4,359人、世帯数が81増の1,495世帯。煙山小学校区は、人口が310人増の1万250人、世帯数が382増の3,767世帯。不動小学校区は、人口が238人減の4,348人、世帯数が9増の1,443世帯。矢巾東小学校区は、人口が49人増の7,952人、世帯数が203増の3,049世帯となっております。

このことも踏まえ、周辺農業地帯の振興策につきましては、土地利用規制により人口減少が進む傾向にある市街化調整区域内の地域において、既存農家住宅等の増改築に係る土地利用規制の緩和に向け、関係機関と検討を重ねており、非農家世帯であっても居住が可能となるよう取り組むこととしております。

また、町内に働く場を創出するための取り組みや住宅取得資金の借り入れに係る利子補給制度の創設に係る移住、定住化の促進のほか、新たな市街地の拡大も含め、年間320人の人口増を促し、前期基本計画終了時の平成31年度末まで約2万8,600人、後期基本計画終了時の平成35年度末に目標である人口3万人達成のために鋭意取り組んでまいります。

2点目のスマートインターチェンジ付近での県営によるストックマネジメント事業煙山第三地区構想の具体案とあわせ、ウエルネスタウン構想にかかわる主となる地区をどう想定し、その土地利用規制対策はどうかについてですが、県営基幹水利ストックマネジメント事業煙山第三地区につきましては、平成28年度以降に矢巾スマートインターチェンジ予定地付近の上矢次、又兵工新田地内の老朽化した排水路の更新を予定しているところであります。また、健康なまちづくりによる地域産業を創出し、地域の活性化を図ることを目的としたウエルネスタウン構想は、目的の達成のための必要な助言を得るため、変更に資するまちづくり支援協定をパシフィックコンサルタンツ株式会社と締結し、本格的に取り組みをスタートしたところであり、本年度中に事業計画案をまとめ、平成28年度以降国による地方創生関連の交付金も活用し、取り組むこととしております。ウエルネスタウン構想の主となる地区につきましては、各種公共事業との調整を図り、地域振興の観点も踏まえ、国土利用計画矢巾町計画及び矢巾町都市計画マスタープランの見直しについて関係機関と調整を図り、検討してまいりたいと考えております。

3点目の本町農業の位置と機構改革による産業振興課としての農産物生産から加工販売までの道筋と6次産業化への具体策についてですが、本町の土地利用状況から見ましても、行政区域面積の約74%が農業振興地域となっており、その意味でも農業を基幹としつつ、他産業との連携を密にしなければならないことは、従来から変わらないと認識をしております。今後の農産物生産は、国においては、小麦、大豆等の戦略作物を中心に園芸特産、畜産振興等の攻めの農業への転換を提唱しており、本町の農業振興においては、水稲を中心とした複合的経営が主体となっております。

まずは、ひと・農地プランの見直し等により、地域や個人担い手の課題を的確に捉え、 国の制度を効果的に活用しながら進めることが肝要と考えております。その中にあって、 新設する産業振興課において、産業部門として農、商、工の経営者、関係団体及び機関の 横断的な連携を一層強化し、取り組んでいく所存であります。

6次産業化の具体策につきましては、5番、齊藤正範議員のご質問にお答えしたとおり、 地方創生に向けた6次産業化の取り組みとして、研修やワークショップの開催、農産物の 販売や加工品の開発等に関する個別相談に応じ、各種展示会、相談会、販売会に参加する ことで農商工連携による6次産業化の推進に取り組んでまいります。

次に、矢巾観光開発株式会社に係る観光振興施策についてですが、第三セクターである 矢巾観光開発株式会社は、昨年の総会で代表取締役が民間の方となったことから組織体制 の見直しと経営方針の切りかえを進めております。

同社は、矢巾町の観光活性化の一翼を担っていることから、今まで以上に協力及び連携を図ることとしております。また、矢巾町の観光振興施策としましては、参加型観光である四季を通じたイベントの充実や本町のシンボルであります南昌山を中心とした西部地区、歴史的価値のある徳丹城へ観光客を誘導する矢巾型ツーリズムの構築を検討してまいります。さらには、盛岡広域市町で開催しております事業や各種イベント、物産展、商談会などに積極的に参加し、6次産業の取り組みから生まれた特産品などを矢巾観光株式会社などとともに大きく発信をしてまいります。

4点目の徳田橋のかけかえ工事の進捗状況と観光見込みについてですが、岩手県が事業主体であります徳田橋かけかえ、及びそれに伴う一般県道大ケ生徳田線の道路改良事業については、現在1級河川北上川の管理者であります国土交通省と橋梁のかけかえにかかわる河川協議を進めるとともに、矢巾町側、盛岡市側の大規模工場等の移転補償や事業誘致の買収を進めているところであります。

また、徳田橋のかけかえは、平成30年代前半での新設橋梁の完成、供用を目指している と聞いておりますが、町としては、広域な医療拠点となる岩手医科大学附属病院が平成31年 5月に開院することから、命の道としてのかけ橋を早期に完成し、供用していただくよう 今後も岩手県に強く要望してまいります。

5点目の町長と語る会の取り組みについてですが、実施に当たりましては、各行政区の 区長さん方を通じ、その実施方法についてお知らせをし、要望がありました行政区等に対 し、あらかじめ日程を調整させていただいた上で実施することを考えております。

また、平成26年度までは、各行政区について4年に1度の開催とさせていただいておりましたが、今後につきましては、これにとらわれることなく実施させていただきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 藤原由巳議員。
- ○15番(藤原由巳議員) 非常に丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございました。 そして国勢調査の結果から、速報からのご答弁も入ってございまして、詳しい数字等も示 していただきましてありがとうございました。この5年間では、世帯数、人口とも増加し ておるわけでございますけれども、この増加しておる自治体は、本町を含め県内では3つ の自治体のみというふうな情報も入っておるところでございます。しかしながら、本町に おきましては、学区単位では、世帯数は増加しておるものの、2つの学区を除きますと、 人口は大幅に減少しておるのが実態でございます。この数値がこの後のまちづくりすべて の基本ともなるわけですが、国調前の昨年10月時点での人口動向を見てみますと、この5 年間で人口がふえている行政区は10行政区のみでございまして、残りの31行政区は、すべ て減少しております。減少分をトータルしますと、この5年間で1,100人余りが減少してお るというふうな内容でございます。

このことにつきましては、きのうからの同僚議員の質問にも多く出ておるわけでございますが、本町におきまして、今後高齢化が進む中、人口増を図る上で最も大事なことは、この人口が減少している地区、地域を何とかすることが大きな課題ではないかというふうに考えるところでございます。そして、本日まで多くの答弁を聞いておりますと、土地利用規制の緩和対策や空き家対策、出生率向上対策等がいろいろ出されてきてございますが、このことは、最も大事なことと認識するものでございますけれども、相当な時間も要する

だろうというふうな方面からの考えも出てくるわけでございます。

そうした中、差し当たりの対策というのもちょっと変なわけでございますが、減少が進む多くは、農業地帯でもあります。先ほどの答弁にもありました。本町の74%が農振地帯であるというふうなお話もございましたし、本町の長い歴史の生い立ちを見ましても、農業で生計を立ててきた本町であります。そういうことから、本町は優良農地に恵まれてもおります。そこでまずは農業者が、そして若者が夢と希望の持てる農業政策こそが定住促進と人口減少対策になると思うわけでございますが、このことに関しましては、長年本町の基幹産業である農業行政のリーダーとして、またかつては私も在籍しておりました農業団体などとともに矢巾町の将来の農業の夢を語ってまいりました髙橋農林課長から所感をお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(廣田光男議員) 髙橋農林課長。
- ○農林課長兼農業委員会事務局長(髙橋和代志君) 藤原議員の大きな内容のご質問なわけ でございますけれども、お答えいたします。

まず本町の農業関係の部分につきましては、これから言う分については、今さら申し上げるわけでもないわけでございますが、確認の意味でお話しさせていただきたいと思いますが、いずれ歴史的な農村社会の分につきましては、家族型農業がずっときた流れであります。当然その中の部分につきましては、お祭りとか郷土芸能、そういったふうなものを家族内のもの、あるいは地域との地縁のつながりで成り立ってきたというふうに認識しておりますし、今現在も本来あるべき姿はそうだろうと思っております。特にもいろいろお話があったわけですが、福祉関係も含めて、本来その家に生まれて、その家、家庭内で皆さんと過ごし、そしてその家で生涯を終えるというのが理想中の理想なわけでございます。これは今さらの話でもございません。

しかしながら、今課題といたしましては、少子高齢化あるいは経済社会の流れの中で農村社会につきましては、後継者がまずいないといったふうな実態、現実的な課題がございます。当然ながらこの分につきましては、経済社会、グローバル社会の部分、国内から地球レベルという話でありますから、正直一自治体の中では、どうしようもできない経済の流れがあろうかと思っております。

ただ、この話をしても一向変わりませんので、となりますと、私どもは反省しなければならない分につきましては、本来大切なものの部分につきまして、今何をしなければならないかという部分について個人がやるべきことをあるいはやってこなかったのかなという

のを今さらながら反省しております。当然ながらそれぞれの役割分担がありますが、それぞれ人として自分ができる部分につきまして何をしたいかというのは必ずあるはずだったわけでございます。当然今もあるわけですが、それをできることから、それぞれの役割の形の中で一歩踏み出すというのが一番大切なのだろうなというふうに思っております。これも今も変わりないと思います。

そうした場合に、昔の言葉、今もそうなのですけれども、子どもは親の背中を見て育つと言われます。農業後継者の部分、担い手の部分につきましても、親の背中だけに限らず地域あるいはそういったふうな集落、団体のリーダーの背中を見て多分育つだろうと思っております。となりますと、今言いましたように、今現在社会の中で、それぞれの行動の部分、何も大きなことをする必要ないと思いますけれども、それを感じたものをどのように動いたか、どのように行動したかというのを多分見ているのだろうと思っております。当然ながら今課題は多いわけでございますけれども、でもその課題をできることに動いたということに対して、汗をかいた部分が多分若い人たちが、おれたちの地域のリーダー頑張っているなというふうに思うだろうと思っております。当然これは今も変わりなく、必要なことだろうと思っております。

そこで今後の集落営農なり、農業の関係につきましては今言いましたように、まず私たちが若い人たちに土地利用云々もそうなのですけれども、自分たちが何をしたいか、どういう町をつくりたいか、どういう集落をつくりたいかというのをやっぱり行動で示すしかないのかなと思っております。多分困難な部分につきましては、それぞれ個人、団体、それぞれの役割分担がありますから、それを皆さんで課題共有しながら一つ一つクリアしていくしかないのかなというふうに感じるところでございます。

ちょっと大きな話、きれいな話をしたわけでございますが、前段言いましたように、この分は個々人ではなかなか難しいところもありますので、ですから今の制度の部分をやっぱり利用できる部分につきましては利用する、交付金、そういったふうなものを利用しながら、やはりうまくそれを地域に合わせた形の中であとは行動するしかないのかなというふうに思っているところでございます。

いずれこの分につきましても、実際の事例といたしまして、前にもお話しましたが、国の交付金を導入して2団体が6次化も進めておりますし、今実際にそれぞれ模索して頑張っております。それで今までは何かあれば他県に行って研修しようということもあったのですけれども、今は身近にそういう事例をつくりたいというふうに思っております。当然

ほかに行く必要ございません。そばにいて成功事例があるのであれば、そこに行ってお互 いに現場を見ながら話できるのかなというふうに思っております。

ただ一つ言えるのは、前は全体でよくしようという話があるわけですが、今はやる気のある方しかやっぱりやれないのかなという部分があります。ちょっとこれは酷な話かもしれませんけれども、全体でやるというのは、個々にライフスタイルも違いますし、それぞれ違いますから、それを今全体で見るというのは、なかなか難しいと思います。ですから、よしやりたいのだと、これやりたいのだということがあった場合には支援するべきだと思っておりますし、行政といたしましては、そういったふうな環境をきちんと的確に捉えてやろうとする人たちの環境につきましては、課題があったとしても、そこは克服しながらやれるような体制をつくっていくことが私たちの使命かなというふうに思っておりました。いずれ長々言いましたけれども、これは一体として常にやらなければならないことだろうというふうに思っておりまする所感を述べさせていただきました。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。藤原由巳議員。
- ○15番(藤原由巳議員) ありがとうございました。もしよろしければ、高橋町長同様な所 感がありましたならばお願いしたいというふうに思います。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

ただいま農林課長がご答弁したことに尽きるわけでございますが、実際は私ども本町の地域経済の二本柱は、何といっても農業、商工業なのです。この二本柱がしっかりしなければ大変だということは、私はもう強く認識をしておるわけでございまして、ただ今回やはり産業振興課というのは、やはりその地域経済の二本柱、農業と商工業を一緒にして産業振興を図れないかと。何よりも今担い手不足、もう藤原由巳議員もわかっているとおり、今もう地域に帰っても担い手がいない、後継者がいない、そして一番悲しいことは、どんどん、どんどん兼業をやってきた、いわゆるある意味では矢巾町は兼業の町だったのです。それがどんどんなくなってきているということで、だから私ども今回そういったことでいろいろ反発もあろうかと思ったのですが、農林と商工業、そして農業振興、商工業の振興、そしてこれに観光振興を一つのくくりにして、そしてこれを一つの大きな力にしてやっていきたいという強い思いがあったわけでございまして、そこでこの力と、推進する力と、あとは土地利用計画の見直し、今自分の家の屋敷にも家を建てられないと。先ほどご答弁

したとおりそういったこともありますので、一つ一つ解決しながら前に進めていきたいと 思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。藤原由巳議員。
- ○15番(藤原由巳議員) ありがとうございました。それでは、若干質問と前後しますが、 今たまたま農業問題の話題になっておりますので、そちらのほうをちょっと再質問させて いただきます。

3点目にご答弁いただきました内容になりますけれども、農業政策と6次産業化ということにつきましては、きのうもそれぞれ同僚議員の質問に答弁がありましたので、その辺のところは理解してございます。それでここでは、特産品の推進と農業生産法人の今後の取り組み方ということについてお伺いをいたしたいと思います。きのういろんな答弁の中で現在本町には8つの農業生産法人が誕生したと、こういうお話がございました。今まで指導されました方々には大変ご苦労さまでございました。そして農業法人の経営方針には、それぞれ主たる内容があろうかと思いますが、たまたま私の地元におりましてもこの3月1日に農業生産法人の登記をさせていただきました。そこで我が組合の取り組みから若干ご質問をさせていただきたいというふうに思います。私の地元の組合におきましては、米価がこのとおりでございますので、ここ数年前から野菜、特にもズッキーニの栽培に取り組んでございます。ご案内のとおりのそこそこの成果を上げさせていただいておるわけでございますが、今後本町におけるズッキーニの振興対策とあわせまして、今後の法人化、今現在さらに法人化がどの程度の状況でふえるのか、あるいは現状維持なのか、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 髙橋農林課長。
- ○農林課長兼農業委員会事務局長(髙橋和代志君) お答えいたします。

まず1点目の新たな品目導入的なズッキーニの栽培の関係でございますが、議員さん、おっしゃるとおり当初2、3へクタールから今7へクタールぐらい、27年でやっておりまして、今後も拡大する傾向にあるわけでございまして、それで農協のほうでも全部が全部農協出荷ということではないのですけれども、そういったふうな野菜項目といたしまして注目を置いている形の中でそれぞれ販売の部分につきましても交渉しているというふうに聞いておりますし、新たな機構改革の部分でも農協の部分につきましても販売対策課というのを新年度から組織化するわけでございますけれども、そういったふうな部分と連携し

ながらさらなる販売強化に努めていければなというふうに思っておりましたし、お互いに そういったふうな話はしておるところでございます。

2点目の法人化の関係でございますが、今現在8法人、組織の部分につきまして8法人ということでございますが、今後の部分といたしましては、今聞いている部分につきましては、3つぐらいあるのかなというふうに思っております。そしてまたその後においても、あるいは新たに法人化になるのかなという部分がありますけれども、今現在はそういう状況でありますが、それできのうもちょっと話しさせていただきましたが、法人化そのものは目的ではないわけでございまして、それをいかに企業として、事業としてそれを運営するかなわけでございまして、特にも今後の流れといたしましては、議員さんご案内のとおり集落、30集落があったわけでございまして、それで果たして個々の30集落が法人化が妥当なのかどうかという問題もあろうかと思っております。この判断は個々の組織が決めることでありますから、行政がそこに口を挟む何物もないのですが、と申しますのは、今これから販売なり、そういったふうなものをやろうとした場合に、ロット単位なり、そういったふうなもの、面積的なもの、量あるいは面積、それとリンクするわけですが、そういったふうなことも出てくるのかなというふうに思っております。

当然ながら補助金、交付金を活用したものにつきましても6次化の加工施設の話もした場合には、今30施設をつくることもなかなか難しいこともあるのかなと思いますので、いろんな形の中で今後は法人化で連携することもあるいはあり得るのかなというふうに感じているところでございます。ちょっと蛇足になりましたが、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 藤原由巳議員。
- ○15番(藤原由巳議員) ありがとうございました。いずれご案内の方が多いわけでございますが、野菜の振興にはどうしても労力が求められます。それも集中した労力が必要だと、こういうことで先般私どもの組合の会議もありましたが、どうしても夏場、お盆前後に労働力が必要になると。農協を中心としたグリーンへルパー制度にもそれぞれお願いして対応はしていただいておるようでございますけれども、やはり集中しますと、なかなか手配が大変だと。それではということでシルバー人材センターのほうをお伺いしたそうでございます。この辺は私も定かではございませんが、副町長さん、かつてはその職におられたと思いますので、ちょっとお伺いしますが、シルバー人材センターからそういった野菜関係の労働者をお願いしますと、1時間当たり1,250円の負担が生じるというふうなお話があ

ったわけですが、その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 伊藤副町長。
- ○副町長(伊藤清喜君) ただいまのご質問にお答えいたしますが、確かに1時間1,250円という金額そのものは今ちょっと、私が担当していた当時と事務比率なども変わっておるようでございますので、そこの値段までは定かではございませんが、ただ農業の手伝いということになりますと、当時は1日あたり7時間で6,000円とか、そういういわゆる農業委員会で定めておるような、そういったようなところを基準に決めておりましたので、そんな大きな単価ではないかと私は思いますが、ここはシルバー人材センターのほうから確認しないと、私も何とも申し上げかねるところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 藤原由巳議員。
- ○15番(藤原由巳議員) 時間的にも一日いっぱいお願いするという作業でもないもので、 その辺のところはちょっと私も、当組合のほうもちょっと確認しなければなりませんが、 いずれそういったことでふだんであれば自給700円前後でお願いしておるというふうなこ とでございますので、もし確認できるのであれば、後でお願いしたいというふうに思いま す。

そういったことでズッキーニ、皆様方も最近の食べ物あるいは生産物というふうな感覚だと思います。私も全くそのとおりここ四、五年前までは見たことも聞いたこともなかったわけですけれども、いずれこれから生産拡大する課題といたしましては、どうしても消費拡大と販路の拡大と、こういうことなようでございます。今大きな消費地は関東以西、特にも関西、九州方面が大きな消費地だと、もちろん生産地もそうなそうでございますが、その中で何とか今度は地元でもっと消費拡大をして生産もふやしていく。そしてもう一つは、東北、北海道にズッキーニをもっと消費拡大させるという手法も考えてみたらどうかなということでいろいろ相談をしておるわけでございますが、いずれ新幹線も間もなく北海道に上陸します。我々もズッキーニを背中に背負って北海道に売り込みに行けたらというふうに思うわけでございますが、この辺の所見、ありましたらお願いをしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

実は特産園芸、これは私はやはり本町としては取り組まなければならない大きな課題だと思っております。それでその中でズッキーニのお話も出たわけでございまして、何ともこのズッキーニというのの響きがいいですね。私、これ何とも言われない。そこで東農業生産組合で私いろいろとこの間、3月1日にお邪魔して勉強させていただいたのですが、いわゆる雇用のやっぱり農業のミスマッチがあるのかなと。だからご家庭でいわゆる自分たちの空いている時間だけでもまず来ていただいて仕事をしていただければということで、そこをうまくご家庭の主婦さんたちとやっているのは、私はすばらしい取り組みだと思うのです。だから自分たちの空いている時間を、それをもう朝8時から夕方の5時まででなければためだとか、空いている時間をうまく利活用してやることを、やはりこういうことも検討していかなければならないと。

それから、やはり矢巾の場合は、盛岡市の一大消費地もあるわけですので、今度うちの副町長たちが中心になりまして、行政と農協と商工会集まりまして、例えば今言った野菜なんかもカット野菜を、今度医大とかも来るわけです。だからそういった取り組みを、今お聞きするとカット野菜なんかもやっているところが盛岡あたりにもあるのですが、なかなか大きな取り組みはできないということもお聞きしておりますので、やはりそういうところに目配りをしながら、それから中央卸売市場でお仕事をなされている人たちからも全国の産地の情報がわかるわけです。だから私は中央卸売市場の方々とも情報交換、情報共有をしながら、矢巾町ではどういう取り組みをしていったらいいのかということで、このことについては、もう産地の形成をしていくための取り組みをこれからしっかり考えていきたいと、こう思っております。だからそれが農業振興の本町の基幹産業である農業振興の私は一番の根っこの部分にしたいなと思っております。まず生産者が仕事してよかったと言えるような取り組みということを考えていきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 藤原由巳議員。
- ○15番(藤原由巳議員) ありがとうございました。

農業振興については、これで私も安心しましたし、町内の多くの農業者も安堵の心でことしの春からの農作業に取りかかれるものだというふうに思ってございます。ちょっと視点を変えて質問させていただきます。

2点目の質問にありましたストックマネジメント事業の概要の関係がありましたし、この事業は、スマートインター付近の水路工事事業というふうな答弁でございました。この

スマートインター付近にかかわる農林関係の事業が入るというようなことでございますけれども、きのうまでの答弁の中でこの地帯は、災害時の拠点施設のためさまざまな事業に活用を計画しておるというふうなお話もありまして、特にも土地利用規制緩和対策等にもこの辺を中心に取り組んでいるというご答弁がありましたが、こういった農業事業の導入、そしてあわせまして矢次地区の圃場整備事業等も考えられておるようでございまして、この辺との規制緩和対策等に影響を及ぼさないのか、それともどの程度の範囲の中でやられるのかお伺いをいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

いわゆる煙山第三の排水路の関係は、もうご存じのとおり平成26年度からもう30年度までの事業として取り組みをなされております。もうこの基幹水流のいわゆるストックマネジメント、これはもう私は優先課題で、当然そこのところには私どもこれから土地利用計画の中でスマートインターチェンジを考えたとき、そのことに阻害をするような要因はつくりたくないということで基本的には、そういうふうにもう進めていきたいと。

それから、もう一つ、矢次地区については、これからのことでございますので、いずれこれは私どものほうの農業サイドと、それから都市計画サイドで地元の意思を尊重しながら進めていきたいということで煙山第三については、もうそのような事業をなされているのをこれはもう変更しなければいけませんので、ただ矢次地区については、地元の意向を尊重しながら検討していきたいということでご理解いただけますか。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。藤原由巳議員。
- ○15番(藤原由巳議員) それでは、またちょっと視点が変わりますが、徳田橋の関係をお 伺いしたいと思います。

ご答弁にありましたように早期の完成を目指して、これから県のほうにも働きかけると、こういうことでございますが、いずれ完成後の一つの目標と申しますか、その観点からちょっとお伺いしたいと思うわけでございますが、ご案内のとおり、すぐ橋を渡れば、向こうは盛岡市ということなわけでございまして、乙部地区、今盛んにいろんな形の中で開発もされてきてございます。そういったことから盛岡市と一体となり、徳田橋を挟みながらも矢巾口から岩手医大周辺、そして矢幅駅まで一体化した都市計画構想と申しますか、あわせまして先ほどもちょっと触れましたが、ウエルネスタウン構想的な部分もこのエリア

の中で検討できないものかお伺いをいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

基本的には、先ほどお答え申し上げたとおり、国土利用計画の矢巾町計画が上位計画で、 そしてマスタープランをこれからつくり上げていくわけでございますので、ただいま藤原 由巳議員から、いわゆるご助言ありましたこともしっかり踏まえながら、特にこれからは 盛岡広域8市町でもいろいろな取り組みがあるわけでございますので、特にも盛岡市との 連携はいわゆる土地利用計画については、一緒になって考えていきたいと思っております ので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問。藤原由巳議員。
- ○15番(藤原由巳議員) それでは、もう一つ、観光対策についてでございますが、先ほど 民間人の観光会社の社長ということで、この間お会いしたところ、非常に経営状況はうま くいっているというふうなお話を聞きましてほっとしたところでございます。

その中で今度産業振興課になるわけでございますが、新たな目玉と申しますか、観光の目玉的なものがちょっと見えないような気がいたしてございます。先月私どもの会派で奈良県の広陵町というところに視察に行ってまいりました。目的は別でしたけれども、ここは日本一靴下の生産の多い町だというふうなことで規模は本町とほぼ同規模、財政的にも若干多いというふうな内容でございました。そこで先ほど担当課長のほうには提示しましたが、視察の際の視察資料から観光PRグッズ、そして日本一の生産量を誇る靴下のお土産等々まで至れり尽くせりの対応でございましたし、視察に当たりましては、町長、議長、副議長が出迎えから見送りまでずっと一体となって対応してくれた。そうありますと、やはり私らももう一回行ってみたいなというような感じの町でございました。

そういうことで本町も頑張っておるわけでございますけれども、この観光用のPR用の グッズ、資材と申しますか、その辺何か目新しいものを考えておるのか、その辺のところ をお伺いをいたしたいというふうに思います。

- ○議長(廣田光男議員) 浅沼商工観光課長。
- ○商工観光課長(浅沼 仁君) ただいまのご質問にお答えいたします。

観光の目玉、何かそのようなグッズなりなんなりといったPRのものということかと存じますけれども、なかなか矢巾町では、そういったグッズについては、今までつくってき

てはおりませんでした。財政的なこともありますし、PRの目玉の観光というものもなかなか出てこないといったようなこともあります。そういったこともありますけれども、今やはりグッズではございませんが、PRの一環として矢巾だけがやっているものではございませんが、わたまろ君とか、タケルンジャーとか、そういったゆるキャラなり、そういったものを全面に出してというような物産展とか、そういったところでもPRをしているところでございます。

そういったわたまろ君とか、タケルンジャー、こういったもののバッチなり、シールなり、そういったものをつくって、例えば封筒なりかばんなり、いろんな名刺なりと、そういったものに貼って地道にPRするのも大切かなというふうに思っております。こういったところにつきましては、観光協会なり、観光開発株式会社、そういったところとも連携しまして、何かしらのグッズはつくっていきたいなと。なかなか大きなものはつくれないかもしれませんけれども、やはりそういった少しでも何かしらの目立つものというものは必要なのかなというふうに思っております。

観光の目玉といたしましては、なかなか大きなものがすぐできるということではございませんが、4月以降には南昌山のほうも開通いたしますので、そういうときにはそういったPRもしながら国体もございますし、そういったところにも何かしらそういった矢巾のPRができるものをシールなり、そういったものでも対応できたらいいなというふうに考えておりますので、検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) それでは次に、第2問目の質問を許します。
- ○15番(藤原由巳議員) それでは、2問目でございますが、これも3月会議冒頭に述べられました松尾教育委員長による平成28年度の教育行政方針に対して、以下5点についてお伺いをいたします。

1点目は、学校教育の充実について、学校は地域とともに家庭、地域と協働した学校経営を推進するとありますが、小学校段階までは充実しているようでございますが、中学校段階での地域連携の実態と今後の取り組みはどうなのでしょうかお伺いをいたします。

2点目は、社会教育の充実が求められているとありますが、青年組織、女性組織、郷土芸能組織は、依然として厳しい状況と思われるわけでございますが、その振興への具体策

はどうでしょうか。

3点目は、自治公民館の活動が全体的に近年停滞しつつあるように思われますが、町長部局のコミュニティ事業と一体となり、全町職員、係長以下で自治会担当制度を創設し、自治公民館や自治会の会議等に参加することで活性化が図られると思いますが、いかがでしょうかお伺いします。

4点目は、スポーツ振興の1つとしての質問でございます。本町では、バレーボールのやまゆりカップ、ハンドボールの大崎カップが主催または共催として長年本町にて開催されています。これに続いて国体終了後は、来年度からでもスポーツチャンバラの全国規模大会、わたまろカップの創設と継続を検討できないものでしょうか。また、同じように月1回のラジオ体操の日の創設はどうでしょうか。

5点目ですが、教育施設の充実において、徳田小学校の移転改築が出てきましたが、昨年までは耐震補強工事も終了したことから、しばらく様子を見るとのコメントもあったかと思うわけでございますが、何らかの事情、変化があったのかをお伺いをいたします。 以上です。

○議長(廣田光男議員) 松尾教育委員長。

(教育委員長 松尾光則君 登壇)

○教育委員長(松尾光則君) 教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目の中学校段階での地域連帯実態と今後の取り組みについてですが、小学校段階では、学校や子ども会で家庭だけではできないような内容を地域の方々のご協力をいただきながら体験学習させ、児童の成長の手助けをしていただいておりますが、中学校段階になると、クラブ活動等の課外活動に時間をとられる部分が多くなり、地域の方々とのかかわり合いが少なくなっております。

学校としては、地域での奉仕活動を実施したり、運動会に周辺住民を招待して交流を図るなどの取り組みをしている学校もあり、地域との連帯を大切にするように努めているところであります。今後ともこのような活動を拡大していくよう図ってまいります。

2点目の青年組織、女性組織、郷土芸能組織は、依然として厳しい状況と思われるが、 その振興への具体策についてですが、まず青年組織につきましては、青年世代の就業状況、 趣味、娯楽等が多様化し、組織活動の維持が困難となったことから矢巾町青年団体協議会 が活動を休止して以降、同様の組織を求める声は、青年層から上がっておらず、再組織化 は難しいものと捉えております。 また、女性組織につきましては、社会の基本である家庭、地域において円滑な生活環境を整えていくために極めて重要な組織と考えており、内容の充実した研修の機会を設け、組織化することの意義が感じられるような活動となるよう支援してまいります。

次に、郷土芸能組織につきましては、平成24年度から26年度まで採択を受けた国庫補助 事業により用具整備、記録作成、講習会の開催などを行い、最終年度には報告書をまとめ、 町内の郷土芸能の伝承活動について集約を行ったところであります。また、毎年開催して おります郷土芸能大会は、保育園児から大人まで幅広い年代層に出演及び観覧をいただい ており、盛況を呈しております。

なお、文化財調査委員には、今年度から郷土芸能の専門家や地域で熱心に伝承活動に取り組んでいる方にも就任していただいており、同委員会や郷土芸能保存会の意見、要望を お聞きしながら的確な振興策に取り組んでまいります。

3点目の自治会担当職員制度を創設し、自治公民館や自治会の会議等に参加することで自治公民館の活性化が図られると思うがについてですが、自治会活動の形態は、各自治会によって異なり、公民館が主体となって行うところもあれば、自治会主体で活動するところもあることから、公民館活動が停滞していると映るところもあると認識しております。各自治公民館は、教育振興運動の実践区としても熱心に活動していただいております。実践区ごとに開催されております教育振興運動集約集会では、子ども会の活動報告、実践発表が行われ、地域の大人たちの指導により、子どもたちが健やかに育っていることが実感されます。自治公民館の活動は、住民の総意で行う生活全般に関するものであると捉えておりますことから、現在のところ自治会担当職員制度の創設は考えておらないところであります。

4点目のスポーツ振興の1つとしてスポーツチャンバラの全国規模大会、わたまろカップの創設と継続を検討できないかについてですが、現在スポーツチャンバラサポーターを中心とし、矢巾町スポーツチャンバラ協会の設立に向け、準備を進めているところであり、設立した協会が充実した活動ができるよう支援してまいります。矢巾町スポーツチャンバラ大会の継続開催につきましては、岩手県スポーツチャンバラ協会と連携を図り、大きな大会を開催できるよう支援してまいります。

次に、月1回のラジオ体操の日の創設はどうかについてですが、現在平成25年に開催いたしました夏期巡回ラジオ体操、みんなの体操会の開催を記念し、夏休み最後の日曜日に 矢巾町ラジオ体操会を開催しております。本年度開催されます希望郷いわて国体でデモン ストレーションスポーツとして本町で開催されるラジオ体操を記念し、ラジオ体操の日を 創設するかどうかにつきましては、今後検討してまいります。

5点目の徳田小学校の移転改築については、何か情勢変化があったのかについてですが、 現在町内小中学校においては、徳田小学校が最も古い校舎となっており、昭和45年度に建築されております。平成22年度に耐震補強工事を実施しておりますが、建築からの経過年数が長いことから、極端な長寿命化は期待できない状況にあります。また、徳田小学校は、 史跡徳丹城跡の中にあることから、現在の場所での改築は許可されず移転改築しなければならない状況にあります。また、現在小学校においては、児童数の隔たりが生じており、 この隔たりは、将来的に中学校の生徒数の隔たりにもつながっていくものと捉えております。このことから、児童・生徒数の隔たり解消のための学区の見直しも含め、早い段階から徳田小学校の移転改築の検討も始める必要があると考えているところであります。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 藤原由巳議員。
- ○15番 (藤原由巳議員) ありがとうございました。たくさんありますが、集約して2点ほど再質問させていただきます。

まず最初は、一昨年にも同様な質問をいたしておるわけでございますが、組織の関係、特にも女性組織の関係でございますけれども、今何におきましても女性の時代、女性を登用すべきとかというのがいろいろ議論されておるさなかでございます。その中で今回こういった答弁がなされたわけでございますが、聞くところによりますと、この女性組織、長年この事業を委託してきました敬老会事業から何か退く旨のお話もあるやにも聞いてございますが、まずその辺のところの確認がまず1点でございます。

それから、わたまろカップ、ぜひこれはお願いしたい、その確認が第2点目。

そして3点目は、徳田小学校の移転の関係でございます。これについては、10年以上前からこのようなお話は聞いてきてございますし、地域住民も大体そのような感覚できたわけでございますが、3.11の震災以降耐震補強工事もしたということから、若干延命化と申しますか、そういった形の中でもうしばらくは、今の場所、今の建物の中で過ごすだろうというふうなことで話し合いがなされてきた経過がございますけれども、いずれ今回のこういった計画からいきますと、やはり早目に地区住民あるいは関係する方々とお話し合いをもちまして、でき得れば、移転改築目標年次あたりまでもきちっとした形あるいはこの

ことを話しますと、必ず徳丹城の史跡整備をどうするかと、これが絶対ついてまいります ので、これを一体とした説明をいつごろまでにできるのか、その辺のところあわせてお伺 いします。

- ○議長(廣田光男議員) 山本社会教育課長。
- ○社会教育課長(山本 功君) それでは、ただいまのご質問の1点目と2点目についてお 答えをさせていただきます。

まず敬老会から婦人会が手を引くといいますか、撤退するというお話があるがということでございましたが、私どものほうでは、そういう話は伺っておりません。今年度会場が、体育館が工事中ということで田園ホールで行いましたが、この際にもお手伝いをいただいておりますので、恐らく今後とも協力をいただけるのではないかなと思っております。

婦人会につきましては、今現在8支部ということで活動しておりますが、たしか今平均年齢は高くなってきておるのかなという気はしてございます。ただ、先日総会がありまして、会長さんが女性の声を届ける役目があると認識しているという心強い挨拶をいただきました。充て職として身に余る役目をつかさどっているわけですが、非常に忙しいというのは、そのとおりでございますが、まず会長さんがそういう意識を持って活動していただいているということで非常に頼もしく思っておりますし、やはり婦人会の組織は非常に力がある、パワーがあるなというふうに思っておるところでございます。ただやはり一つ心配なのは、世代交代のところが心配でして、ここのところを私ども事務局を持っておりますが、一体となってそういう世代交代に向けたお手伝いをしていただければなというふうに思ってございます。

次に、2点目のわたまろカップについてでございますが、これにつきましては、実は答弁でお答えしました矢巾町スポーツチャンバラ協会の設立に向け準備を進めているというお答えをいたしましたが、こちらのほう今順調に進んでおりまして、来週、たしか18日だったかと記憶しておりますが、設立総会を開催する運びとなりました。まずこの組織ができて、次は町の体協のほうへの加盟を果たして、そして徐々にいろんな意味で力をつけて国体の本番を迎えて、それ以降、県のスポーツチャンバラ協会との連携を図って、順次大きな大会も開催できるところまで力をつけていきたいというふうに思っております。

これはちょっとほらになるかもしれませんが、スポーツチャンバラというのは、全国大会までありますし、世界大会もあります。ですから、全国大会といわず世界大会まで開催できるところまでいければいいなというふうに思っておりますので、議員各位のお力添え

もいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 敬老会のことについて少し追加説明させていただきます。

敬老会は、町の事業として婦人会に委託してというふうな会計処理の中で行っておりましたが、なかなかやっぱり婦人組織に準備等も含めまして負担をかけているというところもありまして、見直しをいろいろ作業を進めておりますが、婦人会の力は借りなければ、なかなかおもてなしというか、会場等の対応等でも十分な対応ができませんので、これからも老人クラブ、各自治会、そして婦人会と協働で開催していくことは同じでございますが、委託の仕方等について見直しをいろいろと協議はしていかなければならない状況にあるということは説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) 第3点目のご質問にお答えいたします。

小学校の改築等につきましては、議員ご指摘のとおり、以前にもこういう質問受けましたけれども、そのときと状況は変わっていないところであります。と申しますのは、平成22年に小学校3校が耐震補強工事を行いまして、その後8年から10年程度は補助金、改築する際には、補助金が必ず必要なわけですが、補助金をいただくのは難しいであろうということから考えますと、そういう状況ですので、前に答弁したとおり状況は変わっておりません。それなのになぜ今年度の教育行政方針に挙げたかといいますと、小学校の改築あるいは小学校、中学校の児童・生徒数の偏りとか、さまざまな問題が今生じてきております。そういうことも視野に入れて、長い期間かけて、我々がいついつどうしますという案を示すのではなくて、町民の方とひざを交えていろいろなお話し合いをしながらこれらについて考えていかなければならない。8年、10年先のことかもしれませんけれども、合意を得て、なおかつ決定した上からまた数年かかるという事業でございますので、そういう意味でひざを交えてお話し合いをそろそろ考えなければならない時期であるということから、10年以上先のことになろうかと思いますけれども、そういう意味で今回行政方針に載せさせていただいたというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) それでは次に、第3問目の質問を許します。
- ○15番(藤原由巳議員) 時間も大分迫ってまいりました。3問目といたしましては、町長にお伺いしますが、去る2月7日から延べ3日間におきまして、まちづくり懇談会が開催されましたが、その内容について以下2点についてお伺いをいたします。

1点目は、合計参加者が74名となったようでございますが、大きな会場を準備したにも かかわらず少ないと思うわけでございますが、周知の方法に問題はなかったのでしょうか。 あわせて住民から多様な声、59件についての総体的な所感をお伺いをいたします。

2点目は、2月11日の徳田地区において、道の駅をスマートインター上り線に考えていると述べられましたが、このことは既に何かの組織等で協議されていることなのでしょうか。スマートインターとの併設的な道の駅は、県内ではあまり聞いたこともありませんし、必ずしも条件的にはよいとは思いませんが、この発言の真意をお伺いするものであります。よろしくお願いします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) まちづくり懇談会についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の周知の方法に問題はなかったかについてですが、このたびの開催に当たりましては、町広報紙、2月1日号への掲載に合わせ、町ホームページに掲載することにより周知を図りましたが、実施を決定いたしましてから開催までの日数が少なく、また各行政区の役員へのお知らせの機会もなく、ご指摘のとおり参加者が少数となってしまいました。 今後各種の周知方法につきまして、さらに検討を重ねてまいります。

次に、住民の皆さんからの声、59件につきましての総体的な所感についてですが、このたびの懇談会に際しましては、これまでも各行政区ごとに実施してまいりました地域懇談会以上にたくさんのまちづくりに対する前向きなご提言をいただくことができました。いただいたこのご提言の中で実施可能なものにつきましては、それぞれの実施時期、他機関との協議及び調整の必要性等、総合的に検討いたしまして、その適切な時期を捉え実施につなげてまいりたいと考えております。

2点目の道の駅をスマートインター上り線に考えていると述べたことについてですが、 道の駅は、国道もしくは県道の沿線であることが、その設置基準の一つであり、矢巾スマ ートインター周辺部は、県道に近接し、高速道路利用者の利便性向上はもとより、物流の 効率化や企業誘致による地域産業の活性化が期待できる等の優位性の高い地域であります ことから矢巾スマートインター上り線周辺部についても、徳田地区の国道 4 号沿線にあわ せ道の駅の候補地の一つである旨、発言をさせていただいたものであります。

なお、道の駅に関し、現在組織を立ち上げ、協議をしているものではありませんが、今後さらに情勢が高まった段階で、その設置も検討しなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 藤原由巳議員。
- ○15番(藤原由巳議員) そういうことで大変忙しいさなかの懇談会だったということで、 せっかく企画した割には、非常に残念だったなという気がしないでもないわけでございま す。

そこで3点ほどまとめてお伺いしますが、1点目は、最初の住民から提案のあった内容のことでございます。1つは、いずれも徳田地区からの提言でございましたが、マレットゴルフ場、いつごろどうするのかということが一つありましたし、2つ目は徳田地区の養豚所からの悪臭対策、これはどう町として取り組むかということが出てございました。

それから次は、道の駅の関係でございまして、これについても今答弁にあったとおり、 全く確定的なものではないということでございますが、いずれこれも住民が非常に首を長 くして望んでおる事案でございますので、できるだけ早目に検討する会議と申しますか、 組織の立ち上げが必要ではないかと思うわけでございまして、その辺のお考えとあわせて お伺いをいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまの1点目のご質問にお答えします。

イセファームの悪臭問題に関しては、かれこれ平成10年あたりからの問題でございまして、毎年こちらのほうから町長の文書でお願いをしたり、あとはいろんな改良要求を文書で毎年のように送っております。そしてそれに対して向こうはこのようにことしは改良しましたので、少しはよくなるはずですというような回答はもらっているのですが、現実は現状のとおりでございます。ですので、抜本的なやはり改良をするためには、私の個人的な考えなのですけれども、やっぱり迷惑をこうむっているのは住民。行政がいくらしゃべっても申しわけないのですけれども、これまで20年間近く、もうこういうふうに成果が出

なかったということから、住民と一体となってそういった協議会みたいなのをつくるのも いいのかもしれません。とにかく我々のみではなく、行政のみではなく、本当に迷惑をこ うむっている住民と一体となって真摯にイセファームのほうと交渉をしていきたいなとい うふうに考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) それでは、1点目と3点目につきまして私のほうからお答 えを申し上げたいと思います。

まず1点目のマレットゴルフ場はいつつくるかといいますか、今水辺の里のところを指しているものと思われますが、昨年町長はじめ現地を確認いたしまして、ある程度の工事といいますか、造成をかければ、あそこもまだ使えるのではないかという見通しは立てております。

それで新年度予算に計上できればよかったわけですが、なかなかまだそこまでの積算ができておりませんので、それぞれ積算をし次第、できれば28年度の途中の予算にでも計上させていただいて復活できればなと思っております。ただ、多大な、町長いつも言っておりますとおり、あまり財政状況今芳しくない状況ですので、できればそれぞれの組織の皆さんのお力添えをいただきながら復活できればなというふうに考えております。

それから、3点目の道の駅、4号線沿いにつくるか、スマートインターチェンジのほうにつくるか、それぞれ協議が必要ですし、それぞれ土地利用の関係もございますので、その辺を勘案しながら考え方が一致するのであれば、それぞれ組織を立ち上げて、やはりそれぞれの立場のところにお願いをしてまいるというのが筋ということになっておりますので、その部分についても来年度中にできればというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) 山本社会教育課長。
- ○社会教育課長(山本 功君) 大変申しわけございません。私、先ほどの答弁の中で矢巾 町スポーツチャンバラ協会の設立総会、3月18日と申し上げましたが、3月17日の誤りで ございました。おわびして訂正申し上げます。
- ○議長(廣田光男議員) 以上で15番、藤原由巳議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。 再開を2時30分にいたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に続きまして再開をいたします。

次に、13番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

(13番 川村よし子議員 登壇)

○13番(川村よし子議員) 13番、日本共産党の川村よし子でございます。

1問目の質問は、高齢者が安心して暮らせる地域づくりについて質問いたします。質問に入る前に、去る3月5日開催されました矢巾町地域包括ケアセミナーは、今後の高齢化社会に向けたまちづくりの大きな一歩になったと、私参加しまして感動いたしました。しかし、この事業に対して大きなお金が動くのではないかと思っております。本当に企画された職員の方々、そして社協の方々、包括支援センターの方々、ありがとうございます。

さて、質問に入らせていただきます。介護保険法や医療法決定により、医療介護総合法が採択され、在宅で生活する高齢者が多くなってきているのが実態です。自治体として、地域で援助を必要とする高齢者が多くなってきていますが、高齢者が安心して生活していけるのが今後大きな取り組みが大切と考え、3点質問させていただきます。

第1点目、第6期介護保険事業計画は、昨年4月から開始されておりますが、軽度の要支援1、2を介護保険から除き、施設入所は要介護3以上に改正されましたが、在宅支援に係る組織づくりが大切になってきておりますが、取り組み状況はどう行われておりますか。

2点目、医療機関と連携し、訪問医療や訪問看護、包括医療ケアの取り組みはどうなっているでしょうか。また、今後地域住民の協力は大きな力になります。ケアマネジャーや ヘルパーなども専門職を含めた研修も大切と考えておりますが、どう計画しておりますか。

3点目、介護保険料は、年金から天引きされておりますが、いざ介護を必要になったときには、利用料は自分で支払わなければなりません。財布の中身と相談し、利用料を支払う、そういう中で高く、利用を控える方が多いのではないか。その実態はどうであるのか、利用料の軽減が必要ではないかお伺いします。

以上、お伺いいたします。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 13番、川村よし子議員の高齢者が安心して暮らせる地域づくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の在宅支援に係る組織づくりが大切になってきているが、取り組み状況はどうかについてですが、平成27年4月から介護老人福祉施設の新規入所者は、原則として要介護3以上となっており、今まで以上に在宅介護の必要性が重要となっております。また、要支援1、2の訪問介護と通所介護は、平成29年度から地域支援事業として行うことになりますので、その体制づくりとして平成28年度から矢巾町生きいきまちづくり委員会に設置されております各部会の見直しを行い、地域包括ケアシステム部会を整備し、各関係機関から意見をいただきながら基盤組織を構築してまいります。

2点目の医療機関と連携し、訪問医療や訪問介護、包括医療ケアの取り組みはどうかについてですが、現在紫波町と共同で在宅医療介護連携推進事業を構築するべく、紫波郡医師会も含めて協議しておりますが、平成29年度には、この事業の中心となります連携拠点の設置を目指し、引き続き支援体制の構築を推進してまいります。

次に、ケアマネジャーやヘルパー等の専門職を含めた研修も大切と考えているが、どう計画しているかについてですが、地域包括支援センターが毎月開催します矢巾町ケアマネサービス事業所及び地域密着型事業所合同連絡会議において各ケアマネジャー等の専門職に対し、情報提供とともに研修を行っております。また、困難事例の相談を随時支援をしております。さらに、紫波町と合同の在宅医療介護連絡会や岩手県認知症疾患医療センターとの連携事業の中でも町内の医療、介護従事者等を対象に研修を行っており、職種の異なる関係者が情報を共有しながら学ぶ場となっております。

今後も本町が計画しております介護給付費適正化事業の取り組みや岩手県の介護支援専門員、地域同行型研修とも連動しながら介護に係る専門職等の研修と支援に努めてまいります。

3点目の介護保険制度を利用したいときには、利用料金が高く使えないサービスがあるため、利用料金の軽減が必要ではないかについてですが、介護サービスに係る費用は、全国一律で定められ、本町もその基準に従っておりますので、利用料金そのものを軽減することはできませんが、矢巾町介護保険居宅介護サービス費等の額の特例要綱により、災害

や世帯の生計を主として維持する方の収入状況などに応じて居宅介護サービス費等の減免 規定があり、実際に東日本大震災の被災者の皆様方に対して適用しておりますので、引き 続きこの制度を利用していただきたいと存じております。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 何点かありますが、1点ずつ質問させていただきます。

介護を必要になったときに、地域で働く専門職、ケアマネジャーにお世話になり、そして地域で介護サービスを提供している施設の介護職員にお世話になる、そのときに家族の悩みとか、そういうところはどのように聞いておりますか。そして困ったときには、どのように解決する手段をしているでしょうか。

例えばケアマネジャーが収入がないからどうしましょうかという、そういう相談とかは 町当局のほうにはどのくらい来て、どのような内容なのでしょうかお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) ただいまのご質問にお答えいたします。

ケアマネジャーに寄せられる悩み等につきましては、その悩み等を本人及び家族の悩み等を吸い取ってケアプランに反映するものでございますので、そのことはケアマネジャーの大切な仕事でありますので、基本として行っていることと思います。

そしてまた、費用負担等については、さまざまな制度がありますので、そのことに対しましても月1回の連絡会議がありますので、そのときにお伝えしております。そして平成27年4月から始まりました生活困窮者の自立支援法に基づく生活相談もございますので、それは岩手県の社会福祉協議会が県から委託を受けまして、そして岩手県の社会福祉協議会は、矢巾町の社会福祉協議会とも相談体系がありまして、その制度も生活困窮の方への制度等も紹介しておりますので、ケアマネの月に1回の会議でお知らせしておりまして、さまざまな経済的な問題につきまして相談を受けていて、矢巾町が県内で一番相談数が多いという状況、それは周知がされているということでございますが、そのような相談体系もあります。また、生活保護等の制度に結びついていることもございますので、そのように生活困窮、そして悩み等には寄り添っている体系ができていると思っております。ということでお答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 再質問。

川村よし子議員。

- ○13番(川村よし子議員) 先ほどの答弁のことで平成28年度から矢巾町生きいきまちづくり委員会を設置されている各部会の見直しを行い、地域包括ケアシステム部会を整備し、各関係機関から意見をいただきながら基盤組織を構築してまいりますということですけれども、具体的にどのような内容になっているのかお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 生きいきまちづくり委員会は、保健、福祉、介護、そして商工農業の皆さん等のいろいろなさまざまな委員から成り立っている会議でございます。矢巾町の福祉、介護、そして健康づくり等を力強く応援をいただいておりますし、意見をいただく会議となっておりますが、その部会がありまして、3つの部会がありまして、その中に機動力を持った部会にしていこうということで28年4月に向けて要綱を改正しておりまして、特にも地域包括ケアシステムを進めていく上でさまざまな関係者の皆様から意見を聞いて取り組みを進めるようにということでございますので、その部会を中心にしまして認知症の対策、そして生活支援の対策、そして医療介護にかかわる対策等、この地域包括ケアシステムの整備に必要な対策をとっていく部会に位置づけておりまして、生きいきまちづくり委員会の組織のもとで部会をもう少し動きやすくしていくといことで要綱を改正を進めているところでございます。ということをお答え申し上げます。
- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) この生きいきまちづくり委員会のところの中で先ほどの答弁の中で認知症の対策のことが話し合われるというようなお話でしたけれども、その認知症について、今月初めの全国の裁判のこともあります。矢巾町には、大体65歳以上の中で15%ということで900人ほどいる予定になっているのですけれども、予定というか、予測になっているのですけれども、その実態というか、まだ介護認定も受けていない方もいると思うのですけれども、その実態数、数は把握されているでしょうか。もし把握されていると、その状況。

そして商工関係とか、農業関係者の組織でもあるという生きいきまちづくり委員会で認知症でもその人らしく生きる、農業をやっていた方は農業者としてできることはやる。今までお花を教えている先生だったら、その人らしく生きるとか、そういうことを考えていたようでしたら教えていただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 認知症の予測数につきましては15%、65歳以上の方の 15%ということでまさしく900人ぐらいあるいは予備軍も含めると30%とまで言われてお りますので、予備軍、相当数の方が心配な状況にこれからなっていくのかなということは 予想されます。

矢巾町では、介護保険の申請をされた方の認定の中で認知症の項目を判定する部分もありますので、項目もありますので、それによりますとおよそ700人近くの方がそのような状況で介護保険の認定の状況からは、そのことが把握できております。

さらに今認知症の対策についてどのように推進していくかということですが、先日3月2日に行われました生きいきまちづくり委員会にも少し事業説明はさせていただきましたが、岩手医科大学から日本国内で8カ所を予定している認知症の健康調査について日本で8カ所行われるそうですが、その中で岩手医科大学が取り組むことを進めているようです。それで矢巾町にもその調査のことでも提案を受けたりしておりますので、今後ますます認知症対策については、矢巾町もいろいろ進めていきたい状況にありますことを皆様にも生きいきまちづくり委員会でも説明しておりますが、そのような状況にあるということをお答え申し上げます。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) この生きいきまちづくり委員会についての最後の質問になりますけれども、できることをやれるというか、認知症の方ができることをやれるところを援助するということで介護を必要としていても、誰か職員というか、介護士がいれば農業をできたり、花づくりができたり、生け花を教えたり、お茶をたてるとか、そういうこともできる人も身近にいるのですけれども、そのようなところはまだ話し合われていないのでしょうか。
- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) この間、3月5日のセミナーを100人ほどの方が受講といいますか、参加しておりますので、認知症の考え、認知症の方への考えが少し変わっていくのではないかと期待しておりますので、今後もそのさまざまな提案をいろいろヒントをいただきましたので、私どものほうも各団体等にもお知らせしたり、一緒に考えていくような協議はこれからもふやして対応していきたいということをお答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 次に、ケアマネジャー等の専門職に対しての情報提供とともに 研修を行っていますということですけれども、私も介護家族を抱えているのですけれども、 すごいたくさんの書類に印鑑をつかなければ実際の介護を利用することができない状況、 老老介護の場合は、それが大変だと思います。その仕事をケアマネジャーが多分印鑑をご 本人さんたちの前でやってあげているのではないかなと思いますけれども、ケアマネジャーの昨日の一般質問にもありましたけれども、資質の向上が必要だと思いますけれども、 それをやっている状況、月1回とか県でやっていると思いますけれども、その状況をお知らせください。
- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) ケアマネジャーの資質の向上につきましてケアマネジャーの資格を取るための、あるいは現場で働くための研修を行っている岩手県のいきいき財団のほうにも情報を求めましたが、やはりケアマネジャーの資質を向上させるための対策は、各市町村においても県においても今後ますます必要になっていくというふうなことを言われておりまして、岩手県では同行型のケアマネジャーの支援について平成27年度にモデル的に県内で3カ所行ったようです。それを平成28年度は各市町村に位置づけるということですので、矢巾町も今年度実施した市町村から情報を求めながら28年度取り組んでいきたいということを予定しておりますので、昨日も答弁しておりますが、今後ケアマネジャーの資質の向上につきましては、重要と考えておりますので、そのことを取り組んでいきたいということを答弁いたします。
- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 次に、介護給付費適正化事業の取り組みのことについて具体的 にお願いします。
- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) この事業についてお答えいたします。

ケアマネジャーが立てているケアプランについてサービスの根拠等について確認したり して、その方に本当に必要なサービスか、あるいは足りているか、足りないか、あるいは 適切かというあたりを根拠を確認しながら進めていくものでございます。平成27年度まで なかなかケアマネジャーとの密な、個別的なところは一斉的にやれない状況がありました ので、28年度に向けてそのことも含めてケアマネジャーの資質向上にもなりますし、あるいは適正化、介護保険の事業の運営の適正化にも当たりますので、そのことにも取り組んでいきたいということを計画しておりますことをお答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問。川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 介護の給付費の適正化事業と今課長が答弁しましたけれども、 給付費を減らすための事業ではないですね、そこを。
- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 目的は、給付費を減らすということよりも、そのサービスが適切かということ、足りないあるいは多いも含めて適切かどうかということを目的といたしますので、第1目的だと思いますので、給付費を減らすというふうなことで入っていくものではございませんので、ご理解のほどお願いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 介護認定を受けて、介護を受けるのもやはり事業ですけれども、 今回はそういう質問だったのですけれども、介護を受ける前の状況、健康で老後を過ごす と、おでんせ広場が大切だと思います。介護予防事業になりますが、そのおでんせの利用 が少ないという昨日の同僚議員の質問でおでんせ広場を利用する方が少なくなっていると いう答弁でしたけれども、その状況というのは、なぜ少なくなっているのか、そこをどの ように評価しているのかお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 伊藤副町長。
- ○副町長(伊藤清喜君) ただいまのご質問にお答えいたしますが、きのうも利用者が減っているというようなことを申し上げたわけですけれども、これはやはり高齢者はふえているけれども、やはり地元で各公民館でやっている場所の状況を聞きますと、やはり昔から高齢者の方、80歳前後の方々が特定の利用者の方々がやっぱり利用されているのだけれども、新しく高齢者となった方と申しますか、そういう新しい利用の方が入ってこないと、出てこないというような状況のようでございます。これは、例えばシルバー人材センターなんかの会員数のこともそうなのですけれども、やはり65歳までの定年延長なんかもあって、なかなか地元で隣近所の方々のコミュニケーションを図りながらともに歩んできたというような方々がだんだんに少なくなってきているのではないかと。いわゆるそういう隣

近所つき合いと申しますか、そういうことがやっぱり少なくなってきていることが背景に あるのではないかなというふうに思っております。

それから、やはりあとはおでんせハウスのほうもそうでございますけれども、ここはきのうもお答えいたしましたけれども、ここもやっぱり減っているということは、やっぱりどんな工夫が、利用していただくにはどんな工夫が必要なのか。当然介護予防の前提としては、おでんせハウスなんかは、有効な手段の一つであるわけでございますので、こういったところをいま一度私どももどういったような形がいいのか、もう少し検討させていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) ありがとうございます。社会福祉協議会が今現在おでんせ広場、介護予防を重要視してやっているということで答弁されてありがとうございます。やはり介護を必要になる前の段階ですので、そういう事業をどんどん使えるような雰囲気にしていただければ、実際の介護になる人を少なくする、その給付費事業でも見直すことができると思いますので、その点をよろしくお願いいたします。そういうところを考えているのかどうかお願いします。
- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 介護予防について28年度、社会福祉協議会で実施しているおでんせ広場も含めてですが、今岩手県に相談しているのは、各公民館でそのような介護予防事業がもう少し積極的にできるようなモデル事業を矢巾町として希望しますということを申し出ておりますので、そういうふうに体操等も含めまして、高齢者が通って楽しく体を動かす、通うことそのものが介護予防ですので、通って公民館でそういう体操等ができる仕組みを進めていくためにその養成、お世話をする人を養成するようなモデル事業に28年度、矢巾町、立候補したいということを今県に協議しておりますので、そのこともお知らせしながら介護予防、もう少し積極的に取り組みますよということをお答えといたします。
- ○議長(廣田光男議員) 再質問を許します。
- ○13番(川村よし子議員) 介護予防についてですけれども、これを取り入れていただきた いなということで、その考えをお伺いします。

徳丹城の質問が昨日同僚議員からありましたけれども、徳丹城のところに花を植えるとか、そういうところは介護予防事業としてできないのかどうかお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 伊藤副町長。
- ○副町長(伊藤清喜君) 徳丹城につきましては、今調査した場所であるとか、そういったようなところの花を植えたりするのは、多分文科省のほうでも問題なかろうかと思いますけれども、特にこの間の3月5日の先生のお話ではないのですけれども、やはり地域の皆さん方の協力なり、あるいは理解なり、そうしたことが最も大事なのだよということでございますし、今川村議員がおっしゃるような、そういう生きがいと申しますか、それから同じような年代の方々と一緒に花を植えたり、あるいは環境の整備をしたりというようなことは、非常に大事なことだと思いますので、今後はそういったような場所でできるかできないかも含めて、またそういうことであれば、多分可能なことだと思います。予算もそんなに大きくかかるものだとは思いませんので、そうしたところも含めて今後検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) 次に、第2問目の質問を許します。
- ○13番(川村よし子議員) 2点目、ごみ処理基本計画についてお伺いいたします。

昨年度からごみの減量、再生、資源化に逆行すると思われる県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想が開始されております。そこで矢巾町ごみ処理計画のリサイクル率向上 策について3点質問します。

第1点、施政方針では、豊かな生活環境を守る環境型社会の形成と述べましたが、県央ブロック管内の3市5町の中で当町はリサイクル率4番目になっております。1番目は葛巻町、2番目は紫波町、3番目が盛岡市となっています。リサイクル率向上に向け、近隣の町村から学ぶべきことが多いのではないのでしょうか。紫波町方式のリサイクルセンター設置箇所を拡充する考えはないのかお伺いします。

2点目、各行政区にごみ減量推進員が選任されておりますが、自治会により取り組み状況が異なります。特にも貸し家、アパートの多いところの取り組みがリサイクル率が低いのではないか、取り組みが低いのではないか。また、商工団体の企業、特に不動産業への指導は、どのように行われているのかお聞きします。

3点目、県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想の会議が行われております。住民 説明が大切と考えますが、どのような形で行い、参加人数、意見をどう把握し、自治体と しての責任を果たしてきているのかお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) ごみ処理基本計画についてのご質問にお答えいたします。

1点目のリサイクル率向上に向け、近隣の市町から学ぶべきことが多いのではないか。 紫波町方式のリサイクルセンター設置箇所を拡充する考えはないかについてですが、町と しましては、リサイクル率向上に向け、近隣の市町から学べる点は大いに参考にしてまい りたいと考えているところであります。具体例として挙げられましたリサイクルセンター 設置についてですが、紫波町の商業施設では、敷地内に設置したリサイクルステーション で回収する古紙やアルミ缶の重量に応じてエコポイントが付与され、それを施設内の買い 物に利用するポイントに交換できる取り組みが実施されております。これは、協同組合、 盛岡南ショッピングセンターが企業の協力を得て導入した取り組みであるため、同様の設 備及びシステムについて、町全体での導入は難しいのですが、今後のリサイクル施策の検 討の際は、このような民間の力の活用を視野に入れてまいりたいと考えております。

2点目の各行政区にごみ減量推進員が選任されているが、自治会の取り組み状況と商工団体の企業等への指導はどのように行われているかについてですが、各行政区から選ばれたごみ減量推進員は、日ごろごみの出し方の指導や減量化について尽力されておりますが、特に貸し家、アパートの多い地区では、ごみの出し方の指導が行き届かず苦慮しております。町としましては、アパート等の入居者に対するごみの出し方について不動産管理会社等を通じ、ごみのカレンダーの入所方法やごみの出し方について説明をしていただくよう依頼しておりますほか、今後引き続き広報紙、回覧等で周知して徹底してまいります。

また、事業主に対するごみの出し方については、矢巾町企業連絡会、矢巾町商工会等を通じて周知を図っており、今後も関連団体にご協力をいただきながら進めてまいります。

3点目の県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想について、住民説明をどのような形で行い、参加人数、意見をどのように把握し、自治体としての責任を果たしているかについてですが、町では、これまで県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想についてパブリックコメントを実施しております。また、住民説明会については2回開催し、昨年度の東徳田2区住民説明会においては、7名の方、今年度開催した町の説明会では2名の参加がありました。そのほか広報紙、町ホームページでも基本構想の内容について周知に努

めているところであります。他の市町の説明会において出された質問、意見についても協議会で共有し、住民から出された意見を踏まえながら、ごみ・し尿処理の広域化の協議を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) ごみ行政に対してちょっと私の考え方をお話しさせていただきます。

日本ではつい最近まで大量生産、大量消費、大量廃棄の状況で、物はつくっても、あとは野となれ、山となれという感じで無責任な国のごみ行政がありましたが、狭い国土の中で、もう最終処分場が狭くなったという理由で最終処分場の埋め立てによって水が汚染されたとか、ごみ焼却炉の排ガスで健康被害が発生したとか、救済を求める訴訟が起きて、ダイオキシンが大量発生し、そういう中で大型溶融炉、矢巾町では高温溶融炉を建設したきらいがあります。それに耐震化されて、今現在できてから15年たっておりますが、今度はまた新たに建設するというこの県央ブロックの計画があります。こうした中で2000年に従来の浪費型社会へ転換させるための循環型社会形成推進法とか、いろいろな法律が出て大型溶融炉建設が進められてまいりました。

その結果、矢巾町と滝沢市は高温溶融炉、高温溶融炉は、コークスという石炭の優良なところを追加して燃やす、冷たいものを入れると、温度が下がるためにコークスをもっとたかなければならない。それが24時間稼働する、そういうお金のかかる施設です。ですので、施設を立てれば、ごみをいっぱい入れて、そして燃やさなければならない。燃やすにはコークスを炊かなければならない、そういう大型溶融炉でした。それが今度は、新たに3市5町が1カ所にまとめる計画です。ですが、私たち日本共産党は、この計画は見直さなればならない。見えないところに焼却場ができたことによって住民の方々のリサイクル率が低くなる、ごみ減量に対しての意識が低くなるのではないかと危惧しております。ですので、リサイクルについて今回質問させていただきました。

この県央ブロックの事務所費というか、事業に対しての経費が昨年度から経費になって、 今年度は500万円ほど計上されておりますが、昨年より増額になった理由は何でしょうかお 伺いします。

○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。

○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えいたします。

平成27年1月に8市町村の首長が集まりまして、ごみの広域化処理を推進するということで全首長が承認するということで推進する旨が認められました。それに基づいて進んできたところでございますけれども、スケジュール的に28年度に関しましては、29年度から新しい一部事務組合を設立するというスケジュールがありますので、それに向かって設立準備委員会を設置しなければならないと。そしてそのためには、いろんな計画も立てなければならないということがございます。そのための費用がかさんだために今回28年度の予算が27年度に比べてふえたものでございます。

以上、お答えとします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 町長に質問させていただきますが、一部事務組合、盛岡・紫波地区環境施設組合の経費が年間 4 億円から 5 億円にはならないのですけれども、矢巾町の負担になっております。その中には、今の大型溶融炉を使っておりますが、その経費も、借金も、公債も入っております。その部分の借金部分はどのようになっているのか。今後どこまで借金を支払うようになっているのかお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

先ほどのご質問に溶融炉を採用した経緯をちょっとだけ説明させていただきたい。まず一つは、公害防止対策でもダイオキシン対策、これはもう避けて通れない問題だということで溶融炉のこれがもうダイオキシン対策では一番まず最適なあれだということで、あともう一つは、この盛岡・紫波地区環境施設組合、この旧紫波郡で最終処分場の適地というのは、なかなかなかったのです。だからこの溶融化をすることによって、ご存じのとおり、いわゆる路盤材とか何かにも使えるような、そして最終処分場の延命化を図れるのは溶融炉だということで、ただし、そういうお金のかかる施設であるからこそ、盛岡・紫波地区環境施設組合では、ごみの減量化、リサイクル化、特にも残飯は、ご存じのとおりリサイクルコンポストセンターで堆肥化をして田園有機で、そしてこれはまだしっかり解明されているというわけではないのですが、ダイオキシンの発生原因は塩分、いわゆる食料の残渣の塩分からもあれだということで、私どもはダイオキシン対策のために溶融炉とリサイクル、堆肥化を採用したということだけはご理解していただきたいと。

それから、何よりも今私お世話になってから、私も前から気にしておったのですが、コークスを使っているのがユーティリティの中でコークスにかかるお金が一番あれなのです。そこで今コークスを人工コークスでこれを代替として、代替コークスとしてできないかということで今これを実際焼却炉のメーカーと一緒になって、これも国からの補助金を、助成を頂戴して今やっております。このことによって経費の節減を図れる今取り組みもしておりますので、ただお金がかかるからそのままにするのではなく、いろんな工夫をして取り組んでいると。

それから、もみ殻の炭化をして、それを固形化にするというのは、この間もあったのですが、これは発がん性があるというようなことも問題になっておるので、私どもとしては、もみ殻も考えた時期もあるのですが、今それ以外のあれで今取り組んでおりますので、この辺のところのひとつご理解はいただきたいということと、それから起債償還についての詳しいことは、住民課長から答弁させていただきますが、いずれ私どもといたしましては、焼却炉の耐用年数というのは15年から20年、そうすると平成41年までのごみの広域化のためには、長寿命化対策も講じなければならないという問題があるわけです。だからそういったこともいわゆる今のオーバーホール、解体補修工事だけでの対応はできないのではないかということで、そういうことも構成の盛岡市と紫波町と私ども構成市町でそのこともこれから協議をするということで進めていきたいということでごみの広域化に当たって、新しい焼却炉を建てるわけにはいかないわけですので、長寿命化対策で講じてやっていきたいという私ら組合としての努力もひとつおわかりになっていただきたいということでございます。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) 起債に関しましては、ただいま予算書、手元に持っておりませんので、後刻ご報告させていただきます。
- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。
- ○13番(川村よし子議員) 町長の起債以外の答弁ありがとうございます。ですけれども、 なかなかまだまだ理解できないので、今後とも質問は続けさせていただきます。

リサイクル率の向上のことについてですけれども、矢巾町のごみ排出量を見ますと、企業のところが多くなっていて、なかなか減らない状況です。誘致企業もたくさんありますので、そのせいもあると思いますけれども、どのように考えて、今後のごみ減量に対しての政策をお聞きいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

まず私は、家庭系と事業系ごみ、そして家庭系ごみは、分担金にも直接影響するわけで ございますので、これはもう私どもごみの減量化、リサイクル化、いわゆる集積所にごみ を出さない運動を、今住民課長とか、環境施設組合にもその取り組みについて今お願いを しておりますが、なかなか遅々として進まないというのは、私の思いが先走っている関係 もあると思うのですが、いずれ問題は、今どういうごみが環境施設組合に搬入されている か、家庭系と事業系、その組成分析をしなければならないと。だから私は、今入ってくる ごみでこれだったならば、もう集積所に出さないで、自分たちで資源回収できると、これ をもう少し現場を見ていただいて、そしていくら百聞は一見にしかずということで何ぼあ れしても、回覧とか何かあれしても、やっぱり一度見ていただくのがいい。だから何もこ れはごみ集積所でもできることです。環境施設組合のプラットホームの前でやるのも今指 示しておりますが、ごみ集積所で広げて、ただこれ今プライバシーの問題もあるので、な かなか、昔はそんなこと考えなくて簡単にできたのですが、それは地域の了解ももらわな ければならないので、だから本当は理想なのは、無作為でやるのが一番理想なのですが、 そういう状況も踏まえながら、いずれごみ集積所に出さない運動を展開してまいりたいと。 これはもう実際口で言うよりも見ていただくこと。私どもも話が長くなりますが、残飯が 分別できた大きな理由は、やはり住民の皆さん方からご協力いただいたからできたことで、 それは私ども集積所に毎日立ったのです。職員もいわゆる委託しておる収集運搬処理処分 業者、全部朝6時から8時まで立って指導したのです。だから今後そういう指導をもう一 度原点に立ち返ってやっていきたいなということでございます。もうとにかくごみを出さ ない、そして平成40年度までごみの広域化に間に合うような体制整備をつくっていきたい ということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 前向きの答弁、ありがとうございます。

企業の、企業というか事業系ごみを減らす状況もそのように考えていいのですか。今の 町長の答弁には事業系ごみを減量させるところがなかったように思うのですけれども、ど うでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 大変失礼をいたしました。これはごみというのは、家庭系も事業系

も同じなのです。だから私ども今一番困っているのは、事業系の一般廃棄物と産業廃棄物です。だからその辺のところも、これからやはり事業所の皆さんには認識をしてもらわなければならないということで、こういうことも私どもこれから収集運搬、処理処分する段階で、それぞれの段階でこれをしっかり見きわめていきたいと思っておりますので、いずれ事業系ごみも基本的には家庭ごみとの取り扱いと同じだということでご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問。川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) ごみ廃品回収を事業として行っている会社が何件か町内にもありますけれども、その方々に対しての補助金は矢巾町はありません。盛岡市はやっております。そういう配慮もして、廃品回収業の方たちの努力とかももっと見直すような方向も必要と思いますが、そのようなことは考えていないのでしょうか。
- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

私、これだけはわかってほしいのですが、ごみにお金をかけるくらい情けないことはないのです。だからまず私は、分担金からいかにして減らしていくかと、これが町民の負担の軽減にもつながるわけです。だから私はそこの根っこの部分はきっちりやって、それからいわゆる資源回収問屋とか、回収業者の方々の助成は、私はその次の問題だと思っておるのです。まず一番最初の取り組みは、ごみを排出する人たちがいかに意識を持って対応するかと、そこが一つのスタートなのです。だから私は、今ごみについての思いは非常に強いわけでございまして、簡単です、それは。助成することは。ただその前にやるべきことがあるのだということだけは、ご理解をしていただいて、そのことをやって、それから例えば今財政が非常に厳しいときに、例えばこの分担金で納めなければならないのが軽減されたと、そういうお金を有効に使うのであれば、これはもう相乗効果が出るわけですので、最初からそのことで助成をするということはあれだと思うので、私は順番をちゃんとたどりながら進めていきたいということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) ある自治会からコンポストセンターをつくったら、自治会費が 安くはしていないのだけれども、かなりの10万円以上の収入があるというお話とかもあっ たのですけれども、なかなかその地域によって取り組みが違う、異なって低いところもあ るのですけれども、産業まつりで表彰とかもやっています。それを大々的に私は評価して

おります。その産業まつりでの評価も含めてもっともっと広げる意気込みというのがなかなか見えないのですけれども、私は評価するのですけれども、自分の住んでいるところの一番最下位なのですけれども、なかなか自治会で説明ができないので困っているのですけれども、その点は、総務課の課長とかはどのように、コミュニティ条例もありますので、どのように考えているのかお伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問にお答えいたします。

自治会等でおやりになっている、実績を上げている部分、これに対して産業まつり等におきましていろんな表彰の形なり、補助制度という形のものをまずどういうふうに考えて、今後の考えも含めてということでございますけれども、実態とすれば、各、私も若干住民課、環境施設組合のほうにおりましたけれども、その当時から比べても、まず取り組みについては、浸透してきているなということは感じてはございます。ただ、量的には、ちょっと私今具体的な数字はあれですけれども、なかなか量の、本当に目につくような形の上がり方ではないというふうに私は理解というか、感じているところでございますけれども、町としてもコンポストセンターという言い方でございましたけれども、多分各自治会に資源庫というか、保管庫というか、こちらの補助については、企画のほう、まちづくりのほうで必要な自治会にはと言えば、ちょっと語弊があるのですけれども、そういうところに補助、たしか事業費の2分の1、たしか上限はあったと思いますけれども、そういう形でリサイクル等々について取り組んでいただいているという状況でございますので、町としても厳しい財政、予算事情はまずあるわけでございますけれども、ごみの減量化、リサイクル化については、自治会とともに、これは総務課含めて自治会等と連携して推進してまいりたいというふうに考えてございますので、理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 区切りの問題もありますが、ここで休憩をとりたいと思います。 再開を3時38分、お願いします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時38分 再開

- ○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。 次に、第3問目の質問を許します。
- ○13番(川村よし子議員) 3点目の質問をします。いじめ防止対策について。昨年7月に発生したいじめによると見られる中学2年生男児の自殺事件からのいじめ防止対策について2点質問いたします。

質問する前に、一言申し上げます。県は、4月から中学2年生も35人学級を開始することを決定しました。また、矢巾町では、相談員2名を配置することは、活気的な配慮と評価いたします。

それでは、1問目質問いたします。いじめ防止対策推進法に基づいた基本的取り組みの第 三者委員会が開催されておりますが、調査結果公開などは、どのような形で行うのでしょう か。情報公開は、生徒、父母中心の学校や地域住民が参加し、意見を述べやすい方法、対策 が必要と思いますが、どのように行うのかお伺いします。

2点目、町長、教育委員6人で構成する総合教育会議が設置され、矢巾町教育大綱が2月に策定されました。今後は、矢巾町いじめ防止条例を策定する予定となっております。いじめ防止条例は、国連憲章、1989年採択されております子どもの権利条約が生かされた内容が必要と考えますが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長(廣田光男議員) 松尾教育委員長。

(教育委員長 松尾光則君 登壇)

○教育委員長(松尾光則君) いじめ防止対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目のいじめ防止対策推進法に基づいた基本的取り組みの第三者調査委員会が開催されているが、調査結果公表をどのように行うのかについてですが、矢巾町いじめ問題対策委員会、いわゆる第三者調査委員会からの最終調査報告書については、死亡事案に関し、重大事態の調査、当初の事態の発生防止に係る提言を行うこと、及びその調査を終えた後、その結果を取りまとめて教育委員会へ報告することとなっております。この調査報告書、内容については、まず死亡事案の保護者へご報告並びに町長及び議会への報告、当該中学校や町内小、中学校への内容周知、併せてこの調査報告書内容の情報公開については、町の規定に基づき、公開可能な内容について情報を公開してまいります。また、このような説明の場を通して、地域住民の皆さんから貴重な意見などをいただきながら、いじめ防止のためのよりよい対策につなげてまいりたいと考えております。

2点目の矢巾町いじめ防止条例を策定に国連憲章、1989年に採択されている子どもの権利

条約が生かされた内容が必要と考えるかどうかについてですが、子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であります。この条約の内容は、いじめや虐待といった項目も含まれておりますので、防止という観点からも相通ずる部分が多いので、可能な限り盛り込み、矢巾町の将来を担う子どもたちがお互いの尊厳を認め合い、自分や他人の命を大切にし、健やかに充実した生活を送ることができるような町いじめ防止基本条例にしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。川村よし子議員。
- ○13番 (川村よし子議員) 何点か質問ありますので、まず1点ずつ質問させていただきます。 まず1点目は、教育委員についてですけれども、教育委員は、執行機関の一員であり、教 育委員の重要事項の意思決定を行う責任者であると私は思っておりますが、住民の悩みや を吸い上げて活動する住民自治の機関としての改革、活性化させることが求められていると 考えますが、どのように考えているのかお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) 教育委員につきましては、議会のご承認もいただきまして委員が選任されて、そして教育委員会内部で委員会でさまざまなことを協議して決定するということになっております。教育委員の任期がきた際に、やはり地域の、町民の方々の意見を吸い上げるというのも数限られた委員にとっても一つの大きな仕事だと思いますので、小学校区単位で仮に委員さん方がいれば、このような事案が発生した際に、さまざまな対応も可能かなということで任期が来るたびにそういうようなことを町長さんにもお願いしながら、町長さんの提案権ですので、教育委員会としてお願いしながら、そういう小学校区を考えながら教育委員さんを選んでいただけるような、そういうことを提案してまいりたいと、首長部局に提案してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) ありがとうございます。

次に、2点目は、教育基本法には、教育の目的は個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求 する人間の育成を期するにあることが宣言されております。この教育の目的を達成するため には、行政が民主主義一般の原理のもとにあり方として権限の地方分権、その行政は民意に 反映することが必要だということが書き物に書いてあります。教師の待遇改善とかも求めら れております。今現在、中学校は2つですけれども、小学校も含めて教師の多忙化が問題視 されておりますが、どのように考えているのかお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 立花学務課長。
- ○学務課長(立花常喜君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに教師の多忙化というのが課題になっておりまして、教育委員会のほうでも一応毎月の職員の超勤時間の調査をさせていただいております。そういった中でやはり多いような学校、個人という方が出てきた場合には、そこら辺のところは学校長会等で学校長さんを通して注意をしていると、改善をお願いしているというような状況でこちらのほうも精神的負担というか、肉体的負担、そういったものを軽減するように注意をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 特にも今の教員の多忙化のもとで、特にも中学校の教師は、部活動も受け持っているということで日曜、祭日もない状況も続くという話も聞きます。ですので、そういう中で今回の中2の精神的にも不安定な大人になる時期の子どもさんの事件があって、本当に大変な職業だと教師の方々の日ごろのご苦労を感じながらこの1年というか、8カ月過ごしてきたところです。それで人間は生まれたときにはみんな子どもで、少しずつ時間をかけて大人になります。子ども時代にどのように育つかは、その一人の一生に大きな影響があります。子どもの権利条約は、誰もが子ども時代を豊かに過ごせるようにという願いのもとに子どもの権利を定めて、それを守ることを締約国に求めたもので現在日本を含む194カ国が加盟しております。子どもの権利は子どものために営まれる教育や教育行政でこそ重視するべきものであると思います。ところが、日本は、教育委員会でも学校でも子どもの権利について語られることが少なく、かえって過度な競争、管理で子どもの権利が侵害されていることが今国連子ども権利委員会の日本政府への勧告で言われておりますが、その点はどのように考えているでしょうか、教育委員長、教育長にお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもの権利に関する条約は、議員さんご指摘のとおりだと思います。そして日本においては、先進国でありますので、生存権というよりももっと上のほうの基本的人権とか、意見を表明する権利とか、そういう高度な部分で見ていかなければならない条約であるなというふうに思っております。

そういうことから考えますと、小中学校におきましても、私が就任してからさまざまなことがございまして、これだけは毎回校長会議でお願いしていることは、児童・生徒が一人の人間であるということを忘れないで接していただきたい。上から目線ではなくて同じ人間であるということを忘れずに接することが、例えば非常に過酷な言葉を児童・生徒に投げかけたり、あるいは体罰であったり、そういうふうなことを抑止することにつながるものというふうに考えておりますので、それは常に気をつけるようお願いしているところでございます。そういう意味で私は子どもの権利に関する条約の一部かと思いますけれども、そういうふうな意味で生かしていると私は自分では思っています。ちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 答弁ありがとうございます。教育委員、町長も含めて教育委員、 5人おりますけれども、子どもの権利条約を学習するとか、そういうところの取り組みと かはありますか、どうでしょうか、そこをお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

かなり前に批准というか、国会でも承認されたわけで、その当時は日本のさまざまな階層が児童の権利に関する条約あるいは子どもの権利に関する条約ということでさまざまな分野で浸透されたことと思います。どこまで皆さんが知っているのかということは定かではございませんけれども、そういう時点で私は浸透したものと思っておりまして、現段階で教育委員会議でこの子どもの権利に関する条約についてお互いに意見を交流したことはございません。申しわけございませんが、ないということでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 私は、子どもの権利条約をもう一度、それぞれ優秀な教育委員

さん、町長さんですので、子どもの権利条約をもう一度見て、みんなで話し合ってほしい ということでお伺いします。

ある学校の保健室の養護教諭の先生は、いじめ自殺事件をきっかけに子どもたちに命と 人権についての保健室だよりを出されております。やさしい絵をまじえて、あなたたちに は安心の権利がありますよ、嫌なことや心配なことがなく、穏やかな気持ちでいられるこ と、自信の権利では、自分はこのままの自分であっていいし、大切だということ、自由の 権利のところでは、誰にも縛られず、自分で選んだり決めることができるのですよなど、 そういう語りかけのニュースを出しております。こうしたことがどれほど子どもたちに安 心感と勇気を与えるのではないかと私は考えています。子どもの権利条約の42条では、締 約国は適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く 知らせることを約束すると定めております。ですので、やはり子どもたちにもこの子ども の権利条約がどういうものであるかというところをお知らせするところも必要ではないか と思いますが、その点はどうお考えでしょうかお伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもにもこの権利条約を周知するということは必要なことだというふうに考えておりますので、機会を捉えて話し合ってまいりたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 最後になりますが、昨日から子どものいじめのことには、いろいろな関係部署でいろいろなことで悩み、そして親御さんである職員もいらっしゃると思いますので、いろんなところで話し合う、そしていろいろな考えが話し合われることが大切だと思います。特にも町民の中に入って、教育委員の方々が町民の中に入って、町民の中で子どもの権利条約はこうなのですよという、そういうことも大切だと思いますが、そういうやるという方向性はどのように考えているのでしょうかお願いいたします。
- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

ご提案いただいたことは、大変重要なことであるとは思いますけれども、どのような形でどのように推進していくかということにつきましては、さまざまな検討も必要かと思い

ますので、お時間をいただきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 議員と町民との懇談会で矢巾北中学校の生徒さん、3年生、今度卒業になる3年生の方が自分たちにもわかるような条例をつくってほしいという提案がされていますけれども、今度つくる条例は、子どもたちにもわかるような条例にしてほしいのですけれども、その点はどのように考えているかお伺いします。
- ○議長(廣田光男議員) 越教育長。
- ○教育長(越 秀敏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

条例につきましては、平易でわかりやすい言葉でつくるのがよろしいかと思いますが、 それぞれ条例という枠もございますので、ただこの案ができましたときには、町民の皆様 方にもお示しして、パブリックコメントしますし、小学校は高学年だと思いますけれども、 中学生にも示して、多くの意見をいただくと。その中でさまざまな用語の使い方とか、わ かりづらいとかという指摘もあろうかと思いますので、そのような形で児童・生徒、町民 の意見を取り入れて、平易な言葉で語られるような防止条例にできればなというふうに今 思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

自席に戻ったところでありますが、先ほど関連で後刻報告ということでありましたので、 住民課長が用意ができたようですので、報告させます。

村松住民課長。

○住民課長(村松康志君) 先ほどは大変申しわけございませんでした。盛岡・紫波地区環境施設組合の平成28年度末の起債の償還の残額でございますが、3件ございまして、まず一つが一般廃棄物処理施設整備事業、これの残額が3億187万1,000円、これは平成29年度まででございます。

2つ目が容器包装リサイクル推進施設整備事業、28年度末の残額が4億9,574万2,000円、 これは平成37年度まででございます。

そして最後ですが、ごみ焼却施設電気計装制御設備機器更新事業で金額が2億5,794万

4,000円、これは平成40年度までございます。

合計で10億5,555万7,000円の残額が残る見込みでございます。 以上です。

○議長(廣田光男議員) それでは、次に、8番、藤原梅昭議員。 第1問目の質問を許します。

(8番 藤原梅昭議員 登壇)

○8番(藤原梅昭議員) 議席番号8番、一心会、藤原梅昭です。最後の11番目になりましたけれども、過去最高の質問者の数で大変お疲れのところだと思いますけれども、もう少しだけ、ほんの10分では終わらないかな、お付き合い願いたいと思います。お疲れの方は、目をつむって耳だけ貸していただいても結構ですので、よろしくお願いします。

まず高橋町長の施政方針演述で感じたことは、町民の皆様の声をすみずみまでしっかり聞き、町政にがっつり反映していくという意気込みが伝わってきました。就任当初1年を1期4年のつもりで頑張るというようなお話がありましたけれども、忘れていないでしょうけれども、初心忘れず4年たてば前町長と同じ16年分となりますので、ひとつ頑張り過ぎないように頑張っていただきたいなと、誠心誠意取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

私も5年前の議会でお世話になったときから、いいものはいいと、だめなものはだめと、こういうことで是々非々で取り組ませていただいておりますので、その分も含めながらよろしくお願いしたいと思います。それでは、町長の施政方針の中より大きく3点に絞ってお伺いいたします。

まず1点目は、町民の皆さんに忘れてほしくないと、そういう思いで毎回お聞きしております。死者、行方不明者1万8,000人、東日本大震災より11日で5年目ということでちょうど前回の選挙の年でした。岩手、宮城、福島では、いまだ6万人近い人が仮設住宅に住んでおります。全国の世論調査では、復興が進まないと感じている人は72%と関心が低くなったと感じている方が77%と、そういう結果が出ておりまして、非常に風化されていくことが懸念されております。そういう中でまだまだ被災者、被災地支援、風評被害等の対応が必要であるわけですけれども、当町の対応状況をまず伺います。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 8番、藤原梅昭議員の東日本大震災の被災地支援等の対応状況につ

いてのご質問にお答えいたします。

本町に避難されている方は、1月31日現在で46世帯、96人となっております。避難者の 方々の対応については、保健師が健康相談等の機会を通じて個別に対応しているとともに、 昨年度に引き続き県の被災者健康づくりサポート事業補助金を活用し、冬期間に保健師等 が家庭訪問等により、健康状態や生活状況の把握のため健康生活調査を実施し、継続的な 健康支援を行っております。

さらには、同補助事業を利用し、今年度も被災者健康応援交流事業を町社会福祉協議会へ委託しており、被災者の方々と地域の方との交流事業を1月末まで5回実施し、述べ170人の参加状況でありました。また、町社会福祉協議会では11月から被災者の方々が集う場としてのサロンを月1回開催しており、定期的に行うことで継続的な見守りを行っているところであります。今後も関係機関と連携しながら避難者の方々の健康状態の維持や健康不安の解消、地域の方々との交流を図り、町としても継続して支援してまいります。

震災発生直後から継続して行っております長期的支援として平成27年度は大槌町に2名の職員を派遣しているほか、短期的な支援として農地転用確認業務の支援のため大船渡市から要請があった都度、農業委員会事務局の職員1名を出張派遣をしたところであります。 平成28年度におきましても引き続き可能な範囲での人的派遣を行い、被災市町村の支援を行ってまいります。

農林業関係についてですが、野菜、果樹及び畜産につきましては、一時期低迷していた市場価格は、東日本大震災以前の水準まで戻ってきておると認識しております。しかしながら、特用林産物である菌茸類の市場価格につきましては、震災以前の価格水準まで回復しておらない状況であり、一部大手小売店などでは、原木シイタケが取り扱われていない状況にもあります。また、原木シイタケ栽培においては、主要資材の原木について出荷規制が行われている地域も起因して、全国的に原木不足となっており、原木の取引価格が震災時より大幅に値上がりしている状況にもあり、生産者を取り巻く環境は厳しいものがあると感じております。これまで補助事業として原木等の導入に対する補助であります特用林産施設等体制整備事業などを利用し、生産者へ対応をしてまいりましたが、平成28年度においても継続したいと考えております。町内の生産農家から申し出のある農産物等についても継続して放射線量の測定に応じてまいりたいと考えております。

国民健康保険におきましては、一部負担金等の免除も行っており、平成26年度年度末で25世帯、45人が対象となっておりました。免除額は200万9,599円となります。平成27年度

は、1月支給決定分まで21世帯、36人が対象となっており、免除額は196万8,530円となっております。また、福島第一原発事故の避難者に対する国民健康保険税の減免対象者が1名いらしており、減免額は26年度4万6,500円、27年度4万4,500円となっております。

後期高齢者医療制度におきましては、同じく一部負担金等の免除を行っており、平成26年度年度末で16世帯、17人が対象となっておりました。免除額は109万4,526円となります。平成27年度は、1月支給決定分までで16世帯、17人が対象となっており、免除額が96万4,050円となっております。介護保険制度におきましては、同じく利用者負担金等の免除を行っており、平成26年度は5人が対象となっており、免除額は84万672円となっております。平成27年度も5人が対象となっており、免除額は124万9,487円となっております。また、福島第一原発事故の避難者に対する介護保険料の減免対象者が1名おり、減免額は平成26年度、平成27年度とともに8万2,000円となっております。児童・生徒に対する支援では、準要保護世帯の児童・生徒に対し、学用品費、給食費等の助成を行っており、平成26年度では2世帯、4名の児童・生徒に総額37万6,066円を、平成27年度では1世帯4名の児童・生徒に総額29万9,109円を助成しておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) ありがとうございました。当町もいろんな対応、支援を行っていただいておりまして、私も釜石、山田あるいは福島とか友人、知人がいるわけですけれども、大変ありがたく思っております。今後とも継続の支援をお願いしたいと思いますが、前回もお話しましたが、大槌の復興支援の課では35名の人員中5名が地元と、30名が派遣という形で非常にまだまだ手が足りないと、そのような状況なそうですので、これは大槌に限らず全体の話ですので、ひとつできる限りご支援をお願いしたいなというふうに思います。

それで福島の原発事故では、避難者は7万4,000人と言われております。当町の約3倍ということで県外にいまだ子どもたちが1万人以上避難していると言われております。本県でも88人ほど受け入れているというような状況なそうですけれども、一度事故を起こすと、このように人の住めない悲惨な状況が長期にわたり、さらにまだ核のごみと言われている使用済み核燃料を再処理した後に残る高レベル放射性廃棄物、これが最終処分のめども立っていないと、そういう現状であります。国が進める地下350メートル以上深く埋める地層

処分にしても放射線の影響が消えるまでには数万年から10万年ほど要すると、もう我々も考えられないような世界になっているわけです。日本の原発事故の後の対応でドイツではいち早く脱原発政策が定着しております。最近では、原発、原子力大国のフランスでも原発比率の削減が議論され始めていると。私も以前は原発は何とすばらしい技術だというふうに思っていたわけですけれども、原発の事故以来、何とこれほど悲惨なものはないというふうに考えが変わりまして、特に昨年お亡くなりになった田野畑の岩見ヒサさん、三陸の海に原発を誘致しようと、そういう地元の声を抑えて、反原発で三陸の海を守ったというすばらしい方が岩手にいたわけです。そのおかげで岩手県は原発が建設されないで済んだと。そういう中でせめてこれからは再生可能エネルギーにシフトをし、脱原発へかじを切るべきだというふうに私は思いますが、町長さんのお考えはいかがでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

まず結論から申し上げますが、再生可能エネルギーについては、もうできる限りしっかり対応してまいりたいと。今も実は小水力発電に関連していまして、鹿妻穴堰土地改良区ともいろいろお話し合いをして進めておるところでございます。まず身近なところ、できることから一つ一つ積み重ねてまいりたいと。それはやはり今思いは、原発事故の悲惨さということを考えた場合、そして今私は2つの風を心配しておるわけですが、風化することと、それからいつまで続くかわからない風評被害、これを考えたときに、非常に心が痛む。そしてもう一つは、今度いわゆる防災安全室の、きのうもお答え申し上げた初動態勢、いわゆる私どもが知識がないことで原発事故の起きたときに、もうなるべく外には出るなと、そういうことの基本的なことさえもわからないということがありました。だから、いずれ今原発事故によるこれからのいろいろな取り組みを再生可能エネルギーまたは初動態勢の重要性、こういうふうなものをしっかり認識はしながら対応してまいりたいと、こう考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) ぜひそのような方向で再生可能エネルギーにしても、脱原発にしても、本当にこれから将来の子どもたち、あるいはまだ生まれてきていない、そういう将来の人たちに何を残すかといったら、やっぱり安全、安心な地球を残さなければいけないと、これが一番ではないかなというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと

思います。

それと同時に、先日NHKで避難場所というか、避難した後のその地域の放送をしていましたけれども、今はイノシシとかタヌキとかキツネとかカラスとか、そういう鳥獣が住処にしている場所になっていると、非常に悲惨な状況を私はそこでまた見たわけですけれども、これほど大変な状況でなぜさらに再稼働を含めた原発に手をつけなければいけないのかと、こういうことが私の頭の中ではよくわかりません。ただ、将来的に非常に危険だし、あるいは何か一旦事故が起きると人間が住めなくなるということだけは確かなやっぱり現実として感じておりますので、割とそういうところも含めながら一緒に直していきたいなというふうに思っています。

次に、利便性と発展性を高めるまちづくりについてお伺いいたします。

○議長(廣田光男議員) 梅昭議員、通告順番にやりますので、質問1については再質問ありませんね。

(「はい」の声あり)

- ○議長(廣田光男議員) それでは、仕切り直しをします。 次に、第2問目の質問を許します。
- ○8番(藤原梅昭議員) それでは次に、利便性と発展性を高めるまちづくりについてお伺いいたします。

当町の地方創生として周辺地域活性化が重要だということは、これは誰もが感じているし、何とかしなければいけないというふうに思っています。1つは、矢幅駅周辺、医大周辺以外にも何回か今回も話出ていますけれども、煙山小学校付近、それから不動小学校周辺、徳田小学校周辺、流通センターからウエストヒルズにかけての広宮沢周辺、それから高田地区周辺のこの7カ所を第7次総合計画の目玉としてセブンタウン構想という形でぜひ考えていただきたい。移住、定住を促進するまちづくりとして推進してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 梅昭議員、②番、③番は。
- ○8番(藤原梅昭議員) 失礼しました。大分私も疲れていますので、事業はどんどんふえておりますが、一方で時代へ照らし合わせながら事業の見直しということは、常に必要なわけですが、その取り組み状況についてお伺いいたします。
 - ③として、総合計画の実施計画で事業を計画どおり進めるためには、何といっても最後は財源ということで財源が必要ですが、当町の増収に対するお考えをお伺いいたします。

以上です。失礼しました。お願いします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 利便性と発展性を高めるまちづくりについてのご質問にお答えいた します。

1点目の当町の地方創生として周辺地域活性化が重要だが、7地域それぞれの地域特性を生かし、連携するセブンタウン構想として移住、定住を促進するまちづくりとして推進してはどうかについてですが、近年は矢幅駅周辺や国道4号沿線の市街化区域内を中心に宅地化が進む一方で市街化調整区域内の地域においては、土地利用規制により人口減少が進んでおります。こうした現状を踏まえ、土地利用にあっては、第7次矢巾町総合計画前期基本計画におきまして都市的土地利用ゾーンにおいて計画的な市街地整備を推進するとともに、煙山、不動地区の農業集落的土地利用ゾーンにおいては、定住化と地域活性化に努めることとしております。また、ヘルスケアゾーンの開発による新たな産業の創出のほか、農用地的土地利用ゾーン、観光レクリエーションゾーン、沿道サービスゾーンなど、地域の特性に配慮しつつ農商工、バランスのとれた土地利用を推進してまいります。ほかにも住宅取得資金の借り入れに係る利子補給制度の創設とあわせ、市街化調整区域内における既存農家住宅等の増改築に係る土地利用規制の緩和を実現することで地域活性化と移住、定住化の促進に取り組んでまいります。

2点目の事業はふえているが、一方で時代へ照らし合わせ事業を見直しの取り組み状況についてですが、第7次矢巾町総合計画前期基本計画は、時代の変化に適切に対応することを目的に計画期間を従来の5年から4年に短縮し、短期間にスピード感を持って事業を推進していくことになります。こうした中でも外部的要因により事業の効果が薄れる場合も想定されることから、これまでの取り組みの成果について、毎年の事業検証を通じて事業の効果が薄れたものについては、必要な見直しに努め、場合によっては廃止について検討することとし、安易に事業を継続することのないよう計画実施評価、改善のサイクルを確立してまいります。

3点目の総合計画として実施計画で事業を計画どおり進めるためには、財源が必要だが、 当町の増収に対する考えについてですが、市街地整備や道路整備については、国庫補助金 であります社会資本整備総合交付金を引き続き活用し、スマートインターチェンジ周辺等 の主要道路、安全確保対策の生活道路、道路、橋梁維持管理、それぞれの整備を行ってま いります。町管理河川や公園整備については、今後策定する公共施設等総合管理計画に従 い将来見通しによる町税の財源充当計画と各種補助金等の要望をあわせて行い、長寿命化 を図り、整備を進めてまいります。

公共交通の利便性向上については、効率的な町全域の公共交通網のあり方を検討した上で、町管理河川や公園整備と同様に財源を確保してまいります。また、各事業を計画どおりに推進するため、国や県に対し、それぞれの事業の必要性を強く要望し、各種補助金や交付金の確保に努めてまいります。

今後それぞれの整備を進め、安心、安全なまちづくり形成につなげるためには、定住化の実現や新たな産業の創出、都市と農村、自然が調和した地域の活性化により自主財源であります町税の増収につなげる取り組みが急務であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) 今の回答の中でいろんなゾーンがこれからそれこそ考えられているわけですけれども、こういう全部で6ゾーンになっておるわけです。私のセブンはシックスでもファイブでもいいのですけれども、その中で、なぜあえてそういう言葉を使うかというと、それぞれの地元の方が自分のところにも注目をされていると、あるいは気を遣っていただいているということを、やっぱり感じてもらうと、これが大事だと思うのです。何々開発するというと、そこだけに集中して、ほかのところが手薄になってしまうと、そういうイメージを持ちやすいので、そういうゾーンをシックスゾーンであれば、シックスゾーンを大事にしながら、おまえのところにもちゃんと気を配っていると、いつか何とかすると、そういうことがそれぞれの地域が活性化して、またそこからいろんなアイデアが出てくると、そういうようなひとつつながりになると思いますので、その中でこれを今度は構想として立てたやつをどうやって実際の実行力に移していくかと、実行に移していくかというところがこれから本当に立てた目標に対してやる気を持って形づくっていかないと、それが本当の実力だというふうに私は思いますので、考えるだけではなく、そこのところにぜひつなげていっていただきたいと思います。

その中でひとつ、ある自治体は、皆さんも耳にしたことがあると思うのですけれども、 トヨタ生産方式と、これはかなり古くから言われているすばらしい生産方式なのですけれ ども、これは物をつくるだけではなく、そういう経営という見方あるいはそういう地域資 源を生かすと、そういうような考え方に相通じている内容ですので、ぜひその中ではいろ いろ言葉あるのですけれども、例えば5W1Hとか、これは誰がどこで何をするのだと、 そういうことをきちっと明確にして、ただ目標を掲げてやるというだけではなく、誰がや るのだと、誰が責任を持ってそれをやるのだと。達成したら誰が評価してやると、そうい うところがきちっと明確でない限り、ただのキャッチフレーズで終わってしまうという懸 念がありますので、高橋町長のところではそういうことはないと思いますけれども、そこ のところを一つ一つ大事に詰めていくと。それから、なぜなぜ5回とか、ただぽっと出た やつがそのまま通るのではなく、なぜこうなったと、あるいはなぜできないということを 5回ぐらい繰り返せば、大体最後のいいアイデアあるいはできる、できないという結論の 元が明確になってくると。ただ聞いただけではなく、それを自分たちでアイデアを出し合 いながら詰めていくというような、その中には、三現主義とか、これは現場、現物、現実 と、そういうことを皆さんもよく知っていると思うのですけれども、そういうこと一つ一 つが非常に大事なのではないかと、そういうようなことを含めて、いわゆる我々もそうな のですけれども、職員教育の中でぜひご検討していただければと思いますけれども、ご所 見を伺います。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

まずこれからの構想を練りながらいろいろな形で進めていかなければならないと思っているのですが、やはり一番は、地域の皆さんの声、これをよくお聞きしながら、そしてやはり今までのトップダウンというか、上意下達方式ではなく、ボトムアップで地域の声をくみ取りながら、そしてできる限り地域の皆さんにもやる気を起こさせるというか、その気にさせるような形をとっていかなければならないと。それから、町全体で考えた場合は、当然バランスのとれたゾーンの形成も考えていかなければならないということで、いずれ私どもこれからいろんな形でずっときのう、きょうからお話をさせていただいておるわけでございますが、いずれ土地利用の計画の規制の見直しを含めたこと、そして今おっしゃるような、いろんなゾーン形成も考えてまいりたいと思っておりますので、それで私きょう一つ思いついたというのか、第7次矢巾町総合計画にセブンという名前が非常に響きがいいなと、このセブンタウン構想。ここは意識をなされてやられたのかどうかあれなのですが、いずれ私も第7次矢巾町総合計画、それを形にしていくのには、ひとつこの藤原梅昭議員のセブンタウン構想も大いに参考にさせていただきながら前向きに取り組んでまいたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) ありがとうございます。寝ているときは寝ていたけれども、寝ないで考えた言葉ですので、ぜひ参考にしていただければ。

それから、2点目の事業見直しなのですけれども、これは事業といっても各種委員会も 以前私見させていただきましたけれども、いろんな委員会があって、本当に活動している のかと、こういうやつも何点かありました。そういう意味でずっと今までやっているから、 そのままやれということではなく、要は世の中、もう過去と未来しかないと、今瞬間もう 過去になっているのです、話している瞬間というのは。そのための将来投資として予算と いうのはあるのだというような考え方、物すごく大事だと思うのです。過去のために使う わけではないです。災害復旧だってこれから将来の町をつくるために災害復旧するための 予算だと、全部未来志向の予算になるわけですけれども、そういう意味でそういう委員会 等々も、あるいはわからないですけれども、人選等々も全部やっぱりこの際だから見直し をかけて徹底的にリニューアルした高橋町政にしていただきたいなというふうに思います。 何かあした人事異動もあるということで発表があると、そういう話もお聞きしております。 この人が動く時期というのは、今までやっていた人から替わるわけです。こういう時期と いうのは、その業務を見直すには、もう最高のタイミングなのです。ですから、今までや っていたことをそのまま踏襲するのではなく、やっぱり新任に行った人は、そこのところ で本当にこいつ必要なのかと、あるいはこれでいいのかと、さっき書類が大変だという話 もありました。私もこの前話したとおり、介護保険の切りかえというか、あれについても また改めて振替手続をしなければいけないと。いろんなことがありますので、そういう要 は、見方を今までやっていることが極端な話、今までのは、やっぱりちょっと改善しなけ ればいけない、あるいはよくないのだというような見方を1回しながら、ひとつ見直しを かけていただきたいと思うのですが、このタイミングというのは、非常にいいタイミング だと思いますが、どうでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) お答えを申し上げます。

まさに藤原梅昭議員のおっしゃるとおりでございまして、私は、人事異動がある、ない にかかわらず私、お世話になったときから休眠している委員会とか、さまざまあるわけで す。だからこれはひとつ私も大きな課題として捉えております。だからいずれやはり職員 が、また特にも管理職は、やはりそういったことには意識を持って対応するようでなければ、言われてやるのは、誰もおもしろくないのです。やはり自分みずから改善、改革をしていくという意識を持つことが非常に大事なので、きょうは心強い応援をいただきました。そして見方もいただきましたので、これからなお一層内部でそういったことの見直しを強力に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) ありがとうございます。ぜひ生まれ変わった矢巾町ないしセブンタウン構想でひとつ頑張っていただきたいなというふうに思うわけですが、いずれ3点目の財源についてもきのうから聞いていますと、財源がない、財源がない、財源がないと、私も何回聞いたか、ちょっと忘れましたけれども、財源がないというのは、一言で言えば、知恵がないと、やる気がないというところに結びつく危険性がありますので、ひとつ財源の捻出をどうやってやるかという考えを、何とか、いろいろ先ほどいろんな助成金を使いながらやっていくと、これは非常に大事なことだと思います。それ以上に新しい財源はではないのかということを私は一緒に考えたいのですけれども、税務課長さん、何かいいアイデアないですか。
- ○議長(廣田光男議員) 佐藤税務課長兼会計管理者。
- ○税務課長兼会計管理者(佐藤健一君) ただいまご指名いただきましたので、税の立場からお話しをさせていただきます。

当町の増収に関してという当初の質問からでございますが、なかなか税収に関してましては、非常に厳しい状況となってございます。ただ、今回の予算上につきましては、前年度を超える税収見込みという状況でございますけれども、個人住民税、こちらにつきましては、いろいろ報道等議員各位ご存じかと思いますけれども、求人倍率が向上しているということで雇用は大分安定してきているのかなというふうに思ってございます。ただ、政府は29年4月から消費税を増税するといったこともございまして、こちらの個人住民税につきましては、先行きが不透明ではないかなと。消費の落ち込みが今後見られるかもしれない、そういった見込みもされているところでございます。法人町民税、こちらにつきましては、政府が法人実効税率、これはいわゆる国税含め、地方税含めて20%台まで下げるといった方向を示されてございます。よって、法人町民税につきましても今後増収、大きな増収は見込めないのかなと、現状のままですと、そういうふうに見込んでございます。

その他諸税につきましても同様に思ってございますし、固定資産税、こちらも地価が下がってきているというのは、ご存じかと思いますけれども、当然その評価替え等によって、 その都度固定資産税も落ち込んでいる状況でございます。

こういった暗いお話ばかりさせていただくと、自主財源は今後見込めないのかというふうな話でございますけれども、今後いろいろ地域活性化ということで第7次総でも取り上げられてございますけれども、今後の医大なりによって人口増、それによって個人住民税もふえる可能性もございますし、また新たな開発、こちらはそれぞれ今までウエストヒルズなり、西部工業団地、あとは藤沢の工業団地もございますけれども、そちらの新たな企業の誘致といった方向性がまた見出しながらうまい方向にいくと、法人町民税なりもふえていくのかなというような見通しもございます。これは、今後7次総に沿った形で地域活性化がされれば、自主財源も見込めるのかなという、暗いお話ばかりして申しわけありませんが、そういった明るい兆しも見えているということを申し上げました私からのお答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 明るい話題で川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) それでは、明るいかどうかまた別にしまして、財源の確保ということでございますので、ちょっとお話を申し上げたいと思いますが、今税務課長が話しました自主財源の確保、これは当然なことでございまして、それを上げるためには、やはりそれぞれの企業の創設やら定住、移住の創設やらということで高めてまいりたいなと思っております。

それから、それぞれやはりいろんな交付金やら補助金、いろいろあるわけですが、それぞれ矢巾町で行いたい事業について、どのような国なり、県の補助金があるかと。やはり自主財源だけではどうにもならない部分がありまして、自主財源が多くなると、反目して地方交付税が下がるというふうな、そのままふえて地方交付税そのままであれば、そうなのですけれども、そういうふうなことでもありませんので、そういうふうないろんな方向の情報を得ながら着目して、それこそ財源の確保を図ってまいりたいと思っております。

それから、最近うちの町長が一生懸命話しますが、特別交付税のというのが、今月の多分末あたりにどれくらい配分になるかというのが、県のほうから通知来るわけですが、これの算定といいますか、そのあれは県のほうで配分の権利を持っておりますので、いかにしてそういう部分でも矢巾町ではこれぐらいの自主財源で事業に取り組んでいるかというのを今まである程度逃していたというのは、そうではないわけですが、もっともっと緻密

に積み重ねて、そういう部分でも財源の確保を努めてまいりたいと思っております。

やはり昨年度の当初予算から比べますと、約2億5,000万円ぐらいの当初予算多く組まさせていただいておりますが、それもやはりいろんなところで財源をそれぞれの担当課のほうで確保しながら積み重ねたものと、このように思っておりますので、今後もそのように努めさせていただきたいなと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) ありがとうございます。そのようにいろいろ出てくるのです。考えれば考えるほど。その中で今助成金、交付税とか、そういう話がありましたけれども、町民の中では、せっかく県に、あるいはせっかく町に来ている、そういう助成金の話が町民のところまで届いていないという話があります。実際どれとは言いませんけれども、ありました。そういう中で、やっぱり今見逃したり、あるいは見過ごしたりしている部分があると思いますので、皆さんのやっぱりそれぞれの責任の担当課のところできっちり把握して、漏れのないように、もう絶対漏らさないと、もう何が何でもそれこそただでもらえるわけではないですけれども、もらえるものはもらうと、そういう形のやっぱりアンテナを張って対応しないとだめだと思いますので、ひとつそれをお願いしたいのと、税務課長さんには申しわけないけれども、各課にやっぱり少しはっぱをかけて、例えばさっきふるさと納税、きょうもありましたけれども、今まで100万円やそこらしかやっていないところが来年度も120万円だとか、そういう話をしているということは、私は一言で言えばやる気がないというふうに感じます。

というのは、長崎では14億円稼いでいるというか、対応しているとか、北海道では4億円対応しているとか、岩手県でも3億円、4億円あるわけです。何で矢巾町は100万そこそこしかないわけ。一言で言えば怠慢かなというふうに私は感じます、きつい話で言えば。そういうことも含めながら、やはり税金徴収するだけではなく、ひとつそこのところも含めて皆さんのチェック役でもあるわけですから、それをぜひノルマを与えながらちょっと低いぞというところもあるでしょうし、あるいはどこかそういう先進地があれば、そのとおりやれば、そのとおり来るかどうかわかりませんけれども、それに近いところに行く可能性あるわけです。そういうところを勉強ながら対応していただきたいなと、ぜひ町民の税金だけではなくて、そういうところから財源を確保しながら町民の皆さんにそれを使っ

ていくという形にやっていただければ非常にありがたいなということで今度それこそ新人 事制度ございますけれども、ひとつその中にもそういうような評価も含めてぜひ実績も含 めた評価も盛り込んでいただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 伊藤副町長。
- ○副町長(伊藤清喜君) この財源の確保という視点で申し上げますと、これから大変な重要なことでございます。今私どものほうでも答弁の中では、国の補助金でありますとか、あるいは税収でありますとかということには、これは当然力を入れていかなければならないわけでございますけれども、一方、やはりこれまでの使っている、今の使い方についても、やはりいま一度チェックしてみる必要があるだろうというふうに思っております。

例えばこれまでやってきたところを見直しした上で、いや、これはやっぱり別な形で使ったほうがもっと効果、効率的ではないかといったものもあろうかと思いますので、これらについてもいま一度精査してまいりたいというふうに思っております。

それから、今先ほど出ておりますけれども、やはり税とか、それから補助金とかということになりますと、なかなか制度の中でございますので、やはり大きなのは、今言われているようなふるさと納税のようなのであれば、相当力を入れることによって、その成果はあらわれるものと思っておりますので、新年度からは、新しい取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、ここら辺で大いに力を入れてまいりたいと。これまでの熱意のプラス3倍ぐらいの熱意で頑張ってまいりたいというふうに思っております。

それから、今お話しされたような、そういうやはり人事評価制度、これも本格施行になるわけでございますので、これらも含めてそうした成果のある職員には、そういう評価をしていくような組織体制もつくってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(廣田光男議員) それでは、ここで皆様方にあらかじめ申し上げます。

時間がもううじき5時になりますが、終わりそうにもありませんので、会議規則第9条第1項の規定により会議時間は5時までとなっておりますけれども、同条第2項の規定により延長することができることとされておりますので、あらかじめ延長することを宣告しておきます。

○議長(廣田光男議員) ここで暫時休憩に入ります。 開会を5時とします。

午後 4時50分 休憩

午後 5時00分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続きまして再開をいたします。 次に、第3問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番(藤原梅昭議員) それでは、あと私は6分ですので、よろしくお願いします。

3問目、健やかな生活を守るまちづくりについて以下伺います。脳卒中ワースト1脱却として原因の三大リスクは、高血圧、糖尿病、喫煙、日本一健康な町やはばを目指す当町としては、高血圧予防だけではなく、この三大リスクすべてに取り組むべきと思うが、考えをお伺いします。

団塊世代が75歳以上となる2025年問題は、健康寿命を延伸する観点から生涯スポーツでの 予防が大事だが、具体策をお伺いします。

児童福祉の充実として他に先駆けて不妊治療助成に取り組んだが、子育て支援としての医療費助成は他より遅れており、小学生はもちろん中、高校生まで拡大するべきと思いますが、 お考えをお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 高橋町長。
- ○町長(高橋昌造君) 健やかな生活を守るまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の脳卒中ワースト1脱却として三大リスク全てに取り組むべきと思うがについてですが、本町は岩手県が脳卒中死亡率ワースト1であることに鑑み、減塩を中心とした高血圧予防対策として食生活改善推進協議会と連携した減塩活動など、健康づくりの取り組みを展開しながら、さらに今年度は地方創生先行型事業、矢巾町塩彩プロジェクトを通じて減塩健康食品開発販路拡大事業に取り組んでおります。高血圧以外のリスクであります糖尿病及び喫煙は、脳卒中のみならず心疾患の発症要因でもあり、特にも糖尿病は糖尿病性網膜症や人工透析などの合併症にもつながることから、個々の生活の質と医療費の増加への影響が懸念されるため、本町としても重要視しております。そのため従来から実施しております特定健

診、特定保健指導や国保へルスアップ事業に加え、特定健康健診結果で血糖値等が高く、受診勧奨、判定値を超えている方への取り組みを強化し、保健師等が家庭訪問により、医療機関へ受診勧奨をし、糖尿病や脳卒中などの発症予防と重症化予防の支援を行っております。 しかしながら、健康づくりは個人への対策だけでは解決できない課題も多く、地域全体で推し進めていく必要があります。

岩手県脳卒中予防県民会議において掲げております食生活改善、運動習慣定着、禁煙の三本柱の活動とともに連動し、保健推進員等の関連団体や機関とともに歩数アップやウオーキング等の促進も図り、地域全体の健康意識の向上と健康的な生活習慣の定着につながるよう官民一体となった取り組みを進めてまいります。

2点目の2025年問題は、健康寿命を延伸する観点からも生涯スポーツでの予防が大事でありますが具体策は、についてでございますが、健康の維持、増進には、適度なスポーツ活動が重要と考えており、現在矢巾町体育協会及び総合型地域スポーツクラブ、楽々クラブ矢巾と連携し、各種スポーツ事業を行っているところであります。特にも毎年開催しております町民スポーツ大会では、年間5種目を開催し、各種目において年齢枠を設けるなど、毎年2,000名を超える幅広い世代の方々に出場をしていただいております。生涯スポーツの発展に寄与することを目的に設立されました楽々クラブ矢巾では、現在登録されております420名の会員のうち約半数が40歳以上で構成されており、体育館の内外問わず、日々スポーツ活動を行っているところであります。

また、社会教育課では、出前講座を通して、生涯スポーツの普及を図っており、今年度は主に各自治公民館を会場に13件の講座を行っております。今後におきましても生涯スポーツの普及が町民の健康づくりと維持増進に重要な役割を担うものと認識し、スポーツに親しむきっかけづくりとして各種教室や大会を開催し、スポーツが持つ魅力を共有し、恒常的なスポーツ活動へつなげていくとともに、体育施設の適切な維持管理を行い、より一層の生涯スポーツの推進を図ってまいります。

3点目の医療費助成の中高生までの拡大に対する考え方についてでございますが、本町の子どもの医療費助成につきましては、昨年8月診療分から小学校3年生までの児童に係る外来分も町単独事業として対象を拡大したところであり、さらにことし4月診療分からは、小学6年生までの児童に係る外来分まで拡大する予定で当初予算に計上をさせていただいております。

現時点でも給付内容、給付対象とも県基準以上とし、内容を充実させるところであります

が、県内各市町村の中には、中学生、さらには高校生まで給付対象を拡大している市町村もあり、本町の子育て環境の充実という観点から今後の給付動向を見きわめ、さらなる拡大について検討してまいります。

また、県に対しましても市町村の医療費助成制度が充実するよう施策の拡充を要望してま まいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) ありがとうございました。

塩彩プロジェクトを通じての減塩健康食品開発販路拡大事業は、大変すばらしい取り組みだと思っております。私も健康まつり等で体験し、全然問題がなく、おいしいものも中にはあったということで非常に進めていただきたいなと、こういうふうに思っております。

岩手県でも掲げている三本柱の中での禁煙の中で喫煙率は19.6%のようでありますが、そのうち3割はやめたいと、そう思っているそうです。やめたい人の支援策として禁煙治療費の助成とか、あるいはやめた人に何かご褒美をあげるとか、何かそのようなきっかけをつくってあげてはいかがでしょうか。

- ○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(菊池由紀君) 禁煙のきっかけづくりについての答弁をいたします。 とてもよいことですが、やめることによって体が大変激変しますので、一瞬のポイントと かのご褒美とかというよりも、まずすばらしく体が激変するほどよいメリットがあるという ことをお知らせすることに努力したいし、禁煙できる環境づくりのほう、医療機関の紹介と か、私どもでできる保健指導もありますので、そのことを大事に取り組んでいきたいという ことを答弁とさせていただきたいと思います。
- ○議長(廣田光男議員) 他に再質問ありますか。 藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) 私も40歳を機にやめましたので、非常にその気持ちはよくわかります。ものがおいしく食べられますので、ひとつ進めていただければいいかなと思います。

さらに運動習慣の定着ということで、特に冬場の対応をどのように考えているのかお伺い しますが、今月の初め秋田県の秋田空港近くのスカイドーム、大館市の樹海ドームの研修に 会派合同で視察に行ってきました。スカイドームは多目的だが、大きさは少年野球程度と、 樹海ドームは大人の野球もできる広さで、いずれも冬場の運動環境の確保のためにできたドームというふうに申しておりました。正月だけ休みで、ほとんどスケジュールは埋まっていると、それぐらい好調だというふうに申しております。東北六県の中でドームがないのは岩手だけというふうに伺っております。当町周辺部でも冬場の対応ができず、体育館でも予約がとれないと。多分150%から200%ぐらいの利用率になっているのではないかと、使えば。多目的ないろんな行事、イベントに対応した町への経済効果もあるというふうに申しておりましたので、ぜひドーム、東京ドームまでは要らないですけれども、ビニールハウスの延長のような、冬場に対応できるような中間ぐらいのご検討の余地はあるのか、ないのかちょっとお伺いしたいと思います。

- ○議長(廣田光男議員) 川村企画財政課長。
- ○企画財政課長(川村勝弘君) それでは、冬場の、冬場といいますか、四季を通じた運動施設ということになれば、今言われているドームというのがあるわけですが、ドームの形態にもそれぞれ今東京ドームみたいな、ああいうふうなドームの形態が、結局はシートといいますか、そういうふうな形態がありまして、それはやっぱり採光もいいわけで、いいということは電気料も余りかからなくなっているというふうなこともありまして、うちらのほうでもちょっと見させていただきましたが、それぞれ健康づくりあるいはそれこそ冬場の体力づくりという部分につきましては、そういうふうなのもいいなというふうには考えておりますが、そういうふうなのも含めながら中学校の跡地利用を検討できればなというふうに考えております。いずれ検討委員会につきましては、どういうふうな、これから10年、20年後の皆さんがお使いになるものに対してどういうふうな方向性が必要なのかというのを検討していただくことになっておりますので、ひとつ今話が出ましたというふうなドームも含めながら検討していければなと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問はありますか。 藤原梅昭議員。
- ○8番(藤原梅昭議員) いずれ認知症、これは40歳以上からの運動不足が認知症を促進しているというようなデータも出ておりますので、認知症の観点からもぜひ冬場の運動、これをご検討していただければいいかなと思います。

それから、最後になりますが、4月からの診療分、6年生からの外来分と、そういう意味

は、進めていただけるということは、非常にありがたいと思います。それで中学生まで行った場合、高校生まで行った場合、それぞれどのぐらい医療費がふえると試算しているのか、 ちょっとお伺いして最後の質問にいたします。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えいたします。

中学生までもし拡大した場合、対象人数が724名でございまして、およそ1,000万円ほどを 想定してございます。一方、高校生まで拡大した場合、まず今の場合、ほぼ100%の中学生が 高校に進学するものでございますので、1,000万円までは、だんだん年をとるにつれて病院に かかる割合は低くなってくるという傾向がございますので、1,000万円まではいかないものの、 やっぱり800万円かそのぐらいの予算は必要になってくるのかなというふうに考えてござい ます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 再質問、どうぞ。
- ○8番(藤原梅昭議員) 済みません、最後と言っていて。それで日本一の子育で村ということできのうもお話ありましたけれども、子どもの医療費は中学生まで無料化と、人口が1万2,000人と、それでそこのところの目標は18歳人口をふやすというターゲットなわけですけれども、これは今まで高齢者の福祉から高齢者を支える手をふやすと、考え方、そういうふうに考え方をシフトして子どもたちをふやすと、何とか支えてもらうというような方向にシフトしたと思います。それで出生率も2.0以上に上がってきているというような先進事例もありますので、ぜそその辺のところを勉強していただきながら検討していただければ、非常にありがたいかなと。

では、最後に1つだけ、国保の2018年度の県移管、これは具体的にはどのような形で進まれるのか、国保の県の移管、県移管、時間過ぎましたけれども、時間内に終わっていましたから、具体的な進め方です。

- ○議長(廣田光男議員) 村松住民課長。
- ○住民課長(村松康志君) ただいまのご質問にお答えいたします。

今国のほうで国保の県への移管について、大枠については、大体固まったところでございます。県がまず保険者になりまして、そして県が各市町村、いわゆる被保険者に対して納付金というものを納付させるようにするということになります。それで市町村、被保険者、我々国保の保険者は、それを算定をしまして、そして保険料を算定して各被保険者に対してこ

れぐらいの額を納めてくださいということで徴収をして、そして県に納めるような形になります。県は県で基金をつくりまして、県全体でばらつきが起きた場合に、それを平たん化できるように、そのための基金を準備するということまで決まっております。

そして保険料につきましては、どのようにするかというのは、今いろんなワーキング委員会が設置されておりまして、県のほうで。そちらのほうで鋭意検討されているところでございますので、近々その内容についてご報告できると思いますので、それまでちょっとお待ちいただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 藤原梅昭議員の持ち時間終わりましたので、高橋町長、最後、今議 会終わりですが、何か所見ございますか。

高橋町長。

○町長(高橋昌造君) 発言の機会をいただきましたので、一言だけ、今度の定例会3月会議におきましては、この18名の議員さん方の中で11名の皆さん方からご質問をいただいたということで、いずれ私きのう、きょうと感じたことを一言でお話しさせていただきますと、やはり議員さん方は勉強していらっしゃるなと、だから当局もやはりもっともっとしっかりした対応をしていかなければならない。

それから、やはりこれから議会も変わっているときに、やはり私ども当局も変わっていかなければならない。特にも答弁で検討すると、その検討はいつまでにやるかというきちっとした期限を切ってお答えできるような形にしていかなければならないということを改めて今定例会を通じて強く感じたところでありますし、また4月1日からいろいろな機構改革もあるわけでございますが、人事一新、また心を新たにして町政に取り組んでまいる覚悟でございますので、どうか今後とも議員各位の大所高所の立場からのご指導、ご助言を賜りますことをお願いを申し上げて私のあいさつにかえさせていただきます。

きょうは本当にありがとうございます。

○議長(廣田光男議員) 以上をもちまして8番、藤原梅昭議員の質問を終わります。 これをもって一般質問を終わります。

○議長(廣田光男議員) 以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会します。 なお、明日は休会、10日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨、山﨑予算決算常任委 員長より申し出がありましたので、午前10時に本議場に参集されるようお知らせいたします。 大変ご苦労さまでございました。

午後 5時20分 散会

平成28年矢巾町議会定例会3月会議議事日程(第4号)

平成28年3月22日(火)午前10時開議

議事日程(第4号)

- 第 1 請願・陳情の審査報告
 - 28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願
- 第 2 報告第 2号 その他町道南昌山線道路災害復旧(25災560号)工事請負契約の 変更に関する専決処分の報告について
- 第 3 議案第31号 平成28年度矢巾町一般会計予算について
- 第 4 議案第32号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 5 議案第33号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第 6 議案第34号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 7 議案第35号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
- 第 8 議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第 9 議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 第10 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第11 議案第38号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第39号 矢巾町役場庁舎冷房機器設置工事請負契約の締結について
- 第13 議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第11号)について
- 第14 議案第41号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算 (第4号) について
- 第15 議案第42号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第16 議案第43号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について
- 第17 発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について
- 第18 発議案第5号 矢巾町議会事務局処務規程の制定について
- 第19 発議案第6号 安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について

第20 発議案第7号 社会資本(上下水道)の老朽化対策の制度拡充を求める意見書の提出 について

第21 選挙第 1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	赤	丸	秀	雄	議員		2番	水	本	淳	_	議員
3番	廣	田	清	実	議員		4番	高	橋	安	子	議員
5番	齊	藤	正	範	議員		6番	村	松	信	_	議員
7番	昆		秀	_	議員		8番	藤	原	梅	昭	議員
9番	Ш	村	農	夫	議員	1	0番	Щ	﨑	道	夫	議員
11番	髙	橋	七	郎	議員	1	2番	長名	川名	和	男	議員
13番	Щ	村	よし)子	議員	1	4番	小	Ш	文	子	議員
15番	藤	原	由	巳	議員	1	6番	藤	原	義	_	議員
17番	米	倉	清	志	議員	1	8番	廣	田	光	男	議員

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町	長	高	橋	昌	造	君		副	町	長	伊	藤	清	喜	君
総 務 課	長	Щ	本	良	司	君		企画	財政記	果長	Ш	村	勝	弘	君
税 務 課	長	佐	藤	健	_	君		がい扌		菊	池	由	紀	君	
兼会計管理	計管理者							課		長					
住 民 課	長	村	松	康	志	君		農兼農事	林 課 業委員 務 局	長会長	髙	橋	和什	志	君
道路都市課	果長	菅	原	弘	範	君		区画	整理詞	果長	藤	原	道	明	君
商工観光課	是長	浅	沼		仁	君		上下	水道記	果長	吉	田		孝	君
教育委員	長	松	尾	光	則	君		教	育	長	越		秀	敏	君

 学務課長
 立花常喜君
 社会教育課長
 山本
 功君

 代表監査委員
 吉田
 功君
 農業委員会長
 髙橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊 池 清 美 君 係 長 藤 原 和 久 君

主 事 渡 部 亜由美 君



午前10時00分 開議

○議長(廣田光男議員) ただいまの出席議員は17名であります。

6番、村松信一議員は、都合により遅参する旨の通告がありました。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長(廣田光男議員) 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。 これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願

(総務常任委員長報告)

○議長(廣田光男議員) 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願 について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

藤原由巳議員総務常任委員長。

(総務常任委員長 藤原由巳議員 登壇)

○総務常任委員長(藤原由巳議員) それでは、ただいまから請願審査の報告を行います。 平成28年3月22日、矢巾町議会議長廣田光男殿。矢巾町議会総務常任委員会委員長藤原由 巳。

請願審查報告書。

本委員会が、平成28年矢巾町議会定例会3月会議において付託を受けた請願の審査が終了 したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名、28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願。請願者、矢巾町煙山24の1、矢巾九条の会、代表世話人、伊東宗行。同じく矢巾町南矢幅6の80の1、代表世話人、佐藤征克。紹介議員、藤原梅昭、川村農夫。

2、委員会開催年月日、平成28年3月8日火曜日。

- 3、出席委員、藤原由巳、小川文子、廣田清実、山﨑道夫、長谷川和男、廣田光男。
- 4、審査経過、平成28年3月8日、午後5時22分開会、委員長挨拶後、28請願第1号について、請願資料に基づき慎重審議した。
 - 5、審査結果、28請願第1号、採択すべきものと決定した。
- 6、審査意見、審査に当たっては、昨年8月にも同一請願者から同様趣旨の請願が出され、 審査した経過があることから、今回は請願者、紹介議員には出席を求めず、6名の委員にて 行った。審査の過程において平成27年8月12日付で政府に「国際平和支援法案」と「平和安 全法整備法案」の撤回と廃案を求める意見書を提出していることからも今回の「安全保障関 連の廃止を求める請願」を採択すべきとの意見が出され、その後の審査においても昨年から の請願者の趣旨を理解すべきとのことから評決の結果、賛成多数で採択すべきとし、本会議 に報告することとした。

議員各位には、特段のご理解を賜りますようお願いを申し上げ、審査報告といたします。

○議長(廣田光男議員) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑 ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願について、起立により採決をします。

本請願に対する委員長の報告は、採択とすべきものであります。

お諮りします。28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願について賛成する諸君 の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、28請願第1号 安全保障関連法の廃止を求める請願については、採択することと 決定しました。

日程第2 報告第2号 その他町道南昌山線道路災害復旧(25災560号)

工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について

○議長(廣田光男議員) 日程第2、報告第2号 その他町道南昌山線道路災害復旧(25災560号) 工事請負契約の変更に関する専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第2号 その他町道南昌山線道路災害復旧(25災560号)工事請負 契約の変更に関する専決処分についてご報告申し上げます。

平成26年7月28日に議会のご議決を賜りましたその他町道南昌山線道路災害復旧(25災560号)工事については、同日株式会社佐々木組、丸三建設株式会社、特定共同企業体と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移し、本年3月30日に契約工期内で工事は完成する予定であります。

工事概要の内容についての変更はありませんでしたが、現地精査の結果、それぞれの工種における土工数量が減となったため、工事費が減額となったものであります。これらのことから地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定に基づき、平成28年3月15日に専決処分により工事の変更契約を行ったものであり、このたび同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げるものであります。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額 2 億2,518万円を36万720円減額し、変更後の契約金額を総額で 2 億2,481万9,280円とするものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

以上をもって報告第2号を終わります。

遅参の申し出がありました村松信一議員が出席しております。

日程第 3 議案第31号 平成28年度矢巾町一般会計予算について

日程第 4 議案第32号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予 算について 日程第 5 議案第33号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計予算に ついて

日程第 6 議案第34号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算 について

日程第 7 議案第35号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業 特別会計予算について

日程第 8 議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第 9 議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長(廣田光男議員) 次に、日程第3、議案第31号 平成28年度矢巾町一般会計予算について、 いて、日程第4、議案第32号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、 日程第5、議案第33号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第6、 議案第34号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第7、議案第35号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第8、議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第9、議案第37号 平成28年度矢巾町下 水道事業会計予算についての7議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、 予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告があり、予算決算常任委員長の報告を求めます。

山﨑道夫予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 山﨑道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長(山﨑道夫議員) それでは、予算決算常任委員会の審査報告を行います。

平成28年3月22日、矢巾町議会議長廣田光男殿。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長山 﨑道夫。

予算決算常任委員会審查報告書。

議案第31号 平成28年度矢巾町一般会計予算について、議案第32号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第33号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、議案第34号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第35号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計予算について、議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算について。

本常任委員会は、平成28年2月24日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決 すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第77条 の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第31号から議案第37号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。歳入、1、将来的に高齢化による低所得化と土地評価の停滞など、町税増収は厳しく、 その対策として定住人口増とふるさと納税などによる増収対策に取り組まれたい。

- 2、国庫負担金、出資金及び県負担金、補助金、支出金の適正獲得に向け、県、国への情報提供と収集に努め、財源の確保に鋭意取り組まれたい。
 - 3、財産貸し付け収入の確保及びパストラルバーデン債務の計画的回収に努められたい。
 - 4、公共施設の長寿命化に向け、基金の創設及び運用の適正化に努められたい。

歳出、1、本町の将来の鍵となるウエルネスタウン構想の早期構築と町内周辺の定住化対策を図られたい。

- 2、職員研修事業において、より効果的な研修に取り組むとともに、議員の視察、調査活動内容が政策課題と一致した場合、出張できるよう運用の拡充を求める。
- 3、防犯灯、街路灯設置事業及び公共施設において節電対策も含め、早期のLED化を推進されたい。
- 4、農業振興については、食料安全保障の観点からも自給率を確保するために基盤整備、 担い手育成、特産品の確立を図られたい。
 - 5、カメムシ防除対策の一環として引き続き薬剤散布の助成を継続されたい。
- 6、人口増加に向けて働く場の創出、子ども医療費支援、第3子保育料の無料化等の支援 で高齢者の支えて手となる18歳以下の人口をふやす施策が必要である。
- 7、子どものいじめ防止対策として相談員2人を町費用で配置したことは評価するが、より一層子どもの気持ちに寄り添った施策の実施と予算措置を求める。
- 8、健康日本一を目指す本町として、特に冬場の運動施設が不足しており、その解消に努められたい。
 - 9、高齢者、障がい者が安心して住める福祉政策の充実を求める。
- 10、矢幅駅前複合施設やはぱーくの指定管理者に対し、助言、サポートし、良好な運営を求めるとともに、安全対策に万全を期されたい。
 - 11、上下水道料金の値上げは、値上げ幅と時期を慎重に検討されたい。

以上の附帯決議を付しましたので、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申

し上げまして報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(廣田光男議員) 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。 ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道、 下水道事業会計の予算7議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございません か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議ないようでありますので、一括して討論を受けることに決定 しました。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

13番、川村よし子議員。

(13番 川村よし子議員 登壇)

○13番(川村よし子議員) 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

議案第32号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計、議案第33号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計、議案第34号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計に反対討論をいたします。

その前に、子どもの医療費助成制度の拡充を小学校3年生から小学校を卒業するまで拡充 したこと、また福祉・子ども課を開設したことは、少子化と子どもの貧困が大きな問題になっている状況の中で声を大きくして評価いたし、今後の取り組みに期待を申し上げます。

それでは討論に入ります。私たちは、昨年の町議選挙に当たりアンケート調査を行いました。その中で国民健康保険料を引き下げてほしい、高くて払えない、介護保険料が高いなどという回答が多く寄せられました。医療、介護など、国民の暮らしを支える社会保障が年々改悪、改正され、国民の将来への、町民の将来への不安は増すばかりです。私たちは、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、医療、福祉などの社会保障の充実をこの間求めてまいりました。しかし、現在の安倍政権は社会保障、税一体改革路線のもとで2014年の骨太方針を決定し、社会保障については、自助、自立のための環境整備を行い、医療、介護を中心に社会保障給付について自然増も含めて聖域なき徹底した効率化、適正化していく必要があるとして、また一方では、日本最高戦略は、戦略史上構造プランとして公的保険外のサービス産業の活性化などの施策を成長戦略の柱に位置づけています。

こうした一体改革路線を一層進めるのが通常国会で2014年の6月18日に成立した地域における医療及び介護の総合的確保を推進するための関係法律、いわゆる医療介護総合法です。 我が国の高齢化のピークとされる2025年度として医療介護給付費を抑制する目的で供給体制の再編計画を進めてきています。医療介護総合法の施行後、厚生労働省に医療介護総合推進会議が設置され、その後医療介護総合確保方針が告示されました。

2018年以降の確保方針としては、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を車の両輪として進める、地域の医療、介護の情報を可視化し、客観的データに基づく地域の将来的な医療介護ニーズの見通しを踏まえた上での提供体制を構築していく。限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくために病床の機能分化及び連携と医療及び介護の連携を進める。そして情報提供技術、ICT化を活用するなど掲げております。以上を医療抑制策としてきております。その中で国民健康保険制度の都道府県単位の広域化を進めてきております。高過ぎる国保の国保税の最大の原因は、1900年代の国庫支出金が一貫して減らされてきております。今後予想される改正は、医療費の70歳から74歳、1割負担から2割負担、そして3割負担に、75歳以上患者窓口負担を1割から2割へ、入院時の食事代も負担増、1食260円から段階的に460円引き上げ、湿布や目薬、ビタミン剤、うがい薬などは、市販薬類、薬品が全額自己負担になるなど、お金を心配しながら医療機関を受診しなければならない状況になってきております。

2つ目には、介護保険制度の問題では、介護報酬2.27%削減し、介護福祉職員の処遇改善が後回しになっていることや特別養護老人ホームの入所条件を要介護3以上に狭め、2015年8月からは、一定以上の所得者は、介護サービスの利用料を1割から2割負担に改正し、要支援1、2の軽度認定者は訪問看護、ホームヘルパー、デイサービスを受けにくい状況に追いやり、サービスをボランティア移行し、介護サービス利用料など、原則1割負担ですが、所得の制限を撤廃して2割負担など計画しているところです。社会保障、自助、共助、公助の組み合わせで考えるべきとして公的責任ではなく、自己責任を基本にする内容に変質させ、市場を活用したニーズの充足と地域での助け合いと向かっています。都道府県計画と市町村の整合性を確保し、命を大切にするというところでは一致しておりますが、今後の町民の医療を受けたいときに受けることができる、介護が受けたいときに受けられる、お金の心配がなく確保できる保障が今必要です。そのためには、国保会計では一般会計からの法的外の繰り入れがどうしても必要と考えます。

以上の点から反対討論に参加させていただきます。どうもありがとうございます。

○議長(廣田光男議員) 次に、賛成討論ありますか。 2番、水本淳一議員。

(2番 水本淳一議員 登壇)

○2番(水本淳一議員) 議席番号2番、水本淳一でございます。

私は、平成28年度一般会計及び各特別会計、企業会計予算について賛成の立場から討論いたします。

平成28年度一般会計及び特別会計の総予算額は151億5,220万円余りで2億7,431万円、前年度比1.8%増となっております。その中で一般会計は92億7,910万円で2億3,580万円、2.6%の増であります。一般会計の増は、主に年金、医療、介護、少子化対策等の施策に充てられる地方消費税交付金及び国から使い道が指定されている国庫支出金の増加等によるものです。これは一般会計と特別会計を合わせた総予算額の増とほぼ同額となっており、教育福祉関係及び土木関係等の支出にしっかりと反映されていると思います。

私は、昨年不来方高校音楽部の定期演奏会を鑑賞し、久しぶりにものすごい感動を受けました。もし悩んでいる中学生がこの感動を味わったならば、いじめも自殺もなくなるのではないかと本当に思いました。情操教育は、発達段階の小中学生には非常に大切なものであると思います。芸術鑑賞等情操教育にもさらに力を入れていただきたいと思います。

産業分野では、全国に負けない矢巾町の魅力ある特産品の開発を行い、PRをしっかりとし、ふるさと納税の増大へつなげていただきたいと思います。

また、平成28年度は、矢巾スマートインターチェンジについて本格的な工事が始まるなど、 多くの予算が計上されております。岩手医科大学附属病院開業に向け、医大病院への緊急車 両の最良アクセス、地域防災の強化、そして地域産業の活性化を大いに期待いたします。

企業会計の予算規模につきましては、上下水道事業の収入総額が28億2,000万円余りで前年 比10.5%の減、支出総額が37億7,000万円余りで2.9%の増となっております。支出が収入を 9億5,000万円以上上回っております。水道事業に関しては、老朽化施設の更新に早急な対処 が迫られており、支出の増はやむを得ず、子孫への多大な負債を避けるため早急な対応が必 要であると思います。

平成28年度は、第7次矢巾町総合計画前期基本計画の初年度となります。矢巾町では機構 改革により、民生、産業、土木、総務の各部門において課の再編が行われますが、役場にお ける住民の手続の際の利便性の向上、そして各課の意思疎通を図るとともに本町の将来像、 人を豊かに育み見守る町、自然と人が共生する町、持続的な力を蓄え、活力ある町、みんな でつくる協働の町、この4つの町を忘れず、和といたわりと希望の町の実現を目指し、28年度の計画が着実に実行されることを確信し、一般会計並びに特別会計、企業会計の全ての予算会計に賛成し、私の討論を終わります。

○議長(廣田光男議員) ほかに討論ありますか。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番(小川文子議員) 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

このたび初めて私どもの会派は一般会計に賛成をいたします。私のほうからは、区画整理 事業予算、そして上下水道に関しての反対討論をさせていただきます。

高橋町長のもと1年余りを経過いたしました。町政の運営を見て、町長が町民の声を聞く 真摯な立場を持っていること、そのことを高く評価して一般会計に賛成するものでございま す。今後とも町民の声をしっかりと聞き、そして笑顔と夢を語っていただきたいと思います。

次に、区画整理事業に移ります。107億円の債務負担行為、いわゆる借金によって27年度にほぼ工事終了した駅前開発区画整理事業は、今年度から平成46年度まで工事費の返済とあわせ、複合施設の維持管理費として1億760万円、駅前開発株式会社の運営費として2,460万円を支払っていくことになります。当初からこの一般会計、約90億円の本町にあって、107億円という大型公共事業は、身の丈を超えた開発、過剰投資であるという指摘をしてまいりました。そしてまた、駅前に新たな中心市街地をつくるという構想は、既に今の時代のニーズには合っておらず、そして駅前パティオ構想は破たんをしておりました。

そのような中にあって、本町の町有地である複合施設隣の町有地に商業施設、中心市街地の活性化のために商業ビルを建てるという29年度の構想がございますけれども、これは今のニーズに合っているのかどうか、町民の声をしっかりと聞く必要があると思います。むしろ私は複合施設の駐車場がいまだ解決していません。その状況から見て、隣接したこの土地は複合施設の駐車場として使うべきものと考えるものです。

さて、私は、平成17年のまちづくり策定委員会に公募して参加をしました。その中から今までずっと駅前開発を見てきたわけでございますが、今思えば、やはり徳田倉庫を初めとした歴史的建造物が消失をし、そしてケヤキ並木等の自然がほとんど木々が切られて、潤いがなくなったということが一番感じられます。中には、カラスがいなくなって喜んでいるという声もありますが、小鳥のさえずりが聞こえなくなりました。このようなことを大変私は残念に思っている一人でございます。そのような中にあって、駅前が町民のいわゆる町の顔と

して、そして今後学園都市としてふさわしいまちづくりをしていっていただきたいと思います。そのためには、やはり樹木を植えて、町民がほっとするような、そういう温かい空間をつくっていっていただきたいと考えるものです。

また、複合施設について、いろいろな問題点を指摘してきましたけれども、やはりできてみますと、子育て施設が3階にあるのは問題だと、やはり考えました。1階にある音楽スタジオやライブハウスは、あえて1階でなくても十分3階で機能できるものです。このまちづくりの中で言われた、いわゆるユニバーサルデザインということは、社会的弱者に最も配慮したまちづくりという意味でございます。子どもが安心して施設を利用できる、このユニバーサルデザインこそが子どもに配慮した施設となることであると考えるものです。そういう点におきまして、今回の複合施設は、安全上の問題、それらを含めて子どもに、やはり配慮が足りなかった施設であると考えるものです。今後とも安全防止には万全の対策をとって町民が安心して利用できる施設として維持管理をしていっていただきたいと思います。

次に、上下水道でございます。本町は、人口密度が県内一高く、コンパクトシティであり、 それはすなわち上下水道を初めとする公共施設の効率化が図りやすい町となっています。それは大変な好条件であると思います。また、上水道は、有収率92%、県下1位を誇り、安全な水を供給しています。また、下水道は、普及率は県都盛岡市と同様の九十数パーセントを超えるということで、これも安全、そして衛生上の貢献をしているものと、この点については、高く評価をするものでございます。

しかしながら、今後人口減あるいは財政的な問題、老朽化の問題が発生し、それについては、確かに鋭意取り組んでいかなければなりません。しかし、今までの説明の中では、改修については、いわゆる利益と減価償却を充てるという立場でございますが、私はその中に社会資本整備の国からの交付金、これをしっかりと位置づけで、この3つでしっかりと改修計画を立てていただきたいと思います。その中にあって、本当に値上げがこれでなくてはならないのかというぎりぎりの議論をしていただきたい。しかも、今ことしの3月には、平川食品の不正問題がいわゆる決着を見て、本町は約2億7,000万円の不納欠損を生じるに至っております。このような状況の中で、そしてまた来年の4月には、消費税が2%増額をされるという一応予定ではございますが、そのような状況下にあって、この7月に上下水道料金6%及び15%の値上げをするということは、到底町民の理解が得られないものと私は考えます。値上げをする前に、まだやるべきことがある、そのことを申し上げて反対討論といたします。

以上です。

○議長(廣田光男議員) ほかに討論ありますか。

5番、齊藤正範議員。

(5番 齊藤正範議員 登壇)

○5番(齊藤正範議員) 議席番号5番、矢巾明進会、齊藤正範です。

平成28年の予算に賛成する立場で討論いたします。やさしく元気あるまちづくりを目指し、新たに町内に定住を希望する方の経済的な負担を軽減するため、住宅取得にかかわる利子補給制度の実施、脳血管疾患防止のために行っている塩彩プロジェクトを通じての新たな6次産業化への取り組み、小学校6年生まで外来医療費の補助の拡大、いじめ防止対策として町独自に相談員2名の配置などの事業を計画し、さらに活力ある町実現のために実施する町内の機構改革は、大いに評価します。実りある機構改革となるよう職員のより一層の奮起を促したいと存じます。

まちづくりの基本である住民の安全、安心につながる防災力の向上、社会環境変化に対応 した土地利用の見直しの推進、岩手医科大学附属病院開院に向けた対応、多額の町税を投入 して4月よりスタートさせるやはぱーくの事業が町民に支持されるよう指導管理を積極的に 行うことなどを期待し、予算に賛成します。

○議長(廣田光男議員) 他に討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第31号 平成28年度矢巾町一般会計予算について起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第33号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立に より採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立 により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第35号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ

7

○議長(廣田光男議員) 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提 案理由の説明を申し上げます。

矢巾町の人権擁護委員には、現在7名の方々がなられておりますが、このたび1名の増員が法務大臣から承認されましたことから、今回新たに人権擁護委員として矢巾町大字南矢幅第16地割23番地13、高橋裕喜子さんをご推薦申し上げるものであります。高橋裕喜子さんは、平成13年から岩手県立産業技術短期大学校の臨時職員としてお勤めになられ、現在に至っております。

本町におきましては、平成12年から3年間、矢巾町立不動小学校PTA副会長、平成16年から2年間、矢巾町立不動小学校評議員、平成15年から矢巾町青少年健全育成町民会議委員、そして平成24年から現在まで矢巾町青少年健全育成町民会議事務局長を務められ、人権擁護委員の任務を十分に全うするに人格、識見とも立派な方でございますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと 思いますが、これに異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11 議案第38号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一 部を改正する条例について

- ○議長(廣田光男議員) 日程第11、議案第38号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
- ○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第38号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、昨年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を 行い、それに基づき国が特別職の国家公務員の給与に関する法律を改正したことを踏まえ、 本町の特別職の職員の給与に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容でありますが、国においては、官民格差に基づく一般職の国家公務員の給与 改定に準じて特別職の国家公務員の期末手当の支給月数を引き上げたことから、本町の特別 職の職員の期末手当の支給月数を0.2カ月分を引き上げる改定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番(川村よし子議員) 1点お伺いします。公務員の賃金が引き上がることによって民間

の労働者の賃金も引き上がるのが例年のことだったと思うのですけれども、この間公務員の 賃金が民間の賃金をアップするような状況になっておりますが、今の矢巾町の中で農協、商 工会、それから指定管理者制度で行っている事業所、そういうところはどのようになってい るのかお伺いします。

- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、議員さんからお話しあったとおり、いわゆる官民の格差の部分、ここの部分の改正ということで今回上げさせていただくわけでございますけれども、ご質問ございました指定管理者、農協、商工会等々出たわけですけれども、こちらの部分につきましても当然各団体、組織として、それに見合ったものという形の中で進めていると思いますが、具体的な上げ幅とか賃金の状況等については、こちらのほうでは把握していないところでございますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他に質疑ありますか。 13番、川村よし子議員。
- ○13番(川村よし子議員) 人事院では、昨年の8月に決めたわけですけれども、昨年の4月から消費税が上がって、地域は活性化されているのでしょうか。消費税が上がって、物が値上がりされているのですけれども、公務員の賃金が上がったことによってどのようになっているのか把握していれば、教えてください。

それから、矢巾町の経済状況で商工業者からの意見では、なかなか物が売れなくなったということですけれども、そのようなことはどのように考えているのかお聞きします。

- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問にお答えいたします。

大きく2点出たわけでございますけれども、消費税上がりましての活性化の部分、公務員の賃金が上がったことで活性化、どのような状況になっているかという形になるわけですけれども、なかなか町独自のみでは、なかなかはかれない部分がございますけれども、いろいろ報道、マスコミ等の部分では、いろんな以前の一部というのから、いろいろ大きく拡大された解釈もございますし、また会社というのが部分によっては、なかなか浸透してこないというふうな話もございますけれども、特に公務員賃金の改正、少なくとも公務員の部分、今まで抑えられた部分、これはございましたので、ここら辺の部分では幾分の、ちょっと数字

的にははかり知れないわけですけれども、改善は図られているというふうな形では捉えてご ざいます。

それから、経済状況の部分でございますけれども、これもなかなか物差しなり、尺度を置いてはかったようなことはございません。特に先ほどご質問ございました公務員、いわゆる賃金の改正に伴って町内含めて経済効果、なかなかどういうふうな形で資金が、資金というのか、お金が動いているのかというのは、なかなか把握できない部分でございますので、そこはご理解のほうお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(廣田光男議員) 他の議員で質疑ございませんか。5番、齊藤正範議員。
- ○5番(齊藤正範議員) 矢巾町の近隣の市町村での状況はどのようになっているのかお伺い したいと思います。
- ○議長(廣田光男議員) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本良司君) ただいまのご質問にお答えいたします。

全協でも若干ちょっと申し上げました経緯がございますけれども、近隣部分では、盛岡市、 滝沢、紫波、矢巾、あとは雫石は既に行っている部分がございますけれども、この部分、今 回8月の人勧を受けての改正というふうに事務局サイドの部分で聞いてございますので、議 会の議決とられたかどうか、条例改正部分、そこまでちょっと確認していないところでござ いますけれども、給与担当の部分の確認でそういうふうな状況を確認しているところでござ います。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) それでは、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第38号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正 する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第39号 矢巾町役場庁舎冷房機器設置工事請負契約の締結 について

○議長(廣田光男議員) 日程第12、議案第39号 矢巾町役場庁舎冷房機器設置工事請負契約 の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 髙橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第39号 矢巾町役場庁舎冷房機器設置工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、役場庁舎内の夏季における室内環境の改善を図ることから、冷房機器設置工事を行うものであります。主な工事内容につきましては、室外機10基、天井埋め込みカセット型エアコン48基、壁かけ型エアコン2基を新たに設置するほか、既にエアコンが設置されている箇所については、既存のダクトを再利用し、設備を更新するもので冷房設備工事及び電気設備工事等を行うものであります。

入札執行は、指名競争入札として2月23日付で富士通工業株式会社、アクア工業株式会社、株式会社アサヒ工業社盛岡営業所、株式会社双葉設備アンドサービス、株式会社富士電業社、株式会社イワテック岩手支社、昱機電株式会社、向洋電機事業所、株式会社東北日立盛岡支店、以上8社を指名したところ、株式会社東北日立盛岡支店が辞退し、7社により3月14日、午前9時24分から入札を執行した結果、アクア工業株式会社が一金6,518万円で落札し、この金額に8%の消費税を加算した金額、一金7,039万4,400円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第39号 矢巾町役場庁舎冷房機器設置工事請負契約の締結について を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時10分とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。

なお、1番、赤丸秀雄議員は、所用のため退席しております。

日程第13 議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第11号) について

日程第14 議案第41号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業 特別会計補正予算(第4号)について

日程第15 議案第42号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第16 議案第43号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について

○議長(廣田光男議員) お諮りします。日程第13、議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第11号)について、日程第14、議案第41号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)について、日程第15、議案第42号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について、日程第16、議案第43号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について、この4議案は関連がありますので、会議規則第

37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第43号までは、一括上程することに決定いたしました。 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第11号)について 提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、13款国庫支出金の公共土木施設災害復旧費負担金、地方創生加速化交付金、14款県支出金のスマートインターチェンジ整備事業費負担金、16款寄附金の教育費寄附金、19款諸収入の岩手県市町村振興協会市町村振興助成金を新設補正し、9款地方交付税の普通交付税、13款国庫支出金の国民健康保険基盤安定負担金、14款県支出金の県民税徴収委託金、岩手県知事及び岩手県議会議員選挙委託金、15款財産収入の土地売払収入、19款諸収入の農地中間管理事業、農地集積協力金にそれぞれ増額の補正を行い、また13款国庫支出金の障がい者自立支援給付金負担金、農業基盤整備促進事業補助金、14款県支出金の多面的機能支払い交付金県負担金、再生可能エネルギー導入事業費補助金、新規就農総合支援事業補助金、生活再建住宅支援事業補助金、17款の繰入金の芸術文化振興基金繰入金をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについては、地方創生加速化事業経費を2款総務費の企画総務事業費に新設補正し、2款総務費の財政調整基金積立事業、3款民生費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、保育委託事業、6款農林水産業費の農地中間管理事業、10款教育費の芸術文化振興事業にそれぞれ増額補正を行い、また2款総務費の公共施設等総合管理事業、4款衛生費の環境保全事業、6款農林水産業費の担い手育成事業、農地等整備事業、かんがい整備事業、農業体質強化基盤整備促進事業、8款土木費の矢幅駅周辺土地区画整理事業、住宅改修事業、被災者住宅再建支援事業をそれぞれ減額補正することとし、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,894万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億9,357万6,000円とするものであります。

なお、今回の補正予算では、第2表繰越明許費によりご提案いたします2款総務費の庁舎 施設等整備事業8,074万3,000円を初め、総額4億3,514万3,000円については、歳出予算の経 費のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない 見込みのある事業について、平成27年度内の執行を見込むことができないことになりました ので、平成28年度に執行できるよう予算の繰り越しをお願いするものであり、当該事業につ いては、早期に事業完了するよう鋭意努力してまいりたいと存じます。

次に、議案第41号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算 (第4号) について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款国庫支出金の土地区画整理整理事業費補助金、4款繰入金の一般会計繰入金及び6款町債の土地区画整理事業債を減額補正し、2款県支出金の土地区画整理事業費補助金、3款財産収入の利子及び配当金及び不動産売払収入を増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業、矢幅駅前地区事業及び4款公債費の公債費利子償還事業を減額補正し、3款基金積立金の矢幅駅西地区土地区画整理事業基金積み立て事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億241万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億592万9,000円とするものであります。

次に、議案第42号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由 の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち収入の水道事業収益の営業収益及び 営業外収益をそれぞれ増額し、支出の水道事業費用の営業費用を減額し、営業外費用を増額 とし、資本的収入及び支出のうち、収入の資本的収入の負担金を増額し、国庫補助金を減額 して支出の資本的支出の建設改良費を増額するものであります。

これによりまして、収益的収入及び支出のうち収入の総額を6億9,526万1,000円とし、支出の総額を5億1,715万3,000円とし、資本的収入及び支出のうち収入の総額を5,393万8,000円とし、支出の総額を6億7,255万5,000円とするものであります。

次に、議案第43号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道事業収益の営業収益を増額し、営業外収益を減額し、2款農業集落排水事業収益の営業収益及び営業外収益をそれぞれ減額し、支出の1款公共下水道事業費用の営業費用を減額し、2款農業集落排水事業費用の営業費用を増額とし、資本的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道資本的

収入の負担金を増額し、企業債及び国庫補助金をそれぞれ減額し、2款農業集落排水資本的収入の負担金を増額し、企業債及び県補助金をそれぞれ減額し、支出の1款公共下水道資本的支出の建設改良費、2款農業集落排水資本的支出の建設改良費及び基金積立金をそれぞれ減額するものであります。

これによりまして、収益的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道事業収益を7億4,381万4,000円とし、2款農業集落排水事業収益を4億3,587万円、支出の1款公共下水道事業費用を6億2,776万3,000円及び2款農業集落排水事業費用を4億2,710万8,000円とし、資本的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道資本的収入を7億9,039万1,000円。2款農業集落排水資本的収入を4,020万3,000円。支出の1款公共下水道資本的支出を11億1,002万2,000円及び2款農業集落排水資本的支出を2億3,743万7,000円とするものであります。

それぞれの補正の詳細につきましては、後刻設置されます予算決算常任委員会におきまして担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第40号から議案第43号までの4議案については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議がないようですので、予算決算常任委員会に付託することと 決定いたしました。

それでは、この後予算決算常任委員会においてご審議をいただき、報告書を当職のもとに 提出されるようお願いします。

ここで暫時休憩に入ります。

午前11時22分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続きまして再開をいたします。

予算決算常任委員会に付託しておりました議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算 (第11号)について、議案第41号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算 (第4号)について、議案第42号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算 (第4号)について、議案第43号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算 (第4号)につい

ての4議案について予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これ を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山﨑道夫予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 山﨑道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長(山﨑道夫議員) 予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

平成28年3月22日、矢巾町議会議長廣田光男殿。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長山 﨑道夫。

予算決算常任委員会審查報告書。議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第11号)について、議案第41号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)について、議案第42号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について、議案第43号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について、本常任委員会は、平成28年3月22日付、付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第40号から議案第43号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。1、国庫・県支出金について、多額の減額補正となっているが、当初予算を編成する際、歳出の計画を十分に精査し、予算計上されたい。

- 2、総務費における企画事業の増について、地方創生加速化事業の計画と事業の速やかな 推進を図られたい。
 - 3、矢幅駅周辺地区における保留地等販売の促進に努められたい。
- 4、平川食品の下水道使用料不正問題に係る不納欠損状況について町民にわかりやすいよう説明責任を果たされたい。

以上、審査報告書といたします。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いをい たしまして終わります。

○議長(廣田光男議員) 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。 ただいまより各議案について討論に入ります。

なお、討論は、各会計を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議ないようでありますので、一括して討論を受けることに決定 いたしました。

それでは、討論に入ります。討論ありませんか。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番(小川文子議員) 討論をいたします。駅前の土地区画整理事業に対する補正予算の反対討論をいたします。

先ほどの説明の中で複合施設の光熱水費は、維持管理費は別だという説明がございました。 そしてそれは町の一般会計から出すという説明でございましたけれども、私が今から2年前の12月議会に駅前に建設予定の複合施設の年間1億円の維持管理費の積算根拠を伺いました。 その中で概算額で施設全体の維持管理費約2,300万円、地域交流センター運営が約400万円、 図書センターが約3,700万円、子育て世代活動センターが約2,900万円、これに光熱水費700万円を別途加算し、約1億円となると試算しているという答弁でございました。この中でいきますと、光熱水費は1億円の中に含まれるという認識を私はしたわけでございます。今回は1億円の外であるという説明でございましたので、最初からそうだったということでございましたので、理解ができていなかったのかなとも思いますが、こういう答弁もございますし、なかなか理解がしがたい、いわゆるちょっと承服しかねるといいますか、理解しがたいという点で私は反対討論とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) ほかに討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第11号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予

算(第4号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)についてを 起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について を起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長(廣田光男議員) ここで町長からご挨拶の申し出がありますので、これを許します。 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、3月会議を 閉じるに当たりまして、御礼のご挨拶をさせていただきます。

まだこの後発議案と選挙があるということでございますが、一言ご挨拶をさせていただき たいと思います。いずれ先月の24日から今月の22日までの28日間にわたりまして、まさにこ の3月会議は予算議会と言われておるわけでございますが、長丁場、議員各位には本当にご 苦労さまでございました。そしてその中でも一般質問は、11名の皆さん方に大きな項目にい たしますと、31項目にわたりまして町政全般にわたりまして、いろいろと大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りました。そして、その中でも特にも当局からご提案をさせていただきました33議案、そのほかにも報告、諮問、それぞれ1件ずつお願いを申し上げたところ、まず全部ご可決を賜ったことに改めて感謝を申し上げる次第であります。

それでこの一般会計、そして特別会計の4会計、そして企業会計の2つの会計、全部で7会計合わせると189億2,640万7,000円という当初予算額になるわけでございますが、今後も皆様方の当初予算、補正予算での審査報告書の中でも特にも附帯決議をなされた事項については、議員各位の意を体してこれからしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしく申し上げる次第であります。

そしてこの議会運営に当たりましては、議会運営委員会の川村農夫委員長、そして予算決算常任委員会につきましては、山﨑委員長をはじめ委員の各位、そしてそれぞれ各常任委員会の委員長さん方をはじめ委員各位には、本当に今回の3月会議に当たりまして、ご指導いただきましたことを本当に感謝を申し上げる次第であります。

それから、最後になりますが、本会議の本日の最終本会議でいわゆる矢巾町役場で長年勤めていただきました川村企画財政課長、そして髙橋農林課長、そして立花学務課長、本当にご苦労をおかけしたし、また議員各位からも本当にいろいろと懇切なるご指導をいただきましたことに深く感謝を申し上げまして私の御礼の挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長(廣田光男議員) ここで暫時休憩をいたします。

なお、町長以下参与の方々は退席されて結構でございます。

午後 3時03分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長(廣田光男議員) 再開をします。

日程第17 発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第17、発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

(9番 川村農夫議員 登壇)

○9番(川村農夫議員) 発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正の1点目は、議案第38号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正と同様に、昨年8月の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与に関する法律の改正を踏まえ、議会の議員の報酬等を改正するものであります。

その改正内容でありますが、本町の議会の議員の期末手当の支給月数を0.2カ月分引き上げる改定を行うものであります。

2点目の改正は、旅費の一部として支給される日当について改正をするものであります。 その改正内容でありますが、東京都及び政令指定都市では、物価がほかの地域より高いこと から、出張し、滞在したときに支給となる日当2,800円に2,000円を加算して、合計4,800円を 支給しておりましたが、物価の格差がそれほどないと認められることから、加算額2,000円を 廃止するものであります。

なお、この条例は、執行者側とあわせてことしの4月1日から施行するものであります。 議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議案第5号 矢巾町議会事務局処務規程の制定について

○議長(廣田光男議員) 日程第18、発議案第5号 矢巾町議会事務局処務規程の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

(9番 川村農夫議員 登壇)

○9番(川村農夫議員) 発議案第5号 矢巾町議会事務局処務規程の制定について提案理由 の説明を申し上げます。このたびの全部改正は、議会事務局に議事係を置くこととあわせて、 全体にわたり見直しをするものであります。

改正内容でありますが、事務局処務規定第2条で議事係を設置し、第4条で事務局長以下 係長等の職を設置するものであります。

そのほか第7条の代決規程及び第9条の勤務の条件及び服務を追加したところであります。 そのほかの改正は、あわせて文言の整理を行うものであります。議員各位のご賛同をお願 い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第5号 矢巾町議会事務局処務規程の制定についてを起立により 採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議案第6号 安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出につ いて ○議長(廣田光男議員) 日程第19、発議案第6号 安全保障関連法の廃止を求める意見書の 提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

15番、藤原由巳議員。

(15番 藤原由巳議員 登壇)

○15番(藤原由巳議員) それでは、発議案第6号について説明を申し上げます。

安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会議規則第14条の規定により提出する。平成28年3月22日、矢巾町議会議長廣田光男殿。 提出者、矢巾町議会議員藤原由巳、同じく小川文子、同じく山崎道夫、同じく長谷川和男。

次に、意見書の内容説明を申し上げます。要点だけ朗読させていただきます。安全保障関連法の廃止を求める意見書、昨年9月19日、参議院本会議において、安全保障関連法が十分な国会審議を経ることなく、可決、成立いたしました。

国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、圧倒的多数の憲法学者、歴代の元内閣法制局長官、元最高裁判長と判事、日本弁護士連合会など、憲法学と法曹界の専門家の知的共同体が安保法制は憲法違反と断じたことは極めて重大であります。各種世論調査でも審議すればするほど国民の多数が安全保障関連法案に反対の声が広がり、国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになるなど、徹底した審議が求められるものであります。

よって、憲法の根幹にかかわるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは、極めて遺憾であることから、安全保障関連法案の強硬採決に抗議するとともに、国においては、安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年3月22日、内閣総理大臣安倍晋三殿、防衛大臣中谷元殿、外務大臣岸田文雄殿、内閣官房長官菅義偉殿、衆議院議長大島理森殿、参議院議長山崎正昭殿。県選出国会議員、衆議院議員階猛殿、同じく鈴木俊一殿、同じく黄川田徹殿、同じく小沢一郎殿、同じく高橋ひなこ殿、同じく橋本英教殿、同じく藤原崇殿、参議院議員平野達男殿、同じく主濱了殿。岩手県紫波郡矢巾町議会議長廣田光男。

以上でございますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第6号 安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出についてを 起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議案第7号 社会資本(上下水道)の老朽化対策の制度拡充を 求める意見書の提出について

○議長(廣田光男議員) 日程第20、発議案第7号 社会資本(上下水道)の老朽化対策の制度拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

(9番 川村農夫議員 登壇)

○9番(川村農夫議員) 発議案第7号 社会資本(上下水道)の老朽化対策の制度拡充を求める意見書の提出について、このことについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町では、安全で安定した水道水の供給を目指し、昭和41年4月1日、矢巾村の村営上 水道の供給を開始いたしました。そして給水域を拡大しながらその普及に取り組んで50年が 経過しております。

また、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、昭和48年11月、北上川流域下水道が発足しました。これは、町内下水道整備の推進役を担ってきましたが、既に43年経過しております。そしてまた、昭和50年代半ば以降は、農村部の集落排水事業も実施され、はや35年を経過しようとしております。当時の配管材は、その耐久性に期待しておりましたが、耐用年数40年の許容限界域に達してきております。その耐用基準に立ち返ると、今からでも更新事業に取りかかる必要に迫られているのが事業者の現実であります。

岩手県内で本町の上水道料金を安いほうから見ていった場合、現在の15番に位置している

ものが更新事業の平準化を目指して国、総務省の指標の値、1 立米当たり150円とすると、県内順位25位となり、近隣8市町で最も高い料金となります。

しかし、これは今の料金序列であり、各市町村とも本格的に老朽配管の更新事業に取り組むこととなると、料金が1立米当たり150円を超過することや自治体財政に重くのしかかることは火を見るよりも明らかであります。上下水道の老朽化施設の更新事業の実施には、巨額な資金を必要とするため、国からの財政支援は必要不可欠であります。

人口減少、高齢化の進行する中で上下水道料金で施設維持、老朽施設更新事業の全てを賄えというのは、地方消滅に拍車をかける結果になりかねません。飲料水、汚水処理に料金の地域間格差を生じる結果となることや国民生活の健康で衛生的な暮らしをゆがめることとなることを強く危惧するものであります。

よって、本町で議論され始めた社会資本、すなわち上下水道の老朽化に伴う設備投資が料金値上げなどに迫られることなく、より厚い国の財政支援のもとに速やかに、そして安定的に実施できるよう国の支援制度のさらなる拡充を求めるものであります。

よって、意見書案の記の部分でありますが、1つ、水道資源開発等施設整備費国庫補助金に加え、平成26年度に創設された生活基盤施設、耐震化等交付金においても補助要件及び総額においても必要十分とは言いがたい。よって、上下水道事業の円滑かつ確実な推進を図るため補助要件の緩和と財政予算額の十分な確保を講ずること。

2つ、老朽化対策施設整備が計画的に進むように安定的な財政支援を講ずること。

3つ、国民の上下水道利用料金に格差が生じないよう適正化に努め、事業制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。矢巾町議会議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第7号 社会資本(上下水道)の老朽化対策の制度拡充を求める

意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第21 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長(廣田光男議員) 日程第21、選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行います。

現在の選挙管理委員会委員及び補充員は、本年3月25日をもって任期が満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行うものであります。

初めに、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条2項の規定により、指名推選にしたいと 思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議がないようでありますので、選挙の方法は指名推選を行うことに決定いたしました。

お諮りします。議長が指名することとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、ご指名申し上げます。住所が北伝法寺の廣田政夫さん、南矢幅の石舘謙三さん、 南矢幅の菊池孝さん、西徳田の宮香さんの4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました廣田政夫さん、石舘謙三さん、菊池孝さん、宮香さん、以上の方が選挙管理委員会の委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条2項の規定により、指名推選にしたいと 思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議がないようでありますので、選挙の方法は指名推選を行うことに決定いたしました。

お諮りします。議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することと決定いたしました。

それでは、ご指名申し上げます。第1順位といたしまして住所が南矢幅の河邊正博さん、第2順位は高田の作山啓子さん、第3順位は南矢幅の齊藤美穂子さん、第4順位は西徳田の 菊池忠雄さんの4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました河邊正博さん、作山啓子さん、齊藤美穂子さん、菊池忠雄 さん、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

なお、当選者名簿は後日印刷の上、配付いたします。

○議長(廣田光男議員) 以上をもちまして3月会議に付託された議案の審議は全部終了しま

○議長(廣田光男議員) 以上をもちまして 3 月会議に付託された議案の審議は全部終了しま した。

これをもって平成28年矢巾町議会定例会3月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時26分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員